評議員　文學博士　萩野由之　文學士　笹川臨風
文學博士　黑板勝美　文學士　菊池謙二郎
文學博士　松本愛重　文學博士　三宅米吉
（イロハ順）

黑川真道編

國史叢書

將軍記　二

續撰清正記　全

國史研究會藏版

解題

續撰清正記　七卷

本書は、寛文三年出版に係る清正記五卷本の誤を訂正し、清正の正傳を知らしめむとて、遺臣某の編輯したるものなり。

本書內容は、清正の系圖より筆を起し、次に清正、秀吉公へ出身の始、及び一生の事蹟を記し、筆をさしおきたり。其の事蹟に於ては、清正記とは異傳なる所あれば、清正の事蹟を研究せんには、是れ彼れ對照する要用あること、玆に云ふまでもなかるべし。

本書作者は、清正の遺臣にして、匿名したれば知るに由なし。但本書の次序に記する所によれば、作者の祖父某は、清正肥後入國の翌年、招きに應じて家臣となり、父某は、若年より清正の側を離れず忠勤を盡し、清正逝去以後、忠廣に仕へけ

るが、致仕して東關に蟄居し、正保年中、齡八十歲に及びたる由。されば作者は、此の長壽の父より、淸正一世の行狀を聞き置けるに、淸正記出版を見て、其の誤れるを知り、續撰淸正記を著作せし由記されたり。

本書著作の時代及び出版の年月を記さずといへども、次序の文に、「爰に加藤肥後守淸正朝臣は、若年の頃より武勇に達し、天下の相として凛々たる威風日域に振ひ、而して堂々たる意氣朝鮮を動す云々。二世忠廣代に當つて、國破れ家亂れて、剩へ遠流の身となり給ひ、而して子孫跡を晦し、群臣離散す云々。何れの許の人といふことを知らず。又其姓字を詳にせずと雖も、他家の臣とは見えざる者、淸正先祖より逝去迄の事を書記して、淸正記と名付け、去ぬる年(寬文三年)の孟春に、梓に鏤めて世に行ひて以て之を顯す。其志豈盛ならざらんや云々。淸正逝去慶長十六年より、今茲寬文四年の曆までは、五十有四年に相當れり」と見えたるによれば、寬文三年出版の淸正記を見て、作者が卽時に筆を執り著作し、翌寬文四年に成りたるものなる事は知られたり。されば本書出版も、尋で行はれたるもの

と推定して可なるべし。たゞ玆に底本とせし予が藏本に、出版年月を記さゞるは、後世求版などの節に、削り去りたるものにて、最初出版本には、必ず出版年月を記せしものと考へらるれば、出版年月は、他日古本によりて發見せらるべしと、一言ことわりおくなり。

大正四年五月

黑川眞道識

例言

一、本編には將軍記後編五卷並に續撰清正記七卷を採收す。

一、將軍記原本二十卷中、十五卷迄を前編として採收し、本編には、十六卷以下を收めて、其後編となせり。

一、將軍記校訂上に就いては、前編既に詳載せる所の如し。

一、續撰清正記校訂に際し、讀誦の平易を計るが爲め、語尾を補ひたるもの例の如しと雖も、其甚しきに及ばざりき。時に讀み誤り易きものにのみ振假名を施したるも、朝鮮の地名及人名の如きは、原本に從つて假名書の儘とし、必ずしも漢字に改めず。又語格は、原本の一定せるは、之を改竄する事なく、殊更其儘に保存したり。

目次

將軍記 二

續撰清正記

卷第五

目次終

將軍記第十六

豐臣秀吉記　中之一

天正十四年の春、秀吉公、羽柴下總守勝雅を遣して、東照大權現、早く京都に上洛ありて、秀吉公に御禮あるべしと勸めしめらる。羽柴勝雅罷向ふ。大權現、折節三川の吉良といふ所に、御鷹狩し給ふに參り逢ひたり。大權現、使の言葉を聞きて宣はく、我れ何ぞ京に上りて、秀吉の庭に、手を束ね腰を折らんやと。勝雅暫く旅宿に歸りて、其有樣を窺ひ見るに、大權現は、只鷹をするゑ狗を走らかして、遊獵するのみにして、秀吉の仰は、耳にも聞入れざるが如くにおはしませり。次の日下總守、大權現に目見え致せしに、仰せられけるは、汝未だ歸り上らざるや、何ぞ周諄を申す。斯る言葉は聞くも懶し、早く歸り上れと。下總守申して曰く、貴公若し從ひ給はず

ば、秀吉大に怒り給はん事疑なし。然らば軍を此國に起されなば、危き事なるべし。今某、當國に來りて見るに、城廓おろそかに、要害疎なり。夫に只鷹狩をのみ、好み給ふ事は何ぞや。貴公能く心得給へと。大權現宣はく、下總守能く聞くべし。秀吉の軍兵多しといふとも、十萬餘には過ぐべからず。我兵は、二三萬計なり。さり乍ら秀吉の軍兵は、當國不案内の者共なり。如何に多勢なりとも、難所に引受け打取らん事、風の草を靡かすが如く、大石の卵を壓すに似たるべし。我れ更に憂へ恐れず。汝來りて、無用の言を我に語る。汝は佞奸の人なり。重ねて來らば、一命危からんと宣ふ。下總守又空しく歸りて、大坂の城に參り、此由申すに、秀吉、少しも怒り給ふ色なくして宣はく、大權現のいふ所、誠に理に當れり。我れ如何にも智慮を運らして、京都に召上さんものをとて、其夜既に更けて後、秀吉、俄に下總守を呼び給ふ。勝雅周章て騷ぎて出でたり。信雄公も、城に參らせらる。秀吉公 昌 披して、手に脇指と細帶を提げて出で給ふ。小姓一人、手燭燈して從ふ。下總守に語り給はく、我れ既に大權現を、京都に召上せたるぞやと。下總守驚きて物いはず。秀吉公

の曰く、我が妹を、彼が妻になさん。夫に家人等疑はゞ、我が母の大政所を、人質に遣さん。然らばいかでか上洛せざらんやとて、又下總守を遣して、上洛あるべき由申さしめらる。下總守、先づ吉田に至りて、酒井左衛門尉忠次に逢ひて相談し、忠次と打連れて、共に行きて申す。

大權現益怒りて、佞人又來れるや。我れ何ぞ之に對面すべきと。家人皆强ひて見えしむ。下總守、卽ち秀吉の仰を述べたり。大權現宣はく、然らば上洛すべし。秀吉僞りて不義をなさば、秀吉の罪なるべしとなり。下總守、大に悅びて京に歸る。秀吉も、甚だ悅び給ふ。

大權現、則ち榊原式部大輔康政を使者として、上京せしめらる。康政京に來り、富田左近が家に入りける所に、秀吉先づ來りて宣はく、我れ榊原康政に對面せん事を、望みし心、切なり。此故に、汝が登城するを待兼ねて、爰に來れるなり。先年小牧山の對軍の時、汝康政が狀に、秀吉更に主君を知らず、信雄卿と軍を結ぶ。其惡逆無道なる事此の如し。誰か之を疾まざらん。然るを諸軍多く秀吉に與せり。尤も

理と義とに背けり。我れ更にうけずと書きたり。其頃此狀を見るに、怒、胸に滿ちて置所なく、室中に仰せて、榊原康政を打殺さん者には、恩賞は望に任すべしと。其後康政汝が首を見て、我が心を快くせんものをと、憤り思ひけるに、今大權現と和睦し、交親しくなりて、汝に對面するに、日頃の欝憤、一時に散じたり。汝、君に忠あるに深し。我れ尤も之を感ず。我れ汝を、疎に思はんや。今より後は、諸事言合すべしとなり。康政頸を傾け拜辭して、未明に登城せしに、樣々もてなし給ふ。斯くて康政下國す。其後秀吉、其妹を大權現に遣す。女房達百六十人を相添へ、淺野彈正等供奉せらる。道中の男女、其奇麗美々なるを見物して、目を驚かす。五月十四日、濱松に至り、御輿を榊原式部大輔が家に寄せ、夫より城に入り奉り、婚姻の禮を行はる。秀吉言送らるゝ趣は、我れ妹あり、濱松の城に遣して、箕帚の妾とし給へとなり。其後秀吉思はく、今は大權現上洛あるべしと。されども終に上洛なし。世に沙汰するやう、大權現、終に秀吉と不通して上洛なくば、秀吉、定めて秀康を害せらるべしと。此事東國に風聞す。大權現思ひ給はく、我れ秀康を以て、

人質とせず。秀吉の養子とせり。若し其子を殺さば、秀吉の不慈不義ならん。古より互に婚姻をなす事あれども、敵國となりし者多し。我れ何ぞ容易く上洛せんや。秀吉聞傳へて、卽ち重ねて、母堂大政所を岡崎に遣して人質として、其心を打解けしめらる。美濃守秀長大に怒りて曰く、御母を以て敵に遣す。是れ武家の大なる恥なり。彼れ既に命に背きて從はず。一戰を遂げて雌雄を決せんと。秀吉宣はく、秀長が心、甚だ隘し。再びいふ事なかれと。秋九月、終に其母を送る。或人疑ひて曰く、夫にはあらずと。時に秀吉の妹、濱松より岡崎に來りて、窺ひ見て曰く、實に是れ我母なりと。是に依りて疑を晴れたり。彼の妹とは、東福寺の內南明寺と申せし是なり。此月、豐後の國主大友義統、使を秀吉公に遣して曰く、島津修理大夫義久、旣に薩摩・大隅・日向三ヶ國を領じて、屢軍兵を豐後に押出して、國を犯す。義統相戰ふと雖も、之に克つ事能はず。此度加勢を給はらば、永く臣下とならんとなり。秀吉公、卽ち仙石權兵衞・長曾我部元親を、豐後に赴かしめらる。先づ使者を以て、島津義久にいはせらる。島津義久、已が國にありて、恣に官位を進み、萬事雅意

島津義久を攻む

に任する條、不義の甚だしき事いふ計なし。正に昨の非を悔みて、早く京都に上るべしとなり。島津義久、大に罵り笑ひて曰く、彼藤吉猿面郎が、我を京に上らせんとす。誠に鳴呼がましやとて、仙石權兵衞が書狀を披き見もせずして、投捨てたり。仙石聞きて大に怒り、卽ち六千餘騎の軍兵を率して、義久が家臣に、伊集院の某が領地に陣を取る。大友義統が軍兵も、同じく相從ふ。義久、卽ち島津中務少輔家久を遣して、二萬餘人を以て、防ぎ戰はしむ。長曾我部信親一陣に進み、家久が陣に駈入りて討死す。郎從廿餘人、盡く死す。島津が兵、既に信親が首を取り、鋒に貫きて差上げ、大に呼ばはりて打つて懸る。仙石・大友が軍兵、大に亂れたり。長曾我部元親は、信親が討たれたるをも知らず、島津に亂されて引退きしが、元親が郎從、主を落さんとて追重なる。敵を打拂ひ〳〵しける間に、竹田新介・桑名太郎左衞門、大友が郎從十河新太郎・矢野・田宮以下、皆討死す。仙石も、只一騎虎口を遁れて、豐後に入りけり。島津が武威、大に九州に振ひしかば、彌〻秀吉を恐れず。東照大權現、既に秀吉の所望に依りて、井伊兵部少輔・本田中務大輔・榊原式部大輔

が親族、各一人宛京に上せて、人質とせらる。大權現は、井伊兵部直政・本多作左衞門重次を以て、秀吉の人質大政所を、岡崎にして守らしむ。大權現上洛ありてより、大政所の屋形の周圍に、柴を積み置く。是れ若し大權現、京都にして大事に及び給はゞ、大政所を燒殺さんが爲なり。大權現、上洛首途あり。本田中務大輔忠勝・榊原式部大輔康政・阿倍伊豫守・永井右近大夫直勝等供奉して、大坂に着きて、先ず美濃守秀長の家に入り給ふ。秀吉公忽ち來りて、大權現に對面し、手を取りて、遠路の上洛を喜び申し給ふ。秀長を以て、樣々もてなしの事、善盡し美盡し給ふ。此時に、雨戶を開く者あり。關東の家作には雨戶なし。此故に、大權現御供の面々、大に其聲に驚き色を失ふ。富田左近將監之を推察して、其事を語り申すにこそ、色を直しにけれ。次の日大權現、大坂の城に上り給ふ。尾張内府信雄卿も登城あり。秀吉公、庭まで迎に出で給ふ。大權現と信雄卿と、跡先に行く辭退ありけるを、秀吉公、大權現の手を取りて、先に行かしめ、物語して入り給ふ。大權現と天守に上らる。珍物の道具、山の如く飾られたり。利休に仰せて、茶を點ぜしむ。斯くて大權現、御

暇を告げらる。秀吉、卽ち不動國行の太刀・白雲といふ茶壺を參らせらる。大權現、洛中御見物あり。聚樂に屋敷を參らせらる。秀長、既に秀吉の命に依りて、臺所幷に門を作りて參らせらる。藤堂與右衞門高虎、奉行たり。淺野彈正長政、京都の馳走人たり。十月四日、大權現を、權中納言に任ぜらる。斯くて濱松に歸り給ひ、大政所をも、京に返し上らせらる。大權現、井伊兵部少輔直政を、御禮の爲め上洛せしめらる。秀吉公もてなして、石川伯耆守を相伴人とせらる。兵部少輔、其不義なる事を嫉みて、一日の內、物もいはず。其後秀吉公、御茶を給はりしに、伯耆守父相伴たり。直政又一言をも交さず。心に思はく、伯耆守は、是れ人の面にて、獸の心なる者なり。譜代の主君を背きて、秀吉公に從ふ。不義といひ臆病といひ、武士の大に惡む所なりと。此有樣を見聞く人、皆伯耆守が恥かしさ、直政が道義ある事を褒貶す。

此月、黑田官兵衞孝高・小早川左衞門尉隆景、八千餘騎にて豐前に至る。一揆の輩、宇呂津の砦を守り、道を切塞ぐ。黑田・小早川、急に攻破りて、凶賊數百人を殺す。

秀吉公、感狀を給はる。小早川又軍を進めて、障子嶽の城を落し、香春の城を取卷きしに、城主高橋、降人に出でたり。即ち河原が嶽に陣取りて、秀吉公の西國立を待ちけり。

十一月、仙石權兵衞打負けて、島津義久・家久が、武威を振ふ由を秀吉聞きて、大に怒り給ふ。

十二月、秀吉公、太政大臣に任ず。自ら姓を改めて、豐臣とせらる。

秀吉公、卅七ヶ國に回文して、軍兵廿餘萬騎を招き、小西隆佐・建部壽徳・吉田淸右衞門・宮城長次郎に仰せて、兵糧秣等の事を辨ず。

大權現、濱松より駿府に移徙あり。月迫なるを以ての故に、御家人等、家を移す者少し。大久保治部大輔忠隣等、漸く從ひ移す。其外の人々は、年を越えて移り住す。

大佛殿を建立す

此年、秀吉公思し立ちて、東山に、大佛殿を建立せんとす。德善院玄以・淺野長政・增田長盛・石田三成・長束大藏に命せけるやう、昔日南都の大佛殿は、廿年にして成就せりといふ。此度は五年にして、其功を終るべき才覺あるべきやうなり。各、玄以齋

が家に會議して、奈良の大佛師宗貞法印・弟宗印法眼、大佛殿棟梁の大工を呼寄せて、委しく尋ね究め、秀吉公へ申上げたり。秀吉宣はく、材木を先とするや、佛像を先とするやとなり。五奉行相計りて、材木を取るべき國々を記す。土佐・九州・信濃の木曾・紀州の熊野、宜しからんとて、奉行廿人・番匠廿人を選びて、國々に遣す。秀吉公宣はく、五奉行に問ひなば、事毎もとほり難く、日を重ねん。只玄以一人に問うて、定むべしとなり。斯くて四國・九州の人は、土佐の山中に入りて、木を出し舟に載せて、淀・鳥羽に着くる。伊勢・尾張・美濃の人は、木曾の山中より材木を伐出して、勢州の桑名に送りて、大坂に着けたり。畿内・中國の輩は、大佛殿の地形・石垣・築山等の事を勤む。東山佛光寺に、地形を定む。役に與かる者、廿一ヶ國を三に分けて、一は地形、一は石垣、一は築山を司る。佛像の事は、銅を以て鑄立つるは、成就する事遲し。只木像にして然るべし。漆膠を以て塗立て、五彩を以て飾るに、如く事あるべからずとなり。異國の佛師、豐後國にありしを召して問はるゝに、答へて曰く、異朝にて、大像の佛を造るには、木を以て作り、漆膠を塗立つれば、百年は拵へて、

朽崩れずと申す。秀吉公に申上げたりければ、則ち宗眞・宗印に仰せて、佛像をば作らせらる。片桐東市正直盛・糟屋内膳正・古田兵部少輔・寺西筑後守・早川主馬首・間島彦太郎を差添へらる。堂の高さ廿丈、佛の高さ十六丈、是れ古より定れる法なれば、今以て之に違ふべからずとなり。漆膠は、泉の堺今井宗久を奉行とす。池田備中守・川尻肥前守・上田主水正を差副へらる。異國の佛師申しけるは、佛像出來せざる以前に、牡蠣殼一萬俵を集むべしとて、即ち伊勢・尾張に人を遣して集めらる。されども事遲々に及ぶ間、高野山の木食上人興山を呼びて、其營を差計らはしむ。興山は、斯樣の事に物馴れし上人なり。佛光寺の邊に草庵を構へて、取急ぎしかば、程なく佛像は作り立ちたり。築山を、佛像の東に構へ、轆轤を以て虹梁を繰上げければ、凡そ千人にても、動かし難き虹梁を、百人計りにて引廻す。古に替りて、其工、大に手早く取扱ふ。四方の石垣、初は小石にて築きけれども、人若し盜み取らんかとて、大石を以て築直さる。毎日五千人にて引營む。興山上人、奉行を勤む。棟木は、富士山にありと申す。秀吉公、即ち大權現に使を遣し、其木を伐らせて、大坂に廻さ

しむ。其一本の費、五萬人の用、黃金千兩に當れりとかや。旣に日を經て、大佛殿成就す。又大なる鐘を鑄て掛けらる。是彼供養の式に至る迄、國家の費、萬民の勞、誠に夥しき經營なりけり。

同十五年正月二日、謠初あり。諸大名御禮の儀あり。

秀吉自ら島津義久を攻む

二月、島津義久退治の爲め、諸國の軍士を、西國に赴かしめらる。或は難波の浦に纜を解き、或は須磨・明石に鞭を上げて、前陣、旣に門司・赤間關に着けば、後陣は、未だ兵庫昆陽野に支へたり。斯くて諸軍筑紫に着く。同三月に、秀吉公京を打立ち給ふ。其出立華やかなり。安藝の嚴島に至り給ふ。社人内侍參り謁す。蛋人は、貝を拾うて奉る。内侍は、淸盛の古を明神に奉納あり。夫より關戶に着きて、軍評定あり。美濃守秀長を大將軍として、薩摩に押入らしむ。蜂須賀阿波守家政・長曾我部土佐守元親・尾藤右衞門尉等、凡そ四國・中國の勢八萬餘騎なり。毛利右馬頭輝元四萬餘騎、備前宰相浮田秀家一萬餘騎にて、秀吉公の命を受けて、都喜枝城を構ふ。黑田官兵衞・龜井武藏守を相添へらる。秀吉公は、軍兵を進めて豐後に至り、秀長は高城

豐後日向の境に取懸け、急に攻めらる。島津兵庫頭義弘加勢す。宮部善祥坊が陣に至りて、大に戰ふ。宮部が家臣甫作某が働に、義弘敗北して、軍兵多く討たれたり。島津中務少輔家久二萬餘騎にて、豐後の府内の城に籠る。秀吉公押寄せ給ふ。家久防ぎ屈して、雨風烈しき夜、城を落ちたり。秀吉公、即ち大友宗麟・義統父子を居ゑて守らしめらる。

秀吉公、四月に、岩石城を攻めしむ。豐前筑前の境なり。丹波少將秀勝を大將軍とし、蒲生飛驒守氏鄕は、大手に向ひ、前田肥前守利長は、搦手に向ひ、谷大膳・小野木縫助を軍奉行として、急に攻めて、城に火をかけ揉落す。秀吉公大に喜びて、氏鄕・利長に感狀を給はる。氏鄕が家臣坂小板、後に蒲生源左衛門と號す。城の一番乘しけり。秀吉公、之に金錢を給はる。東照大權現の使者本田豐後守廣孝來り合せ、同じく進みて城を攻めつゝ、大に戰功を勵ましければ、秀吉公感じ給ひて、羊皮の羽織・金鐔脇指を給ふ。

小熊の城には、秋月種長籠り居たりける所に、岩石の城落ちたりと聞きて、城を開退き山中に隱れ、誓紙を捧げて詫言申しければ、秀吉公許し給ふ。種長大に喜び、

奈良柴の茶入を奉り、小熊の城に歸され、秀吉公の先陣を勤む。

彦山といふは、豐前・豐後・筑前三ヶ國に、根をさして蟠り、最高き名山なり。山嶮しくして、中に僧徒是れ多く住せり。開闢より此方、守護の者なく、王命にも從はず、武威をも恐れず、唯己が心に任せ、恣に國民を惱まし、凡そ西國に起る盜賊の張本、多くは彦山の法師原なり。近隣の諸民之を憂へて、秀吉公に訴へ申す。秀吉公、さらば退治すべき由、うけがひ給ふ。彦山の僧徒聞傳へ、滿山會合して、評定區なり。中にも老僧の曰く、此頃西國に名を得し武勇智謀の人々だに、克つ事能はず。皆降參する程の秀吉ぞかし。彦山の法師原、爭でか之に對して克つべき。只降を乞うて、彦山を安全にせよやとて、僧一人を遣し、淺野彈正長政に付きて、秀吉公の陣に參り、赦免せられん事を求む。秀吉公の命に依りて、彦山の僧徒、連署の起請文を捧げたり。則ち御許されを蒙りて歸る。富田左近將監・奥山佐渡守を遣され、彦山寺中の仕置を定められけり。秀吉公の武威、高く揚り遠く振ひて、西國の諸城、攻めずして皆開退く。卽ち軍兵を入替へて守らしめらる。秀吉公思ひ給はく、遠國絕域

の者共、一人も殘らず誅せば、無慈悲の至なりとて、仰出さるゝ趣は、此度諸方の城兵、逃落ちたらん者を、殺す事勿れ。城主降人に來らん者は、許し宥めんとなり。此由聞傳ふる者、誠に仁政の至りなりとて、皆參り來りて、對面を遂ぐる輩、壹岐・對馬・平戶・五島・筑紫・龍造寺政家・蒲生重貞・高橋・草野安心院・佐田・宗像・中八・原田・立花・杉野・城井等、皆從ふ事、風に靡く草の如し。

五月に、秀吉公進みて、薩摩國千代川の邊太平寺に陣を取り、兵糧秣等を、諸軍士に分ち與へ、九鬼大隅守嘉隆・脇坂中務少輔安治・加藤左馬助嘉明を奉行として、千代川に橋を渡さる。秀吉公の先陣十五萬餘騎、既に鹿兒島に至る。鹿兒島は、島津修理大夫義久が居城なり。義久が家臣評定して曰く、秀吉公の武威、其猛き事焔の如く、其銳(するど)なる事、洪水の堤を破るに似たり。今之に向つて防がんとする事、譬へば卵を以て、盤石に向ふに等しからん、忠久數代の血脈、忽に絕えなん事疑なし。只同じくは時代に從ひて、島津の家を、末長く保ち給へかしといふ。此儀に如く事あるべからずとて、伊集院右衞門大夫入道幸侃馳せ出でて、大和大納言秀長の陣に至

義久降る

りて曰く、義久不義の行、誠に述べ難し。然れども憐を垂れて助けられば、義久永く臣下とならん。若し宥め許されずば、力なく、城を燒きて自害すべしとなり。秀長卿、卽ち木下半介を以て、金吾中納言秀秋卿に申さしむ。伊集院幸侃、同じく行きて申して曰く、義久御赦免を蒙らば、髮を剃り衣を着して、參り申すべし。若し然らば、忠節を秀吉公に盡さん事、更に違背あるべからずとなり。秀吉公聞きて宣はく、島津義久、數年此方、王道を蔑にし侮りて、奸謀恣なり。此故に今我れ來りて退治するなり。島津一家は、枝葉を剪枯らさんと思へども、島津氏は、忠久忠勤の勳功に依りて、頼朝卿より封ぜられて、四百餘年に至れり。今之を打亡さん事、我本意とするにはあらず。只其惡行を懲さんとなり。先非を悔えて從はゞ、本領相違あるべからずとなり。幸侃大に悅びて歸る。義久及び家人等、甚だ大に悅ぶ。義久髮を剃り僧衣を着し、童一人を具して、太平寺に至り、秀吉公に對面す。秀吉公懇意を加へらる。島津兵庫頭義弘・同右衞門大夫俊久・同中務少輔家久、及び家老伊集院幸侃・平田美濃守・本田下野守・野村兵部少輔、皆御禮申しけり。

秀吉公、夫より龍造寺政家・前田肥前守利長等を、大隅に遣し、羽柴秀勝・徳川秀康・長岡越中守忠興等を、日向に向はしむ。兩國所々の諸城、皆秀吉公の威風に靡き、皆を開渡し、旗を伏せて降參す。阿蘇の山中は、地形嶮しく樹木茂く、盜賊等、多くは此山に籠りて、人を惱まし犯す。秀吉公、之を攻平らげんとし給ふに、盜賊等聞傳へて、皆來りて降を乞ひ、自今以後、更に盜賊不義の惡行を致すべからずと申す。故に卽ち宥め許され、是より西國、平らかに治まりぬ。

六月、秀吉公、肥後國熊本に至りて、二日逗留あり。肥後國を、佐々陸奧守成政に給はりて、熊本の城に居らしむ。筑後國を、毛利輝元が一族吉川元春に給はる。肥後國は、龍造寺政家、年久しく領知す。元より志を、秀吉公に通せし故に、今以て相違なし。政家年未だ少し。此故に鍋島加賀守直茂、卽ち國政を執行へり。

秀吉公、筑前安樂寺に至り給ふ。島津義久、新に茶屋を構へて、もてなし奉る。秀吉公、大に悅び給ふ。又博多の筥崎に至り、八幡宮を拜し、其邊に一の殿を作らせらる。諸大名皆然なり。筥崎の風景、誠に人の心を蕩し目を奪ふ。秀吉公大に興じ

給ひて、人々に歌を讀ましめらる。千宗易、泉の境より來りて、筥崎の松原にして茶を煎じて、秀吉公の興を催す。秀吉公、爰に廿日計りおはしけり。筥崎は、元是れ十萬家の人屋ありて、目出度き地なりけるを、龍造寺隆信と大友宗麟と、年々合戰に及びしかば、人家皆燒失はれて、唯礎の跡のみ殘れり。秀吉公憐み給ひ、里の翁を呼集め、竪横の町小路、古の如く分ち立てさせ、人の家居を定め與へらる。里人大に喜びて、其德風を仰ぎ奉る。

毛利輝元の一族小早川左衞門佐隆景は、豐後大隅の國政を執行ひて、博多に參り向ふ。秀吉公之を感心して、筑前國を給はりて、立花の城に居らしむ。同七月、秀吉、筥崎を出でて、宗像小倉に至り、豐前八郡の內六郡を、黑田勘解由孝高に給はり、二郡をば、毛利壹岐守に給はりて、小倉の城に居らしむ。秀吉公、赤間關に至る。大和大納言・大友宗麟・毛利輝元、來り集まる。秀吉公冑を出して、輝元に給ふ。其夜關の戶の御泊に、輝元酒肴持參あり、一獻を勸め、千鳥の太刀を參らせらる。秀吉公御腰に差し給ひ、忠光の刀を輝元に給ふ。大友宗麟は、瓢簞の壺を捧げらる。

秀吉公、大和大納言秀長卿に問ひ給はく、高城の軍に、島津義弘が手より、宮部善祥坊が陣を破る事叶はずして逃げたり。此時、我軍兵を進めて急に打つならば、義弘首を授けん事疑なし。何ぞ拙く怠りけると。秀長等答へて曰く、我等皆取懸らんと申せし所に、尾藤左衛門佐、堅く止めたりける故なりと申す。秀吉公大に怒りて、尾藤が臆弱なる所なりとて、尾藤を疎みて、讃岐の領知を削られき。

秀吉公、赤間が関を出でて、風波を過ぎて、陸よりして、同月十四日、大坂に歸り給ふ。敕使來りて賀し申さる。秀吉公、聚樂に移り住みて、秀次を京に居らしむ。肥後の國人、多く佐々陸奥守成政を反く。成政之を打平げたり。秀吉公、使を立てゝ曰く、公義の許されを受けず、私に軍を起す事、然るべからずとなり。

佐々成政自殺

同十六年正月、佐々陸奥守成政、肥後國を立ちて、尼崎に來り、秀吉公の氣色を伺ふ。秀吉公、使を遣して曰く、成政、國家の仕置甚だ苛くして、人民を惱ます。故に人民惡み恨みて反く。此故に軍起る。是れ成政が大罪なり。夫れ切腹すべしとあり。成政、即ち自ら首を搔落して死す。人皆惜しみけり。秀吉公、黒田官兵衛に仰せて、

肥後の國人等、公義の命をも受けず、私に成政を殺さんとせし罪科輕からずとて、筑後・肥前の諸大名に仰せて後、一揆の輩を誅せしめ、其後肥後國を、加藤主計頭清正に給はる。

後陽成天皇聚樂の第へ行幸

秀吉公、奏聞を遂げて、聚樂の行幸を望まる。勅して許し給ふ。德善院法印玄以に仰せて、其事共を辨せしめ、永享九年室町殿行幸の例を用ひらる。遠國・近國の上下、皆京都に集まる。其繁昌賑かなる事、いふ計りなし。

四月十四日早天に、秀吉公、禁中に參りて、行幸を催さる。帝、（後陽成院）南殿に出御ありて見え給ひ、旣に內野聚樂の第に行幸まします。鳳輦は、四足の門より出でて、北に正親町を過ぎて、西に聚樂に至る。十五町の間、警固辻堅、六千餘人に及ぶ。其行列は、國母・准后・女御の輿を先に進め、典侍・御局・勾當等、凡そ輿車五十餘あり。其次に塗輿・六宮御方・古左丸・中務卿邦廉親王（伏見殿）・准三宮九條兼孝公・准三宮一條內基公・從一位藤原昭實（二條殿）・菊亭右府晴季・德大寺前內府公維・飛鳥井前大納言雅春・四辻大納言公遠・勸修寺大納言晴豐・大炊御門前大納言經賴・中山大納言親綱・白川三位雅

親王等なり。其の次に、左右の前驅數十人、次に近衞大將左右六人、次に貫首二人、次に左近衞大將鷹司大納言信房・右近衞大將西園寺大納言實益、次に伶人四十五人、安樂鹽といふ樂を奏す。次に鳳輦、次に近衞左大臣信輔・織田內大臣信雄・烏丸大納言光宣・日野新大納言輝資・久我大納言敦道・東照權現・大和大納言秀長・近江中納言秀次・備前宰相秀家、其次に關白太政大臣從一位豐臣秀吉の輿、次に前驅の騎馬七十餘人を、二行に連ぬ。左は增田右衞門尉長盛等なり。右は石田治部少輔三成等なり。次に雜色卅人、次に隨身六人、次に布衣三人、次に加賀少將前田利家・宍津侍從・織田信兼・金吾侍從羽柴秀秋・三川少將德川秀康以下、諸國の大名、數を盡して供奉せらる。各皆馬上にて、裝束は五色の地に、四季の花鳥を唐織・浮織・蜀江の錦・吳郡の綾、凡て美を盡し花を飾れり。遠近の男女貴賤、棧敷を構へ假屋を打つて、集り見る事市の如し。鳳輦既に聚樂に至る。右大臣晴季、車の簾を卷上ぐる。帝、御車を下り給へば、萬里小路頭辨光房、裾を取る。秀吉公拜謁して、着座の儀式を調へ、酒七獻。其第三獻の時、天盃を下し給はる。第七獻の時、秀吉公、御劍を奉る。山海

の珍物肴菓、數を知らず。庭の面、夏木立繁り合ひつゝ、遅櫻散殘りて若葉に交り、池水小細波寄せて岸を洗ひ、魚の戯れて、己が心に任する有様、天顏大に御快げにおはします。夜に入りて御遊の管絃、五常樂・郢曲・太平樂なり。夜更けて秀吉退出あり。次の日、十五日、公卿臣下、假の皇居に參らる。秀吉公、既に菊亭・勸修寺・中山に條章を示さる。京中の地子錢五千五百卅兩を、禁中の料とし、地子米八百石の內、三百石を以て仙洞の料とし、五百石を、六宮殿の料とし、江州高島郡八千石を、諸門跡諸公家の料とせらるべしとなり。秀吉公・信雄卿・大權現・秀次・秀家・利家に、誓紙を獻せしめ、禁裏・仙洞・公家・門跡料を、妨げ奪ふべからずと云々。斯くて秀吉公、既に張卽之が千字文・名畫三幅・沈香百斤を、主上に捧げ、名畫二幅・皐比一枚・堆紅の盆一個・小袖三重・太刀一振を伏見殿に、其外公卿殿上人、各祿を給はる。

十六日、和歌の披講あり。各懷紙を、座次に依つて之を取る。一番、大和大納言秀長、二番、大權現以下、廿八番、關白秀吉なり。今日七獻の禮あり。獻毎に、秀吉公捧物あり。黃金百兩・金襴廿卷・麝香臍廿個・呉服百領・絹百疋・金建盞金臺二個、白銀の

盆に載せ、御馬十疋。斯くて披講讀師、各其事終る、和歌の題は、寄松祝といふ事を詠めるなり。十七日は、伶人の舞あり。萬歲樂・延喜樂・太平樂・狛桙・陵王・納蘇利・採桑老・古鳥蘇・還城樂・拔頭、凡そ十番あり。此日仙洞より、御製を秀吉に賜ふ。

十八日、還幸あり。秀吉公、書を菊亭・勸修寺・中山に送りて、行幸の喜び申さる。主上・仙洞、共に詠歌を賜ひけり。

北野の大茶湯

十月、秀吉公、北野の松原にして、茶湯を催さる。是れ都鄙の茶湯者の風情、道具の好惡(よしあし)を見んが爲めなり。先づ所々に札を立てゝ、茶湯者を招かるゝ。京都並に泉堺遠近、凡て茶を嗜む者、大に喜び集まる。德善院玄以、千宗易を以て、茶湯者三百五十餘人を、北野に會せしめらる。各北野・右近馬場の左右・松の木・梅の陰・岩の狹間に、茶店を圍ふ。萱葺に柴の垣、苫葺に蘆の垣、篠葺に竹の垣、心々にしつらひ、茶の具掛物以下、思ひ〳〵に飾る。秀吉公も、小店の圍(かこひ)をしつらひ、茶具色々を連ねて、諸人に見せしめらる。秀吉自ら茶を點じて、諸大名に給ふ。近衛信輔・日野輝資・大權現・信雄・信兼。一番。秀長・秀次・利家・氏郷・稻葉貞通・千宗易。二番。織田有樂・羽柴秀勝・蜂

犀顆隆・浮田秀家・細川忠興。三番。斯くて秀吉公、茶店を巡りて見給ふ。立入りて茶を喫し、輿を催さるゝ所に、或茶店に、年の頃五十有餘の僧一人あり。茶店の有樣、奧深くしつらひけり。秀吉公立寄りて、茶ありやと宣ふ。僧の曰く、茶はなしとて、木の枝に掛けたる瓢を取下す。其中には、焦(こがし)粣あり。漲りたる白湯に振浮かして參らする。秀吉公、其淡薄一興なる事を感じ、之に過ぎたる風流あらじとて、聚樂に歸り給ふ。諸人店を毀ちて去りぬ。北野の大茶湯とは此事なり。

同十七年三月、前田利家は、秀吉公の渡御を望み申さる。御うけありて、四月、利家の第に渡御あり。公卿武夫相隨ふ。拜領進上、山の如し。酒肴菓等、唐の日本の數を盡し、猿樂五番の後に、利家の家臣十餘人、御禮に出でたり。日暮れて秀吉公還御、秀吉公攝州有馬の溫泉湯治十餘日を經て、靑銅二百貫を、有馬の里中に賜はりて歸らる。

五月、秀吉公思ひ給はく、天下を掌に收め、金玉に乏しからず。空しく貯へ積みて用ひざれば、金玉と石瓦と、何ぞ別ならん。之を分ち與へて贈さんとて、聚樂の門

内二町の間に、金銀を臺に積みて並べしむ。見る者、目をくるめかし、魄を驚かす。夥しき事いふ計りなし。公家・武家參り集ふ。五奉行承り、金銀を積む事、臺毎に百枚、四人して之を舁出し、一人宛召出し拜領す。總高金銀卅六萬五千兩なりといへり。

此年の秋、秀吉公、使者を相州小田原北條氏政・氏直父子に遣して曰く、予等（なんぢら）数多の國押領し乍ら、王命に從はず、參内をもいたさず。恣にして天を戴き地を踏むの國賊なり。早く京都に上らるべしとなり。氏政・氏直聞きて思はく、若し上洛せば、禍我身に罹らんかと。此故に、氏直が伯父北條美濃守氏規を、上京せしむ。秀吉公、懇にもてなし給ふ。必ず氏直上洛あるべしとて、氏規を歸らしめらる。

同年の冬、富田左近將監・津田隼人を、小田原に遣して、上洛あるべしと勸めらる。氏政・氏直思はく、箱根は、第一の險難なり。要害甚だ固し。小田原は、又京を隔つること百餘里なり。秀吉いかで輕々しく、軍兵を差下さん。縱ひ多勢を向はしむとも、難所に引受け打果さん。古、平家數萬騎にして、東國に赴きしも、水鳥の羽音に

驚きて、相戰はずして逃げ上りしぞや。秀吉も斯くの如くならん。畿內・西國の軍兵、思ふにさこそあるべき。皆生捕にし、鏖にせん。只秀吉に隨ふといふて、京には上るまじ。年月重なる間には、北條家の繁昌する事共多からんものをと、家中一同に侮りて、富田・津田を疎にもてなして、歸り上らしむ。此由秀吉公に申しければ、大に怒りて宣はく、北條家、我を以て、平家の維盛に譬ふるや。然らば來春馬を出して、氏政・氏直等が首を刎ねんものをと宣ふ。

十一月廿四日、秀吉公、書を氏政・氏直に遣さる。五ヶ條の篇目を擧げて、科を戒め罪を斷り給へども、北條家の運傾きける故にや、驚く色なくして、只馬耳風・蛙頭水の如し。

秀吉公廻文して、諸國の軍兵を催さる。長束大藏大輔、兵糧米を點檢す。

台徳院殿秀忠公上洛し給ふ。井伊兵部少輔直政等、供奉せらる。秀吉公、甚だ喜び對面ありて、座させ起たせ歩ませ參らせて宣はく、誠に能く生長ちましませり。然れども髻の樣・衣紋の樣、是れ田舍の風なりとて、女房達を召して、奥に入れ參らせ給

ふ。大政所手づから其髻を取上げ、小袖を改め、肩衣袴の衣紋引繕ひ、秀吉公、別に金龍の大小刀を奉り、即ち御手を引きて表に出で給ひ、井伊直政に語りて宣はく、我れ此息の鄙風（ゐなかぶり）を改めて、都樣になす事、汝見よ、また善からずや。父家康に見せしめば、大に喜び給はんに、早く連れて歸國せよ。あなかしこ、道中無事なれやと、直政拜謝して罷立ちて、秀忠公、不日に歸國あり。

同十八年正月十四日、南明院殿、聚樂の第にして薨じ給ふ。年四十八。

三月、五畿・南海・山陰・山陽・北陸・近江・美濃・伊賀の軍勢十二萬騎、大權現の軍兵參・遠・駿・甲・信州より二萬五千餘騎、信雄卿伊勢・尾張の軍兵一萬五千餘騎、皆相州に赴く。秀吉公、京都を立ち給ふ。其出立花を飾れり。京・奈良・泉堺・大坂の諸人等集り見る。斯くて伊豆の三島に着き給へば、先陣の諸軍、皆迎へ出で奉る。

北條氏政氏直を攻む

北條氏政・氏直此由聞きて、兵を分つて諸城を守らしめ、其身は、小田原の城にあり。山中の城には、松田右兵衛大夫を居ゑて、北條左衛門大夫氏勝・間宮豐前守好高・朝倉能登守を相加へて守らしむ。氏政、此三人に太刀を給はり、卿等忠節を盡すべし

と。間宮好高が曰く、必易かるべし。戰若し急ならば、我必ず討死せんと。座中大に感ず。朝倉能登守退きて、親しき人に語りて曰く、北條家の滅却遠からじ。夫れ山中の城は、要害疎なり。大軍を防ぐこと、叶ふべからず。而も今氏政の心として、家久しき者に仰せて守らしめらるゝは、古老の臣三四人を捨て給ふなり。嗚呼口惜しくも、北條の亡びん事を。北條氏勝討死せば、我も亦死なんと語りき。韮山の城をば、北條美濃守氏規を以て守らしむ。

秀吉公、卽ち織田信雄卿に、蜂須賀阿波守家政・福島左衞門大夫正則・細川越中守忠興・蒲生飛驒守氏鄕・中川藤兵衞尉秀政・森右近大夫忠政・戶田氏等、四國の兵を相副へて、韮山の城に向はせらる。

東照大權現は、長窪を越えて、本山中に至り、近江中納言秀次・堀秀政は、山中の城に向うて、等しく之を攻めらる。秀吉公、中村式部少輔一氏を召して曰く、山中の附城、爰を去る事十餘町餘りなり。我が陣程遠し、附城に傍はしめよとなり。一氏と諸軍勢、同じく進みて、山中の城を攻むる事急なり。秀吉公の寵臣一柳伊豆守討死

す。中村式部少輔一氏、能く戰うて城終に落ちたり。北條左衛門大夫氏勝・朝倉能登守は落行きぬ。松田右兵衛大夫・間宮豊前守は、腹搔切つて死す。秀吉公、大に中村一氏が軍功を賞し給ふ。北條左衛門氏勝は、相州甘繩の城を守る。

松田尾張守・上田上野介・原式部大輔等、一萬二千餘騎にて、宮城野口を堅め、千葉新介は、八千餘騎にて、湯本口を固め、北條陸奥守氏輝・成田下總守・壬生上總介・蜷川山城守廣照は、一萬餘騎にて、竹浦口を固めたり。山中の城、既に落ちたりと聞きて、小田原の城中、大に恐れ騷ぐ。諸軍色を失ひて、上を下に返しけり。關左八州の諸人、手足わなゝきて肝を冷す。

四月、秀吉公進みて、湯本の眞覺寺に陣を取り、松山に要害を構へ、軍兵を分ち遣して、宮城野・湯本・竹浦の口々、皆打破り攻崩すに、防ぐ兵共、楯を捨て旗を引きて、小田原の城に逃籠る。城内十方に昏れて、爲方なく亂れ騷ぐ。氏政・氏直、大に驚き惑ふ。秀吉公の軍兵勝に乘りて、小田原の城邊に至る。秀吉公、高き所に上りて、大權現を召して耳語きて曰く、敵は我目の中にあり。小田原の滅亡、只今にあり。我

れ必ず關東八州をば、足下に授け參らせんとなり。諸軍勢、既に小田原の城を取圍みて攻むると雖も、さすが城中强く防ぎて、容易く攻干し難し。

五月、伊達政宗奥州を立ちて、越後より甲斐に至り、筥根に着きて秀吉に謁す。時に政宗廿四歲なり。秀吉公、使を以て曰く、我れ大軍を率して、北條が罪科を戒しむ。上杉景勝・佐竹義景等、皆使者を來らして、我が威風を恐れ仰ぐ。政宗獨り然らず。されば日頃侵し取りたる會津・仙道を、早く返すべし。米澤等卅餘萬石は、元の如く領知あるべし。此旨を背かば早く歸れ。汝が會津に歸らん頃、北條を攻干して、直に會津に馬を進めんと。政宗答へて曰く、我身を、君の爲め匹夫になして、此所に來れり。まして命に背かんや。況んや郡邑の地をや。會津・仙道は返し奉るべしとて、暇を給はりて國に歸る。政宗を放ち歸さるゝは、秀吉の不覺なり。定めて謀叛すべしと、諸人思へり。陣中風聞するやう、大權現・信雄、皆志を小田原の城中に內通し給ふとて、諸方の陣中、ひそめき立ちて靜ならず。秀吉聞き給ひ、小姓五六人を具して、大權現・信雄卿の兩陣に、替る〴〵來りて、戯れ遊び給ふ事、半日計りに

して歸り給ふ。是に依つて陣屋々々の諸軍、安堵して靜まりぬ。

小田原の長陣に、諸軍退屈して、苦しまん事を憐み給ひ、秀吉公、或は茶を給はり、又は諸の曲節を聞かしめて、其鬱窮を慰さめらる。

上杉景勝・前田利家・利長・毛利河内守秀賴・眞田源五、其勢三萬五千餘騎にて、上野松枝の城を攻めらる。城主大道寺駿河守・同子新四郎、防ぎ戰はんとせし所に、寄手目に餘る程の多勢なるを見て、城を出でずして固く守る。景勝・利家等、急に攻めしかば、堪へずして、大道寺父子、降人になりて出でたり。松山の城主上田上野介は、其家老難波田因幡守・木呂子丹波守・金子紀伊守・山田伊賀守に、松山の城を守らせ、我身は小田原の城にあり。景勝・利家之を攻むるに、四人の大將、降人に出でたり。箕輪・廐橋・川越の三城皆降參す。又北條安房守氏邦が居城鉢形の城も、同じく降人に出でたり。

將軍記第十六終

將軍記第十七

豐臣秀吉記　中之二

景勝・利家、小田原に來りて謁す。秀吉公、更に此軍功を賞せられず。景勝・利家、數多の城を攻め降しぬれば、大に勸賞あるべきを、さもなく不興にもてなさるゝ事は如何にと、恨み疑うて罷出でたり。秀吉公、近習衆に語り給はく、此度彼二人が手柄大なり。されども數多の城、皆降人となるを受許す。其中に一城は、大將軍兵一人も殘さず打殺しなば、一は宥め一は滅す。是れ軍の法なり。我れ深く賞すべしと。景勝・利家聞きて、誠に尤なりと甘心し、又軍兵を率して、八王寺の城を攻むる。城主は、北條陸奥守氏輝なり。家人横地監物に本城を守らせ、中山勘解由・狩野一庵に中の丸、近藤出羽介に、山下の陣を守らせて、其身は小田原の城にあり。大道寺

父子・難波田・木呂子・金子・山田・小幡等の降人、景勝・利家の命を受けて、山下の陣を攻むるに、近藤出羽討死す。中山勘解由・狩野一庵、三百餘騎を集めて曰く、我等、北條氏輝の大恩を蒙りし事年久し。今大軍に圍まれて、我等必ず討死せん。汝等は落ちんと思はゞ落ちよ、恨更になしと。三百餘人皆曰く、我等何國に落行くべき。只諸共に討死せんといふ。斯くて景勝・利家が大軍、中の丸に付きて攻懸る。中山・狩野少しも驚かず、城中鳴を靜めて、矢を放ち鐵炮を打出すに、寄手多く打倒され射伏せらる。横地監物は恐れ顫いて、本城を捨てゝ逃げ落ちたり。中山・狩野、三百餘騎を左右に立て、打つて出でつゝ、大に戰うて本城に引籠れば、僅に十餘騎に打なされ、痛手薄手負うて、今は是迄なりとて、一同に腹切つて死す。さてこそ景勝・利家、一城鏖(みなごろし)の素意を達せられけれ。

六月、秀吉公、山中山城守を召して曰く、汝は忍の城主成田下總守と相知りて、睦ぶ事久し。試に書を遣して、我に降參せしめよとなり。山中則ち狀を認めて、成田に遣しければ、兎も角も降人に出づべし。能きやうに計らひ給へと返狀す。山中其の

返狀を、秀吉公に見せ奉る。秀吉大に喜び、大權現を召して曰く、足下(そこ)の陣より、成田が返狀を、氏直に遣して申さるべきやうは、關左八州の諸城、皆志を秀吉に通せずといふ事なし。小田原の城、夫れ終に捗々しく持遂げ難からん。氏直早く秀吉に降參して、其家門を全うせられて然るべしと、仰せ吳れよとなり。大權現、其如く仰せ遣されしかば、是より小田原の城中、互に疑を起し、心を措合ひければ、雜說まちまちに風聞し、軍評定も一決せず、諸方の手賦(てくばり)も、あしくなり。

氏政、卽ち成田下總守に人を遣し、評議すべき事あり、急ぎ來るべしと。成田は、心地相煩ふ事ありとて來らず。使三度に及べども、病重しとて參らず。氏政又使を遣して曰く、汝二心ある由、密に聞きたり。實か僞か、其故を問はんが爲めに、三度迄召すと雖も來らず、如何なる事ぞやと、醫師安栖を以ていはせらる。成田答へて曰く、敵大軍を以て、忍城を取圍む。我れ旣に城中の女房子供を、盡く殺さん事の不憫なれば、山中山城守を賴みて、秀吉に降を乞ふ。此事僞にあらずと。氏政聞きて大に怒り、山上鄕右衞門を以て、八千の軍兵を差副へて、成田が陣を警固せさす。

武藏國岩付の城は、北條十郎氏房（氏直の舍弟）が守る所なり。氏房が家人伊達與兵衞に、本丸を守らしめ、妹尾下總守・片岡源太左衞門に、三の丸を守らしめて、氏房は小田原の城にあり。秀吉公、淺野彈正長政・木村常陸介・本多中務大輔忠勝に、一萬餘騎を相添へて、岩付の城を攻めしむ。妹尾・片岡、強く戰うて之を防ぐ。忠勝が長男平八郎忠政（後に美濃守と號す）、生年十六歲、鑓押取りて一陣に進み、突合ひ込合ひ、終に妹尾を突伏せ、首取りて差上ぐる。片岡も、痛手數多負うて戰死す。伊達與兵衞は、恐れ傾いて降人になり、本丸を開渡す。

小田原の城中には、八王子・岩付兩城の落ちたるを聞きて、大に恐れ惑ふ。十郎氏房、即ち舍兄氏直にいふやう、城中の軍兵、親子兄弟夫妻に別れて歎き悲しみ、諸方の砦皆攻落され、色を失ひ力を落し、捗々しく軍をも心に入れず。此城、始終持遂ぐべからず。只速に大權現に付きて、此城を秀吉に與へ、城中諸軍の命をも繼ぎ、我身一族をも全うし給へかしといふに、氏直は唯茫然として、思分けたる方なし。

松田尾張守は、北條家累代の老臣として、郎從數千騎を抱へ、關八州には、人の恐れ

敬ふ事、其威勢限りなし。松田思ひけるやう、北條家の滅却、天運盡果てたり。角の如く爪の如く觜の如く翼の如く、賴み切つたる諸方の城共、蟹の足を捩ぐが如くに、片端より落入りて、獨り小田原の城のみ殘れり。運を開かん事あるべからず、只身を全くして、子孫に傳へんには如かじと思ひ、密に使を遣して、降人にならんといふに、秀吉公許し給ふ。松田大に喜び、其子左馬助を呼びて曰く、頃年氏政・氏直の、我を疎みて蔑にする事、外様新參の者に劣れり。誤なきに、眦に睨み、面拜すれども言ず。君臣の禮を失ふ事、數なり。恨を含むと雖も、色にも出さゞりき。今此時に當りて逆心を企て、日頃の憤を散ぜんと思ふはいかにと。左馬助聞きも敢ず淚を流して曰く、君此心ある事は、誠に人たる道にあらず。君は是れ北條家累代の元老なり。恩澤を蒙りて榮花を極め、關左八州の諸士に仰がれて、威勢強くおはせし事、風に嘯く虎の如し。皆君の咎を戴きて、顏を解かんことを求めしぞや。夫に今、恩を忘れ義を失うて、逆意を起し給はゞ、天下の諸人、指を指して笑ひ、恥を後世迄に殘されん事はいかに。假令一旦の恨ありとも、義の重き事は太山の如し。一

命を鴻毛よりも輕くして、忠戰の功を勵まし給はずば、死して泉下に、何の面目ありてか、忠死する諸軍に差向ひ給はん。願はくは御志を、改めおはしませかしと申す。松田大に恥ぢて、我れ誠に汝に恥見せられたり。此上は自害して死なんといふて、刀に手をかくる。左馬助押止めて曰く、義理の重き、一旦申せし詐なり。身の爲め家の爲め、兎も角も、君の御心に從ひ申すべしといふ。父大に喜んで、反逆の行を評議して、左馬助を返す。日を經て後、松田尾張守・其長男笠原新六郎・次男左馬助・三男彈三郎・家人内藤左近大夫・太田肥後守を呼びて、樣々もてなし、密に曰く、此城の滅せん事近きにあり。此故に我れ志を秀吉に内通せり。明夜長岡越中守忠興・池田三左衞門輝政が軍兵を、我が張場に引入れんと、密を取りて定めたり。汝等心得よとなり。左馬助、潜に氏政の前に行きて曰く、松田尾張守が一命を、某に給はらば、一大事を告知らせ申さんと。氏政、誓言を以てうけがひ給ふ。左馬助涙を流して、父が反逆の事を申す。氏政、即ち松田尾張守を召して、陸奥守氏輝・岡江雪を以て譴めて曰く、密に聞く事あり。汝逆心を含み、長岡・池田が軍兵を城中に入れて、

氏政・氏直を亡さんと結構する由。是れ何事ぞや。敵方より、密に我に告げたり。此事信なりやと。松田答へて曰く、往年武田信玄と合戰を挑みし時に、敵人既に松田こそ、北條を反きけれと風聞せしも、我れ更に其心なくして、忠を盡し奉りき。今以て敵に與せんや。是又敵方より君を誑して、斯樣に風聞するならんと。氏輝・江雪重ねて曰く、子息左馬助が申せしなりと。是に於て尾張守諍はず。

七月、北條美濃守氏規の許に、氏政父子の書狀あるに依りて、韮山の城を、大權現の家臣內藤三左衞門信成に渡して開退く。秀吉公、新庄新三郎・石川兵藏を遣して、城の仕置を監せしむ。

大權現、井伊直政・本多忠勝・榊原康政を・相州甘繩の城へ遣し、城主北條右衞門大夫氏勝を賺して、秀吉公に降參せしめらる。其使三度に及びて、氏勝、終に降參す。秀吉公、小寺如水・羽柴下總守勝雅を、城中に遣して曰く、氏政・氏直降參あらば、伊豆・相模兩國を參らせんと、北條安房守氏邦を以ていはせたり。氏政の曰く、我れ久しく關左八州を領す。今僅に兩國を領せんよりは、城を枕として討死せんとて、和

睦の氣色なし。氏邦思はく、此和睦事成らば、我は上野一國を領すべきものをと憶り多くて、頻に氏政に和平の事を勸む。

小田原の城中、雜說風聞あり。軍兵は妻子兄弟の行方を思ひ、萬づ心細くして、甚だ苦めり。氏直、つら〳〵運命の開き難く、城中心亂れて、一統し難きに付きて、行末心細く思ひ、又軍兵共の命をも助けん爲め、松田尾張守に腹切せさせて後、氏直馬に乘り、山上鄉右衞門一人を具して、大權現の陣に來りて、其故を告げらる。大權現稱歎ありて、羽柴下總守勝雅が陣に行かしめて、秀吉公に達せしむ。我れ今、秀吉公の幕下に降す。氏政以下城中軍兵共の命を助けられば、明日必ず城を開渡すべしと。秀吉公許し給ふ。氏直喜びて城に歸り、城中の軍勢を皆悉く出して、思ひ思ひにならしむ。秀吉公、卽ち脇坂中務少輔安治・片桐東市正直盛を遣して、城中の諸事奉行せしめ、井伊直政・本多忠勝・榊原康政を以て、城を請取らしむ。

氏政氏直降る

氏政・氏直等は、醫師安栖が家におはしけり。秀吉公宣はく、此度我れ馬を出しける事は、北條家を亡さんが爲めなり。然るを今悉く宥め許さば、先言、僞になるべし。

氏政氏輝自盡

氏政・氏輝を殺して、氏直を許さんと思ふと。是に依つて石川備前守・蒔田權佐・中村式部大輔一氏・佐々淡路守・堀田若狹守を、安栖が家に遣す。榊原康政は、大權現の命に依りて、同じく行向ふ。石川・蒔田・中村等、既に秀吉公の意を述べんとするに、痛はしく思ひて言兼ねたるを、氏輝察して、沐浴の暇を求め、浴びて後に、氏政・氏輝、各和歌を詠じて腹切り給ふ。氏政生年五十二歲、諸人皆悲しみけり。

氏直高野山に入る

大權現、兩人の首を持たせて、秀吉公に示す。秀吉公宣はく、王命を恐れざる者の果なりと、卽ち石田治部少輔三成に仰せて京に上せ、一條戻橋に梟けらる。又氏直をば、高野山に上らしむ。美濃守氏規・左衞門大夫氏勝・松田左馬助・大道寺孫九郞・內藤左近大夫等卅人、凡そ從者三百人、同じく赴く。秀吉公懇に勞はり給ふ。次年十

氏直死去

一月、氏直生年卅歲にして、高野山に卒す。

秀吉公、卽ち關左八州を、大權現に授け給ふ。井伊兵部少輔直政・本多中務大輔忠勝・榊原式部大輔康政に、采地各十萬石を賜ふ。小田原の城は、大久保七郞左衞門忠世に、附授け給ふ。

秀吉公、軍兵を率して奥州に至る。伊達政宗、那須野に來り迎ふ。南部大膳太夫信直も、來りて拜謁し、東國悉く平ぎぬ。

秀吉公、諸國を分ちて諸士に給ふ、此頃軍忠の功を勵みける輩、皆恩祿に誇り、富貴の榮名を保ちけり。内大臣信雄卿、秀吉公に忤觸の事ありて、出羽の秋田に流し奉る。其後歸京せらる。

奥州九部修理亮政實謀叛して、木村伊勢守が居城を攻むる。城甚だ危し。蒲生飛騨守氏郷聞付けて、會津を打立ちて、寄手を追拂ひ、伊勢守を連れて會津に歸る。南部の大膳大夫信直、飛脚を以て京都に申す。秀吉驚き給ひ、秀次に軍兵を添へて、政實を打たしむ。秀次、二本松に陣取り給ふ。蒲生氏郷・淺野彈正長政・堀尾帯刀吉晴・井伊兵部少輔直政先陣たり。南部信直馳せ來り、諸軍進みて九部の城を攻むるに、城落ちて政實降人となる。其族黨は皆誅せらる。

秀吉公、木村伊勢守を追拂ひ、伊達政宗を、葛西の大崎に移し、米澤を蒲生氏郷に加増あり。

或人、秀吉に申す。伊達政宗謀叛すと。秀吉公、政宗を召すに、皆曰く、彼必ず來るべからず。來らずば、實に反きたるなりと。政宗左右なく京に來る。秀吉公、富田左近に宣はく、政宗來れりと。左近が曰く、其上君播州におはせし時、或人讒して曰く、秀吉謀叛すと。信長宣はく、彼は大なる奢者なり。さもあるべし。若し召すに來らずば、謀叛疑なしとて、試に召し給ふ。君、左右なく安土に參り給ふ。信長、讒者の僞なりと知り給ふ。今以て相似たりと申されし。

十一月、秀吉公、三河の吉良に狩して、十二月歸京あり。其狩得たる所の鳥、大小となく皆竿にかけ荷ひ連れて、京中を二行に練り、秀吉御輿に召され、諸士は手毎に鷹をすゑて、聚樂の亭に歩み入り給ふ。主上・皇子・月卿雲客、棧敷を構へて見給ふ。見物の老若市の如し。次の日、竿の鳥を、公卿殿上人より、洛中の町人迄に賦り給はる。

千宗易は、當時茶湯の宗匠、古實を極めし者なり。秀吉公、甚だ茶を好み給ふ故に、宗易其厚恩に誇る。世の人敬うて、疎にもいはず。宗易、茶湯道具の目利して、其

價を定む。是に依つて家大に富めり。大德寺の僧宗陳古溪長老と親しみ、相議りて、宗易、己が木像を作り、之を寺の山門の上に立たせ置く。此頃宗易私欲を構へ、茶湯道具の目利をせさするに、己に親しき者の持來るは、新きをも舊しといひ、假物をも正眞といふ。我に疎き人の物は、好きをも惡きと貶しめ、眞なるをも假物に取成し、其價を昇下げて、人をたぶらかしければ、秀吉公聞きて大に怒り、是れ國賊なり。禁めずば我が過なり、將來の嘲を殘すなりとて、宗易を誅せらる。

大權現・前田利家・細川越中守忠興・德善院法印玄以等、秀吉公の命に依つて、大德寺に赴き破却せんとす。是れ古溪長老宗陳が所爲として、宗易が木像を、山門の上に立たせ置きたる罪を以てなり。上使等大德寺に行きて、宗陳等の長老數輩を召して問難せらる。宗陳は、脇指を懷に差して出でたり。其氣象、少しも恐れ臆せずして曰く、佛法の興廢は、時節の到來なりとて、奉行等と問答して屈せず。宗陳思はく、此事若し落居せずば、脇指にて自害すべきものをと、傷む色なし。大權現宜はく、德善院に依つて詫言いたし、秀吉公の怒を宥められよとなり。玄以歸りて、秀吉公

に取成し申されて、御許されあり。大德寺を破却せずして立てられ、宗易が首を、一條戻橋の許に梟け、彼木像の足に踏ませ、柱にて結立てさせらる、數日の間晒されて、見る人市の如し。

朝鮮國の使者黃允・金誠一・許咸之の三大夫來朝す。秀吉公接對して、返書を送らる。其趣は、秀吉公の母、夢に日輪懷に入り給ふと見て、孕める所なり。誕生の後、相士原して曰く、日は是れ遍く照す德ありて、萬物其惠をうけずといふ事なし。此兒、後には世を掩うて、萬民に仰がれん事、疑あるべからずといへり。我れ其詞を忘れず、時の運に乘じて、飛龍の雲に上るが如く、四海を平らかに治めて、誠に日の出でて、萬物皆照されずといふ事なきが如し。我れ思ふに、人間一生、百歲を持つ者なし。其間に、只本朝のみを治めて、徒に月日を費さんや。大軍を起し大明に入りて、一劔の霜を、支那四百餘州の天に滿たしめ、扶桑の武威を、異國迄に輝かさんとす。若し其時は、必ず朝鮮を以て先陣とすべし。然れば彌〻朝鮮と日本と、交を結ばんといふ事を書送られたり。

豐臣秀長逝去

同十九年正月元日、秀吉公參內。

秀吉公、屢〻家臣の家に行遊び給ふ。南都の猿樂を集めて、其舞曲を見物あり。凡そ京中の繁昌いふ計りなし。

四月、秀吉公の妾、淺井備前守長政が娘、古今の絕色なり。たま〳〵男子を産めり。其名を棄と號す。秀吉公、年五十に越えて、終に一子もなし。今年初めて産す。秀吉大に喜び給ふ事、誠に類なし。諸大名御家人等、皆産養（うぶやしな）を送り、馬太刀等を捧げて之を賀す。

從二位大納言大和・紀伊・和泉三州牧豐臣秀長卒す。秀吉甚だ悼み歎き給ふ。是れ秀吉公の舍弟なり。世に大和大納言と申せし是なり。

秋、棄君早世あり。秀吉憂へ悲しみて、思の火、胸を焦し心を爛す。諸將御家人等、皆髮を斷りて、歎の情を示す。いつしか京田舍の諸民、家々ひそみ返りて物淋し。秀吉、餘りの悲しさに、憂を忘れんとて、淸水寺に遊ぶ。滯留する事三日なり。然れども歎は彌〻重なりて、淚は音羽の瀧に爭ふ。是に於て、初めて朝鮮に入るべしと思ふ志あり。是れ自ら憂を慰むべき爲めなり。諸臣如何にともすべき事なし。

朝鮮征伐の軍議を催す

秀吉公、關白職を秀次に讓らる。世に秀吉を太閤と申す。秀吉公思ひ給はく、古より此方、支那・震旦より、我が朝を取らんとせし事は度々にして、日本より異國を打つ事は、神功皇后の昔、新羅・百濟・高麗の三韓を、征伐し給ひてより此方、數千歲に例なし。然るに我れ、今賤しきより出でて高位を踏む。富貴榮花、何の不足かあらん。正にたまたま設け得たる掌中の珠、碎けて返らず。泉下の璧、埋もれて見えず。憂甚だ我齡を縮む。大丈夫、あたら百年の命を、此物思ひに隕さんや。秀次を都の守とし、日本國を司らしめ、我は異國大明に入りて、皇帝となりなん。去年書を朝鮮に遣して、此事を告げたりけれども、朝鮮今に返答の書を捧げず、甚だ奇恠なり。さり乍ら先づ大明を抛ち、朝鮮を征伐すべし。朝鮮我に從はゞ、卽ち先陣として、連れて押入るべし。若し從ずば、悉く攻め平げて、直に大明に入る事も、難かるべきにあらずとて、諸臣を集めて評議せらる。大權現・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景を以て、天下の大老とし、生駒雅樂頭・中村式部少輔一氏・堀尾帶刀吉晴を以て、中老と定め、淺野彈正少弼長政・德善院玄以・增田右

衞門長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔を以て、五奉行とす。此等の諸臣承りて、大に驚きて思はく、秀吉公、棄君御愁歎い色深く、餘りに切なる御物思ひに、狂氣し給ふかと怪まる。頃年方々軍陣の疲れ、去年漸う治りて、諸士安穩の休息を致す。今若し軍兵を異國に出されば、上下の費人民の苦勞、限あるべからず。秀吉公狂亂の故かと、皆同じく思へり。然れども其心に違ふ事を得ずして、皆答へて曰く、此事然るべしとなり。是れ誠に、古神功皇后より此方、例なき大事なり。武將の威を外國に輝かす事、君にあらずば叶ふものあらじと。秀吉公大に喜びて、卽ち九鬼大隅守嘉隆に仰せて、伊勢浦にして、大船數百艘を造らしむ。中にも殊に大なる舟を、日本丸と號せらる。其外中國・四國・九州の諸大名、各戰船を調へ兵糧を貯へ、軍勢を催さる。秀吉公、諸國に觸廻らしめ給ふ。來年正月には、先陣の軍兵、早く濱邊に出合ひて、二月三月に至りなば、諸軍次々に渡海すべし。秀吉公は、肥前國名護屋に陣を居ゑられ、軍旅の手遣をなさるべし。名護屋は、古松浦小夜姫が住みし所なり。東國の兵は、舟の利に便なし。名護屋に止り、其國の遠近に依つて、軍兵を出すべし。南海・四國・九州

の兵は、舟の調練に馴れたれば、皆朝鮮に渡海すべしとなり。又大坂の守護、京都の警衞の士卒を定めらる。秀吉公、御書を琉球に遣さる。其趣は、秀吉卑しきより起りて武運開け、六十餘州を掌に治め、異國遠方より、來り從ふ者尠からず。正に今大明を征伐して、天の授くるを取らんと思ふ。琉球の小國未だ通ぜず。我れ大明國に赴かん時、必ず來り從へ。若し來らずば、大軍を遣して、打亡さんとなり。琉球大に驚きて、官臣鄭禮を遣して大明に赴き、福建の巡撫使趙參魯といふ臣下に付きて、日本の軍兵來り打つべき由を告ぐる。又江右人許儀といふ者、近年薩摩にありけるが、醫道を業にす。同鄕の朱均旺といふ者に付きて、福建の守護に、此由告げたり。大明帝、更に驚き給はず。大に侮りて、何程の事かあらんとて、只海邊に住みける武士に仰せて、兵船を調へられたり。

秀吉公、旣に軍兵の渡海すると、名護屋に陣する事を定め給ふ。小西攝津守行長・宗對馬守義智・松浦式部法印鎭信、都合一萬五千人、其外諸軍士一萬八千七百人を一列とす。加藤主計頭淸正・鍋島加賀守直茂、都合二萬二千八百人を一列とす。小西行

長と加藤清正と圖を取りて、日を隔てゝ先陣をいたす。黒田甲斐守長政・大友豐後守義統・島津兵庫頭義弘、都合二萬五千人を一列とす。福島左衛門大夫正則、其外の軍勢、都合一萬三千五百人を一列とす。蜂須賀阿波守家政七千二百人を一列とす。長曾我部土佐守元親・生駒雅樂頭、其外の軍士、都合九千二百人を一列とす。小早川左衛門佐隆景・立花左近將監宗茂、都合一萬五千七百人を一列とす。毛利右馬頭輝元三萬人を一列とす。凡そ陸路の軍勢十三萬騎、海路の兵士は、九鬼大隅守嘉隆・藤堂佐渡守高虎・脇坂中務少輔安治・加藤左馬助嘉明、都合九千二百人、皆渡海すべしとなり。

東照大權現・大和中納言秀俊（秀長の子なり）・前田利家・德川秀忠・織田常眞・上杉景勝・蒲生氏鄉佐竹義宣・伊達政宗・最上義光・森右近大夫忠政・丹波五郎左衛門長重・木下勝俊（後に、東山靈山に隱居して、和歌を詠じて心を樂みける、長嘯子是なり）、都合十萬餘人は、名護屋に在陣なり。秀吉公、又別に軍兵六萬人を集めらる。朝鮮渡海の軍士十三萬餘騎、誠に多しと雖も、大明若し多勢にして加勢せば、之を防ぎ拂はん爲めなり。

此年奈良の町人、金銀を借りて、高利を償ふ者あり。富裕の人、之を借し與ふ。其借り者、今借りたる利を、又借したる人より取り、又借の者、又人に借して利を取る。其初めは一割の利にて借りて、二割に又借し、夫を又三割の利にて借し、取りては四割五割に借しければ、後に借る者は、七八割の利を取る。終に金銀を町中に積上げ、家々山の如く取扱ふ。其同類數百人、皆富み榮えて奢り樂しむ。されども畢竟何の爲めにするといふ事なし。只利分を取りて、一旦の榮耀を致し、後日の害を知らず。是れ盗賊の類に同じ。秀吉公聞き給ひて、奈良の町人數十人を磔にかけ、又命に曰く、金銀の多きまゝに、盗み金を假借る事、盗賊と同罪なり。之を宥めて、其借金に一倍して金銀を出せとて、皆奪ひ取りて、公儀の庫に納めらる。世に之を奈良借といへる是なり。

其初め、秀吉公、法度を定めらる。凡そ喧嘩口論を致さん者は、理非をいはず。左右方共に罪科に行ふべしとなり。是れ總じて喧嘩をせさせじが爲めなり。爰に泉の境に、富裕なる者茶湯座にして、亭主と客と相論を仕出し、互に切合ひて死す。秀

吉聞き給ひ、法度に背く曲事なりとて、亭主・客人共に理非なく、三族の罪科に仰付けらる。喧嘩致しける者こそあらめ、其親其子迄を殺さん事、思設けぬ非快なりとて、樣々詫言申せども、許されず。泉境は、古より福人多き所なり。皆大に歎き驚き、財寶を出して之を贖ひけり。秀吉公、卽ち贖銅の法に任せ、金銀多く出させ、一門の者共合力して、漸うに命を買戾しぬ。夫より罪科ある者、皆其一族一門親類兩隣にかゝりて、金銀をこき取り給ふ事、數を知らず。是より泉境衰微になりたり。

文祿元年、諸國の軍兵等、秀吉公の命によりて、先づ筑紫に赴く。朝鮮に入らんが爲めなり。

二月十日、關白秀次の聚樂の亭に行幸あり。其儀式、大抵天正十六年の如し。

三月、秀吉公、筑紫に赴かんとす。家臣申して曰く、君名護屋におはしまして、遙に朝鮮を打たせられんに、大明・朝鮮の書簡、往來する事多からん。文才ある者を、召連れらるべし。然らずば大明・朝鮮の書簡を讀み、其返狀をも出す事、叶ふべからずやと申す。秀吉公の曰く、我れ卽ち日本の伊呂波を、大明・朝鮮に遣して、此文字に

朝鮮征伐の師を起す

て、大明・日本の言葉遣、別なれば、埒明くまじき事なりと申さんとすれども、御氣色を窺ひて、又申返さず。其夜秀吉公、つら〳〵思案して、即ち相國寺の僧承兌・南禪寺の僧靈山・東福寺の僧永哲長老三人を、名護屋に召連れらる。

文祿元年壬辰三月朔日より、先陣小西攝津守・加藤主計頭打立ちけり。打續く其勢、夥しき事肝を消す。同廿六日、秀吉公、都を立ち給ふ。其出立行列正しく、花やかなる裝、京中の貴賤之を見る。此夜秀吉公、攝津國茨木に着き給ふ。後備の軍勢は、廿七日より打立ちて、四日五日に至る迄、引きも千切らず押立ちけり。

四月、秀吉公、安藝嚴島に至り、社邊に眺望し、長門國に至りて、仲哀天皇・神功皇后の社拜み、赤間が關阿彌陀寺に詣で給ふ。寺中に、安德天皇の小影・平家一族の畫像あり。古人詩を賦し歌を詠じける。皆其傍に張付けたり。斯くて名護屋に着き給ひ、諸大名に命せて、旅館を作らせらる。築山・遣水・樹木などは、態とならずして、庭前に籠めたり。四方の要害よりして、內々廊下數寄屋の取合まで、其風景奇麗なる事、いふ計りなし。秀吉公、即ち四十八萬人の米穀を、諸軍勢舟子・馬の料とて與へ

給ふ。

海路の諸大將、まで船大將なれば、九鬼大隅守嘉隆が家に集り、軍評定あり。各誓詞を書きて、互に私あるまじき旨七ヶ條を上げて、連判せらる。其後酒宴あり。

先陣小西攝津守行長・加藤主計頭清正・黒田甲斐守長政等十餘萬騎、名護屋を立ちて、壹岐の風本に着き、逆風故に數日逗留す。攝津守行長思はく、風直りなば、舟共一同に出でなん。只諸軍に先立ちて、早く朝鮮の王城に入るべしとて、其夜子の刻計り、小西密に纜を解き、對馬豐崎に至る。加藤・黒田等、小西に出拔かれたりとて、船を出せしに、五六里行きて、又逆風に、元の風本へ吹戻さる。小西行長、豐崎にして風を侍ちけれども、吹止まず。されども加藤清正等に先をせられじと、終に風を凌ぎ波を分けて朝鮮の地に着き、釜山浦といふ所に至り、頓て城に取懸けて、急に攻め落し、八千五百餘人を鏖にし、生捕二百餘人を得たり。是に通事を入れて、近きあたりの事共を問ひければ、生捕の者申すは、是より卅里行きて城あり。東萊の城と名づくと。小西行長、諸軍勢に向ひて曰く、今朝の働、誠に比類なし。此儘休息せば、

人馬疲を直すべけれども、登萊の城、旣に釜山浦の落城を聞かば、要害强く手賦して、攻め難くならん。いざや朝鮮の兩城を、一日の中に攻落して、名を後代に上げ、秀吉公の大なる御感に預からんと、軍勢皆一同して、進みて登萊の城に取懸けしかば、釜山浦の敗れたるに劍りて、防ぐ事を得ず、皆逃落ちて崩れたり。行長が家臣小西主殿助・木戶作右衛門等、北ぐるを追詰め〳〵、九百餘人が首を討取る。小西行長大に喜び、登萊の城に陣を取りて、人馬の息をぞ休めける。夫より又軍兵を進めて、忠州に入らんとす。生捕の者の曰く、忠州は、地形の要害宜しく、王城の固として、軍兵六七萬もやあるべき。而も兵糧豐にして、弓の手埀多く籠れり。此城誠に强ければこそ、王城は騷ぐ事もなしといふ。行長聞きて頷く。

備前宰相浮田秀家は、其備第八番なり。されども小西行長、先陣として深入し、敵の虜とならば、秀吉の損なり。我れ又小西に志を懇にする事、年來なり。此度憐まずして捨つべきか。いざや進みて、小西を救はんとなり。家老以下、皆尤なりと同ず。其夜秀家、船を出して釜山浦に至る。小西が家人城を守る。秀家に逢ひて、行

長が手柄を申す。夫より飛脚を立て丶、備前宰相秀家の渡海せし事を、告遣さる。行長大に喜ぶ。

加藤主計頭清正、先陣を小西行長にせられて、大に口惜しく思ひて曰く、小西行長が攻通りし路を、踏まん事も無念なりとて船を出し、熊川の方へ梶を直し、岸に着きて陸に上り、小西が軍功を聞きて、いよ〳〵怒を起し、今日よりして、先陣を他人にはせさすまじ。我れ獨り先登せんといはれし。

小西行長は、加藤清正等、既に渡海着岸せりと聞きて、家人等と評議して曰く、早く忠州を攻め落して、いよ〳〵武名を上ぐべきとなり。行長が舎弟主殿助及び家人木戸作右衛門、さらば打立ち給へとて、俄に忠州の城に攻め懸りければ、思ひ寄らぬ夜中の事にてはあり、城中亂れ騒ぎ遽てふためきて落行く所に、城の兵六千計落止まり、矢を放つ事雨の如く、劒を抜き鋒を振りて防ぎ戰ふ。行長攻あぐみしが、軍兵を分けて、城の後の山下に廻し、小屋に火をかけて燒立てしかば、すはや敵は、後よりも込入るはとて、前後の度に迷ひ、死する者數知らず。城は頓て落ちたり。

其首共を、秀家の許に遣しければ、大に感ぜらる。朝鮮に、八方の道あり。京畿道・江原道・咸鏡道・平安道・黄海道・忠清道・慶尙道・全羅道なり。此内慶尙・全羅の二道の外は、皆破れたり。慶尙・全羅の二道も、早や危くなりて、防ぎ兼ねければ朝鮮の王城恐れ騷ぎ、上を下に亂れ惑ふ。朝鮮の王李昖は、忠州の城落ちたりと聞きて、大に色を失ひ仰天して、取る物も取敢ず、北の方義州を指して落ち給ふ。后妃女御及び太子臨海君珒・次子順和君琿は、周章てふためき臥轉びて、兀良哈を指して落ち給ふ。其外臣下等、女子共の有樣、物の哀れを止む。

加藤主計頭清正・同遠江守・黑田甲斐守長政・鍋島加賀守直茂等、忠州に會合して、小西攝津守行長と軍評定あり。加藤清正が曰く、我れ必ず先陣すべしと。小西行長笑うて曰く、朝鮮の先陣は我なり。是れ秀吉公、日本にして定め給ふ所なり。今私に改めば、軍法を破るなり。清正が曰く、縱ひ軍法はさもあれ、先陣は武勇にあるべしと。行長怒りて曰く、武勇の事、我れ汝まさされりと思はんやとて、同士軍せんとす。鍋島直茂押止めて曰く、先陣は固に小西なり。然れども行長は早や武勇智略

を以て、城を三ヶ所迄落されたり。今王城に入るには、行長・清正南方に別れて、然るべしとやといふ。小西相ぎて曰く、王城に行く道二つあり。南大門は、百里計りなれども道に大河あり。東の大門は、百餘里にして、少し遠けれども川なし。何方なりとも、清正の心次第なりと。鍋島等、小西に其實義ある事を感ず。清正の曰く、縦ひ大河ありとも、道の近きに進まんとて、南大門に赴く。行長、水練の者廿餘人を、南大門の道に遣し、清正の未だ行着かぬ先に、大河近邊の舟筏を切流したり。清正夢にも知らず、馬を飛ばせて馳せ赴き、大河に打望み見れば、流水藍をもみて底深く、漲り落つる有様、瀧鳴つて凄じく、廣さ十餘町なり。馬人の渡るべきやうなし。河の上下三里の程、舟を求むるに之なし。瀬を尋ねて渡らんとすれども、淵もなく瀬もなし。川端に陣を取りて、兎や角やとする程に、其の日は暮れにけり。

小西行長は、王城に着きて、東大門に至りければ、關貫差固め、石垣高く峙ち、門の高さ十餘間なれば、入る事叶はず。門の傍に水門あり。五尺四方計なり。鐵を以て打付けたれば、如何にともすべきやうなし。木戸作右衛門、鐵炮の臺を外し、其筒

を以て、水門をこぢ放したり。行長、軍勢に法を出して曰く、備を亂すべからず。財寶を濫妨すべからず、酒屋に入る事なかれとて、備を立固めて、斥候を入れて見するに、敵一人もなし。行長靜に王城に入りて、四門を守らしむ。加藤淸正先陣、漸う王城に至り、大門を開かしむ。番の者曰く、小西行長、昨日既に王城に入りて、我等を居ゑて四門を守護せしむ。御用の事あらば、五三人を入れ給へ。大軍は入れ申すまじといふ。淸正聞きていとゞ口惜しく思ひて曰く、今は王城に入りても益なし。國王太子を追懸け止めんとて、城の外に陣取り、家臣を集めて評定しけるやう、我が志、先陣を遂げて、都に入らんと思ひ、秀吉公の軍法を破りけれども、大河に隔てられて、小西早や入りたり。我れ口惜しき事いふ計なし。此上は、國王太子を追止めんと思ふ。明朝にならば落延ぶべし。今夜亥の刻より、軍兵を進めんと思ふと。家人等皆兵糧つかひ、馬も秣飼うて出立ちたり。庄林隼人佐に、軍勢を集め調へしめて、淸正打立ちて、急に馳せ行く程に、既に兀良哈の境に至る。されども國王には逢はざりければ、いよ〳〵腹立ちつゝ、齒嚙をして、空しく歸らんとする所

に、太子の落行くに會ひたり。清正大に喜び、備を立てゝ相待ちけり。王子は敗羸と疲れたる軍兵數百人を率して、或小家に立入りて休み給ふ。供奉の輩、此四五日は湯水をだに口に入れず、大に飢え渇えて、手足も働かず、力も落果てたり。清正使を遣して曰く、我等追懸け參らせて、爰に來れり。逃れ給ふべからず。早く我陣に入り給へと。太子の軍臣答へて曰く、日本の大將、若し情ありて、太子の命を助け參らせば、汝が陣に入れ奉らん。若し助くまじくば、太子爰にて自害せんと。清正重ねて申す、何ぞ妄に殺し奉らん。王子若し我陣に入り給はゞ、日本大將軍秀吉公に申うけて命を助け、朝鮮・日本和睦をなし、好を結ばん時は、元の如く送り返さん。縱ひさもなくとも、太子の命は苦しかるべからず。我れ更に猥に僞らずといふに、太子の心和悅あり。近臣申して曰く、軍勢此四五日食に飢えたり。清正來りて食を送れ。多勢にて來るべからず。只十人計り參るべしとなり。清正疑ある故に、數百人に膳部持たせて至り、清正と太子と對座して、禮義行ひて膳を勸め、酒三獻に至る時に、清正の家臣肴を出さんと、立走りけるを、太子の臣等俄に驚き、太子

を欺き害するかと思ひ、半弓に矢を番うて、清正に向ひ放たんとす。清正理をいへども、詞通せず。いよ〳〵進む。清正危く見えしかども、すべきやうなし。清正思はく、異國には印判を以て、誓約をなす由思出し、印判を取出し、紙に貼して投げ與へ、太子を捕へて、人質に取りしかば靜まりぬ。清正、旣に朝鮮の太子臨海君珒・次子順和君琿を生虜り、大に喜びて王城に歸り、書を名護屋に遣して申す。秀吉公大に喜び感狀を給ふ。

太子の落足に、女御后妃、同じく打連れて落ち給ふ。召使ふ女房達は多からず。何れも一尺計の黑き色したる物を、頸に懸け覆面して、走るともなく轉ぶともなく、淚と共に落ち給ふ。首に懸けたる物は、牛の膞なるべし。清正が先陣、之を奪ひ取らんとす。清正制して曰く、女房達の顏を見るべからず、持ちたる物を奪ひ取るべからず、觸れ犯すことなかれといふ。斯くて何にてありけるも知らず。飮食を參らせて、女房の子は逃行かしめたり。朝鮮人、皆清正が武勇骨柄を恐れ、又情深き事を感ず。されども後陣の軍兵亂れ入りて、朝鮮國王先祖の廟を、發き崩して、財寶を

取りけるとなり。

六月、秀吉公思はく、朝鮮既に破れたり。大明の兵來るべし。定めて大軍なるべし。味方十三萬騎といへども、敵對なり難かるべしとて、又軍兵六萬騎を、渡海せしめらる。增田右衛門尉長盛・石田治部少輔三成・大谷刑部少輔吉隆・前野但馬守長康、都合一萬七千二百人を一列とす。淺野左京大夫幸長・南條左衛門尉・中川右衛門大夫秀政、都合一萬五千五百人を一列とす。岐阜少將・羽柴丹後少將・長谷川藤五郎秀一・木村常陸介・糟屋內膳正・片桐東市正直盛、都合二萬五千五百人を一列とす。伊達政宗は、淺野彈正長政に付きて、朝鮮渡海の事を望む。秀吉公許して、淺野幸長を副へて渡海せしめらる。長盛・三成・吉隆に、秀吉公御書を副へて、朝鮮在陣の諸大將に仰せ遣さる。軍法いよ〱定めの如く守らせ、先陣は、行長・淸正・長政、代る〲いたせとなり。

秀吉公、假屋を濱邊に作らせらる。長さ百數十間、十間毎に棚ありて、料理の間・竈・爐・椀・皿・炭・薪・精・鹽噌を揃へ置き、漁父泉郎千百人を召して、大網を引かしめ魚を

取せらるゝに、數もなく引上げけり。鯛千尾に鹽をさせ京に上せ、禁中に參らせらる。其外大政所以下、ほど〳〵に從ひて品あり。其餘の魚共、引上げ〳〵山の如く重ねて、諸大將に、假屋に取入れて、樣々思ひ〳〵に料理せらる。秀吉も立交り遊びて、諸軍を慰めらる。小西行長は、數度の手柄を顯せしかども、太子を捕へざる事を恨みて、加藤淸正と中善からず。行長は、平壤の古き都に陣を取りて、心に思はく、大明の軍兵來らば、待受けて戰ひ、追崩すか討死するか、此二に極めたりとて、卽ち王城に陣取りし味方の諸將の許へ、使を遣して曰く、鴨綠江を渡りて、直に大明に打入らん事、いと易かるべし。諸大將衆、若し援けて後備し給はゞ、我れ先陣を致すべしとなり。諸大將答へて曰く、慶尙・全羅の兩道の城共、固く守りて未だ落ちず。是れ大敵前にありといふものなり。然るに今之を差置きて、輕々しく鴨綠江を渡らんは、危き事なり。先づ陣を取固めて、全羅道の城を攻めんには如かじとなり。小西行長聞きて大に怒り、卽ち僧玄蘇を使として、書を朝鮮國王李昖に遣しける。其趣は、日本と大明と、軍兵を相構ふる事は、不敵の至りなりと雖も、是れ日本

大將秀吉公の命なり。日本一州一統して、國豐に民殷なれば、異國をとらふの望なく、ましして財寶を貪る心にもあらず。秀吉公大明を伐たんとする事は、只怨を報ずる爲めなり。朝鮮は、日本と大明と、兩國の間に介る。朝鮮若し日本に從はゞ、何ぞ攻干すべき。夫に城を構へ兵を集めて、我が軍兵の道を妨げ塞ぐ。故に今斯くの如し。大王既に鴨綠江に陣する由、我等向うて攻むべしとなり。朝鮮王李昖大に驚き、大明に飛札を遣して加勢を求め、羽檄の往來、櫛の子を引くが如し。大明皇帝諸臣下、大に驚き騷ぎて曰く、日本既に朝鮮を犯し、中國を窺ふ。是れ二百年此方の大事なり。早く加勢を遣して然るべし。されども頃年諸方に亂逆起り、軍兵を疲らかしぬれば、今俄に又加勢の兵も催し難からんとなり。李昖、隙なく加勢を乞ひければ、さらば遣すべしとて、遼東巡按使李時孳・遼陽守道荊州俊、既に大明帝の命を受けて、遼の大將軍祖承訓・遊擊將軍史儒に、軍兵三千を添へて、鴨綠江を渡りて朝鮮を救ふ。

七月、祖承訓・史儒、既に鴨綠江を渡る。兩大將、更に朝鮮の地形を辨へず、又日本人

と相戰ふ法を知らず。折節打續きて雨降りつゝ、晴間もなかりしかば、山水漲り落ちて、馬の蹄爛れ、兵の足損じて、進退心の儘ならず。小西行長、二萬餘騎にて平壤を守る。朝鮮の王城より、道遙に遠ければ、其間諸所に砦の要害を構へ、大友豐後守義統・黑田甲斐守長政・久留米侍從秀包・小早川隆景、籠りて守る。軍若し急ならば、駈出でて救はん爲めなり。

祖承訓・史儒、僅に三千餘騎を率して、平壤の安定館に至る。小西行長之を聞きて、歩立の兵を以て、夜打に寄せたり。大明の兵騷ぎ亂れて、落行く者も多かりき。其夜は輕く引取りて、行長、次の日安定館に取懸けて攻めけり。甲冑・馬・具足・旗・相符、皆華やかなり。祖承訓・史儒と、行長と相戰ふ所に、大明の馬共、日本の武者の出立を見て、恐れて進まず。兩大將、軍兵に敎へて、馬より下りて、歩立（かちだち）になりて戰ふ。軍兵皆泥土に足を踏入れこね返して、駈引自在ならず。行長急に打つて、馬にて乘倒し、駈惱まして打破りしかば、備亂れて史儒討死す。祖承訓は、只一騎落延びて助かる。三千餘騎の軍兵、僅に十餘人命を助かりて逃歸る。大明聞きて震ひ驚く。

大廳（秀吉公の御母）京都に坐して、女房達に仰せけるは、太閤は朝鮮に坐するや。京を去ること幾千里ぞや。之を平げん事、何を限とする。吁再び見る事あるべからずやと、常には憂へ給ふ。女房達答へて曰く、太閤は、肥前國名護屋といふ所におはして、諸國の大將達計り、朝鮮には遣し給ふなりと申せども、大廳、更に信とも思ひたらず、終に戀ひ悲しみて病となり、日を重ねて重くなり給ふ。關白秀次、屢見廻り給ふ。太閤聞き給ひ、急ぎ名護屋より立ちて、諸事暫く大權現に委せ置き、夜を日に繼ぎて京に歸り給へば、大廳は、早空しくなり給ふ後なり。秀吉公絶入して甦り、呆れ惑ひ涙なし。醫師、藥を奉るに、人心地附きて、涙雨の如くして、書院に出でて宣はく、此度母の死期に會はず、千歳永く再會の時なし。悔みても猶怨ありとて、德善院玄以に命じて、大德寺にして、王仲和尚を以て、葬禮嚴しく行はれ、御弔樣々なり。

九月、母堂大廳の忌終りて、秀吉公、又名護屋に赴き給ふ。敕使來りて、渡海の事を止めしむ。秀吉、敕答申し給ふは、敕命固に黍しと雖も、大軍を朝鮮に遣し、軍既に

勝つと雖も、大明より多勢若し來り救はゞ、勝負知り難し。我れ京都にあり乍ら進退すべきや。敕命を背くにはあらず、只速に、大明・朝鮮を攻平げて、我朝の武威を輝かさん爲めなりと。敕使歸りて奏聞しければ、主上叡感ましませり。此度名護屋より上洛の時、赤間が關に至りて、御舟、石に當りて碎けつゝ、既に溺れ死なんとし給ふ所に、毛利右京大夫秀元、(輝元の一男なり、幼少なる故に在國してありし)、名護屋御見舞に參り、供奉して上りしが、急に我が乘りし舟を差寄せ、秀吉を助け奉る。秀吉甚だ喜び、聟にせんと約束し、船頭赤石與次兵衞、首を刎ねらる。

沈惟敬といふ者は、異國にして科に落され、一族皆誅せらる。我身も殺さるべかりしを、逃げて潛に日本に來り、小西攝津守行長に知られて住みけるが、世代りて本國に歸り、呉妓陳澹如に知音して親しむ。澹如が僕に、鄭四といふ者、數年以前、日本に來って捕へられ、當年逃げて歸り、沈惟敬に逢うて日本の事を語る。惟敬、元より志す所あり。鄭四が物語を聞きて思はく、今大明、兵を出して日本を防ぐ。此亂に當つて我が勳功を立て、家をも榮えんと思ひ、大明の都に行きて曰く、我れ能く日本

の事を知れりと。此頃司馬石星といふ者、朝鮮の事を司る。其妾に、文表蓮といふ女房あり。呉妓鷹如が家に遊びて、沈惟敬が言を聞きて、司馬石星に語る。石星大に喜びて、家に抱へ置きたり。祖承訓が敗軍の後、石星謀をなす。夫れ今大軍を起さずば、日本を防ぐ事叶ふべからず。又容易く大軍集め難し。其程先づ惟敬を遣して、和睦の事をいはせ、其間に大軍を集めんと謀りて、惟敬を遣す。沈惟敬先づ金銀錢を石星に乞取りて、之を以て日本の諸大將に賂して、和睦をなさんといふ。石星之を與ふ。惟敬、卽ち金銀を散らして、織物等の奇麗なるを買ひ求め、朝鮮に來り、使を平壤に遣して、小西行長が心を取る。行長元より和睦を好む。惟敬と小西と、乾伏山の麓にして對面す。惟敬、極めて和睦の事を述ぶ。行長七ヶ條を上げて、此事うけがはゞ、和睦の議に從はんと。惟敬先づうけがふ。此故に行長及び諸大將、皆心を許して、大明の返報を待つて、平壤の要害をも疎にし、増田長盛・石田三成・大谷吉隆も、皆同じく怠り、朝鮮の諸城をも、攻口を甘げて、只晏然として日を重ね。小西行長、書を惟敬に遣す。其趣は、日本久しく勘合船の通路なし。秀吉、數

年、朝鮮と親(したしみ)をなさんと求むれども、日本の望に從はず。此故に軍兵を遣して、攻亡さんとす。然るに今足下平壤に來りて、和睦せんことを求む。是れ國家太平の基なり。足下既に大明帝に奏聞し、使者を日本に遣し、交親(まじはりしたしみ)の誓約をなさば、幸之に過ぐる事なからん。官の使着し來らば、五十日を以て期(かぎり)とし、日本より甲冑・弓・箭・劒・太刀を送らんとなり。次の日惟敬、日本の鐵炮を求む。此時、又小西行長、書を遣して曰く、朝鮮國王李昖は、義州におはすといふ。足下彼(かしこ)に行きて、是に告知らせ、少時も遲々せず、早く大明に歸り、和親を五十日の間に定むべしとて、官位姓名を書載せたり。曰く、日本國攝津州前司小西祕書少監豐臣行長・傍將對馬州前司宗拾遺侍中豐臣義智なり。惟敬は、大明に歸り、奏聞すと雖も、諸臣下の議定、未だ果さず。十月、大明帝王、卽ち總兵(總大將)李如松を提督(上將軍)とし、南北守護の軍兵、多く差加へらる。侍郎(武者大將)宋應昌を、經略使(軍奉行)とし、大軍を催して、朝鮮を救はる。宋應昌は、能く日本の事を知りたる者なり。應昌は、遼陽に赴く搦手なり。提督李如松は、鴨綠江を渡り、(大手の方なり、)其軍兵を三列に分つ。中列の大將は、楊元と名づく。右列の大將

は李如松、左列の大將は張世爵と名づく。吳惟忠といふ者は、南兵三千餘人を率して、右列に屬し作ら、遊軍の備の如し。凡て軍兵五百餘人なり。同月廿七日、山海關を打立ちて、十二月廿五日、軍兵を調へ備を設けて、鴨綠江を渡る。

此年、呂宋國より、古き壺多く來る。茶を能く持ちて損せず。世の人、之を眞壺と名づけ、又は蓮花王と號して、愛し弄ぶ。商人等、海を渡り持ち來る事、百餘りに及ぶ。廬同が道を尋ね、陸羽が風を慕ふ。世の好事の數奇者、爭ひ買求む。秀吉公聞きて宣はく、異國より新に來る者、何ぞ言上して、公儀をも伺はず、私に之を買おぎのる。岡に罪科ありとて、奉行を遣して、家を闕所し追出さる。其買ひたる者には直の金銀に一倍して出さしむ。國主大名と雖も、皆斯くの如し。未だ嘗て許されずとかや。

將軍記第十七終

將軍記第十八

豐臣秀吉記　下之一

文祿二年正月、秀吉公、名護屋にして御越年あり。諸大名、元日の賀儀申す。城州八幡の暮松新九郎、年頭の御禮に下向せしかば、秀吉公仰に、我れ猿樂を習ひて自ら慰とし、又諸軍在陣の輩をも、心を延ばさせんと思ふと。暮松大に感じ奉る。諸臣皆曰く、秀吉公、年既に闌け給へり。只同じくは止め給へかし、さぞ嗚呼がましからめと。されども暮松を召しけるに、弓八幡は、天下を治め、民を惠む能なればとて、是より敎へ初め參らせて、五十日の內に、五番の仕舞を習ひ給へり。近習伽衆に、仕舞の善惡、扇の差引、包まず申上ぐべしとなり。既に習ひ熟せられければ、舞臺にして御能ありしに、見る者大に感じ譽め奉る。是に於て大名諸士、相共に舞曲

をなして慰み給ふ。暮松斯くて御暇申しければ、秀吉公、即ち金銀小袖を與へて返さる。

大明の將軍李如松、軍兵五萬騎を率して、安定館に至る。朝鮮の軍兵多く加はりて、廿萬人に及べり。行長先づ其軍を試みんが爲めに、軍兵を出し戰はしむる所に、明の兵李寧といふ者、行長が小勢を押包み、打靡かすに、日本勢叶はずして七人生捕られ、殘る兵、皆城中に引入りたり。小西行長、即ち城を固く守りて出でず。

李如松軍兵を進め、平壤の城を、十重廿重に取懸けて攻むる。平壤の有樣、東には大同江とて、深く廣き江あり。西北は皆山なり。南一方は平地に續きて、城の外二里計に牡丹臺あり。臺の傍に柵をふりて、砦の要害とす。平壤の城中は、僅に一萬五千人なれども、死を一擧になして防ぎければ、攻落すべきやうもなし。李如松・楊元・張世爵、軍兵を進めて、先づ牡丹臺の砦を攻め落せとて、押寄せ攻め上らんとす。日本の軍兵、能く之を防ぐ。李如松等、即ち呉惟忠を以て、牡丹臺を攻めさせ、其外の軍兵は、皆平壤に向ひて攻めけるに、行長曰く、小勢を以て大軍を破るには、夜討

に如くはなしとて、夜半に兵を出して襲ひけれども、中々叶はずして城に歸る。次の日、寄手三方より一同に進み、かづき連れて攻上る。小西行長、力を勵まし手賦して、防ぎければ、大明の軍兵攻めあぐみて、少し引色に見えければ、城中城戸を開きて、突いて出でつゝ戰ふ。城の西の手に、防ぐ兵少なかりけるを、張世爵之を察し、南兵一萬人を率して、急に進みて攻め入りつゝ、鬨の聲を揚げたりければ、大明の軍兵、すはや城は攻め落さるゝぞ、進めや〳〵とて、同勢同じく打つて上る。其勢、誠に防ぎ難し。小西行長防ぎ兼ねて、諸軍を引上げ本城に籠る。李如松、續いて本城を攻めしむ。城中、今は遁れぬ所なり、心靜に敵を打てとて、鐵炮を多勢の中へ打出すに、凡そあだ矢はなかりけり。寄手打立てられてゆらいたり。日既に暮れにければ、攻口を甘げ、明日は必ず攻落すべしと、李如松等大に勇む。小西行長が兵、一千六百餘人討たれ、明の兵も、四五千計り死しけれども、寄手は更に痛む事なし。初め行長、大明の軍兵、多勢にて來ると聞きて、使を大友義統・黑田長政・久留米秀包が許に遣して曰く、大明廿萬人を率して、近日我が平壤を攻めんとす。

急ぎ後詰せらるべし、ゆめ〱怠り給ふべからずとなり。然るに大友義統、素性物弱く臆せし人なれば、相救ふべき心なく、結句大明廿萬騎の大軍を聞きて、大に恐れ震ひつゝ、既に大軍斯くの如くならば、小西行長討たれんに治定なり。愁なる加勢して、用なき死をせんよりはとて、大友義統は、取る物も取敢ず、朝鮮の王城指して逃歸る。黒田長政・久留米秀包も、手勢少なき故に來らず、まして其道に大河あるを以て、評議區々なるに、日を重ねて終に決せず。斯くて小西行長、城中の兵を檢ふるに、或は死し、或は痛手負ひ、又は落失せて、殘る兵、僅に五千計なり。行長が曰く、加勢は來らず、城兵は少し。明の大軍を防ぐべき事叶ふまじ。又徒に討死せんよりは、軍は之に限るべからず。只先づ落ちて、重ねて謀らんには如かじとて、其夜密に城を出でて、王城に歸る。李如松、之をば夢にも知らず、未明に取懸けて、本城を攻むるに、城中更に一人もなし。李如松大に悔みて曰く、昨日急に攻め落すべきを、行長を取逃しける口惜しさよとて、軍兵を分つて追懸けしかども、早行長は、王城に歸り入りければ、空しくして引返す。

行長既に王城に歸る時、長政・秀包が砦に立寄りて語りけるは、李如松が大軍押來らんとす、早く我と共に王城に歸れと。長政・秀包答へて曰く、未だ敵の旗をだに見ずして、聞逃せば、武夫にあらず。足下は粉骨を盡し給へば、先づ速に歸り入り給へ。我等二人は、小早川隆景が陣に加はり、三人同心して、大明の兵と戰を決せんと。行長曰く、夫は御心次第なりとて、さしても強へず。増田長盛・石田三成・大谷吉隆の三奉行は、小西行長が平壤の難儀に及ぶ由、早く王城に歸るべしとなり。隆景答へて曰く、我れ渡海して、此地に來るよりは、命生きて再び日本に歸るべしと思はず。今明の大軍に逢うて、太刀の鋒より火花を散らし、馬の蹄に敵軍を蹴立て、箭をも厭はず、矛をもいたまず、大軍を物ともせずして、命を戰場の草の露と落さん事、是れ老後の幸なり。何國に立退くべき。縱ひ我れ死したりとも、何の恨かあらん。百萬の大軍來り向ふといふとも、我れ一足も、後には退くまじきものをとなり。使歸りて此由をいふ。増田・石田之を聞きて、少しは恥づる心ありて曰く、大河を渡りて、大敵に戰はん事は、是れ上策の武勇にはあらず、又隆景を打捨てゝ歸らんも

難儀なりと。大谷が曰く、我れ必ず隆景を歸り入らせんとて、自ら行きて様々いひければ、隆景が心服して、大谷と打連れて王城に歸る。

加藤主計頭清正は、軍兵を兀良哈の境に出して、村里を取掠め、城を金山に築きて、加藤與三右衛門に、軍兵二千を添へて籠め置き、又一城を橋中に構へて、九鬼四郎兵衛・矢野助左衛門・山內甚三郎に、三千餘人の兵を添へて籠め置き、清正は咸鏡道に至り、百姓等を憐み、酒肴を與へらる。百姓等大に喜ぶ。此故、人皆清正に思付きたり。斯る所に盜賊等、蜂の如くに起り立ちて、清正が釜山浦に歸る道を切塞ぎけり。王城にある諸大將達、如何にもして清正を呼取らんとす。浮田秀家、其家老三人の連署を遣し、速く王城に歸られよとなり。清正答へて曰く、我も歸らんと思ふ心ありと雖も、釜山・橋中兩城に、籠め置きし軍兵共の捨て難ければ、此等をも引連れてこそ歸らめとて、清正、夫より咸鏡道を打立ちて、齋藤立本・庄林隼人・龍造寺又八郎、其勢五千人を遣して、金山の城加藤與三右衛門を迎へしむ。清正、跡より續いて進む。齋藤立本・庄林隼人等、既に金山に至る時に、盜賊等起りて金山を取

圍む。齋藤・庄林此由を見て、鞭を上げて馳せ寄せ、急に後より攻懸れば、盗賊等敗北して、討たるゝ者甚だ多し。立本・隼人等城に入りて、與三右衞門を尋ぬれば、敵と戰うて、討死たりといふ。立本・隼人大に憐み歎き、其屍を灰になして歸る。其後清正軍兵を牽して、盗賊等を攻め平げ、金山・橘中の城兵を合せて、打連れて王城に歸る。

李如松十萬騎を牽して、進みて開城といふ所に至り、王城の有樣を聞き窺ひ、戰を決せんとて、忍を入れて窺はするに、張通事といふ者、李如松にいふやう、日本の武勇ある者共は、皆平壤の軍に討たれたり。王城にある者共は、是れ弱き臆病の軍士等にて、物の用に立つべくもなし。恐るゝに足らず。之を攻干して、大功の名を擧げん事疑なしといふ。李如松誠なりと思ひて、南兵をば開城に止めて、大明の軍兵計りを牽して、高昇・孫守廉・祖承訓等二萬人を前陣とし、朝鮮の兵を後陣に立てゝ、開城の大河を渡り、碧蹄館といふ所に着く。小早川隆景先陣として、立花左近將監宗茂・久留米秀包・筑紫侍從等、之に加はりて評定す。敵既に開城にありといふ。定

めて是へ寄せ來らんかとて、斥候を遣して見せしむ。一夕立花宗茂が兵、李如松が兵と行合ひて、打合ひ戰うて相引にす。夜明方遙に見渡せば、一里計向ふに、大軍群りて、夥しく備を調へて、只今進み來らんとす。王城の諸大將、各先陣を爭ふ。小早川隆景が曰く、某思ふ仔細あり。前陣は我にせさせよ。日本と大明の大事の戰は、今日にあり。我れ年老いたりと雖も、他人に先陣は讓るまじといふ。諸將うけがはず。隆景强ひて望みければ、石田・增田・大谷三奉行、さらば先陣は、隆景に讓り給へとあり。諸將此上はとて、其議に從ふ。隆景、我が人數を分つ。一陣には、粟屋四郎兵衞三千人、二陣は、井上五郎兵衞三千人、三陣は、隆景一萬騎にて押出す。立花左近將監宗茂二千五百人、久留米秀包・毛利大藏少輔元康六千騎は、遊軍となり、横合に懸らんと、備を隆景が陣の傍に立てたり。李如松が前陣高升・條守廉・祖承訓等と、粟屋四郎兵衞と相戰うて、粟屋引退く。井上五郎兵衞、入替りて戰ふ。大明の兵、勢ひ懸る。井上大音上げて、軍兵を進めて曰く、士の戰場に望む事は、死するを以て本意とす。逃げて生くるは恥なり。只一足も進めや者共、千騎が一騎にな

る迄も、引くな〳〵と下知して戰ひしかども、さすが小勢なれば、大軍靡け難くて、井上既に敗北せんとす。其時立花宗茂・毛利元康、鼓を打ち馬を進めて、急に横合より打つて懸り、魚鱗に立て、中を衝破る。大明の兵、中をあけて開かんとす。小早川隆景之を見て、兵を進め打つて懸り、四角八方に駈廻り、雷の如く走り、電の如く閃きければ、李如松も、軍兵を進めて相戰ふ。李如柏・李如梅・李寧・李有昇等、同じく進みて戰ふ。互に汗馬の息をも繼がせず、追うつ返しつ入亂れて、巳より午の刻に至る迄、勝負はなし。隆景が兵共、明の大將李如松を討たんと目に懸けて、突退け突退け進み懸る。李有昇、駈合ひ〳〵押隔て〳〵、手元に進む日本勢數十人切伏せ、終に鐵炮に中つて、馬より落ちて死したり。楊元は、王城の軍、大明急なりと聞きて、開城より馳せ來る。李如松新手の加勢に力を得て、又進めて打つて懸る。隆景・宗茂・元康力を合せて、大に切つて廻るに、大明開き亂れて、崩れ立ちけり。李如松馬より落ちて、起上らんとする所を、井上五郎兵衞、是れ大將なりと見知りて、透間なく馬を駈寄せ、既に討たんとせしかば、大明の軍兵百餘人集り、李如松を他の馬

に助け乘せて、敵進めば突拂ひ〱、落行きけり。井上、其志を遂げざる事を口惜しく思ひ、齒噛をして悔み怒る。隆景・宗茂・元康等、勝に乘りて追懸けしかば、明の軍兵、開城河に溺れ流れて、死する者數知らず。

凡て今日の軍に、明兵死する者、一萬餘人に及ぶ。日本の諸將皆曰く、李如松今は創りぬらん。軍兵等臆病神の覺めぬ内に、勝に乘りて追討たば、心の儘に打取らんものと。隆景止めて曰く、小勢を以て大軍を追はれん事、若し喰返りて打つて懸らば、由々しき大事なり。弓矢しまりたる良將は、さもなき事ぞやと。是に依りて王城に歸る。

李如松は、小早川隆景が武勇に後れを取り、既に軍兵を引拂はんとせし所に、南兵の新手、鐵炮五百挺を以て馳せ加はりしかば、李如松力を得て、開城に堪へて陣取り、大明の加勢を待ち居たり。

日本の諸大將皆曰く、大明の軍兵、誠に恐るゝに足らず。いざや開城に押寄せて、一攻攻めんといひしかども、大明廿萬人、猶開城に籠りければ、さすが大軍なるに

心置きて、猥に兵を出さず、明の兵の寄せ來るを待ちて止まりぬ。王城の西南に當りて大河あり。川端に、數十間の倉あり。兵糧十萬石を籠めて、王城の諸將、今年の支度として、近き邊の柴木を、伐取りて薪とす。安南府に兩山あり。山の間に沼あり。後は山嶮しく、巖峙ち、二方は沼深くして、馬の足立たず。南の方は、大河漲り流れ。西の方は山道細く、開城に行く道なり。大明の兵、爰に砦を構へ柵をふり、柵の内には石垣高くして、兵多く籠れり。王城の諸大將、開城の軍に逢はざる事を殘り多く思ひ、此砦を攻取らんとて、石田・增田・大谷に評定す。之を聞きて卽ち二萬餘騎を率し、諸將にも牒じ合せず、山の峯に取上りて、城中を窺ふに、兵糧を炊ぐ煙も見えず、人の聲も聞えず。增田右衞門・加藤遠江守・長谷川藤五郎・木村常陸介等、大に疑ひ侮り、各能き兵十餘人を遣して、之を見せしむ。漸く城下に進みて見聞くに、城中物さびて靜なり。是に於て軍兵一同に詰寄せて、攻上らんとす。城中の兵折合ひて、大木大石を投懸けて防がんとす。增田・加藤等、自ら旄上げて軍兵を進め、柵を引退け外廓を打破る。城の兵驚きて、

矢を放つ事雨の如し。之に射白まされ、増田等、忽には攻落す事叶ふまじとて、軍兵を引入れんとす。城中機に乘りて、打つて出でつゝ追懸け、半弓を以て之を射る。増田・加藤等、大に亂れ逃ぐる。隆景・清正・行長皆曰く、増田・加藤等、定めて後れを取るべし。いざ行きて迎へんとて、兵を率して打出でたれば、追懸くる城の兵共此由を見て、取つて返し城に入りけり。次の日小早川隆景等、斥候を遣して見せしむるに、城中に軍兵一人もなし。皆落失せて開城に歸りぬ。昨日増田等押寄せて、柵を引退け、外廓を打破りたる時に、城中臆病の者共、恐れて皆逃走り、南大河に溺れて、命を隕せし者數を知らず。若し再び寄せて攻むる程ならば、城中は廢にならんものをと、増田等、悔みけれども益なし。隆景之を難じて曰く、此城落ちたりと聞かば、李如松等も、開城に足はためまじきを、押返して又攻めざる故に、城を退きける口惜しさよといへり。

増田右衞門尉・石田治部少輔・大谷刑部少輔連判して、書を名護屋に遣し、平壤・開城川南度の戰を告げたり。秀吉公、深く隆景・宗茂が軍功を賞し、感狀を遣さる。又大

友義統が臆病神の附きて、小西行長が、平壌の急難を救はざる事を、秀吉大に叱りて宣はく、是れ武士たる者の心にはあらず、日本の恥なり。武士たる者は、能く武道を嗜むべし。義統に似る事なかれとなり。

二月、近衛前左大臣信輔公は、朝鮮の有様御覽ぜん爲め、頻に渡海の志おはせしを、帝聞召し、之を止め給ふ。秀吉此由聞きて曰く、無益の尤甚しきは此事なりとて、德善院を以て、渡海の事御無用なるべしと申させらる。是に於て帝より、御宸筆の勅書を、名護屋に遣し給ふ。秀吉之を頂戴して、大に喜び給へり。此故に近衛信輔公、思ひ止まり給ふ。

李如松、使を大明の京都に遣して曰く、近頃日本將軍關白秀吉、自ら廿萬騎の軍兵を牽して纜を解き、帆を上げて朝鮮に來ると。大明大に驚き騷ぐ。宋應昌が許より、劉綎・陳璘に飛脚を立てゝ加勢す。大明の帝、黃金廿萬兩を出して軍陣の用として遣さる。是に於て李如松、卽ち李寧・祖承訓を以て、數十萬騎を相添へ、開城を守らしむ。楊元は、平壤より軍立し、李如柏は、寶山に陣を取り、查大受は、臨津といふ

所に陣を取る。此時備前宰相浮田秀家は、龍山に陣取り、兵糧數萬石を積み置かる。査大受、即ち死生不知の盜者を選び、閑道より廻して、兵糧庫に火をかけて、燒き失はせけり。是より秀家、兵糧乏しくなれり。

今春太夫八郎・觀世太夫左近、名護屋に來る。是れ秀吉の召し給ふ所なり。秀吉公、彼等が家に秘藏する面を見んと、仰ありける故に、持來りて見せ參らする。秀吉公、之を摸させんと思召す。山城宇治郡醍醐といふ所に、隅坊とて、能く面を摸する者あり、急ぎ彼を召して摸さしめらる。隅坊命をうけて、今春家の名物小面・般若・小尉・三光尉、觀世家の名物ふかひ面・痩尉・近江女等を、十餘日の間に摸し立てたり。秀吉公比べ見給ふに、見分け難く似せたり。秀吉公大に喜び、大權現・利家に議して、隅坊に銀五十枚を下され、摸面の天下一の號を給はる。隅坊は、會稽の錦を披て、醍醐に歸りぬ。

三月、朝鮮王城の諸大將十萬餘騎にて、暫く軍を止めて、徒に數日を送る。加藤遠江守・細川越中守忠興・長谷川藤五郎秀一・木村常陸介等七人心を合せ、他の兵一人も

交へず、手の郎從都合二萬騎を率して、晋州に赴く。晋州は、朝鮮名城の第一として、王城を去る事四日路なり。初め朝鮮國王李昖、王城を落ちて義州に走り、代々の寶物共、皆此晋州の城に運び納めて、武勇の者二萬人を籠めて守らしむ。加藤・細川等之をば知らで、只軍兵僅に籠れりと思ひ侮りて、さしも嶮しき山坂を二里計り、息をも繼がず打圍みて、城下に着くと等しく、備をも立てず、各我先にと、城に攻入らんとす。城中には、寄手小勢なり。此城を攻落さんとする事は、蟷螂が斧を上げて、流車に向ひ、蚍蜉の翅を以て、大樹を動かさんとするが如くならんというて、軍兵等突いて出でつゝ急に戰ふ。加藤・細川等の七大將、散々に打亂されて、日も漸く暮方になる。城の兵勝に乘り、新手を入替へ、折重りて進みしかば、七大將進みて戰はんとすれば、軍兵疲れたり、退かんとすれば、山嶮しくして引取り難し。進退爰に谷りたり。されども勇氣を勵まして、進む敵を打拂ひく、葛蘿に取付き、山上にかゝぐり上り、傍々王城に歸る。其間に、討たるゝ者數を知らず。是に於て諸大將評定して曰く、斯くの如くにして日數を送らば、秀吉公、定めて我等を怒り責

め給はん。軍難儀の由告げ奉り、加勢を請うて李如松を打取り、慶尙・全羅兩道の城共を攻め取り、王城と釜山浦との通路を開くべしとて、書を名護屋に遣す。大明の軍兵廿餘萬騎、開城にあり、味方僅に十萬人なり。固く王城を守ると雖も、彼等能く地形を知り、軍兵又日々に增り月々に重なる。是にては中々敵を塵にする事叶ふべからず。此故に先づ試に晉州を攻めさせけるに、城中兵多くして、攻落す事叶はず。黄海・忠淸の二道は、手に入ると雖も、國民所々の險難に集りて、通路を切塞ぎ、全羅・慶尙兩道を平げ乍らも、味方往來する時は、跡を切り前を塞ぎて妨ぐ。若し此道々に砦を構へて、軍兵を入置かば、此妨あるべからず。夫も味方に兵少なき故に、人數を分けて遣し難し。今加勢を給はらば、李如松と戰ひ、目の前に大利を得て、直に大明に攻め入らん事、何の恐かあらんとなり。秀吉公、其書を見て宣はく、早く軍兵を遣せとて、安藝侍從毛利秀元二萬人を渡海せしむ。

其後秀吉公と、大權現及び前田利家と、晝夜軍評定して、加勢を多く遣さんとす。然れども名護屋在陣の軍勢、僅に十萬騎あり。之を分ちては遣し難し。

京都守護の軍勢も多しと雖も、之も猶分けて遣し難し。大坂の城守護の兵は僅なり。又日本の固も大事なれば、種を盡して、朝鮮に加勢すべき事も叶はず。されば今は朝鮮に遣すべき兵なし。是に於て秀吉公、涙をはら〳〵と流して曰く、口惜しき事かな。我れ小國に生れて、大將軍たりと雖も、軍兵の數少なうして、大明を足の下に、履み從ゆる事の叶はざる事よとて、遺恨深く思ひ詰めて、齒を切り手を拳りて立ち給ふ。之を見聞きける輩、皆其大機なる事を感ず。

岐阜中納言秀信、（城介信忠の嫡子なり、）朝鮮より名護屋に歸り來りて、淺野左京大夫幸長が家に入りて、夫より秀吉公に對面あり。（淺野幸長朝鮮國に渡海せしに依つて、其家に入り給ふ。）秀吉接待して、慇懃にもてなし給ふ。

丹波中納言秀勝、御見舞として名護屋に來り、秀吉公に謁せらる。秀吉深く恩顧あり。

四月、秀吉公、名護屋にして猿樂の能を催し、諸將を慰め給ふ。又茶湯の興行あり。皆是れ在陣退屈なるべき事を察して、諸軍を慰めらる。

沈惟敬、既に大明の京より開城の陣に來り、李如松に對面して、司馬石星が意を述

べて、和睦の事を談ず。又小西行長が許に行きて扱ひけり。行長、去年沈惟敬に約して、七ヶ條を立てたり。一には、和睦の事、二には、日本既に朝鮮の四道を攻め取りたり。之を國王李昖に返さず、日本より領知すべき事。三には、朝鮮より運上入貢せん事、古の如くすべき事。四には、明の帝より、秀吉公を、日本の國王と崇むべき事。其餘の三ヶ條は、祕して世に披露なければ人知らず。増田・石田・大谷・小西等、朝鮮在陣の久しきに苦勞退屈して、強ちに歸國の思ひ止め難し。此故に沈惟敬が言葉に從ひ、和睦の議を好む。沈惟敬、如何にもして秀吉公を以て、大明帝の婿にせんと思ひて、屢其才覺を致す。其後惟敬と行長と、約をなして曰く、行長いふ所の七ヶ條の事、皆うけがはゞ、朝鮮の二人の王子、及び其以下生捕の輩を返し遣り、又王城の諸大將及び軍兵、皆王城を開渡して、釜山浦に退きて歸朝せよ。然らば李如松も兵を引きて、大明に入るべしといふ。行長、元より和睦の事に張本たり。さり乍ら平壤の軍兵等と沈惟敬と、內通の謀もやあるらんと思ひて、しかとはうけがはず。惟敬既に大明に歸り、司馬石星と密に評議し、監生徐一貫・生員謝用梓を行

長が許に遣し、金子綾羅を多く送りて、和睦の事を調へしむ。小西行長及び增田・石田小早川等、皆加藤淸正と中善からず。此故に淸正が、二人の太子を生捕りける大功を捨てんが爲に、行長・長盛・三成・吉隆一同に、和睦の儀宜しからんといふ。其上兵糧漸く乏しく、軍兵等多く瘧を振ひ、疫癘に逢ひて、死する者少なからず。此故に皆先づ釜山浦に行退かんとす。沈惟敬喜びて、いよ〳〵相計らふ。行長等、又評議して曰く、朝鮮の王子を送り返さん事は、秀吉公の命にあらずば、計らひ難し。軍兵を退くる事は、增田・石田・大谷が意に任すべしとなり。增田等卽ち廿一日を以て、軍兵を退くる日限とす。日本の諸大將、去年より王城に陣取りし故に、朝鮮の農人・商人・細工人、皆町家に歸り來りて、己々が業を務むる。夫れ日本軍兵の數より多し。是に依つて、增田等評議して曰く、若し此農人・商人・細工人等、密に大明の兵と馴合ひて、我等引退く道に取懸らば、釜山浦にも、足をたむる事叶ふまじ。彼農人・商人等を、追拂ひて後に引退くべきや。縱ひ追拂ひたりとも、夫を怒りて、彼等群り集りて妨げば、追はざる方まさらん。若し又農人原一所に呼集めて、片端よ

り打殺し燒殺して後、軍兵を引拂はんか、夫も罪なき者共を、塵にせん事も不憫なりと、區々にして一決せず。此時小早川隆景は、高枕して、大鼾かきて臥し居たり。石田治部少輔三成、呼び驚かして曰く、諸大將評定區々なるに、此中に寢入りて、之を知らざる眞似するや。今軍兵を引取るは大事なり。能き分別あらば、申さるべしとなり。隆景答へて曰く、人々の仰、惡しからんとにはあらず。我れ何事をか言を費さん。然れども又一つの謀あり。試に申して見ん。惡しからば打捨て給へや。今夫れ諸大將の軍兵等、朝鮮の町人と打交り居て、顏を見知られたり。此方には見知らず。其中に明・朝鮮の士も、立交りてあるべきか。先づ小荷駄等を先に立て、次に火を陣々にかけて、煙の紛れに、軍兵共を引取るべし。陣小屋共燃え上らば、明の兵共、後に附く事あるべからずとなり。増田等、誠に此儀然るべしとて、火を陣屋陣屋にかけて燒上げ、煙の紛れに引退く。商人・細工人等の庶民等は、火を遁れんとて逃迷るゝ。朝鮮の臣等、李如松が陣に至りて曰く、日本の兵既に退き歸る。追懸けて打止めば、數を盡して亡すべきといふ。李如松が曰く、孫子が詞に、歸る師

をば、過る事なかれといへり。若し食返して打ち來らば、味方大なる後れを取るべし。其上臨海・順和二人の太子生捕られてあり。彼日本の兵を追討たば、太子再び國に取返し難かるべきなりとて、後を追はず。

日本の諸大將、既に軍を返して、善山府釜山浦に陣取りて、大明の使者を相待つ所に、沈惟敬と徐一貫・謝用梓と共に、名護屋に來り拜謁す。秀吉大に喜びて、羽柴下總守勝雅を、東照大權現及び前田利家に遣して宣はく、大明の兩使をもてなさるべしとなり。是に於て謝用梓（龍岩と號す）は、大權現の陣に入り、徐一貫（唯吾と號す）は、利家の陣に入りたり。

五月に、謝用梓・徐一貫、大權現・利家の陣にありて、毎日其もてなしに會ふ。其後秀吉公、淺野彈正少弼・太田和泉守・建部壽德・小西如清・近江觀音寺等を以て、替る〲兩使をもてなさしめ、其後秀吉公、大明の兩使をもてなし、數獻の後、秀吉公より太刀一腰・白銀千枚・小袖廿重・帷子三十を兩使に給はり、白銀五百枚・帷子百・羽織百を、其郎從に給はる。又別に白銀三千枚・金作長刀一柄を、沈惟敬に給はる。名護屋は

地形曲り峙ちて、入海廻りて百町計、風景最も勝れて面白き所なり。大明の兩使甚だ愛して、各詩を作りて意を述ぶ。秀吉喜びて、大明兩使の心を慰め、興を催させんとて、數百艘の舟を海上に押浮べ、家の旗を立て、紋附きたる幕走らかし、順風に吹孕ませ、三老梶を動かし、棹の歌を上げらる。秀吉公も舟に召さる。虎革の投鞘差したる鎗二百本・金作の長刀五十柄舟に突立て、歩卒三百餘人、一様に茜の羽織を着して御供す。秀吉公、舟の中にして酒宴あり。觀世・金春を召して、猿樂の能あり。兩使大に興を催す。次の日秀吉公、兩使に茶を給ふ。斯くて兩使御暇を申す。秀吉公書を遣さる。其趣は、和睦の議若し僞なくば、我れ何ぞ誓約を變へんや。然れば大明皇帝の淑女を迎へて、本朝后妃の位に備へん。兩國久しく不通敵對する故に、近年勘合の舟を送らず。今若し和平あらば、必ず之を遣すべし。和睦なりて後、兩國の臣等、共に誓約の言葉を違せむ。我れ去年より、武勇の將數輩を遣して、朝鮮を征伐せしめ、王城以下打平げ、人民多く殺しぬ。貴國今我が言をうけがはゞ、朝鮮八道の内を、四道 李昖に返し、四道は日本の領地とせん。然らば朝鮮王の子及

朝鮮との和議成る

び臣下一二人を、日本に質となし給へ。去年我將兵加藤主計頭清正、卽ち朝鮮の二人の王子を生捕れり。沈惟敬懇に請ひ求む。此故に今返し遣す。我れ謂はく、朝鮮の貴族數輩、世々日本に背くまじといふ誓約の書を致さば、可ならんとなり。謝用梓・徐一貫、之を以て歸る。秀吉公、卽ち内藤飛驒守藤原如安を添へて、大明に遣さる。又小西行長・增田長盛・石田三成・大谷吉隆に書を遣して曰く、朝鮮の二王子及び郎從を、本國に返すべしとなり。是に依つて臨海君珒・順和君琈の二人の太子を、朝鮮の王城に返す。李昖も、義州を出でて王城に歸る。朝鮮の人民、今は安堵の思をなして、皆家々に歸り住む。沈惟敬大に喜び、先づ使を司馬石星に遣す。石星其扱よく致して、和睦の功を立てたる事を賞し、大明帝に勸めて、恩賞厚く行はれ、沈惟敬が威勢富貴なる事、世の人羨みけり。

秀吉公、福原右馬助・熊谷内藏允を朝鮮に遣し、諸大將に心を添へ、大友義統を責めて曰く、先陣の諸城、若し急難あらば、加勢すべく救はんが爲め、子城を所々に構へさせしに、小西行長平壤の急難に、義統之を救はず。剩へ大明の軍兵多勢なりと聞

きて遁てふためき逃げたる事、前代未聞の臆病者なり。尤罪科甚だ重し。抑秀吉公數十年此方、武道を以て業とせしに、我が手の兵、一度も敗北の恥なかりき。而も今我れ大明と兵を搆へ相挑む所に、義統初めて逃げたり。是れ身獨りの恥のみにあらず、秀吉が過にして、日本の大なる瑕なり。我れ義統が首を刎ねばやと思ふ事千度百度、胸に湧き滿つると雖も、大友家は頼朝より此方、代々相傳して繼ぎ來れり。我れ此故に宥め許して死さず。又其上義統と島津と合戰に及びし時、我に加勢を請ひけるを、我れ見繼ぐべき好なく、相知るべき仔細はなしと雖も、我れ武道の大將となり、人の望を達せずば、武門の本意にあらずと思ひ、早速に加勢を遣さんとせし所に、我加勢を待たずして、忽に戰ひて、島津が爲めに大なる後れを取りて、我が城にも歸り入る事叶はで、妙見龍王に逃籠りける事は、智慮の拙きといひ、大臆病といひ、武士たる者は、同座する事をも恥かしく思ふべきなり。次に先年諸大名禁中昇殿の時に、義統切に我が姓を望む。我れ曰く、大友は久しき家なり。いかでか我姓を許し與へんといひしかども、强ひて懇にいふに依つて、終に豐臣の姓を許

し、其加階も、五三人の外には最も高し。我れ今義統を罪して、安藝宰相毛利輝元に預くる所なり。義統が子も、同じく預くべしと雖も、我身近く仕ふる事久し。其性(うまれつき)又父には替りて、曉(さと)き者なれば、許し置くなり。武家を事とせば、父ハ恥に面を穢されなん。只禁中に召置かれんか。天氣をも伺ひ申入るべし。其程加藤肥後守に預け置く。扶持方五百人の分を相渡すべし。義統堪忍分の事は、重ねて命付(おほせつ)けらるべしとなり。

又島津又七郎を責めて曰く、其身既に島津兵庫頭義弘に屬して、諸事其計らひに從ふべき事なるに、更に義弘に屬せず。是れ其心を察するに、義弘は深く武略を嗜み、何時も唯先陣を心に懸くる者なり。又七郎先駈を嫌ひて、之を遁れんとするなるべし。次に海邊に陣を取る事を好む。是れ味方若し朝鮮に打負けなば、早く舟に乘り、人より先に逃延びて、急難を遁れん爲めなるべし。誠に是れ勇者の疾む所、臆病者のする事なり。次に先年、我れ九州に出陣の時に、又七郎、何の忠節はなかりしかども、義弘深く望む故に、本領相違なく安堵せしめ、其上京都普請役・關東の

陣役を許す。其厚恩を忘れて、野心を起さんとす。固に罪科至りて深し。次に其身の事、十人計を召連れ、小西攝津守行長が許にあるべし。堪忍分の事、重ねて命付くるべしとなり。

又波多三河守を責めて曰く、三河守は、我れ既に鍋島加賀守直茂に付けたりしを、直茂と同じく軍を出すべきを、直茂には從はずして、潜に熊川の邊に陣取る。大膽病の至り、擧げて計へ難し。次に名護屋は、波多が領内なり。我れ今旅屋の館を構ゆ。三河守は、人より先に罷越ゆべき所ぞかし。唯舟着を便り、若しやの時節を相待ちける、眞に惜むべし。次に諸軍勢、朝鮮の王城を出でて、釜山浦に引退く時、三河守、其道に出向ひ、諸大將と同じ働なるやうに、其品を繕ひける、猛惡の比興者、礫にかけ幭にしても餘りあり。然れども怒を抑へて、命を許す所なり。次に先年九州征伐の時、我が本領改易すべき所に、鍋島加賀守、樣々詫言せし故に、相違なく安堵せしめ、京都の普請・關東の陣役、皆許しける。其恩を忘れて、今斯くの如し。黒田甲斐守長政に預けらるゝ所なりと。諸大將衆も、謹みて之を聞申さるべしといへり。

小野攝津守は、島津が家臣なり。一の娘あり、菊と名づく。龍造寺が從臣瀨川采女正が妻となれり。采女正も渡海して、朝鮮に至る。菊子は、淋しき閨の中に孤り起臥して、采女正を戀ひ悲しみ、一日片時も忘るゝ隙なし。其思ふ所を文に記して、文筺に納め、便船に言傳て遣せしに、其舟逆風に打覆され、文筺は博多の浦に、波に寄せられしを、浦人取りて代官に參らす。之を秀吉公の近習に送りけるを、秀吉公、卽ち山中山城守に封を切らせて讀ましめらるゝに、貞女、夫に寄する書なり。手美しく心深く書きなしける文の有樣、世の常ならず。聞く人淚を流す。端書に歌あり。

かくあらん行方を知らで賴みつる我心をば誰にかこたん

是れ菊子が、瀨川采女正に贈る文なりと。秀吉公、其志深き情を哀れがり給ひ、龍造寺に人を遣し、采女正を歸朝せしめ給ふ。采女正肥後に歸る。菊子大に喜び、夫婦連れて名護屋に參り、秀吉公の御情、有難き旨謝し申す。尼孝藏主取次ぎ申しけり。秀吉公、夫婦に御對面あり。菊子又短冊を捧げ奉る。

物ごとのあはれを惠むあまつ神の心に代る君のたゝしさ

秀吉公、御引出物給はりて、返し給ひき。

秀吉公、書を石田三成・增田長盛・大谷吉隆・加藤清正・小西行長に遣して曰く、釜山浦近邊の要害を、固く守るべし。大明の和睦の事、若し僞ならば、軍を進めて王城を攻め落し、大明に入るべし。晋州の城は、先日攻め落さゞりし事、大なる遺恨なり。諸大將相圖を定めて、一擧に攻め落すべし。又先づ所々の砦の要害を、能く構へて然るべし。釜山浦の本城及び椎木島・登萊の三所は、毛利秀元、其兵一萬七千六十人にて守るべし。熊川の本城は、小早川隆景其兵六千六百人、側城は久留米秀包其兵四百・立花宗茂其兵千百卅三人・筑紫上野介其兵三百卅人・高橋主膳正其兵二百九十人、之を守るべし。唐島は、蜂須賀阿波守家政其兵四千五百・生駒雅樂頭其兵二千四百五十人・長曾我部元親其兵二千五百九十人・福島左衛門大夫正則其兵二千五百人・戸田民部少輔其兵二千三百四十人、之を守るべし。加德島は、九鬼大隅守嘉隆其兵八百卅四人・加藤左馬助嘉明其兵三百四十四人・脇坂中務少輔安治其兵九百人・來島助兵衛尉其兵四百五十八人・菅平右衛門尉其兵百六人、之を守るべし。加藤主計頭清

正其兵六千七百九十人、及び相良宮内少輔・薩摩侍從其兵二千百廿八人・黒田甲斐守長政其兵五千八十二人・鍋島加賀守直茂其兵七千六百四十二人・小西攝津守行長其兵七千四百十五人、及び宗對馬守義智・松浦法印鎭信・有馬修理大夫・大村新八郎・宇久大和守、其外藤堂佐渡守高虎其兵千四百七十三人・堀内安房守其兵五百七十四人・桑山小藤太其兵五百四人、毛利壹岐守其兵千六百廿一人・高橋九郎其兵七百四十一人・秋月三郎其兵三百八十八人・伊藤民部其兵七百六人・杉若傳三郎其兵百八十五人、相代りて、本城十一、側城七所を守るべき者なり。其外城の要害、砦の修造、兵糧の出入は、其人を定め、毎事必ず名護屋に告知らすべしとなり。

將軍記第十八終

將軍記第十九

豐臣秀吉記　下之二

六月、朝鮮の二王子及び臣下等、書を加藤清正が家臣加藤右馬允が許に遣して、清正に披露せしむ。其書の趣は、朝鮮國王の二王子臨海君・順和君兩府夫人等、壬辰の年四月廿四日、日本大將軍主計頭清正に生捕られたりしを、情深くもてなし、關白殿下秀吉公に申して、釜山浦より、再び王城に送り返さる。其慈悲は佛の如し。固に清正は、日本の名將なり。素より聞傳へし關白殿下は、武勇雙なく、智謀兼備へて、諸國皆恐る。又仁慈あり。我等日本關白殿下及び主計頭に對して、違背の意あらば、人情にあらじ。天下鬼神、皆能く知るべしとなり。清正之を得て家の珍とす。秀吉公、書を朝鮮在陣の諸大將に遣す。淺野彈正・黑田如水、之を持ちて行く。其趣

は、前日諸大將、晉州を攻むると雖も、城主牧司能く防ぎて、之を落す事能はず。此度は諸將等しく進みて晉州を破り、牧司が首を我に見せしむべきなり。今淺野彈正・黑田如水を遣す、各軍の事、相談あるべしとなり。淺野・黑田、既に朝鮮に至り、增田・石田・大谷に書を送り、渡海の旨を告ぐる。增田等此由聞きて、先づ備前宰相浮田秀家が許に行きて告げたり。斯くて淺野・黑田は、秀家に對面して、秀吉公の命を述べて歸る。增田・石田・大谷、卽ち使を遣して、渡海苦勞の由いはせらる。彈正・如水兩人、相向うて圍碁を打ちて、耳にも聞入れず。暫くありて增田等三奉行來りて、遙々渡海の御苦勞、察し入りたる由いへども、淺野彈正・黑田如水、一向耳にも聞入れず、目も見やらず、只征點劫をたつるなど、深く案じ入りて餘念なし。秀吉の命、口上の仔細をも、承らんが爲め赴きける所に、斯くの如くの有樣なれば、石田卽ち增田・大谷に目加して、潛に出でて歸る。彈正も如水も、猶之を知らず。碁を打納め、石を碁笥に入れて後、初めて曰く、三奉行爰に來らば、秀吉の仰を語らんと。郞從共曰く、三奉行既に歸り給ふと。彈正・如水大に驚き、使を走らかして呼返せども、

三度に及びても立歸らず。叱りて曰く、其我等に逢はんよりは、碁を能く打ち給へとて、終に立歸らず。是に於て彈正・如水は、人の嘲取沙汰を恐れ、又秀吉公の聞きて、怒り給はん事を憚る。然れども增田等、遂に對面せず。此故に彈正・如水は、力なく秀吉公の命を、諸大將衆に申渡して歸る。案の如く此事秀吉聞き給ひて、淺野・黑田が怠りて、無禮なる事を怒り給ふ。或人語られしは、增田・石田・大谷、深く彈正・如水が碁に打入りて、傍若無人の振舞を惡み、秀吉に讒し、さま〲人に逢ふ毎に、此事を語りて、大に手を打ちて笑ひ嘲る。彈正・如水、甚だ之を恨みしが、彈正が子左京大夫と、如水が子甲斐守聞きて遺恨に思ひ、三奉行を惡む事、怨敵の如し。秀吉薨じ給ひて後に、左京大夫と甲斐守と二人して、三奉行の惡逆を大權現に訴へし後に、又關ヶ原の陣に、石田・大谷誅せられ、增田は禁獄せられてこそ、二人は憤を散じけれ。

諸大將一味して、晉州を攻むる。加藤清正・小西行長先陣たり。毛利秀元は一方に向ふ。小早川隆景・黑田長政・淺野彈正・伊達政宗等、之に屬す。浮田秀家一方に向ふ。

島津義弘・鍋島直茂・長曾我部元親・蜂須賀家政・立花宗茂等、之に屬す。凡そ軍兵六萬餘騎なり。彼晋州の城は、大なる江は、前にありて底深く、三方は、岩石峙ちて壁の如く、上に塀を塗り、矢狹間切並べ、牧司は、朝鮮の軍兵二萬人を率して、固く守る。時に劉綎も、兵を率し來りて、大丘府に陣を取る。日本の諸大將皆思はく、此城容易く攻落し難し。されども先日の恥を雪がん爲め、志を勵まして爭ひ進む。毛利秀元は西の手に、浮田秀家は東の手に、加藤・小西・黑田・淺野は城の大手に向ひ、或は梯、或は楯、或は竹束、或は熊手、さま〲の攻具を調へ、押寄せ〱込登らんとすれども、鐵を湯に沸して蒔散らし、手松明に火を付けて燒立つる故に、攻具に火燃え付きて、皆燒崩されけり。淸正は、小西行長が、和睦諸事を取持ちて、朝鮮の兩王子を返し送り、我大功徒らになる事を怒り、晋州を攻潰し、和睦の扱を破らんとす。此故に、諸軍に先立ちて進み、手の郎從を以て、城の高櫓の隅石を引拔かせしを、櫓傾き崩れたり。城中騷ぎ立ちて防ぎけるを、加藤淸正、軍を進めて込入りたり。秀元は、西の手より急に攻入りければ、城中あわて騷ぎて、我先にと落行きて、打殺さ

る丶者、一萬五千三百人、其外或は岩角に倒れ死し、或は河水に溺れ死す。城中凡て死する者、二萬五千餘人なり。城主牧司は、軍兵を左右に立て、突いて出でたるが、打亂されて、林の中に隱れ居たりしを、秀家が郎從岡本權之丞といふ者、探し出して首を取る。歸り來りて、生捕の者に見せしかば、疑ふ所なき牧司が首なりといふ。是に依りて、其首を鹽に浸し、名護屋に遣す。

秀吉公、大に喜び給へり。此度城に乘りけるは、加藤・小西・黑田其軍功同じと雖も、清正、既に大手の高櫓を引崩しける故に、城中亂れ立ちて落ちければ、加藤清正を第一とす。政宗小勢を以て渡海し、軍忠を盡す。秀吉公之を賞して、感狀を給ふ。秀元大軍を以て、西の手より込登り、首を取りし數、諸大將より多し。晉州の城には、朝鮮數代の寶物多く納め置く。城既に落ちて火かゝりければ、箕子を封せし古より、世々相傳の重寶共、多く燒け失はる。諸大將衆會合して、晉州先陣の事を語る。黑田甲斐守長政、進み出でて曰く、此度は我れ先登たり。誰人か爭はんと。清正、其臣飯田角兵衞を呼びて問ふ。飯田答へて曰く、我れ先づ城に入りて、首一つ

取りて出でし時、黒田長政と始めて逢ひたり。いかでか長政を先陣なりといふべきと。黒田長政又曰く、軍將たる者の先陣は、我ならで誰ぞやと。淸正笑ひて曰く、誠に然なり。時の人、皆晉州の城落されしを以て、奇特の軍勇を感ず。

朝鮮王李昖は、王城に歸りて、未だ二ヶ月をも過ぎざるに、晉州の城落ちければ、李昖大に打驚き、大明の諸大將に急を告げて、加勢を乞ふ事、櫛の子を引くが如し。吳惟忠は、善山府に陣取り、劉綎は、大丘府に陣取り、駱尙志は南原を守り、李如松は開城にありて、李昖が加勢をなす。李如松卽ち沈惟敬を呼びて、いかなる和睦の扱にてかありける。日本と內通して、大明を亡さんとする事かと責めければ、沈惟敬卽ち釜山浦に至り、小西行長に逢ひて、和睦の約を違へたる事を咎む。行長大に怒りて曰く、汝和睦の扱を調へたりといふと雖も、大明の軍兵、頻に朝鮮に來る。是れ汝我を欺くなりと。沈惟敬夫より大明に入りて、屢〻和睦の謀を運らす。

八月、秀吉公、書を浮田秀家・毛利秀元に遣し給ふ。其趣は、兵糧鹽噌等は、增田右衞門・早川主馬首計らひとして倉に込め、薪炭を伐積み、寒天には軍兵に焚火せさせ、

舟に居る者をば、小屋を作りて入れられ、大雪降らば、城中に引籠りて、春を待つべしとなり。

九月に至れども、大明和睦の返事なし。秀吉、又書を遣し給ふ。其趣は、諸軍の砦、陣々能く固めよ。大明和睦の事、僞ならんか。諸將心を許すべからず。加勢を遣して、朝鮮を打干さんとなり。

沈惟敬大明に歸り、司馬石星に相議し、李如松・劉綎等、軍を引入るべき由を、大明帝に奏聞す。明帝命ありて、李如松は、開城を取拂ひて明に歸る。劉綎は、猶止まれり。日本の兵、釜山浦に充滿す。李如松が明に歸る時に、朝鮮人皆恐る。沈惟敬既にさま〴〵の物を、小西行長に送る。又日本の旗五本を受けて、藏して披露せず。李如松聞付けて、沈惟敬を殺さんとす。然れども石星が爲めに宥め措きぬ。

大明和睦の返書なき故に、これ僞なりとして、秀吉公、大權現及び前田利家と、晝夜軍謀の評定ある。一日（あるひ）黑田如水出でて曰く、去年大軍を朝鮮に遣す時に、大權現か利家かを遣されば、軍法能く滯る事なかるべし。清正・行長等は、只武勇のみを好（よし）と

し、年若くして、軍の道鍛錬あらず。清正と行長と中善からず、互に軍法を破りて用ひず。朝鮮の土民皆山林に逃隱れ、日本人の居する所は、靑草一本だになく、人民更に住まざる故に、日本在陣の諸大將、大に苦めり。其間に軍兵退屈せば、內より亂れなんと申す。秀吉實にもと思して、大權現・利家・氏鄕・淺野長政に語り給はく、釜山浦在陣の諸軍、故鄕を思ひて、兵を進むる氣なし。我れ自ら彼に赴かん。日本の事は、德川殿に預け奉り、利家を左將軍とし、氏鄕を右將軍とし、我れ卅餘萬人を率して、旗を靡かし劒を振りて、三韓を打平らげ、直に大明を攻伏せ、我れ大明皇帝とならんとなり。

大權現宣はく、我れ壯年より武道を嗜みて、此年に至る迄、遂に敗北の恥なし。今日本に居て守り居らんは、武威なき者と思しけるや。たとひ命ありとも用ひじ。渡海して命を捨てんとなり。淺野長政進みて曰く、秀吉公には能く狐の付きたり。日頃の秀吉にはあらず。德川殿怒り給ふ事なかれと。秀吉公聞きて、髮倒しまに立ち、鬚兩方に分れ、大に怒りて刀を叩け、汝彈正、非禮の言葉は何事ぞやと。利家・氏鄕

押へて申す。彈正をば我等誅すべし。君の刄を穢し給はんやと。淺野少しも恐れずして曰く、我が輩數百人を殺し給ふとも、憂ふべからず。抑此頃兵を朝鮮に遣し給ふ。日本の軍兵大半渡海す。往來の傳送、其費少からず。諸軍諸民等、飢に望む事、苦しみ甚し。君今日船を出し給はゞ、明日は群盜一揆、蟻の如く起り集り、亂をなさん事疑なし。德川殿日本に止りて、さま〳〵策ありとも、何ぞ一旦の力を以て、四海の亂を平げんや。君願はくは師(いくさ)を返して、文を治め武をひそむるの政を行ひ給はゞ、國家太平、貴賤の喜び、何事か之に勝らん。若し斯の如くならずば、我首を刎ねらるべしと申す。秀吉いよ〳〵怒り給ふ。利家・氏鄕、卽ち彈正を睨みて退かしむ。彈正は、家に歸りて打手を相待ち、腹切らんと思ひ定めてあり。數日を經て、肥後國の使者來りて曰く、薩摩人梅北某といふ者、黨を立て類を集めて、熊本の城を攻取る。國中多く梅北に屬すと。秀吉大に驚きて、德川殿、早く彈正を連れて來り給へと。彈正參りぬ。秀吉公宣はく、汝が罪を宥むべし。汝が子左京大夫幸長を以て、梅北を討たせよと。彈正大に喜ぶ。秀吉公は、大權現に向ひて宣はく、幸長

初めて軍將となる。年猶少し。本多中務大輔忠勝を添へしめんと、忠勝を召す。斯くて宣はく、幸長年少く、軍道うゐ〳〵しからん。軍事大小となく、忠勝に任するなりと。幸長・忠勝、共に命の辱き事を拜し、肥後に赴かんとする所に、肥後の目代來りて曰く、熊本城主の家老、彼梅北を欺き誅す。殘黨等ちり〴〵になりて、國平かなりと。幸長・忠勝は國境より歸る。秀吉公、淺野彈正を遣して、肥後の仕置をなさしむ。

清正、元より大明和睦の議を破らんとす。內藤飛驒守如安、大明に赴きて歸らず。明人、如安を殺すかと思へり。是に依つて十一月三日、加藤清正軍兵を率して、安康の城を攻むる。此時劉綎は、慶州にありしが、來りて救ふ。清正之を打破りて、首を取る事三百餘級。劉綎逃げて慶州に歸る。

秀頼誕生

秀吉公の嬖妾、淺井備前守長政娘なり、男子を生ず。其名を拾と名づく。後に秀頼と號す。此若君、生れ給ひて平安なり。秀次、書を名護屋に遣して申さる。秀吉聞きて、大に喜びて宣はく、朝鮮の事は、沈惟敬既に和睦の扱を致す。軍旅の事は、德川殿・利家、之

を捌き給へとて、逆舟（にやふね）に召して大坂に歸り、喜び給ふ事限なし。秀吉公、後には秀次を捨てゝ、此若君を世に立てんと思ひ給へり。

內藤飛驒守如安、既に經略孫鑛（宋應昌を經略とする事年久し。又顧養謙に代へたり。今又孫鑛を經略とす。字を文融といふ）が計らひとして、大明に入りたり。司馬石星厚くもてなして、問答の事あり。和睦の事成りて、沈惟敬釜山浦に至る。日本の諸大將、大半は歸朝せり。行長等は猶止まる。

同三年、秀吉公、天下を秀賴に讓らんとす。關白秀次、更に辭退するの色なし。秀吉公、若君秀賴を大坂に居ゑしめ、隱居の家を、大和の多門に建てんとす。されども其地かたくじけて、京都・大坂の往來、宜しからずとて、山城國木幡・伏見に城を作らしめ、奉行六人を選び定めらる。佐久間河內守政實・瀧川豐前守・佐渡駿河守・水野龜助・石尾與兵衛・竹中貞右衛門なり。諸國の役歩を集む。凡そ廿五萬人の費なり。石を醍醐・山科・雲母坂より運ばせ、村木を岐阜・土佐山より伐取りて、城既に成りたり。又河邊に小山を築き、樹木を植ゑ、其中に堂を立てゝ、學問所と號す。又沈香木を以て、數寄屋を立てらる。秀吉公、茶湯者を招き、茶を給うて自ら慰む。

朝鮮在陣の諸大將、軍旅の久しきに苦しみて、死せし人々は、丹波少將秀勝・東郷侍従・長谷川藤五郎秀一・加藤遠江守なり。中川右衞門大夫秀政は、軍兵を率して合戰す。朝鮮人にたぶらかされ欺かれて討死す。其外討死病死の者、數を知らず。秀吉公大に憐み、書を遣して、釜山浦諸城の軍士は先づ止まり、其外は歸朝すべしとなり。此故に名護屋釜山浦在陣の諸士、喜の眉を開きて、皆伏見の城に集り來る。

二月、秀吉公大坂を出でて、吉野山の花を見んとせらる。召連れらるゝ人々迄も、花を飾り金を鏤む。紀伊六田橋を渡り、市坂に至りて見れば、新に作れる家あり。是れ大和中納言秀俊の作り設けて、相待たるゝ茶屋なりと申す。秀吉公、立寄り給ひければ、秀俊大にもてなさる。夫より花園・櫻田・奴太山・隱家松・千本櫻の邊に遊び、闌屋の花の下に至りて、詠歌の興あり。秀吉公、既に金花表・二王門を過ぎて、藏王堂に詣で、櫻嶽に登り、後醍醐天皇の皇居の舊跡を見給ひ、今熊野・達天山・聖天山・辨財天山などを巡りて心を慰み、吉水を旅の宿とし、二日逗留あり。御供數萬人、其周圍に宿る。直夜の下々にも、酒肴給ひて喜ばしめらる。斯くて秀吉公、歌の會

を催し、自ら和歌五首を詠じ給ふ。關白秀次・右大臣菊亭晴季・權大納言中山親綱以下、紹巴・由己・昌叱に至る迄、皆詠歌あり。秀吉公、甚だ心を喜ばしめ給ふ。

三月三日、秀吉公高野山に登り、青岩寺を旅館とし、父母の爲め燒香禮拜し、一山の僧徒八千人を召し、米を給ひて、大政所の冥福を修せらる。金堂の大破して傾きたるを見て、米一萬石を施入す。木食上人興山、之を掌る。秀吉公、猿樂を催し、衆徒を慰めんとて、金春太夫等を召し、青岩寺に舞臺を構へて、猿樂の能あり。一山の衆徒萃り見る。秀吉公、斯くて高野を立ちて兵庫に至り、大坂に歸り給ふ。

秀吉公、大坂の本丸にして、金春八郎を召して、由己が新に造れる吉野の花見・高野詣・明智・柴田北條征伐といふ五番の謠を、能にせさしめ、秀吉公も習ひて舞ひつゝ、北政所に見せしむ。

此年、司馬石星、内藤如安が答ふる詞を、大明帝に奏す。明の帝、同四年正月に、日本國王の印を鑄させ、冠束帶の具、多く調へらる。其費、數萬の黄金に當る。監淮侯李言恭が子李宗城を正使とし、都指揮楊方亨を副使として、敕書印章を、日本に

遣す。勅書の中に、秀吉公を封じて日本國王とすといへる文あり。正使・副使・沈惟敬、共に大明を出でて、三浪江に逗留し、釜山浦の軍將歸朝するを待ち居たり。

此頃、秀次關白職にあり。天下の上下、尊仰せずといふ事なし。秀次大に驕り惡虐を好み、屢城に上りて鐵炮を放ち、道行人を打殺して戯とし、又諸寺諸山の僧に命せて、謠百番に註を作らせて、世に行はる。黑田如水、既に秀次を諫めて曰く、秀吉公、年來天下に御心を盡し、風に櫛り雨に沐びて、今猶名護屋におはして、朝鮮征伐の事に思を焦し、齡五十に餘り、身疲れ心勞れ給ふ。抑公は元是れ匹夫の人なり。たまたま秀吉公の幸に逢ひて、父子の契約をなし、數國を領じて關白に上る。其榮貴、誠に一生に極め給ふ。秀吉公百歲の後に、其遺跡を繼がん者は、公にあらずして誰ぞや。正に今、秀吉公の苦勞を見ながら、知らぬ體にて、之に代りて勤めんと思ひ給ふ心なし。恩を知らざる不孝の人といふべし。公願はくは名護屋に至り、秀吉公に代りて、諸大將を差引し給はゞ、天下額を傾けて大に悅ばん。京都にありて、腹太らかし足投出し、戯を業とし給はんは、是れ天道の嫉む處、大に恐れ給ふべし

と。秀次遂に諫に従はず。是より後は、世の人、皆秀次を誹り笑ふ。秀頼生るゝに及びて、秀次の威勢劣り、天下いよ〳〵輕しむ。秀次武具を調へ、假初の田にも兵具を持たせ、從者皆膚に着込を纏ひ、小袖の下に腹卷して、心ある體なり。人皆怪しむ。秀次謀叛の企ありと、私語くことあり。伏見に往還し、山野に遊樂するにも、鐵の垢鏽を磨き、火繩を薫べて、前に敵あるが如く、用心最も嚴しかりければ、事既に顯れ、人民專ら風聞す。遂に秀吉公に聞ゆ。

七月、秀吉公、既に宮部善祥坊法印・徳善院玄以・増田右衛門尉・石田治部少輔・富田左近將監を聚樂に遣し、秀次にいはせられけるは、仄に聞く、野心の企ありと。定めて實なるべからず。其實否を糺しくせんとす。若し其事僞ならば、七枚の起請を奉れとなり。秀次驚きて曰く、此事大なる僞なり。我れ君恩を蒙る事山の如し。何に依りてか逆心あらんや。只願はくは君の智鏡を以て、我が丹心を照し給へとて、七枚の誓詞を書きて、五人に渡さる。五人の使歸りて之を申す。秀吉公宣はく、夫れ何ぞ我に叛くべきやとなり。

木村常陸介、秀吉公の命に依りて、淀にありて、普請の營いたしけるが、一夜女房の輿に乘り聚樂に來り、奥迄舁入れて、夜の明方迄、秀次と額を合せて密談して、其夜淀に歸る。常陸介が父隼人佐は、秀吉公の寵臣なり。此故に常陸介、天下の執權を心に懸けしを、石田治部少輔三成に奪はれて、口惜しく思ひ、秀吉に仕へて時を待ちけり。石田・增田彼を惡みて、讒を構へて殺さんとす。斯る所に石田三成は、木村が夜中に、密談せし事を聞付けて、何は知らず斯樣の體なりけりと、秀吉公に申入れたりければ、秀吉公頷きて聞き給へり。

毛利輝元、使者を馳せて曰く、去年關白秀次の使に、白江備後守來りて曰く、輝元誓紙を書きて、太閤の死後迄も、秀次に叛くまじと申せとあり。此故に逃れ難く、誓紙を血判して參らせたりとて、其案紙を石田三成に渡して、秀吉公へ達しけり。其外方々より、秀次の逆心を告げ來る事多し。秀吉公屢疑ひ給ふ。

秀吉公、重ねて宮部善祥坊・德善院玄以・中村式部少輔一氏・山内對馬守一豐・堀尾帶刀吉晴を聚樂に遣し、秀次に告げて曰く、世間の浮說まち〳〵なり。直面に聞届け

て、心を散すべし。此方へ來り給へとなり。秀次更に思分け給はず。吉田修理亮囁き申しけるは、逆心の思召立、實ならば、伏見に赴き給ふべからず。實ならずとも、聚樂におはして理り給へ。夫にても許されずば、我に一萬騎を付けられよ。伏見を攻落し忠を盡さん。輕々しく伏見に至り給ふ事、勿體なしと申せしかども、秀次心後れけるにや、遂に五人の使者に圍まれ、伏見に至り給ふ。城中へは入れられず、木下大膳亮が家に入れ奉る。秀吉公御使あり、速に高野山に登らるべしとなり。是に依つて秀次、俄に髮を剃下し、高野に赴く。近習の臣百餘人、皆髮を切りて相從ふ。騎馬既に二三百計あり。木下大膳亮、秀吉公の命を受けて、騎馬廿人・歩の者十人の外禁せらる。是に依つて武藤左京亮・生田右京亮・雀部淡路守・津田雅樂助、其外東福寺・南昌院・虎岩西堂等相從ふ。諸大名、使を以て見舞あり。秀次堅く禁制せらる。

秀次高野山に入る

高野山青岩寺に入り給ふ。

秀吉公、卽ち徳善院・増田・石田・淺野・長束五奉行の連署、木食與山上人に遣さしめ、秀次切腹の事を告げしむ。福島左衛門大夫・福原右馬助・池田伊豫守に仰せて、高野山

に赴かせらる。木食興山之を見て曰く、秀次公の事、反逆の企最も惡むべし。我れ秀吉公の命を叛くべからずとなり。福島・福原・池田、軍兵三千人を以て、青岩寺を取圍み、切腹あれと申す。秀次怒りて、淡路守を以て興山に告げて曰く、三使既に寺を圍む。上人之を制せよ。秀次快く切腹あるべしとなり。興山此由申されしかば、軍兵を退けたり。

秀次沐浴し給ひ、自殺を催さる。山本主水、十八歲にして先づ死す。次に山田三十郎十八歲、次に不破萬作十八歲、次に虎岩西堂死す。次に秀次切腹あり。年廿八。雀部淡路守以下皆死す。福島・福原・池田、伏見に歸りて之を白す。

初め正親町院崩御ありて、未だ七日も過ぎざるに、關白秀次屢鷹野鹿狩をして樂とす。一日女房達を連れて、比叡山に登り、晝夜に堂塔を汚し、又山中の鹿猿狐兎諸鳥を狩殺す事數知らず。大衆憂へて、木村常陸介を以て、此山は、桓武天皇草創より此方、女人は迹を絕ちて影をも入れず、肉食殺生更に例なしと。秀次怒り罵りて曰く、我れ今天下の主なり。爰に遊ぶ事、平人には似るべからずとて、南光房にし

て、鹿猿魚鳥を料理せさせらる。貧僧の僅に蓄へたる鹽噌の中へ、魚鳥の腸骨を投入れさす。一山の大衆彈指をして、大に之を惡む。鳥獸を殺す事、狩漁を好み給へば、世の人殺生關白といふ。秀次或時北野に遊び盲目の杖を挈ひて行くを、召して酒を飲ませ、秀次劍を拔いて、右の手を打落す。盲目大に呼はり、人殺しよといふ。熊谷大膳亮が曰く、汝夫にも命は惜しきかと。盲目其秀次なりと知りて答へて曰く、我れ兩眼を失ひてだに、大なる憂とす。今又右の手を失ふ。命生きて詮なし。只疾く首を切つて、殺生關白の名を後代に傳へよといふ。秀次大に怒つて、寸々に切り給ふ。此等の惡虐數知らず、遂に身の上に報ひけり。

木村常陸介・白江備後守・熊谷大膳亮・粟野木工助・日比野下野守・山口少雲・丸毛不心は、秀次の黨類なり。勸めて惡虐を手傳せし者なれば、皆誅せらる。其外近習外樣衆、多く大名に預けて殺さる。延壽院玄朔・法眼紹巴を遠流せられ、其後召返さる。秀次の妻室・子息二人（山口少雲が娘、女子を生む。北野松梅院が娘、男子を生めり）・寵愛の女房達三十餘人を、德永法印壽昌が家に移し、其後又丹波の龜山の城に送り置き、八月に、三條川原に召出し、德善

院・增田・石田檢使として、皆首を斬りたり。各歌詠みて死す。見る人涙を流す。其首を河原に埋みて、畜生塚と號す。

秀吉公、六箇條の法令を、諸士に下し給ふ。大權現・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景加判あり。一には、國主郡長嫁娶を、私になすべからず。公方の命を得て定むべし。二には、大名小名、私に一味の契約すべからず。三には、喧嘩口論は、堪忍の方を理とす。四には、妾多く持つべからず。五には、酒は酔ふを限り、亂酒すべからず。六には、輿を許す人、大權現・利家・景勝・輝元・隆景・公家の老臣・五山の長老なり。其外は國主たりとも、年若きは許さず。五十に及ぶ輩は、一里の道ならば駕籠を許す。病ある人は、此制の外なり。之を背かば、死罪に行はんとなり。又九ヶ條を諸人に出さるゝ。其中に、諸公家・門跡は有職學文、諸寺・諸社は其先例を守り、年貢は、三分二を地頭に、一分は百姓に與へよ。訴訟は十人衆・五奉行評議し、衣裝の紋は、菊桐を用ふべからず。覆面して道を往來すべからずとなり。

大明の使者李宗城・楊方亨、猶ほ三浪口に逗留す。李宗城は、貴族の子なり。始めて

正使の敕命を受けて、其出立華かなり。大明・朝鮮の諸人、皆集り見る。沈惟敬羨み憤りけるは、和睦の報は我こそあらめ。今我を副使の敕命にだに預からず。只道知べの役とせらるゝは何ぞと、恨み居たり。司馬石星使を立てゝ、早く日本に渡れといはすれども、兎角言を飾りて、渡海容易すからずといひて果たさず、今年も暮れたり。

此頃朝鮮在陣の人、一の大虎を討殺して、秀吉公に奉る。之を京中を持たせ渡して、諸人に見せしむ。長一丈餘り、斑なる事、毛色あざやかにして珍らかなり。

文祿の頃かとよ、石川五右衛門といふ者あり。同類を集め、諸人をかどはかし強盗を致す。遂に河内の立田越にして捕め取る。其母並に妻子同類二十人計、三條川原にして、釜に油さして煎殺さしむ。其釜は今七條邊の川岸に流れ傍うて、水中にあり。世に釜ヶ淵と名づく。

是より三十年計以前に、南蠻の耶蘇といふ者、商人となり、日本に來りて邪法を弘む。文祿年中に、秀吉公、其人民を惑はす事を怒り、即ち伴天連六人・同類廿餘人を捕へ、

京都・大坂を渡して、肥前國長崎に送りて、皆磔にせられ、商船を停止せんとし給ふに、長崎の民、訴へて許さる。

慶長元年、宗城、大に故郷を戀ひて泣きけり。沈惟敬畏して曰く、和睦の事破れたり。日本に赴かば、こたび歸らじと。李宗城大に恐れ、敕書を打捨て形を窶し、竊に釜山浦を夜逃にして、潜れ居たり。次日、方亨、大明に申送る。楊方亨我一人にて、此使叶ふまじとて、大に泣きつゝ、沈惟敬を恐れて、書を石星に遣し、李宗城を誹り、沈惟敬をば譽めたり。大明帝、卽ち楊方亨を正使とせられ、沈惟敬をば、神機三營添註遊擊になして、副使の事を行はしむ。六月に、正使楊方亨・副使遊擊沈惟敬、從者四百餘人を率して、釜山浦を立ちて日本に來る。此時加藤清正・小西行長も、連れて歸朝す。朝鮮國王李昖も、沈惟敬に責徵られて、全羅道觀察使黃愼・將官朴弘長を使者として、同じく渡海して來る。

閏七月、大地震あり。土裂け水涌き、京都・伏見の家々、民屋倒れ崩れ、人死する事數知らず。大佛殿崩れて、佛像破れたり。秀吉公行きて之を見て、佛を叱りて曰く、

佛像を安置する事は、國家泰平の爲なり。然るを今其身をだに保ち得ずして、裂け摧けたり。何の益かあらんとて、自ら弓を引きて之を射らる。信濃國善光寺の如來を召上せて、大佛殿に置かる。其後又善光寺へ送り返し、新に大佛を鑄立てゝ納めらる。

八月に、楊方亨・沈惟敬及び黃愼・朴弘長、共に泉の堺に着く。秀吉公の命に依つて、五六日休息して後、廿九日に伏見に來る。京都近國の人民集り見る。使者、道々管絃を奏せしめて、伏見に至る。此時秀吉公、柳川豐前守調信(しげのぶ)を以て、朝鮮の使者黃愼・朴弘長を責めらる。朝鮮の王子、自ら來り謝せずして、使を遣す。無禮の至なり。對面すべからずとて、怒り給ふ。九月二日、楊方亨・沈惟敬登城して、正使楊方亨は前(さき)に、副使沈惟敬は、大明帝の金印を捧げて、階の下に立ちたり。少頃ありて、殿上の幕を開き、秀吉公、近習二人に太刀腰刀持たせて、ゆるぎ出で給へば、竝居たる大名頭を地に附く。沈惟敬深く恐れて、金印を持ちて、匍匐ひ出でたり。楊方亨同じく匍匐うて、震ひ慄き、足すくみ口噤みて、色を失ふ。小西行長進みて、大明の使者、

其禮を行ふべしといふに、沈惟敬、卽ち金印勅書封王の冠裝束を捧げ、日本諸大名へも、冠服五十餘具を出しけり。對面の後、先づ宿に歸る。秀吉公さま〴〵もてなし給ふ。次の日、上壇の中央厚疊は、秀吉公の座なり。威儀を輝かさん爲めに、秀吉公は、赤き裝束に唐冠して、邊を拂ひて座し給ふ。中壇の右に、大明の兩使を座せしめ、左は德川殿・前田以下七人座して、皆大明より送れる冠裝束を着し、其外の諸大名は、南の緣に座し、諸大夫以下は、廊下庭上にみち〳〵たり。膳部は、大明の法に從ひ、膳の高さ、三尺に五尺四方なり。牛・羊・豚・鷄等、金銀を鏤め、執則花を立て、少年の大名華かに出立ち、配膳あり。盃を兩使に給はり、斯くて猿樂の能あり。秀吉公、花畠の山庄にして、承兌・靈三・永哲の三僧を召して、大明の璽書を讀ましむ。秀吉聞き大に目を瞋し、大音に宣はく、大明我を封じて、日本國王とすといへり。是れ何ぞ、憎きこと甚し。我れ武略を以て、日本の主となる。何ぞ大明の力を借らんや。行長が曰く、大明封じて、我を大明國王とすといへり。我れ信にして軍を返したり。行長志を大明に通じて、我を欺くなり。行長が首を斬りて、腹を居ゑなん

とて、大明より送りし冠裝束をかなぐり捨て、敕書を投げほふりて、行長を召す。其聲雷の如し。行長參りて、是れ我が所爲にあらず。三奉行の旨を受けて定めたりとて、數通の文を取出して證據とす。秀吉公怒りを押へて、少し止みぬ。行長は、虎の牙を逃れ、鰐の涎を免れ出でて退きたり。秀吉公、加藤清正・石田・增田・大谷を召して宣はく、大明我を封ず、心に叶はねども、先づ姑く堪忍するなり。朝鮮は許すべからず。明の使は、明朝泉堺に追下せ、再び大軍を以て、朝鮮を攻平すべし。朝鮮の使者は、首を刎ねよとありしを、承兌・靈三・永哲、諫めて止む。次の日兩使は、泉の堺に歸る。秀吉公、やがて清正及び西國・九州の諸大將を集め、朝鮮征伐の軍陣を定めらる。

楊方亨・沈惟敬相議して曰く、我等萬里を越して使節となり、返書を取らで歸朝せば、何の面目あらん。只有の儘に語らずば、大明・朝鮮亡びなんかとて、泉の堺より船を出して、面なく歸朝す。

秀吉公命に、加藤清正・小西行長は前陣を致し、中國・九州の諸國軍兵等、悉く渡海し

再び朝鮮征伐

て、新羅・高麗・百濟の三韓を攻平げよ。去ぬる七月の地震に崩れし伏見の城は、東國・北國・畿内の大名小名、改め築くべしとなり。

秀吉公、大明の使者の徒に歸る事を憐み、柳川豊前守調信を以て、金銀等を使者に給ふ。豊前守、竊に朝鮮の使者黄愼に語りて曰く、來年朝鮮征伐の事、既に定まりぬ。汝歸國せば、必ず太子を日本に來らせ、謝し申すべしとなり。黄愼大に恐れて、大明の使者に語る。斯くて肥前國に至りて、順風を待ちて日を重ねし所に、加藤清正は肥後に下り、黒田長政は豊前に歸り、各軍兵を催して、朝鮮渡海の用意を致す。楊方亨等、色を失うて大に驚く。沈惟敬思はく、我だに死なずば、和睦の扱は、又調ふべきなりとて、更に驚く色なし。此時寺澤志摩守正成、既に秀吉の書を持ち來りて、大明の使者に示す。是れ定めて使者を喜び給ふ書ならんと思ひ、急ぎ開きて見れば、夫にはあらで、朝鮮を責むるに、三の罪科を記したる文なり。其趣に曰く、前年朝鮮の使者來りて、委しく其情を言上せしかども、大明の事をば、隱して申さゞりし、其罪一つ。沈惟敬強ちに歎き請ふ故に、朝鮮二人の王子后妃以下を、許して

返し送りき。然れども速に來りて恩を謝せず。大明の使の來るを待ちて、やう〳〵臣下を遣せし。王子は來らずして、黄愼・朴弘長の卑しき使を渡海せしむる、其罪二つ。大明・日本の和睦、竝に使を遣せし事、皆朝鮮の王の心として、手の裏を覆すが如き表裏を作る。故に使遲く來れる、其罪三つなりと。朝鮮國王李昖、此書を見て大に驚き、少しも隱さず別に一通を寫し、有の儘に大明に言遣して、加勢を給はらん事を申す。

大明の使楊方亨・沈惟敬、先づ朝鮮に歸る。此時朝鮮京畿道都體察使李元翼といふ者、秀吉公重ねて大軍を以て、渡海せしむべしと聞きて、軍勢を驅集めて、之を防がん術(はかりごと)を運らす。楊方亨・沈惟敬に逢うて問ふに、委しく語りけり。李元翼が曰く、速に釜山浦の城を守り、日本の軍勢寄せ來らば、足をもためさせず、急に之を追打つべしと、いと緈(ここ)もなくいひければ、沈惟敬が曰く、命の如くに追打たれなば、目出度かるべし。然れども日本人が武勇勝れて、命を塵芥ともせず。侮りて、初度の軍に利を失はゞ、ゆゝしき後の大事なるべし。深く智慮を運らされよといふに、李元翼心

迷ひ、畏神つきて、軍兵を押出す事を得ず。斯くて楊方亨・沈惟敬は、大明に入りたり。沈惟敬、和睦の扱仕損じて、人の笑種にならん事を思ひて、佯りて曰く、秀吉、既に明帝の天恩辱なき事を拜し、冠を戴きて、懇に謝せられたりといふ。又小西行長に頼みて、猩々緋の毯・天鵝絨及び大小の金器等卅餘種を調へ、其箱の上に大文字に、日本國王豐臣秀吉所餽遺之什物也と書付けて、返禮なりとて明帝に捧ぐ。明人皆笑ひて祝ひ、猩々緋・毯・天鵝絨は、是れ南蠻の土產なり。日本の方物なりといはん事は、腹を抱へて笑ふべしといふ。されども明帝、咎めずして納め置かる。司馬石星は、信の返禮と思へり。然りと雖も秀吉の返書なし。此故に人皆疑ふ。沈惟敬又釜山浦に行きて、秀吉の謀書謀判を似せて文章を作り、恩を謝する由を書認めて之を奉る。是にも年號月日を書かず。是に依つて大明の臣下皆いふ、惟敬が似物の書なりと。沈惟敬恐れ恥ぢたり。

異國の大船一艘流れて、土佐國桂濱浦戸の湊十八里許の澳に寄り來る。國主長曾我部元親聞きて、小舟を出し見せに遣す。是れ南蠻の商船なり。大なる惡風に逢ひ

て、檣折れ櫓摧け、舟損じて艫前より潮込入り、水に渇えて、五百餘人果敢なくなり、崑崙兒二百五十人・商人三十人計・しんによ郎十人計僅に生殘りて、爰に漂へりといふ。元親憐みて、糧米酒肴を與へ、次の日、增田右衛門尉長盛に書を遣して、秀吉公に申す。增田長盛土佐に赴き、船中の物を點檢しけるに、舟の長三十間横廿二間あり。通事出でて目錄を見せつゝ、小舟百五十艘に移し乘せて大坂に至り、長盛・元親同道して、目錄に合せて秀吉公に奉る。鳥搊絲五萬端・唐木綿廿六萬端・金襴緞子五萬端・白糸十六萬斤・印子金千五百個・麝香一箱・生麝香十頭・生猿十五頭（尾長さ樣なり、尾の形鳥の尾の如し）・鸚鵡二羽あり。秀吉公大に喜び、鸚鵡一羽・麝香箱及び金襴緞子二萬端を禁中に參らせ、其外攝家・淸花・雲客・諸大名に頒ち給ふ。京・大坂・泉境・奈良の町人等迄、ほどほどに從ひて給はる。黑舟の者には、價銀を多く給はり、米八百人扶持・酒肴炭薪、毎日五百人分を下行あり。船大工に命せて、船を修理せさせ、本國に歸らしむ。米五百石・豚百頭・鷄千羽を望み請ふ所に、秀吉公之を倍して、酒樽百個・肴五十箱・餛飩の粉五百石を添へて賜はる。南蠻人大に喜び、謝して歸朝す。

同二年正月、小西行長肥後にありて、渡海の用意を取急ぐ。秀吉公の命には、二月に出陣すべしとありけれども、秀吉の甚だ怒り給ふ事を、憂ふるが故なり。加藤清正は、小西が爲に先をせられじとて、諸大將に先立ちて渡海す。二月、秀吉公、仰出さるゝは、前陣は加藤清正・小西行長鬮を取りて、日替りに勤むべし。前陣にあらざる日は、二陣にあるべし。三陣は、黑田甲斐守長政・毛利壹岐守・高橋九郎・秋月三郎・相良宮內大輔・伊藤民部大輔。四陣は、鍋島加賀守・同子息信濃守勝茂。五陣は、島津薩摩侍從。六陣は長曾我部元親・池田伊豫守・藤堂佐渡守高虎・中川修理大夫・加藤左馬助嘉明・菅平右衞門。七陣は、蜂須賀阿波守家政・生駒讃岐守・脇坂中務少輔安治。八陣は、備前中納言浮田秀家・安藝宰相毛利秀元、之を勤むべし。釜山浦の城は、筑前中納言豐臣秀秋之を守り、太田小源五、城中の事を掌るべし。安骨浦の城は、立花左近將監宗茂之を守り、加德の城は、高橋主膳正・筑紫上野介守るべし。竹島の城は、久留米の秀包之を守り、西生浦の城は、淺野左京大夫幸長、之を守るべし。我れ今毛利豐後守・竹中源助・垣見和泉守・毛利民部大輔・早川主馬首・熊

谷内藏允を、朝鮮に遣して奉行とす。諸大將の善惡を見聞くに任せて、偏頗なく賞罰なく、實を以て註進すべし。船軍は、藤堂高虎・加藤嘉明・脇坂安治、之を奉行とし、四國の軍兵を加勢とすべし。諸大將互に誓約して、中違ふ事なかれ。大明若し大軍にて、朝鮮の王城近く陣取らば、早く註進すべし。我れ必ず渡海して、悉く打平げ、直に大明國に馬を進めて破らん事、掌を巡らすべからずとなり。

加藤清正、既に船を出して朝鮮に至り、竹島の城に入りつゝ、機張に陣を取りて、梁山を攻落し、西生浦に赴き、城の近邊を巡り見て、札を書きて、朝鮮の人民に示して曰く、日本國加藤主計頭清正、受二太閤殿下之命一、今再航二于朝鮮一。朝鮮人民必不レ疑二此牌文一、莫二恐怖而退逃一。故先遣二我臣僉大夫一以告焉と書きたり。

小西行長が船は、釜山浦の外より進み、豆毛浦に至り、釜山浦の古城を修理し、筑前中納言秀秋を以て城主とし、又砦を諸所に構へて、久しく住すべき計をなす。是より後、諸大將皆相繼ぎて渡海す。

朝鮮には、日本の大軍又來るを見て大に驚き、國王李昖も、先年假の敗軍に手創し

て、即ち王子后妃を率して、海州に落行く。從臣等あわてふためきて、山里遠く隱れたり。李昖が寵臣に、柳承寵といふ者は、一方の大將軍にもと、頼もしく思ひしに、王城に兵糧を籠め、用意をせさするにかこつけ、財寶を運び取りて、尙州に逃落ちたり。大將軍の官に補せられ、日頃は鬚を撫で臂を張りて、威勢に誇りし權慄は、敵の旗をも見ずして、逃げて東境に隱れたり。朝鮮大に亂れて、防ぐべき力なく、急を大明に告げ來る事隙なし。其說には、日本軍兵、百萬騎を十三段に備へて、大明に攻め來る。秀吉は名護屋にありて、自ら軍法を出して進退すと風聞して、恐れ慄きあわて騷ぎ、資財雜具を取隱す事、往來の道狹し。

將軍記第十九終

將軍記第二十

豐臣秀吉記　下之三

黒田長政等の諸大將十萬餘騎、皆朝鮮に入りて、登萊・機張・西生浦・豆毛浦・安骨浦・竹島・梁山・蔚山・加德に皆の城を構へ、熊川・金海・昌原・咸安・晋州・固城・泗川・昆陽の間に、押懸け〳〵、村里を打破り追捕しければ、大明・朝鮮の通路なし。然れども朝鮮、年年の兵亂を以て米穀少し。諸大將甚だ苦めり。

朝鮮の軍兵等、唐島に於て、軍船數百艘を調へ、日本の兵を防がんとす。時に藤堂佐渡守高虎・脇坂中務少輔安治、之を打破らんとす。即ち軍評定して、使を加藤左馬助嘉明に遣して曰く、我等唐島の軍船を打取らんとす。足下も先づ是へ來らるべしとなり。嘉明未だ來らざる間に、高虎・安治、既に軍兵を唐島に遣して相戰ふ。嘉

明は之をば知らで、高虎・安治が許に行きて評定す。時に此由を告知らする者あり。是に於て加藤嘉明、大に驚き怒りて、高虎・安治に出抜かれたりとて、急き打つて出でつゝ馳せ向ふ。郎從追々に駈付くる。高虎・安治も皆唐島に至り、軍兵を進めて大に戰ひ、敵の船多く乘取る。安治が軍兵、討死する者少なからず。加藤嘉明馳せ來りて見れば、一の大船に弓を連ね、弩を張り旗を立て戈を擧げて、向ふ敵を待ちける所に、嘉明飛乘りて、只一人切つて參り、手の下に數十人を切倒す。敵大勢集り、嘉明危く見えし所に、嘉明が甥權七郎及び郎從等、續いて飛入り〳〵攻め戰ひ、終に彼大船を乘取りぬ。數多の敵船、之に恐れて漕退くる。加藤嘉明は、藤堂高虎・脇坂安治が、我を欺き出拔きける事を怒り、我が武勇を見せんとて、又或敵船に打つて向ひ、蹶きて海に落ちけるが、舳先に取付き跳上りて戰ひつゝ、又其の船をも取りたり。敵、船毎に、矢尻を揃へて、雨の降る如く放つ矢に、嘉明が股を射させ、血の流るゝ事瀧の如し。夫を物ともせず戰ひけり。鍋島信濃守勝茂、船を寄せ來りて讃上げ、苦戰の功を感ず。嘉明が曰く、我れ又敵船を乘取りぬ。是れ見給へ鍋

島殿と、勇みける有樣、意氣凛々として挽ます。斯くて書を京都に遣し、軍功を註進すべしとす。時に藤堂高虎が曰く、今日の先陣の功は我にありと、加藤嘉明進み出でて、太刀に手をかけ、皆に睨み見て曰く、佐渡は何といふぞ。今若し一言を出さば、我れ必ず只一刀に試みに決せん。船師の一陣は我にあらずやと、其怒れる眼差、光り輝きて炬の如し。高虎聞きて大に怒り、一刀に試みんとは、我れ之に恐れんやと、座中皆取静め、高虎物な宣たまひそやと扱ひしかば、事故なくなりたり。戸川肥後守、傍にして聞きけり。然るに肥後守は、備前中納言浮田秀家の家老なり。人性武勇なり、其上文祿元年朝鮮征伐の時、肥後守、陣屋を構へて居たりしに、朝鮮の土民等恐れ逃ぐる。肥後守が曰く、汝等を殺すべきにはあらず、恐るゝ事なかれとて、木札六百を出して分ち與へ、此札持ちたらんものは、爰に來るとも、殺す事あるべからずといふ。土民等大に喜び、其札を油紙に包み頭にかけて、心安く入り來る。四方の商人職人等、皆肥後守が陣屋に集りしかば、萬に手づまる事なし。村木薪炭魚鳥までも乏しからず。斯くて肥後守、陣屋を替へて餘所に移り、其跡に別

人屋渡して居たりけるを、土民等知らで、木札を首に懸け來りて、肥後の〳〵といふ。陣屋の者共は、其仔細を知らで、敵軍僞り窺ふかと心得て、己等何をかいふ。肥後の肥後のとは心得ずとて、皆捕へて殺す。是より朝鮮の土民等皆曰く、日本人は虎狼なり、情を知らず。近付くべからず。其軍法定まらずとて、恐れ惑ひて、山深く逃籠るとかや。又いにしへ神功皇后三韓を平げ、新羅の地に上り給ひ、弓の筈を以て、大石の面に書付け給ふは、高麗王は、我が日本の狗なりと。其石今にありと。肥後守歸朝の後に、人に語りて曰く、秀吉公自ら朝鮮に赴き給はゞ、軍法嚴しく亂れざらん。然らば諸大將、何ぞ人を殺すこと、麻を薙倒す如くに多かるべき。あたら人數を多く殺しけるよと、語りきとなり。されば高虎・嘉明が喧嘩も、戸川肥後守能く見聞きて、浮田秀家に語る。後に秀吉公聞きて、感狀を加藤嘉明に賜ふ。大明の諸臣下僉議して曰く、此度日本再び大軍を起す事は、是れ司馬石星が罪なり。沈惟敬に何とか計らひ聞かせて、扱を破りけんと。石星は、沈惟敬が仕損じなりと責めければ、惟敬が曰く、日本の起り來るは、朝鮮の無禮を數る所なり。大明の命

を背くにはあらずといふ。徐成楚之を難じて曰く、軍兵數十萬、海に浮ぶ事數千里、是れ無益なるのみならんやと。諸臣下、皆其罪は石星にありとて、捕へて牢獄に下し入れたり。其後萬暦廿七年の夏、終に死したり。朝鮮頻に加勢を請ふと雖も、大明打續き兵亂起る故に、諸軍兵疲れ苦しみて、其召に應ぜず。大明大に亂れ騷ぐ。

四月に、大明帝、卽ち邢玠を以て經略とし、楊鎬を以て經理とし、劉綎・麻貴を南北大帥とし、浙東・浙江・四川・廣東の軍兵を催して、朝鮮に加勢せらる。朝鮮國王李昖は、大明帝の敕命に依つて、新總督となる。卽ち左兵使成允門・防禦使權應銖を遣して、慶州に陣取りて、島嶺の敵を防がしめ、右兵使金應瑞を宜寧に置きて、釜山浦の敵を防がしむ。統制師元均を以て、船軍の大將となし、竹島・加德の敵を防がしむ。秀吉公、使を沈惟敬に遣して曰く、速に朝鮮の全羅・慶尚・忠淸の三道を、日本の領知になすべしとなり。大明帝は、沈惟敬早く日本の軍兵を引取るべしと申せ、日頃の扱は如何にしつるとなり。兩國より數せめられて、沈惟敬すべきやうなく、只茫然と

して居たり。

五月、加藤淸正、旣に柳川調信を日本に遣す。六月に歸朝して、秀吉公に謁す。秀吉公宣はく、朝鮮我言を聽かず。是れ全羅忠淸の二道を、其儘置く故なり。諸軍進みて全羅道に入りて、兵糧を集め諸城を蹈潰し、大に進みて攻め入るべし。夫若し叶はずば、先づ慶尙の城に歸り、固城を過ぎて西生浦に入りつゝ、敵地深く攻め詰め、力を盡して戰ひ、味方多く死すとも顧みずば、必ず大功を建つべし。若し我言に從はずば、汝等が妻子皆日本にあり。我れ皆磔にかくべしとなり。淸正・行長聞きて大に驚く。又調信にいはせけるやう、近日大明より、大軍旣に全羅に押寄す。其勢、更に手向ひなり難しと。秀吉公聞きて、大に怒りて宣はく、往年李如松が大軍を率して、開城に陣取りし時、味方片時に晉州を追潰し、城主牧司を打取りぬ。今以て恐るべからず。浮田秀家は、宜寧より全羅に向ひ、毛利秀元は、慶州より密陽・大丘を經て、全羅に向ひ、兩方より夾打にせよ。淸正・行長等、何ぞ明兵の大軍を恐るゝや、遂心かなと宣ふ。調信歸りていふ。淸正・行長、恐れ敬うて承る。

沈惟敬は、兩國より責められ、如何せんと案じけるが、朝鮮の僧惟政松雲を傭ひて、書を清正に送りて曰く、大明の軍將鄢玠といふ者、七十餘萬騎を率して、旣に朝鮮に赴く。公等諸大將、早く軍兵を引入れて然るべしとなり。清正、其時は西生浦にあり。卽ち答の書を遣す。松雲がいふ、大明の多勢來る由、是れ我が願ふ所なり。夫れ朝鮮の軍兵は弱く臆して、味方の兵に向つては、楯を突き弓を引く事叶はず。此故に我れ誠に之を憐む。然も今大明の軍兵と合戰し、首を薙捨てん事、麻を苅るが如く、一時に塵にし、朝鮮を打破りて、直に旗を大明に進め、悉く明京を燒拂はん。此事僞らず。我身の幸、何事かまさらん。唯恐むらくは明兵遲く來ることを。我れ軍を調へて待つなりといへり。惟敬及び大明の兵・朝鮮人、共に此書を見て驚き騷ぎて、武勇の程を恐れ、擧手足を空になし、安き心もなかりけり。

鄢玠、元より沈惟敬が表裏なる事を深く惡み、之を捕へんとす。彼れ若し日本に走りて、大明の有樣を、敵に語らんかと思ひ疑うて、先づ書を遣して、心を易くせしむ。沈惟敬も、身の科に心の鬼を作り、大明の諸大將を恐れ疑ひて、釜山浦に走り行か

んとするに、便なし。邢玠、既に楊元に、三千餘騎を副へて南原に遣し、吳惟忠・麻貴及び朝鮮の軍將元均に心を合せて、沈惟敬が釜山浦に走り遁れんとするを、防ぎ守らしむ。沈惟敬が手勢二百人あり。若し惟敬が、夜に紛れて逃んかと恐れ、別兵二百人を遣して之を替へたり。惟敬密に郎從婁國安・張龍二人を釜山浦に遣し、小西行長に降人にならん事を望む。行長即ち柳川調信に、五百人を副へて出し、宜寧といふ所に至りて、惟敬を迎へんとするに、朝鮮の斥候、之を押止めて走らせず。張龍は閑道より歸り、惟敬に逢うて、早く立退きて行くべしと勸む。楊元聞付けて宜寧に至る。沈惟敬財寶を下人に取持たせ、忍びて釜山浦に行くに逢うて、日本の事如何にせしと問ふに、惟敬答へて曰く、和睦の事は叶ふべからずといふ。楊元が曰く、其事叶ふまじくば、大明に行きて、邢玠にいはずやと。惟敬が曰く、我れ今一度慶州に赴き、加藤清正に逢ひて扱うて見ん。三十日は過ぐべからず。頓て歸らんといふに、顏の色變じ動轉したる體なり。楊元、夫れ逃げ走らんとするなりと見咎めて、軍兵を以て取圍み、惟敬が馬を引戻し明に歸りぬ。邢玠即ち明帝に申して、牢獄に

入れ置く。時に萬暦廿五年なり。同廿七年九月廿四日、終に誅せらる。

參議三位中納言筑前守小早川隆景卒す。隆景は、大膳大夫毛利元就が子、中納言輝元には伯父なり。輝元既に秀吉公に屬して、後に秀吉公、筑前國を隆景に給はる。隆景思はく、我は秀吉公に、大國を給はるべき好なし。是れ我意にあらずと。即ち秀吉公に白して曰く、我れ願はくは、金吾中納言秀秋を養ひ參らせ、我れ死して後に、筑前國を讓り奉らんとなり。秀吉公大に喜びて許し給ふ。是より後に隆景、屢秀吉公の大恩を蒙る事厚し。五大老の數に加へられ、六十三歳にして卒す。遺言して曰く、天下亂るゝとも、輝元に與すべからず。只我領國を守り居るべし。其故は、毛利家若し天下を取るべき勢力あらば、さもあるべし。然れども其勢なき事を、我れ能く察したり。後々若し領地の國を出でて軍をせば、國削られ身亡ぶべし。此事忘るゝ事勿れ、疑ふ事勿れとなり。此後關ヶ原陣の時、隆景の言葉、果して驗ありけり。

七月沈惟敬は、楊元が我を捕へし事を恨み、郎從婁國安を、小西行長に遣して告知らせける。南原の城は、楊元及び全羅道の兵馬節度使李福男が守る所なり。城中

無勢なり。諸大將と合せ攻めなば、城は落つべし。南原の地形は、東に雲峯・烏嶺の嶮しきあり、南に三浪・大江の深きあり。其道は、金海・竹島に通ず。是れ朝鮮要害の地なり。足下の軍兵を爰に置くべし。其右の方に、閑山島あり。那玲即ち遼東の軍兵三千人を籠めて守らしむ。陳愚衷は、二千餘騎にて全州にあり。朝鮮の軍將金應瑞・李元翼は雲峯にあり。權慄・元均は、閑山島の邊にあり。皆南原城の加勢なり。足下若し軍兵を分けて、此等を防がせて後に、南原を攻められば、一時の內に、大功をなさんとなり。行長元より思ふ所なり。即ち諸大將に評議して、南原城を攻めんとす。

朝鮮の軍將元均と、大明の軍兵と相圖を定め、釜山浦の城を攻めんとす。小西行長之を聞きて、軍勢を催して、元均が船軍の兵を打散らし、進みて閑山島を攻め取る。是より日本船軍の便よし。此故に船を押進めて、光陽豆恥津に亂れ入りたり。

八月、諸大將旣に南原の城に向ふ。金羅・慶尙・忠淸の三道よりして進む。一手は浮田秀長を大將とし、小西行長先陣たり。島津兵庫頭義弘・蜂須賀阿波守家政・長曾我

部土佐守元親・加藤左馬助嘉明・生駒讃岐守等五萬餘騎相從ふ。一手は毛利秀元を大將とし、加藤清正先陣たり。黒田長政・淺野幸長等五萬人相從ふ。慶州を出でて、密陽・大丘を過ぎて、全義館に入りたりしが、朝鮮王城に籠る大明の軍兵と戰はんとす。中納言秀秋は、釜山浦にあり乍ら、山口玄蕃允・伊藤雅樂助・南部無右衛門等八千人を遣して、秀元・清正と同じく、忠清道に赴く。權慄・李元翼等は、雲峯に陣取ると雖も、防ぎ戰ふに及ばず、皆東境に逃げたり。秀家・行長等備を立てゝ、南原城を攻めんとする時に、閣取して、全州に向つて、南原に來る加勢共の道を取切らんとす。義弘・嘉明閣を取り得て、軍兵を率して全州に向ふ。此故に陳愚衷等の輩、南原を救ふ事叶はず。秀家・行長四萬餘騎、同時に進みて南原を攻むるに、城主楊元及び李福男堅く守り、打出す鐵炮の音は、百千の雷の鳴るが如く、射放つ矢は、五月雨の篠を突きて降るが如し。息をも繼がせず、四日の間攻めたりけれども、固く防ぎて落つべきやうなし。是に於て小西行長攻めあぐみて、各陣を引退きて、遠攻めに致す。城中此間急に攻められて、機疲れ心屈しけるを、今は心安しとて、各城中の軍兵共、鎧

甲を脱ぎて臥したり。夜明方に行長軍兵を進め、南門を攻め破りて、急に突入りけり。秀家・元親・家政・高虎、各喧と攻め寄せ、城に馳入りければ、楊元は帳中に臥して、未だ起きも上らざりしが、大に驚き周章てゝ、衣をだに着る隙なく、盤礴に跣にして、逃出でつゝ落行きければ、李福男は討死す。秀家・行長等、城中に亂れ入りて、切伏せ突伏せ、首を取る事三千餘級、生捕る者又少なからず。卽ち人を釜山浦に遣し、書を日本に送る。行長が武威大に振ひけり。

陳愚衷は、全州にありけるが、義弘・嘉明が押寄せ來るを見て、南原の城に、加勢する事叶はず。

斯る所に、南原既に落ちて、李福男討死せしと聞えしかば、全州の士民驚きあわて、資財雜具を取隱し、妻子を携へて逃げ惑ふ。陳愚衷之を制して止めんとす。士民等大に怒り起りて、急に全州を攻めつゝ、兵糧庫に火をかけ、四方に逃散りたり。陳愚衷驚き、城を捨てゝ逃げければ、日本の兵、卽ち全州を取り、兵糧・鐵炮・弓等を集め貯へて、暫く休息す。

邢玠は、南原全州の城落ちたりと聞きて、陳愚衷が罪なりとて、明帝に奏達す。又朝鮮國王李昖を數めて曰く、日本既に朝鮮を打つ事は、大明の恥なり。此故に明帝、卽ち軍兵數十萬騎を遣し給ふ。久しく在陣して、雨露に打たれ身を苦しめ、心を構ますと雖も、李昖を初めて其臣下等、更に出でて戰はんと思ふ心もなく、只大明の軍兵にのみ打任せて、其身は引籠りてある事、是れ主辱めらるれば、臣死すといふ語に背く。此度南原・全州の敗北は、皆是れ李昖が過なりと。是に依りて李昖恐れ驚きて、朝鮮八道の兵を催して、邢玠が命に從ふ。

九月、毛利秀元・黑田長政等、軍を進めて全義館に至る。全義館は、王城を去る事遠からず。時に副總兵（副將軍）解生といふ者、日本の軍兵の、直に王城に攻入らん事を恐れて、我手の軍兵を、稷山・水源の兩所に分ち遣して、之を防がんとす。黑田長政、先陣を勤めて進む。朝鮮の軍兵等は、日本人の武勇を恐れ、城を守りて、更に出でて戰はず。此故に秀元等、向ふ所に敵なし。長政、忽に解生と相戰ふ。長政が家臣栗山備後守・後藤又兵衛五十餘騎にて、解生が陣に馳入り、面も振らず切つて廻る。參將楊

登山・遊擊牛伯英等、來り加はりて、栗山・後藤を取圍む。栗山・後藤少しも恐れず、解生・登山・伯英の三大將と、東に打ち西に突き、左に廻り右に返し、終に圍を出でて萬死を遁れ、一生の武勇を顯す。黑田長政之を見て、二千餘騎を進めて打つて懸る。毛利秀元が先陣も、同じく續いて進みけり。解生等打靡かされて、傾き逃ぐる。李益喬・劉遇節、兵を進めて馳せ來る。解生等力を得て、又取つて返して戰ふ。長政大に之を破りける所に、秀元等の諸大將備を立てゝ、後より押し來る。解生叶はじと思ひて、兵を退けて引いて行く。日既に暮れ懸りければ、長政等も、追懸けずして止まりぬ。

十月、麻貴將軍、既に李如梅を遣して、筑紫上野介・久留米秀包が籠りし星州谷城を攻めしむ。南部無右衞門等、星州を取拂ひて、退道にして、はしたなく李如梅に行合ひて戰ふに、李如梅叶はずして引退く。日本の軍兵等、寒氣甚しきを以て、兵を納れて守り居る。

十一月、邢玠既に軍兵を調へて、鴨綠江を渡り、朝鮮王城に入りて、楊鎬・麻貴と軍評

定す。日本の諸大將は、大明の軍勢大に攻め來ると聞きて、斥候を遣して、其有樣を見せしむ。此時小西行長は松島にあり。加藤清正は蔚山にあり。清正蔚山に城を作らんとして、暫く普請の事を營ましむ。其後清正、又水邊の諸城を構へんとして、西生浦に行きて、機張に逗留す。加藤清兵衛は蔚山に止まり、毛利秀元が軍兵相加はりて守る。大明の軍兵皆思はく、清正蔚山にありと。此故に、恐れて押寄せんともせず。中納言秀秋は、釜山浦にあり。凡そ日本の軍兵、朝鮮に在陣する者十三萬餘人なり。

邢玠既に軍兵を分ちて三とす。左の軍は、副總兵李如梅一萬三千六十餘騎、盧得功・董正誼・茅國器・陳寅・陳大綱之に從ふ。中軍は、副總兵高策一萬一千六百九十餘騎、祖承訓・頗貴・李寧・李化龍・柴登科・苑進忠・吳惟忠之に從ふ。右の一軍は、副總兵李芳春・解生一萬一千六百廿餘騎、牛伯英・方時新・鄭印・王檝・盧繼忠・楊萬金・陳愚聞之に從ふ。彭友德・楊登山・擺賽・張維城等は遊軍たり。監軍行軍奉は、監察御史陳效なり。朝鮮の軍勢も、又三軍の中に加はる。鐵炮一千二百四十四位・火箭十一萬八千支・鐵炮

の藥六萬九千七百四十五斤・大小の鉛玉百七十九萬六千九百六十七。是れ遼陽分守張登雲といふ者奉行す。其外に三眼銃・鐵鬚箕銃・悶棍・火砲・火箭・團牌・佛郎機などいふ大筒・石火箭、樣々の兵器を集め、軍法最も嚴しくして、如何なる通力武勇ありとも、面を向ふべくも覺えず。

十二月、邢玠將軍、壇に上り天地を祭り、諸大將を勇めて、數萬の鐵炮をつるべ放す。其有樣嚴重なり。斯くて楊鎬・麻貴、軍兵三列を進めて、慶州に赴き、蔚山を攻めんとす。蔚山の南に島山あり。加藤淸正が軍兵之を守る。麻貴、卽ち高策・吳惟忠を、彥陽・梁山に遣して、蔚山と釜山浦との通路を取切る。宍戶備前守・淺野左京大夫幸長・太田飛驒守は、蔚山に籠らんとて、彥陽に陣取り、先づ斥候を遣して、敵の體たらくを見せしむるに、高策・吳惟忠が兵之を見付けて、蟻の如く集りて、斥候を打殺しけり。幸長怒りて曰く、今既に蔚山に入るといふとも、斥候の多く打殺されしを見乍ら、敵にも合はずして歸らば、後の嘲なりとて、打つて懸らんと馬を進む。宍戶・太田之を止めて、是誠に武士の本意なりと雖も、明兵は大軍なるべし。我等小勢を

以て打懸らんは。卵を石に投ぐるが如くならん。只速に蔚山に入りて然るべしと。幸長今年廿二歳、勇氣甚だ盛なり。宍戸・太田が諫を用ひずして曰く、我れ今敵を見すば、歸るべからずとて、自ら旗を取つて進む。宍戸・太田も、打捨て難くて共に進む。明の兵其小勢なるを見て、眞中に取籠め、一人も餘さじと打つて懸る。幸長・宍戸・太田、大に駈破り馳せ出でたり。明兵手繁く追懸けゝるを、引返し〳〵、其道三里が間に數度戰うて、幸長數ヶ所の創を蒙り、蔚山の近邊にしては、既に危かりける所に、幸長が郎從龜田大隅守、踏み止まりて戰ひ、敵の大將を打取りしかば、敵軍亂れ惑ふ。加藤清兵衛、城の門を開き迎へたり。幸長・太田は蔚山に入りたり。宍戸備前守は、大明の軍兵に押隔てられて、城に入る事叶はず。やう〳〵閑道より入りたり。加藤清兵衛、城中の手賦し、幸長は大手を守る。毛利秀元は、兵を分ちて島山を守らしむ。太田飛驒守は遊軍として、何方なりとも、危き所に加はらんとす。城中糧少なし。近郷の士民等は、大明大に攻め寄するを見て、皆妻子を連れて城に籠る。此故に彌〻兵糧乏しかりけり。

の藥六萬九千七百四十五斤・大小の鉛玉百七十九萬六千九百六十七。是れ遼陽分守張登雲といふ者奉行す。其外に三眼銃・鐵鬚・筤銑・悶棍・火砲・火筒・團牌・佛郎機などいふ大筒・石火箭、樣々の兵器を集め、軍法最も嚴しくして、如何なる通力武勇ありとも、面を向ふべくも覺えず。

十二月、邢玠將軍、壇に上り天地を祭り、諸大將を勇めて、數萬の鐵炮をつるべ放す。其有樣嚴重なり。斯くて楊鎬・麻貴、軍兵三列を進めて、慶州に赴き、蔚山を攻めんとす。蔚山の南に島山あり。加藤清正が軍兵之を守る。麻貴、卽ち高策・吳惟忠を、彥陽・梁山に遣して、蔚山と釜山浦との通路を取切る。宍戸備前守・淺野左京大夫幸長・太田飛驒守は、蔚山に籠らんとて、彥陽に陣取り、先づ斥候を遣して、敵の體たらくを見せしむるに、高策・吳惟忠が兵之を見付けて、蟻の如く集りて、斥候を打殺しけり。幸長怒りて曰く、今既に蔚山に入るといふとも、斥候の多く打殺されしを見乍ら、敵にも合はずして歸らば、後の嘲なりとて、打つて懸らんと馬を進む。宍戸・太田之を止めて、是誠に武士の本意なりと雖も、明兵は大軍なるべし。我等小勢を

以て打懸らんは。卵を石に投ぐるが如くならん。只速に蔚山に入りて然るべしと。幸長今年廿二歳、勇氣甚だ盛なり。宍戸・太田が諫を用ひずして曰く、我れ今敵を見ずば、歸るべからずとて、自ら旋を取つて進む。宍戸・太田も、打捨て難くて共に進む。明の兵其小勢なるを見て、眞中に取籠め、一人も餘さじと打つて懸る。幸長・宍戸・太田、大に駈破り馳せ出でたり。明兵手繁く追懸けゝるを、引返し〳〵、其道三里が間に數度戰うて、幸長數ヶ所の創を蒙り、蔚山の近邊にしては、既に危かりける所に、幸長が郎從龜田大隅守、踏み止まりて戰ひ、敵の大將を打取りしかば、敵軍亂れ惑ふ。加藤淸兵衞、城の門を開き迎へたり。幸長・太田は蔚山に入りたり。宍戸備前守は、大明の軍兵に押隔てられて、城に入る事叶はず。やう〳〵閒道（わきみち）より入りたり。加藤淸兵衞、城中の手賦し、幸長は大手を守る。毛利秀元は、兵を分ちて島山を守らしむ。太田飛驒守は遊軍として、何方なりとも、危き所に加はらんとす。城中糧（かて）少なし。近鄕の士民等は、大明大に攻め寄するを見て、皆妻子を連れて城に籠る。此故に彌〻兵糧乏しかりけり。

李如梅・楊登山、其軍兵を牽して、蔚山を攻むる。遊擊擺賽は、五百餘騎にて城下に詰め寄せ、急に進む。城中鐵炮を打立て弓を射出し、鬨の聲夥し。城中一萬餘騎、門を開きて撞と駈出でつゝ、手繁く戰ふに、擺賽打立てられて崩れ逃ぐる。城兵、勝に乘りて追懸くる。明の兵、之を取卷きけるを、四方八面追捲りて、輕々と引入りけり。城の兵四百餘人討たれしかば、明の兵は、三千餘人討たれたり。蔚山・島山の間に大河あり。李方春・解生、此川に舟を浮べ漕廻りて、近郷の在家を燒拂ふ。此煙の紛れに、城に攻め入らんとす。城中之を察して、急に鐵炮を放つ。李方春・解生が舟覆りて、四五艘沈みければ、之に乘りたる明の兵、多く溺れ死す。方春・解生、僅に遁れて歸る。

加藤清兵衞、使者を機張に遣して、清正を蔚山に召入ればやとて、其使を選ぶ。幸長が郎從木村賴母が曰く、我れ行くべしとて、馳せ出でて至り、清正に逢うて此由いふ。清正が曰く、速に小舟を用意せよ。我れ日本を出でし時に、淺野彈正、旣に子息幸長を我に預けたり。幸長死せば我が恥なり。再び日本に歸りて、彈正に對面

すべきや。我も同じく死して、契約を黄泉の下に届けんとて、五百餘騎にて蔚山に赴く。

麻貴・茅國器、又大軍にて攻め寄せ、柵を引退け壁を打破り、城に乘らんとす。城中鐵炮を以て防ぐに、あだ矢なし。寄手多く打殺されしかば、叶はずして引退く。

麻貴、又大軍を以て島山を攻むる。島山は岩石峙ち、道羊腸(つゞらおり)にして登り難し。日本の軍兵尾崎に立並び、鐵炮を打出す事雨の如し。寄手、上り兼ねて引退く。麻貴怒をなして軍兵を勵まし、又打つて上りけるを、城中下立ちて、大石をまろばし、大木を投懸くるに、寄手之に當らじと、前なる兵を楯になして、色めき亂れたる所を、又鐵炮を打かくれば、あだ矢なく當りける程に、引退かんとすれども、後より打懸くる。前に進めば打殺され痛手負ひ、一人も殘るべきとも見えず。麻貴攻めあぐみて引退きけるに、大軍、殘り少なになりにけり。

加藤清正五百餘騎を率し、舟十艘に取乘りて、蔚山に入らんとす。大明の兵清正が武勇に恐れ、打止めんとする者なし。清正、白銀の帽子甲を着て、長刀をかい込み、

舟端に立ちて軍兵を調へ、蔚山の城に靜々と入りたり。城中大に喜びて、勇氣日頃に十倍せり。大明の軍兵多勢を催し、二方より一同に進み、急に攻め上らんとて、蟻の如く集りて、城の石垣に付きたり。城中、淸正が來りしに、彌力を得て大に勇み、大石大木を投懸け、鐵炮を雨雹の如く打出しけるに、寄手の大勢、甲を手割られ、頭を打碎かれ、手足を打折られ、半死半生になる者數知らず、打殺さるゝ者多かりければ、楊鎬等相議し曰く、此城を力攻にせんとすれば、軍兵多く打たれて、今に仕出したる事一つもなし。城中は、水の手自由ならず、兵糧多からず。只遠攻にせば、味方の人數を費さずして、城は自ら落つべしとて、城の攻口を引退き、陣屋を嚴しく構へて、遠攻にこそしたりけれ。城中之に氣を屈し、其上水の手を取切られて乏しくなり、密に池水を汲みて渴を養ふ。池中には死骸多く、其水は血に混じて、穢はしけれども、せめて之なくば如何せん。既に又兵糧盡きて、牛馬を殺して食す。城中密に忍び出でて、大明の軍兵の、死倒れたる腰を搜り、僅に燒米・牛の炙(あぶりもの)などを拾ひ取りて、飢を助る事もありけれども、中々堪へ忍ぶべきやうもなし。淸正既に

大明の兵を誘ん爲めに、使を以て、楊鎬に和睦せんといふ。楊鎬僞りて和睦をなし、對面して生捕りつゝ、日本の軍兵を鏖にせんとす。淺野幸長之を慮して堅く止む。楊鎬、其誘き難き事を怒りて、急に城を攻落さんとするに、寒氣烈しき故に、諸軍うけがはず。

同三年正月朔日、小西行長、三千騎を率し、舟を順天より押出して、蔚山の城を救ふ。毛利秀元・中納言秀秋・黒田長政、三萬騎を率して、蔚山の後詰をせらる。四國の軍兵二萬餘騎馳せ來りて、蔚山の近邊に陣を取る。家々の旗を靡して風に飜す。軍兵野山に滿々て、夥しともいふ計りなし。楊鎬之を見て、大に驚き色を失うて、策いかにともすべき心もなく、周章てふためき、我前にと逃歸る。淸正之を知らず。此故に出でて追懸くる事なし。次の日之を知りて、城を出でて追懸くる。吳惟忠・茅國器、命を捨てゝ返し合せ、防ぎけるにこそ、大明の軍兵は、倖々遁れ歸りけれ。されど弓・鐵炮・馬・旗等を、捨てたる事數知らず。路々取納め、車に載せて持ちて城に歸る。楊鎬は名を流して、世の笑草となりぬ。

邢玠、既に楊鎬が蔚山を落し得ず。日本後詰の軍兵を恐れて、逃げたる事を開きて大に怒り、諸軍を朝鮮の王城に集めて、重ねて大軍を擧げて、蔚山を攻めんと相謀り、明帝に申して、楊鎬が官を削りぬ。

二月に、劉綎・陳璘・張榜・鄧子龍・藍芳威などいふ兵を大將として、軍兵を率して朝鮮に入りたり。巡撫使萬世德を、楊鎬に代へて經理とせらる。

邢玠、卽ち李如梅を中路の大將とし、麻貴を東路の大將とし、劉綎を西路の大將とし、陳璘を水軍の大將とし、各軍兵を分けて、諸城を守りて、日本の兵を防ぐ。

三月、秀吉公、若君秀賴を携へて、醍醐の花見に赴き給ふ。北の政所・女房達、皆召連れらる。去ぬる正月に、德善院玄以に仰付けられ、醍醐の院房を修理せしめらる。既に今日出立ち給ふ。醍醐に至り、三寶院に入り給ひければ、御供の衆皆歸らしめ、暮方に來るべしと仰付けらる。北の政所、三寶院より、步にて所々を巡り見給ふ。其道の兩方に埒を結ひ、五色の段子の幕を張らせ、秀吉・秀賴・北の政所・女房達計りなり。男たる者は、一人も召連れず。此故に諸大名、所々に茶屋を構へて、輿を催

さるゝも、皆其妻を亭主とせられたり。秀吉立入り、茶酒を飲みて、樂しみ興せさせ給ふ。敕使來りて、花見の興を賀し給ふ。其外攝家・淸花、皆使を奉り、諸大名、京・境の名ある輩は、酒肴を捧げて山の如し。（敕使は、廣橋中納言兼勝なり。）今日風靜に雨降らず、天曇らす塵立たず、其空麗に、花の匂香しく、梢に來鳴く鳥の聲、谷に響く泉の音迄も、千世萬代の歌を唱ふかと、いと目出度かりし花見なり。增田右衞門尉長盛が茶屋には、浴室を構へたり。秀吉公衣を脫ぎて浴び給ひ、御膳を勸め奉る。別に一の家を構へ、扇・はり子・ひゐな・疊紙人形以下の商賣物の棚を餝り、紅の綱に鈴を付けて、花の枝に掛けしかば、松風落ちて鈴を鳴らし、群鳥は驚き飛ぶ。谷水をうけためて池を作り、池に小舟を浮べ、人形を操りて漕巡らす。是れ秀賴を慰め參らする爲なり。新庄入道東玉が茶屋は、苔生したる岩の狹間、朽木を便にしつらひ、柴の垣・竹の編戶、物さびたる有樣なり。秀吉公內に入りて、燒餠を聞食し、棚にありける瓢簞の酒を飲み給へば、茶屋の亭主茶を參らせ、其價を強く乞ひて許さず。秀吉公大に興を催し給ひ、只今は何もなし、歸らば頓て算用すべしと宣ひしを、只今給はらす

ば、歸し奉るまじとて、御手を取りて引入れ奉れば、秀吉公大に喜び給ひ、既に酒宴始まり、數刻に及びて歸らせ給ふ。次の日、秀頼の御方よりは、銀二百枚・小袖十重、北の政所より鳥目百貫・羽二重廿疋、秀吉公より、千六百石の寺領を、三寶院に遣し給へり。

加藤主計頭清正・毛利秀元等の諸大將、蔚山の城の要害、堅固ならずとて、修理經營あり。小西攝津守行長等は、大明百萬騎の軍兵を差向け、順天の城を取圍むべき由風聞ありと聞きて曰く、若し大軍に圍まれなば、悔むとも歸るべからず。速に順天を去りて、釜山浦に籠らんといふ。加藤左馬助嘉明、進み出でて曰く、未だ敵の旗をだに見ず、聞逃にするならば、人の嘲、遁るべからず。方々は左も仕給へ。某に於ては、殘り止まらんといふ。諸大將又、嘉明を捨てゝ行かんも道ならずと、評定まちまちなり。此由蔚山に聞ゆ。清正・秀元、卽ち安樂寺の僧惠瓊を順天に遣して曰く、順天を退きて、釜山浦に籠らん事、先づ秀吉公に伺ひて、定められよとなり。行長・嘉明、此儀然るべしとて、使を以て秀吉公へ白す。秀吉公大に怒りて宣はく、大

明の大軍來らば、來らん迄よ。何ぞ恐れて城を開退くべきや。要害能くして、固く守るべくば、大軍といふとも、防ぐに憂なかるべし。秀秋・秀家・秀元及び四國の軍兵は、先づ歸朝すべし。九月に又渡海せしめんとなり。時に五月なり。

六月に、秀元・秀家、歸朝して伏見に赴き、秀吉公に謁す。

頃年朝鮮在陣の諸大將、其切取る敵の首數を、皆鼻を切り耳を切りて、日本に遣す。秀吉公其手輕き事を賞し給ふ。首數を奉るには、鼻・耳若干と記し送る。秀吉公、之を都の東大佛殿の邊に埋めませ、耳塚と名づけらる。其後朝鮮人來りし時、彼塚の下に至り、祭文を讀みて弔ひけり。此輩は、死して國恩を報ぜしなりというて、涙を流す者も多かりし。

七月に、大明の軍將劉綎は、水源といふ所に陣取り、順天を攻めんとす。先づ小西行長をたばかり生捕りて、猛威を振はんと企み、吳宗道といふ者を、順天に遣して、和睦の事をいはしむ。行長、初めは疑ひけるが、吳宗道辯舌を盡し、誠がましくいひければ、行長心迷ひて、對面の地を定め、和睦の日を極む。劉綎が陣中に日本人

あり。密に順天に來りて、此事、僞の策なりと告げたり。行長大に驚き、其約義を變ず。監軍陳效、卽ち劉綎が謀拙く、泄れ易き事を責むる。劉綎大に愧ぢけり。

八月に、軍將麻貴、旣に頗貴・牛伯英等を率して、溫井といふ所に陣取り、蔚山に向ふ。然れども淸正が武勇に恐れて、攻め懸らず。淸正も城を出でず。兩軍相向ふたるのみなり。

島津兵庫頭義弘・其子又八郎忠恒、後家久と號す、一萬餘騎を率して、諸城を構へて守る。新寨を居城とす。新寨は三面は海にして、一方は陸に續き、望津・永春・昆陽の三ヶ所の城、其前に聳えたり。金海・固城の兩城は、其左右に構へ、東陽といふ所に、兵糧多く詰め置き、又能き兵を泗川の砦に籠めて後、陝州・宜寧・咸陽・高靈などいふ村里を、掠め取り打破る。大明中路の總大將董一元は、高靈・晉州に出張せしかども、義弘が武勇に憚り、城の要害の堅固なるを見て、更に攻めんともせず。

秀吉薨去

十八日、前關白太政大臣從一位豐臣秀吉公、伏見の城にして薨じ給ふ。年六十三歲なり。其遺言には、我れ死せば、暫く隱して沙汰すべからず。淺野彈正・石田治部少

輔、早く箕業に赴き、朝鮮の諸將を歸朝せしめよ。若し夫れ軍兵引取り難くば、得川殿及び利家、能く智謀を運らし給へ。十萬の軍兵を、異國の土になす事なかれと、いひ終りて息絶え給ふ。洛の東南の方阿彌陀が峯に葬禮し、鎧・甲・太刀を棺に入れたり。木食興山上人、其事取賄ひ、墓を其嶺に築き、祠を其麓に構へ、幷に家を作りて、卜部氏萩原某を神主とす。其外禰宜等あり。其後月忌に至る毎に、妙法院にして、諸宗の僧徒に齋を設け、聖護院門跡道澄（後に照高院と改む）を、大佛殿の住持とす。淺野彈正長政・石田治部少輔三成・增田右衛門長盛等、皆髮を切りて恩を報ず。

九月董一元は、晉州にありて謀を運らし、新寨を攻めんとす。時に一人の女ありて、新寨より出でたるを、茅國器が郎從、之を捕へたり。彼の女楮を取出して示す。其趣は、此女正に虜となりて、日本に渡らんとす。我れ甚だ憐みて貲を出し贖ひ、故鄕に歸らしむ。大明の軍兵、其憐みを垂れて、殺害する事なかれとなり。其尾に、吾姓を知らんとならば、介公の後理兒の父。吾名を問はゞ、有或の口無手の接と書止めたり。諸軍士吏に其心を解く者なし。時に諸葛鋪といふ者、之を解きて曰く、

令公の後は郭氏なり。口の中に或あるは、國の字なり。按に手なきは、安の字なり。思ふに是れ郭國安なるべしといふ。軍將史世用・茅國器、共に聞きて曰く、郭國安は、今既に日本の軍中にあり。是れ我等に、新寨の城を破らせん爲なるべしとて、朝鮮の商三人を以て、史世用が書を持たせて、望津に行きて、郭國安に逢ひたり。約して曰く、今月廿日に、望津にある兵糧庫に、火をかけて燒くべし。其時我等川を渡りて、城を攻めんとなり。茅國器、其日軍兵を率し川を渡る。日本の兵、之を渡さじと防ぐ所に、望津の城燒上る。日本の兵城に引入りて、火を消さんとす。茅國器勝に乘りて、望津に攻め入りて、火をかけたり。董一元は、軍兵を遣して永春の城を破り、近鄕を火拂ふ。其夜又急に昆陽を攻むる。島津が軍兵、大に働きて、寄せ來る敵を、切伏せ薙倒す事多しと雖も、大軍なれば綷ともせず、終に攻め破りしかば、日本の兵共、泗川の城に引籠る。

董一元は、謀を運らし、茅國科といふ者に、黃金・絹布を持たせ、新寨の城に遣して、島津義弘に與へて、和睦の議をいふに、義弘從はず。其金帛を返しけり。董一元は、

廿八日の夜半に、泗川に詰懸けたり。城中には、島津が兵三百騎計りあり。大同曉將李寧、一陣に進み、城下に至りて打殺され、大明の後軍、白けて見ゆ。董一元、大軍を以て攻懸る。城中、加勢を新寨に乞ふ。其間に、城の兵三百騎打つて出でつゝ戰ふに、驍將盧得功、鐵炮に中りて死しけり。城兵勝に乘ると雖も、董一元が大軍、終に城に入りて火をかけたり。島津が兵五六百騎、泗川に加勢すべしとて、馳出でたり。義弘止めて曰く、泗川の軍兵を捨てん事は、口惜しけれども、彼大軍勝に乘りて、此新寨に押懸けなば、味方敗北すべし。只陣を固めて守るべし、馳出づる事なかれといふ。義弘が家老伊勢兵部少輔貞昌馬を馳せて、泗川より落ち來る兵を迎へて、新寨に歸る。大明の軍兵、東陽の兵糧庫を燒きて、新寨に攻寄せけれども、義弘出合はず、夜に入りて、董一元如何思ひけん、泗川に引退く。

十月朔日、董一元が命によりて、茅國器等、新寨を攻むる。茅國器・葉邦榮・彭信古、既に城下に詰寄せ、木楯を以て城門の扉を、こち破らんとするに、木楯折れて火出でつゝ、鐵炮の藥に燃え付き、黑煙になりしかば、大明の寄手、燒殺さるゝ者多く、

亂れ騷ぐ所を、島津義弘父子打つて出でつゝ、竪横さまに打つて廻るに、彭信古が三千餘騎皆討たれて、僅に五六十人になりて引退く。其外茅國器等が兵一萬人進みけるを、義弘五千餘騎、大に戰ふに、諸軍皆打靡かされて落行きけり。董一元諸將を勵まし、又押寄せたり。中軍の大將徐世卿、生捕られて殺されしかば、大明大に敗北し、死する者數知らず。義弘軍兵を輕々と城に引上げ、打取る所の首三萬餘を、鼻を殺ぎて大樽十個に入れて日本に遣す。是より大明・朝鮮の兵共、いよ〳〵石曼子が武勇を恐れて、戰ふべき心なし。

石田治部少輔・淺野彈正は、大權現の仰をうけて、筑前博多に下り、使を朝鮮に遣して、秀吉公の事を告げて、諸大將の歸朝を催す。郭國安聞付けて、大明に告越したり。然れども義弘が武勇に恐れて、進み來らず。

大明、既に日本の軍兵、歸朝すべき由を聞きて、陳璘を以て舟軍の大將とし、陸路五千餘騎・水兵三千騎を相添へ、副總兵陳蠶・鄧子龍・遊擊馬文煥、其兵一萬三千人、軍船數百艘に取乘り、忠清・全羅・慶尙三道の湊に陣取りて、日本の兵を防ぐ。

出征の軍悉く凱陣

清正は蔚山を出で、行長は順天を立ち、義弘泗川を打出でつゝ、皆歸朝せんとす。陳璘大に喜び、是れ日本の軍兵を、鏖に殲すべき時節至れりとて、鄧子龍及び朝鮮の李統制を遣し、其兵一千餘騎、鼓金に艤して、日本の兵を遮らんとす。島津義弘は歸り去りぬ。小西行長と戰ふ。鄧子龍二百人を率して、小舟に乘りて押廻しけるが、石火矢に中りて舟打碎け、大將共に、一人も殘らず死にけり。行長が兵勝に乘る。李統制舟を漕ぎ寄せしが、又切殺さる。陳璘等、行長が舟を取卷きて戰ふ。行長打破りて加德に至り、義弘に逢ひたり。大明中軍の大將陶明宰も、此時に討死す。清正・行長・義弘・直茂・幸長等の諸大將、皆歸朝し、博多に着きて、石田三成に對面す。加藤清正は、先づ名島に赴き、淺野彈正に逢ひて、打連れて博多に來る。次の日石田・淺野は、諸大將に、在陣の苦勞を感じ申して、秀吉公の遺言・遺物の事を語りければ、諸大將、皆淚を流して悲しむ。石田・淺野申して曰く、各伏見に來りて後、本國に歸り、七ヶ年此方の、在陣の苦勞を慰み給ひ、來年上京の時に、互に會合して、心を慰まんと。斯くて各伏見に至りて、大權現に謁し奉りて、皆本國に歸らる。

大權現は、島津義弘が軍功を感じて、領知四萬石を加へ給はる。時の人羨みけり。
同四年三月五日、加賀大納言利家・備前中納言秀家・會津中納言景勝・安藝中納言輝元・德善院僧正法印玄以・淺野彈正少弼長政・增田右衞門尉長盛・石田治部少輔三成・長束大藏大輔政家、連判誓詞を以て、大權現に捧げて謝し奉る。是れ風聞する事ある故に、堀尾帶刀吉晴・中村式部少輔一氏・生駒雅樂助、屢解說を請ふ故に、大權現之を聞き給ひ、卽ち九人に誓紙せしめ給ふ所なり。
四月十八日、敕して、秀吉社に、豐國大明神と謚を賜ふ。
本朝將軍記は、古來書傳に記す所、粗考へて集め著せり。近代の雜記等、其外いひ傳へし事又之あり。略して載せたり。文の短き事は短く、事の實なることは、實なりと知るべし。

將軍記第二十大尾

續撰清正記

序

英雄の士は常にあれど、能く知る將なし。其知らせ給ふは、太閤秀吉公なり。秀吉公の見出し給ふ諸士の中に、加藤主計頭清正、若年にしては秀吉公の供奉し奉り、忠を盡し、中年にしては朝鮮國・兀良蛤・大明國迄も高名を顯し、終には源家康公・豐臣秀頼公御對談の勤をなし、名を天下に顯し、能く終始を愼まれける。清正一世の振舞の有增(あらまし)を、大和假名の一字々々に綴り、清正記と爾いふ。

清正先祖の事は、加藤美作守といふ人、書き置かれける。清正若年より天草迄の働は、古橋又助といふ者書置き、又助は、天草にて痛手を蒙り、歸陣ありて死す。朝鮮陣中の事は、下川兵太夫・木村又藏といふ者書置く。又助が覺書は、あらまし計りを書付く。兵太夫は清正右筆を勤めし者なり。兵太夫が覺書にいふ、朝鮮陣中始より終迄の事を、一々書付く。然れども每度の小競合(こぜりあひ)、又朝鮮人・大明人との筆談は、

事繁きにより、兵太夫書留めず。此故に爰に記さず。朝鮮より歸陣ありての儀は、古橋清介氏保といふ者書置くなり。清正活潑の勢ありて、胸中鏡の如くなる生付(うまれつき)なれば、中々筆力に及び難し。活潑金鏡の所に目を付けて、此書を讀むべきものなり。予は文盲なるが故に、唐・大和の理に通ぜず、美作守・文助・兵太夫が覺書、次第の違はざる所、やう〳〵爰に記し侍る。此書物は、清正若年より逝去迄の大要を書集め、小事は事長きにより略す。其名は世にありて、其品、書留めざることを悔み、愚筆を染め、書物となし畢ぬ。

次序

竊に以れば(おもんみれば)、萬物と生死を同うして、衆物復歸するものは、暫く聚るの形なり。萬物と共に盡きずして、卓然として朽ちざるものは、後世の名なり。所謂荊山の璞は天下の寶なり。石中に晦す(くらます)こと、其幾何年といふことを知らず、和氏に遇うて後世に顯れ、豐城の劒は天下の寶なり。地中に晦すこと、幾何年といふことを知らず、

電氏に遇うて、而して後時に顯る。物の顯晦、固に各時あり。一物だも且然り。況や君子の德をや。爰に加藤肥後守源清正朝臣は、若年の頃より武勇に達し、天下の相として、凜々たる威風日域に振ひ、而して堂々たる意氣朝鮮を動す。加之、内三寶に歸し、外五常を守る。故に一生身修つて家齊ひ、國泰平にして、萬民仁澤に濡ふこと、豈近世の英雄ならざらんや。蓋積善の家に必ず餘慶あらば、長く子孫を保ち、國家繁興たるべきに、天なる哉命なる哉、一世忠廣代に當つて、國破れ家亂れて、剩へ遠流の身となり給ひ、而して子孫跡を晦し、群臣皆離散す。然るに清正世を相去ることは、殆ど遠くして又遼なり。故に其名のみ殘りて、其事を知る者稀なり。斯くて今十箇年も過ぐれば、其名を知る者、曾てあるまじきと思ふ所に、何れの許の人といふことを知らず、又其姓字を詳にせずと雖も、他家の臣とは見えざる者、清正先祖より逝去迄の事を書記して、清正記と名付け、去ぬる年の孟春に、梓に鏤めて、世に行ひて以て之を顯す。其志豈盛ならざらんや。復快らざらんや。恰白骨再宍枯樹重榮ならざらんや。予、去中春の頃、武州江戸に於て、斯書を求め、一覽する

に、淸正先祖のことは委細なり。肥後入國より天草の合戰・高麗陣中の事は可なり。朝鮮歸朝の後逝去迄の事は、粗にして又不可なり。宜なる哉此書の作者、其頃の事を見ず聞かずして、唯美作・又助・兵太夫・古橋等が覺書の少々遺りたるを拾ひ集めて、推量に編みたる故に、志は至厚なりと雖も、相違ある事は、若年たるにより、短臂・痒所に及ばざるものなり。然りと雖も、法華經に曰、五十展轉隨喜功德無量無邊とあれば、先君への忠心は至れり盡せり。倩思ふに、戰場の事は、人々の說々區々にして、定ならざるものなれば、少々の相違は、不可の甚しきにはあるべからざるもの歟。然りと雖も、尾州名護屋普請の事、淸正逝去の時の遺書、幷に家中への七個條の法度書は、大きに相違したる事ありて、後人の嘲哢たるべき事共なる故に、斯を删り斯を正さんと思ふに、又退いて觀れば、前編を誹るに似たる故に、兩端を持して、模稜の手の如くなる所に、朋友來りて、斯事を聞きていふ、孔夫子の曰、過則勿レ憚レ改といふ事あれば、如かじ之を撰みて之を改めんにはと、諫められしにより、先集の作者の誹は任他、先君への忠にも、若しはなりなんかと思ひ、指を屈して見

れば、清正逝去慶長十六年より、今茲寛文四の暦までは、五十有四年に相當れり。五十四は六九の數なり。易に曰、六は偶にして陰の數なり。九は奇にして陽の數なり。陽は天なり、陰は地なり。象辭に曰、天地交而萬物通也。上下交而其志同也。亦程子曰、小謂陰大謂陽也。人事を以て之をいへば、大は則ち君にして上なり、小は則ち臣にして下なり。君、誠を推して以て下に任じ、臣は誠を盡して以て君に仕ふまつり、上下志通る時至れる哉。故に唯愚慮の及ぶ所を誌して、以て先君の厚恩を報ぜんと思ふ者、恰も一毫を大虚に出すが如く、一滴を巨壑に投ぐるに似たる者歟。抑予が祖父は、秀吉公の播州に坐します時に、清正と因ありけるにより、肥後へ入國の翌年、招るゝに應じ來りて家臣となりたる故、愚父も若年の頃より、天草の合戰・朝鮮陣中、清正傍を離れず相働き、宇土・柳川の働の時も、忠功を盡したる故に、重恩を蒙り、逝去以後まで、近臣として仕ふまつりけるに、忠廣代に至つて、不幸にして一族に事ありて、官を退き去りて、風光を埋み柴扉を掩ひ、東關の邊に蟄居して、正保年中迄、春齢八十歳に及び、存へられたる故に、清正一世の行狀の品の詳なる物

語開置きけれども、予が素、至愚極陋たる故に、前後漫（みだり）にして、品々連續せずと雖も、少々書留め置きたる反古を求め出して、猶疑しき事は、中川入道に尋ね問ひ、先集の誤を撰び之を改め、脱ありて足らざる事をば、之を續（つ）ぎて以て續撰清正記と號するものなり。然るに前編に書きたる家臣共の名、後代に替りたるを、前に書きたるもあり、或は昔の名を後に書きたるもこれあり。今予が記すには、之を改めて書くべきなれども、後覽の兒童、曉し易からざるべき爲に、前編の如く其名を書くものなり。吾今頭白く齒黄み、命を延ぶるの日なき故に、斯編を忽（すみやか）に撰びて、以て子孫に附與す。曾て以て他人に見せしめん爲ならず。然も與麽なりと雖も、詳に知り悉く覺えたる老翁ありて、一覽の後に重ねて之を正さば、先君への忠心、至大至厚ならん。予も亦慶娛ならざらんや。

淸正系圖

大織冠　淡海公　武智麿　魚名公太政大臣
良繼內大臣　眞楯號京家　內麿右大臣　冬嗣右大臣
良房中納言　長良太政大臣　基經號堀川太政大臣　忠平一條太政大臣
師輔九條太政大臣　時平左大臣　保忠中納言　元輔淸原祖
兼家法興寺　道長御堂關白　賴通內大臣　孝通大二條
師通內大臣　忠實中納言　忠通法性寺　賴長惡左府
實季關白　公實惡相國　長實太政大臣　基實關白
基房大納言　家實猪隈殿　通家明峯寺　兼經太政大臣
良實二條左大臣　兼平近衛　家經大納言　忠孝中納言
師教左大臣　兼定左大臣　教藤中納言　教尊大納言
忠家教尊長子中納言　正家號美濃國加藤武者忠家二男　家久三郎四郎正家二男　長賴伊勢守家久長子

三高 源太長頼三男

三虎 三郎三高長子

虎時 宮内少輔三虎三男

義時 虎時長子

正時 義時二男

正吉 正時四男三郎大力

賴方 正吉長子四郎尾張國愛智郡中村に住

清方 賴方三男二郎

清信 清方長子號因幡守仕齋藤山城守討死

清忠 清信長子號彈正右衛門兵衛

清正 清忠二男號主計頭後改肥後守任從五位上侍從永祿五年壬戌六月二十四日誕生本卦履

忠廣 清正四男號肥後守任從四位下侍從

女子

女子 阿部修理大夫妻

續撰清正記 巻第一

第一　清正、秀吉公へ奉公に出でらるゝ事

一、前の肥後の州(くに)の大守加藤主計頭豐臣朝臣清正の先祖を尋ぬるに、大織冠の末葉加藤因幡守藤原清信といふ人なり。清信、尾州犬山に住みて、齋藤山城守幕下なり。山城守と織田信長公と犬山に於て一戰の刻、清信討死し畢ぬ。清信死去の節、子息一人あり、鬼若といひて二歲なり。孤となりて母に養育せられ生長(ひとゝな)り、尾州愛智郡中村といふ所にて光陰を送る。後、彈正右衞門兵衞と號す。彈正、三十八歲にして死す。一人の男子あり、年三つ、虎之助と名づく。漸々(やうやく)母に育てられ、五歲迄は中村に住す。太閤秀吉公の母公と虎之助母とは從姉妹(いとこ)なり。此故に虎之助母思はれけるは、木下藤吉殿、今近江の長濱にて、五萬貫の領地を知召(しろしめ)され、榮なる體なり。

秀吉に仕ふ

此子田舎にて育てたらんには、武士の作法も知り難し。只々秀吉を賴み奉らんと分別し、虎之助を召連れ、長濱に至りて、秀吉公の母公へ委細申入れられければ、母公殊の外馳走ましくて、兩人共に藤吉殿御目に懸け、母公の御傍にて養育なり。虎之助十五歳の時、母公へ申上げられけるは、我れ御蔭を以て成人仕る。年十五といへども、背も高く御座候間、前髮落し、奉公を勤め申すべき由、申されければ、おとなしく申したるものかなと、藤吉殿へ細々と御語りあれば、藤吉殿一入機嫌宜しく、内々彼者が眼差を見るに、能く祖父淸信に似つるものかなと存候ひし。前髮落し申さんとて、卽ち男になし、加藤虎之助と名づけ、初めて百七十石の領地を給はり、奉公の身となる。藤吉殿内に、塚原小才次といふ兵法者あり、卜傳遠類の武士なり。彼に從ひ兵法修行す。或時長濱の町人所へ、人を誤り取籠る者あり。中々町中騷がし。虎之助、右の樣子聞付け、常々傳受の兵法は此時なりと思ひ、彼の町人所へ走り行けば、四方に人充滿たり。大勢の中を潜り入り、狼藉人を打倒し、綱を懸け、手疵一個所も蒙らず、搦めて出でられけり。取籠る者は、秀吉公足輕に、市足久兵

衛といふ者なり。右の首尾、秀吉公具に聞召され、常々彼者は、常の若者のやうにもなく、物の役にも立つべきと思ひしに、能くも仕たりと仰せられ、二百石の加恩ありて、木村大膳與の小物見役に仰付けられ、朝暮勤仕申さるゝなり。

第二　秀吉公因幡國鳥取城攻附加藤虎之助働の事

鳥取城を攻む

一、天正九年三月三日、信長公、秀吉公を安土へ召され、播磨國を給はり、中國の探題職を下されけり。同六月二十五日、因幡國鳥取の城攻の刻、秀吉公、彼の城を見廻り給ひ、地の利能き城なり。容易く攻め崩すべきやうなし。遠巻にすべし、搦手の體を見て参れと、蜂須賀彦右衛門を召されて、委しく彼に仰含めけり。秀吉公何と思召しけん、加藤虎之助も彦右衛門と同前に参れとの仰なり。虎之助、彦右衛門に申されけるは、城の體を見るに、東の森の陰に伏兵あり。老功の人にいかゞなれど、足輕二三十人も召されまじくやと申さる。彦右衛門返答に、氣の利いたる人かな。我度々斯様の所見覺えたり。何の障もあるまじ、急ぎ乗り候へと、城を左に見

て、搦手の樣を見られける。案の如く森の中より、敵二十人計、鐙押取り〱出でければ、彥右衞門、虎之助々々と聲を懸く。虎之助常々半弓を射たりければ、腰に附けたる半弓押取り、懸る敵を射拂ひ〱、彥右衞門と詞をかく。敵も半弓に射立てられ、手負數多出來し、少し躊躇ふ所に、虎之助馬より下り、跡立つて退く敵一人討留め、首を取り、袋に入る。彥右衞門も敵一人討取り、兩人共に馬に乘り、秀吉公の御前指して參られける。秀吉公、早其體を御覽じて、伏兵ありて手に合ひ、高名したるか。參れ〱との御諚なり。彥右衞門、御前へ參り、競合の樣子幷に城の體を委細に言上申されければ、仰には、虎之助若輩たりと雖も、目も心も利きたる仕方、今日の働、彥右衞門には拔群增したりと、御手づから金一掬給はり、加增の領地を給はる。御感書にいふ。

因幡國鳥取の城爲レ可ニ攻崩一着陣、爲ニ物見一遣候刻、伏兵起り候處、以ニ半弓一敵を射退け、其上太刀打之高名、誠以神妙之至也。因レ茲爲ニ加增一百石宛行レ之畢。彌於レ抽ニ軍忠一者可ニ加增一者也。仍如レ件。

天正九年六月二十九日　秀吉御判

加藤虎之助殿 此時二十歳也

第三　秀吉公備中國冠の城攻并清正働の事

冠の城を攻む

一、秀吉公三萬八千の人數を率し、備中國冠の城攻めの刻、秀吉公、虎之助を召され、杉原七郎左衞門が攻口見て參れと、仰付けられけり。即ち七郎左衞門攻口に行き、伊賀・甲賀の忍の者と一つになりて、彼方此方と見廻りし所に、冠の城の北の門脇に、手弱き塀あり、いかにも自由に乘らるゝ地形なれば、行くと等しく乘上り、敵なければ幸と、加藤虎之助一番に乘り、續けや武士共と、曳々聲を上ぐる。甲賀の者の内に、美濃部十郎次郎、二番乘と名乘る。杉原が内、山下九藏、三番と名乘り、三人寄合頭に攻入りけり。敵二十人計一度に突いて出づ。虎之助十文字の鑓を押取り、互に突合ひけるが、武士一人突伏せ首を取る。十郎次郎も九藏も、敵と鑓を合せければ、味方の大軍續いて攻め入るを見て、二十人餘りの敵も、城内へ引退く。さて落

城の後、秀吉公段々聞召され、今度も神妙の働仕り、感狀を下さるゝ。書にいふ、

天正十年三月十七日、備中の國冠の城攻崩す刻、一番乘仕り鑓を合せ高名の段、粉骨の至也。褒美の領地、重ねて可下行者也。仍感悅之狀如件。

三月十八日　秀吉御判

加藤虎之助殿

第四　秀吉公山崎表に於て日向守と合戰、清正物見の事

一、山崎表に於て、明智日向守と合戰の刻、秀吉公御先、一番高山右近、二番中川瀨兵衞、三番池田紀伊守。高山は慢氣の武士なれば、寶南門を打ち、我一勢に、他の勢を一人も交ぜず、粉骨を盡すべしと相定め、合戰をこそ初めけれ。秀吉其趣聞召し、步行の者二三人も參り候へと召されけり。あつと答へし內より、加藤虎之助も參りたれば、いかに虎之助、高山が寶寺の南門を打ち、合戰を初めたる樣子、見て來れ

と仰付けらる。歩行衆二人にも仰含められ、遣されけり。虎之助得たる達者なれば、走り出でて南門を心懸け、軍の樣子を見廻りし所に、日向守先勢伊勢與三郎內進藤半助と名乘り、鐵炮を打たせ、甲斐々々しき體を仕る者あり。虎之助、歩行衆へ申されけるは、あの氣逸者の半助を討留むべしとて、二尺九寸の刀を拔き、眞直に敵の中へ割込み、半助、馬上にて下知したりしを、前輪の通より後へ突通しければ、眞逆に落ちにけり。卽ち首を取り、腰に附けたる袋に入れんとするを、半助が家來の侍助合せ、虎之助を討たんとせしを、虎之助同道の歩行の者驅合せ、斬合ひければ、助けんとせし者共も敗北す。虎之助走り歸り、高山合戰を初めし樣子、委しく言上ありて、競合を仕り、取りたる首を、秀吉公へ御目に懸けられければ、仰には、汝、武に心を置く故、鳥取の城・冠の城、今日の働、中々言語に述べ難しと仰せられ、御硯取り出され、御自筆に遊ばし下されける。書に曰、

武勇心懸け、手柄者の若者とは汝たるべし。いよ〳〵武功を盡すべし。

六月十三日　秀吉御判

加藤虎之助殿

斯の如く御自筆に遊ばされ、御脇差一腰下され、夫よりは秀吉公、一入御懇になされ、一度大身に仰付けらるべきとの仰なり。

第五　秀吉公、瀧川左近將監誅伐
并近江新七討死の事

瀧川一益を討つ

一、秀吉公、勢州瀧川左近の將監御誅伐として、七萬餘の人數にて、近江國に於て出馬し給ふ。安樂越を押させらるゝに、虎之助を召され仰付けられけるは、汝小身なれば、良き馬をも持つまじ。馬取共に取らせよと、黑の御馬を拜領す。即ち馬に乘られけるが、つく〴〵と遠慮し、斯く御懇に仰付けらるゝ所を、馬に乘りたらば、御機嫌の程如何と分別し、歩行の中に入り、勤仕致されける。勢州龜山の城主瀧川內佐治新助籠りしを、秀吉公、先勢にて取卷き、攻め崩し給ふ時、虎之助、先勢の働見て參るべしとて遣さる。虎之助達者第一の若者なれば、諸勢攻入りし後より、乘込み

し所に、佐治家來近江新七といふ者の下知し鐵炮を打たせ、あたりを放つて見えけるを、木村隼人が甥に、木村十三郎といふ者、新七を目懸け、十文字の鎗を振廻しけるを、虎之助、二間半の鎗を、鐵炮の中へ打入れ拂ひ入れ、新七が眉先突かれける。十三郎續いて拔かれたり。無念なりと罵り、新七が腹を裏表に突拔きしを、虎之助申されけるは、一番に突きしは我なり。然れども御邊突倒され候上は、首を取り候へと言棄て、先へ乘入れられける跡より、城主佐治、降人になりたるぞ。諸軍引取り候へと觸れければ立歸り、秀吉公の御前へ參り、先勢の働、委しく言上ある所へ、隼人罷出で、甥の十三郎・虎之助働、一々申上げければ、十三郎・虎之助、兩人共に召出され、感狀下され、御刀一腰拜領す。書にいふ、

瀧川左近爲レ可ニ誅伐一令ニ出馬一。先勢州龜山之城取卷く刻、近江新七を討取る段、不レ可ニ勝計一候。依レ之爲ニ褒美一信國之刀遣レ之訖。全可レ抽ニ忠戰一之狀如レ件。

正月二十九日　秀吉御判

加藤虎之助殿

第六　柴田一類誅伐の事附土岐隼人討死

柴田勝家と戰ふ

一、江北に於て、柴田修理亮出張の旨註進あるに依つて、秀吉公勢州表の仕置仰付けらる。龜山表より江北指して御出勢。然る處に、織田三七信孝、秀吉と和睦の契約を變ぜられ、瀧川・柴田と仰合され、敵の色を立てらるゝ由、註進あるに依りて、秀吉公、卯月十七日早天に、江州長濱を出馬ありて、濃州大柿に着陣し、同十九日岐阜に至り、押寄せ攻干すべきとの用意なりけれど、夜半より雨夥しく降りければ、其日は用捨なさるゝ所に、二十日午の刻飛脚到來し、賤ヶ嶽中川瀨兵衞が要害、佐久間玄蕃亮大軍を以て、攻め候由申せしかば、秀吉公足をたう〳〵と踏鳴らし、柴田一類悉く誅伐の時、今に當れり。是れ天の御惠みなりと打笑み、大柿を打立ち給ふ。虎之助所存には、是より賤ヶ嶽迄は、二十里に及べり。いつもの達者をしたりとも、今度は就中天下分目の合戰なれば、脛立たずば、いかに思ふとも歎くとも、働、心に愜ふまじと思案し、拜領の馬を牽立て乘らんとせしに、長々の在陣に草臥れ、中々用

に立ち難う見えければ、乘換の馬に乘り、秀吉公の御跡に押續いて乘られける。如何したりけん、乘換の馬、足を痛みけるを、谷兵太夫といふ者之を見て、虎之助に申されけるは、大柿より賤ヶ嶽迄は、二十里に及べり。其方の馬は中々續くまじ。不吟味なりと申しける。虎之助返答に、拜領の馬折惡しく病馬となり、乘換の馬も斯の如し。馬續かずば、持合せたる膝栗毛にて百里も行くべし。良き馬を持ち給ふ貴殿に、先にて働、少しも負けまじ。敵の名馬を取りて乘り見せ申さんと、若々しくも申されける。案の如く大柿を立ち、三里行き過ぎたりと覺しき時、虎之助馬、跡へも先へも行かざりければ、卽ち飛下り具足脫いで、白き羽織に、朱にて蛇の目を書きたるを着し、鑓持共に申されけるは、汝等隨分我に離れず、鑓を持ち來るべし。さあらんに於ては、一稜褒美すべしと申付けられける。虎之助小身たりと雖も、元來健者を鑓持として、六人迄扶持するに依つて、一足も下らず。夜に入りければ、秀吉公、在家中より、明松なるほど出し、宿々に粥を出し候へ。天下御安堵の上、一廉御褒美下さるべきと御觸れければ、在家の者共點し出する事、萬燈の如し。續松

賤ヶ嶽の合戰

の明に、程なく賤ヶ嶽の近邊に御着陣なされ、夜明くるを待ち兼ね、木の下を、まだほの暗きに押出し、賤ヶ嶽の南に御旗を立てさせられ、弓・鐵炮共に、堀切の玄蕃允が軍勢に馳せ着き、打たせよ、射させよと、使番を以て觸れられける。畏ると申しも敢ず、入替へ詰替へ、はた／＼と打たせければ、暫時に手負死人數百人出來ける。敵は手負死人を退けんとせしに、軍勢氣を崩し、らつしもなかりける。秀吉公屹と御覽じて、團御取りなされ、近習の者共先づ懸れ、步軍に、軍法の守は、時にこそよれ。鑓を入れよ／＼と御下知なれば、御言葉の下より、加藤虎之助一番鑓と名乘り、拜鄕五左衞門尉が手の鐵炮頭戸波隼人といふ者を突伏せ、首を取る。福島市松・加藤孫六・平野權平・脇坂甚內・糟屋助右衞門・片桐助作と名乘り、何れも一度に鑓を仕る。虎之助申されけるは、いざや敗軍の敵を、一追逐はんとて、五町計追行くに從つて、玄蕃軍勢彌敗北して、終に秀吉公勝利を得給ふ。柴田一類御誅伐ありて、方々の御仕置なされ、五月一日、江州坂本に御着城なされ、今度賤ヶ嶽に於て軍功七人の者召出され、今まで何程宛知行を遣しつるやと御尋なされ、加藤虎之助四百

七十石、福島市松五百石、加藤孫六五百石、平野權平五百石、脇坂甚内三百石、糟屋助右衞門三百石、片桐助作五百石と御請申上ぐる。さても〳〵虎之助事、鳥取の城攻め此方より、おもきらざる者に、小分の領知を宛置くこと、さぞや無念にありつらん。七人共に一同に、三千石の加增をすべしと仰出され、卽ち御感狀を下さる。書にいふ、

今度信孝對㆓秀吉㆒及㆓鋒楯㆒、雖㆑爲㆓信長公御連枝㆒、可㆓誅果㆒事在㆓手裏㆒。殊柴田修理亮・瀧川左近將監㆑と被㆓仰合㆒儀必定也。依㆑之濃州大柿之城令㆓在陣㆒、可㆑攻㆓崩岐阜之城㆒之處、柴田先勢、柳瀨表致㆓出張㆒之旨、告來候條、不㆑移㆓時日㆒走歸、柳瀨決㆓勝負㆒刻、秀吉於㆓眼前㆒一番鎗を合せ、戶波隼人を討取り、北國勢及㆓敗軍㆒候事無㆓比類㆒働、感被㆓思召㆒候。仍爲㆓加增㆒三千石遣候。猶可㆑盡㆓忠戰㆒之狀如㆑件。

天正十一年五月十一日　秀吉御判

加藤虎之助殿

七人の內、虎之助は、戶波隼人を討取りし事、一稜勝れて遊ばされたる御感狀を頂

戴し、諸人に打勝りて威雄あり。さて翌日、七人共に召出され、物頭に仰付けられ、虎之助には、鐵炮百五十挺・與力二十人御預けなされ、何れも名を御改め、虎之助は主計頭、市松は左衛門大夫、孫六は左馬之助、權平は遠江守、甚内は中務少輔、助右衛門は内膳正、助作は市正に仰付けられける。

主計頭と改む

續賤嶽合戰物語の事

清正、或時の夜話に、賤ヶ嶽にての一戰の刻、秀吉公の御傍近く居候ひけるが、先に合戰初まるべきと見及びし故、我一人拔駈して、能き敵あらば討取らんと思ひ、さらぬ體にて、進み行かんとせし處に、秀吉公屹と見付け給ひて、虎之助螺を吹けと仰せられけれども、聞かぬ體にもてなして、二三間程歩みけるが、急度思出したるは、事の急なる時分、臆病者が吹く貝は、聲が出でざるものと、世以ていひ慣らはし候事なれば、心臆して吹かざるかと、秀吉公も思召し、又諸人も存ずべし。然らば假令手柄を致し、又は討死したる跡迄も、弓矢の上の恥辱、之に過ぎじと思ひ、貝を

取り、いかにも靜に吹上げ、法の如く吹きしまひ、馬を引寄せ打乘りて、急ぎて進み行きけるを、谷の兵太夫といひし者、道の傍より、我を見付け申しけるは、其處を通るは、虎之助にてはなきか。若輩なる者の通り過ぎて、敵前近くなりて、馬に輪をかけたるは、見苦しきものなるぞ。控へて馬を乘り候へといひける時、近頃無き言葉かな。何とぞ彼に返答すべきと思ひ、振返つて見侍れば、少し小高き其上に、馬を横さまに立て居たりけり。いや／＼彼は、功の入りたる老武者なり。味方は僅の勢なれば、若し追立てられ、敵、勝に乘つて競ひ來らば、横鑓を入れ、突返すべき爲に、屹と控へたると見えたり。兎角曲者なり。先づ聞かざる體がましなりと思ひ、愈馬を早め進み行き、一番鑓を初め、戸波隼人を討取りしかば、味方之に利を得つつ、喚き叫んで攻め戰ふ。此勢に辟易して、多くの敵共討散らされし爲體（ていたらく）、天に光り地に響き、血は馬蹄に蹴かけられ、尸は野徑に横はつて、尺寸の地も餘さずして震し（おびたゞし）。斯くて戸波隼人が首を、秀吉公の實檢に備へ、立退いて見ければ、未だ傍に彼の兵太夫謀を空うし、踞（うづくま）つてぞ居たりける。爰こそ最前の返答すべき所よと思

ひ、隼人が首を彼處に投付け、先程其方が申したる如く、若輩者の逸り過ぎて、馬に輪をかくる者は、斯の如くし侍るぞ。能々見置いて、汝が子孫迄への物語にせよといひ棄て、から〳〵と笑ひけるに、彼者眼尻にて之を見て、更に一言の返答をも得せずして、却て面を朱にし、俯れてぞ居たりける。是ぞ某が一代の心よき振舞なりしと、機嫌よき折節は、毎度高聲に仰せられ、御悦喜なされしなり。

第七　織田信雄卿・秀吉公合戰の事

織田信雄と戰ふ

一、天正十二年三月三日、織田信雄卿と秀吉公と、御中不和になり、尾州犬山に於て合戰に及ぶ。池田勝入・森武藏守討死の由、卯月九日、樂田に於て註進あり。秀吉公、急に貝を吹立て、諸軍勢打立つべしと、觸廻し給へば、一番貝に先勢押出す。主計頭も、先勢の鐵炮頭なれば、與力を引連れ、段々に押させ、龍泉寺の坂を下り〳〵見れば、早や合戰過ぎて、小幡の鄕へ、家康・信雄卿入勢なされ、兩軍の侍共、しづ〳〵と退く敵に、星野武右衛門、主計頭に申しけるは、いざや無理の鐵炮放させんと、橫

合に連放しに、三百挺の鐵炮を、請替へ〳〵放させければ、侍五人・足輕十三人打倒しけれども、敵南山に附いて、道を替へ取入るに依つて、合戰に及ばず。秀吉公、栢井迄打入り給ふに依り、武右衛門・主計頭も備を入る。翌日秀吉公、本陣樂田へ御入陣あるべし。明日の後拂には、堀尾茂介・加藤主計頭に仰付けらる。鐵炮を備へ時刻を待ちけるに、秀吉公十二萬の勢を段々に備へ、夜の中に繰引に退かせ給ふ。多勢なれば辰の刻程に、やう〳〵里を離れ、野へ上りしかば、堀尾・加藤も退陣せんとせしに、早や一揆雲霞の如く起り來て、堀尾・加藤が在陣の所へ、大勢押寄せ打圍み、弓鐵炮を打入れ〳〵、鬨の聲を作りかけ、既に攻め入らんと見えし時、主計、茂介に申されけるは、一揆の奴原、弓鐵炮をこそ持ちたりとも、嗜の武士が鐵炮打合せ、鑓を入れ突崩しなば、なじかは耐るべきと、主計腰に挿したる黄采配を拔き振廻し、敵合十五六間程の間にて、鐵炮を互に放ち合ひ、鑓を入れよと下知をなす。下知の下より、兩人共に突いて懸れば、一揆の奴原、東西に散逃しける。然れども南の尾先々々をとりて暮ひ、爰の峯よりも貝を鳴らし、彼處の谷よりも、曳々聲を上ぐること夥

し。茂介、主計に申されけるは、斯樣の時節、本道を眞丸に備をなし、退出せんと談合し、靜に退きし所を、一揆共、蓐りに鐵炮打かけ慕ひけれど、堀尾手の者は申すに及ばず、自身も加藤も、手鑓打入れ〳〵突拂ひければ、其勢に恐をなし、互に相引にして、一揆共慕ふ心もなく退散し、秀吉公、羽黑の古城御普請なされ、堀尾茂介を入れ置き給ふ。其刻、茂介・主計召出され、昨日の後拂能く仕たり。兩人共に御取立なさるべきとの仰なり。秀吉公、富田の寺內に御陣を据ゑられて、加賀野井彌八郎が居城を取卷かせ給ふ。信雄卿より、二千の人數を、加勢とし入れ置かる。四方より柵をつけ、竹束を以て附廻し、弓鐵炮を隙間なく射させければ、城を渡し申すべき條、命を御助け下され候樣にと、彌八郎申上げしかども、秀吉公御承引なく、攻干すべき旨仰出されしかば、諸軍勢愈押詰め候處に、主計頭は、大手の門脇に鐵炮を備へ、乘入らんとせし。城中より、門を開いて突いて出づる。主計頭、元より武道に自由を得たる事なれば、隙間もなく詰寄せ、二十六人一度に打倒しければ、敵も之に痛み、さつと城中へ退きしを、總勢附入にして、敵千三百五十討取り、勝閧を上げ、彌八郎が

首御實檢ありて、城の掃除等仰付けられ、稻葉左京進を、城代に入れ置き給ひけり。

第八　秀吉公九州表へ御出馬、島津義久和睦の事

一、秀吉公、島津修理大夫義久討伐の爲め、天正十五年二月朔日、都を打出で給ひ、同二十五日、長門國赤間關に御着陣あり。同國ときさ枝の城普請仰付けらる。同二十八日、御移りなされ、彼城に十日御逗留ありて、方々の人質、國中の御仕置等なされ、御先勢豐後國へ着陣す。島津中務大輔、一戰に及ばず、府内の城を逃散しければ、三月二十九日、豐前國馬ヶ嶽に參陣ましく〱て、かんしやくの城攻干すべき旨仰出され、卯月一日落城。是に依つて小熊の城も明渡す。其威風に恐れ、筑後・肥後の城、明渡し申すにつきて、夫々に城主を入れ置き給ふ。肥後の國宇土の城主伯耆左兵衞も、城を渡し申すにつきて、主計頭を入れ置き給ふ。島津義久、降參し申上ぐるにつきて、御赦免なされ、九州の御仕置等仰付けられ、肥後國一職の守護に、佐々陸奥守仰付けられ、宇土の城をも、陸奥守に、主計頭相渡し、供奉仕るべき旨仰付け

らるゝに依つて、筑前國甲良山迄、歩(かち)にて供奉す。同國宰府安樂寺の岩屋に、島津御茶屋を結構し、一輿を催せしかば、卽ち御滯座なされ、瀨戶の御茶入、島津に下さる。上使、加藤主計頭に仰付けらるゝなり。天正十六年四月朔日、尾藤甚右衞門、召に依つて大坂へ參着。佐々陸奥守、四月三日參着なり。

一、陸奥守所へ、主計頭上使として、御一つ書を以て仰出さるゝ。御朱印に曰く、

覺

一、陸奥守事對二殿下一逆意を仕る段、曲事に被二思召一候へ共、被レ加二御不便一肥後國被レ遣候事。

一、肥後國人一揆起し候樣に仕る段、重疊曲事に候事。

一、陸奥守事、南蠻宗門ころび候へと仰出され候と雖も、許容不レ仕候。猶以罪科不レ輕候。此故に切腹被二仰付一候。此旨可二申聞一也。

四月十四日　御朱印

加藤主計頭殿

主計頭、右の御一つ書を尼ヶ崎へ持參して、陸奥守に高聲に讀聞かせ、切腹仕らせ候。

一、尾藤甚右衞門所へは、増田右衞門尉上使として遣され、九州表にて、不所存の旨申渡し、讃岐國召上げられ、流亂の身となるなり。

第九　主計頭、肥後國拜領の事

一、秀吉公、主計頭清正を御前へ召出され、數度粉骨を盡し、大器備へたる武士なり。是に依つて尾藤が武具、殘らず下し給ふ。讃岐國を領すべきや、肥後國にて二十五萬石領すべきや、兎角御請申上ぐべきとの儀なり。秀吉公、內々高麗國へ御人數遣はさるべき旨、淺野彈正內證ありしかば、御先手、望み申すべき爲めにや、御請に、辱き旨、骨髓に泌み存じ奉る。同じくは肥後國にて拜領させらるべきやと、申上げられければ、秀吉聞召され、大氣者かな。さらば小西攝津守をも呼び候へと仰せられ、兩人に肥後國五十四萬石の所を、二十五萬石は加藤、二十四萬石は小西に下され、殘りは兩人に御預けなさるゝ條、半分宛代官仕るべき旨仰出され、加藤には、御知行

加藤小西肥後國を領す

の御朱印幷に目錄に、左文字の御刀を下さる。主計頭に仰付けらるゝは、陸奥守が家來の侍共、其方・小西召抱ゆべき旨上意なり。御朱印にいふ、

其方事、萬情を入れ、一稜御用にも罷立つべしと被思召に付て、於肥後國領地方一廉被爲成拜領、隈本在城の儀被仰付候條、相守御法度之旨、諸事可申付候。然者陸奥守事以一書被仰出如く、去十四日腹を切らさせられ候。雖然家中の者の儀は不苦候間、其方・小西夫々に見計らひ、知行方念を入れ遣之、爲兩人可抱置候。猶淺野彈正少弼・戸田民部少輔可申也。

後五月十五日　御朱印

加藤主計頭殿

第十　秀吉公より、佐々陸奥守家來共に下さるゝ御書の事

一、陸奥守家中の侍共へ、成下さる御朱印にいふ、

陸奥守事、加藤主計頭方へ以二御一書一被二仰出一如く、對二殿下一及二數度一雖レ構二逆心一候、不便に被二思召一被二助置一、剩肥後一國被二仰付一候處に、一個月をも不二相立一及二錯亂一儀、曲事に思召候。雖レ然被レ遣二上使一御糺明被レ成、以二其上一可レ被二仰出一と思召候處に、上使をも不レ待罷上段、彌曲事に候。大坂へ不レ及二御屆一、肥後國人被二立置一者共方へ、喧嘩同前に取懸り候に付て、國中侍百姓等起二一揆一候間、彼國人悉被レ刎レ首候。然上陸奥守被二助置一候へ共、諸國の者共存ずる處如何と被二思召一、去十四日於二尼崎一陸奥守腹を切らせられ候。然者陸奥守家中の者の儀は、無二其罪一事に候間、服近として隈本に有レ之加藤主計頭、宇土に有レ之小西攝津守可レ致二合宿一候。知行方夫夫に入レ念可二相渡一の由被二仰出一候條、可レ得二其意一候也。

後五月十五日　御朱印

肥後に有之
陸奥守家中の者

右の御朱印を下され請取り、御暇下され、入部の用意なり。主計は尾藤が武具一職

舟に積ませ、侍數人召抱へ、六月十三日大坂出船あつて、豐後國鶴ヶ崎へ着かれける。大友より馳走ましく〳〵て、一日逗留ありて、廿三日鶴ヶ崎を立ち、廿七日肥後國熊本に着城。陸奥守家老の面々より城を請取り、御朱印を戴かせ、陸奥守家來の侍三百人召抱へ、さて奥州一代に、一揆起したる始終を聞屆け、領分を廻り、其所々にて不屆の地侍等誅伐せしめ、首を梟けて平均す。然る處に玉名郡の内小森といふ所に、伯耆左兵衞が家來の者に、伊津野將監といふ者、一門家僕に百三十人餘り、狼藉を振舞ふ由、郡奉行富田主膳所より申上ぐるに依り、誰を遣すべきやと淸正思案せられしが、いや〳〵自身下知をなし踏潰し、國中の者共に目を覺まさせんと、砲炮五百挺・侍二百騎召連れ、小森の要害に取詰め、火をかけ鐵砲を放し懸けゝれば、内より突いて出でて戰ひけるが、悉く鐵炮にて打倒し、將監が首を神受茂助といふ者討取り、一揆の奴原悉く退治に及び、淸正鎧に鐵砲二所當る。然れども少の手疵にて、やがて平癒す。軍功を抽んでたる侍七十三人・足輕十人、熊本へ歸陣ありて、夫夫に賞を宛行はれける。

淸正熊本に入る

續 清正、肥後國拜領致度旨望まれ候事

佐々陸奥守、肥後仕置に下り給ひし時の横目に仰付けらる。清正も肥州へ行かれ、仕置の樣子、具に見られたるに、一として國を治むるの謀攻にあらず。孫子曰、凡用レ兵之法、全レ國爲レ上、破レ國次レ之。全レ軍爲レ上、破レ軍次レ之、全レ旅爲レ上、破レ旅次レ之、全レ卒爲レ上、破レ卒次レ之。全レ伍爲レ上、破レ伍次レ之。是故百戰百勝、非二善之善者一也。不レ戰而屈二人之兵一、善之善者也云々。然るに陸奥守は、若年より弓箭を業として長じ、更に文を曉らざるが故に、武道のみ專に用ひて、異賊襲來の守を堅くす。されば敵國の兵といへば、根を斷ち葉を殘さず、皆討亡して國家を治めんとし給ふ故、治むることを得ず。黄石公曰、純剛純強、其國必亡とあり。異朝の昔、湯武王久しく代を持ち給ひけんも、武のみ專にして治め給ふにあらず、文道の至剛なるが致す所なり。故に仁政を以て治めずばあるべからず。されば其道違ふ時は、威ありと雖も久しからず。嘗て聽く、趙高は咸陽に刑せられ、蘇山は鳳翔に亡ぶ。是を以て見れば、畢竟陸奥守、

文道を知らずして、武道に伐つて、仁政に背きたること必せり。然る故に秀吉公、彼が不義非禮なる事ありて、其器に當らざることを見及び給ひ、誠に仰出されしなり。右の條々を承り、彌大國を治むるには、文を本とし、豪傑の士を撫で、孝弟を興すを大本として、慈悲を以て治むるならば、安々と靜り、萬民歸服すべき事を掌に握り、肥後の國を拜領仕度旨を、望み申されたる事なり。淸正、其時は知行三千石にて、二十七の年の事なる故、さて〳〵及ばざる望仕りたる大氣者かなと、諸人目ひき鼻をひき嘲りたるに、秀吉公は聞召し、老功の陸奥守さへ、治め兼ねたる大國を、若輩なる主計頭が望み候は、いかさま此者は、必定治むべき者なり。内々見置きたる事ありと仰せられ、肥後國中に於て、二十五萬石下し置かれ候との御朱印頂戴致し、數日を移さず、大軍を引連れ入國致し、早速熊本へ着城ありたるなり。諸勢の中に、羽翼の臣三十七騎ありしなり。右の三十七騎の者、其節俄に抱へられたるは一人もなし。三千石の身上にて、内々扶持し置かれ候心根、愚慮に計り難き事なり。案の如く入部ありたる翌日より、國人混々と歸服して、城共を相渡し、一合戰もせず

して、一揆悉く退治して、國中平均に治まりしなり。誠に賢者の過く所、其前に就なしとは、斯樣の事にてあるべきか。

本書に入國の節、玉名郡の内小森といふ所に、伊津野將監といふ者、一揆起したるに、淸正自身退治として行き、鐵炮疵二個所蒙られたるとあり。此事終に承り及ばざることなり。

第十一　肥後國天草志岐林專一揆の事

附主計頭、小西行長へ加勢の事

一、小西攝津守行長領分、天草郡の地侍、志岐林專・天草伊豆守、小西下知に從はず。然る所に小西は、宇土といふ所に、城普請等經營す。小西、家中同前に普請仕るべき旨、志岐・天草へ申遣す。小西返答に、先年秀吉公、薩摩御進發の刻、筑前國秋月まで罷出で、薩摩への御先手仰付けられ候はゞ、千臺川へ舟を押込み、忠勤を抽んづべき旨申上ぐる。秀吉公御褒美あつて、天草郡を兩人に、永々下し給ふとの御朱印頂

費仕る。天下の御普請陣立の時は、行長手に附くべし。其外行長の私普請仕る儀はなり難し。私式も、似合の搔上城をも持ち、手前にも普請繁多く候由、申越すに依つて、攝津守、右の旨、秀吉公へ委細申上げられしかば、左樣の六かしき奴原を、小西に誅伐すべしと仰出さる。是に依つて、伊知地文太夫といふ者を大將として、人數三千、天草郡の內、志岐といふ所へ差向ふ。志岐の城主林專、種々手段を運らし、文太夫を初め、袋の浦といふ所にて、一人も殘らず討取り、歸陣する者は、船頭舵子計りなり。攝津守大きに驚き、人數を集め、主計頭へ加勢を乞ひ、自身渡海致され、清正より佐々平左衞門・古橋又助・瀧野讃岐・山內甚三郎を大將として千五百、小西手勢六千五百、都合八千にて押出し、志岐の城の舟着袋の浦へ押上る。城より人數を出し、小西陣際まで、干潟の濱を駈け來り、散々惡口す。京衆々々なせ鑓せぬぞ、臭橙の皮のすもりかと、歌に作り笑ふ。其時清正加勢の四人堤へ集ね、千五百の者共、濱邊へ突いて出づる。小西人數も押出す。小西內木戶作右衞門一番に鑓を入れ、續いて古橋又助鑓を入れ、宮部忠彌といふ者と、又助相突に戰ひしが、忠彌を終に突倒

しけれども、又助も左の胸の端を突抜かる。夫より一戰初まり、敵の首二十一討取り、其勢に城際まで押寄せ、城主林專二千にて楯籠る。與天草より、弓鐵炮三百挺、加勢として相籠むる。志岐の城と申すは、南は深山、西北は侍町へ續き里、其外は海なり。東は深き谷、底は河なり。塀際は岩なり。軍勢、谷間迄仕寄を附け、有馬・大村・平戶・唐津勢も、志岐の城へ押詰め、丸山に陣を取る。林專と有馬には、縁者の事なれば、小西、有馬をして和平を入れ、林專下城に於ては、秀吉公へ申し、能きに計らふべき由、誓文狀を調へ、附け越さるゝに付、有馬、其狀を城中へ送屆くるに依り、大方は和睦せんと、林專內存にありしかども、未だ返答之なきに付きて、總軍勢、晝夜の境もなく、竹束を以て押寄する。

第十二　志岐落城、主計頭働の事

此時、右の惡口しけるを聞きて、城衆々々、なぜ切つて出ぬぞ。志岐ちやしきちや、へのこしきちやと謳ひて、笑ひ返したるなり。

一、加藤主計頭は、豫てより小西攝津守行長手勢計りにては、一揆退治する事なるまじと、軍勢を集め、手勢一萬騎にて、熊本より川尻といふ所迄、五十町ある所の川尻にて、總軍勢舟に乘り浮べ、十月廿九日、川尻を乘出し、寺田篠介といふ者、林專へ使に申付け、小船を先へ押出す。篠介は、志岐の湊へ舟を着け、口上には、主計頭扱に罷越す條、然るべき樣に相計らひ申すべきとの儀を、いひ遣されしかば、城中よりも、內々小西和平の事いひ通せしかば、喜悅をなし、迎として侍十人計、濱際迄出迎ふ。主計頭は、直に志岐の湊へ舟を着け、鐵炮を打懸け、迎に出でたる侍共打倒し、心よげに押上り、追手門の向なる禿山に陣を取る。小西陣所へ參じ、城攻めの評議をなす。小西人數手薄し、人數を加勢申さんとて、齋藤立本・堤權右衞門・舞野助兵衞を大將として、千五百人相加ふ。然る所に志岐の城後詰の爲め、天草伊豆守所より、木山彈正といふ者を頭として、弓三百挺・步立の侍二百、都合五百にて、淸正陣所のかさ山に陣を取る。かうちの浦より、天草主水といふ者、七百人にて、小西が陣所ひゞの尾のかさ山に陣を取り、城中へ申遣しけるは、明朝切つて出でらるべ

し。然るに於ては、三方より押包み、加藤・小西を討取らん事、案の内なりと示すと雖も、城中にも、小西謀略を運らすに依り、謀叛人數多之あるによつて、林專も其儀に任せず。是に依つて主水は、拵々しき事あるまじとて、かうちの浦へ引戻し、ほんと籠城の用意として歸陣す。木山彈正は、天草を出でし時、一戰をせずんば歸陣すまじきと、誓文を立てし事を胸に納め、是非主計と一戰と定め、清正の陣所の上山に陣を取る。清正、行長へ、使を以て申されしは、彈正は、我と一戰と定めたる體定なり。貴殿は、城を堅固に取巻かるべし。我等は彈正を討果さんと申遣はし、備のめあり。一番、岡田善右衛門・山岡肥前・加藤傳藏・山口與三右衛門・南部無右衛門・近藤四郎右衛門・天野助左衛門を頭として、都合三千先手と定め、明朝辰の一天に押上るべしと。二番、加藤清兵衛・片岡右馬允・長尾安右衛門・加藤與左衛門を頭として二千。三番、旗本と相定めらる。一番の者共、暇乞の爲め、清正本陣へ參上す。清正申されしは、明朝清正も、一番に押入り乘上るべし。桟敷の前の晴業、一入精出すべしとぞ申されける。南部無右衛門、罷出でて申しけるは、高山の石は、崩れ懸ると

も、此無右衛門に於てはと申し、扨何れも酒を下され退出す。夜の内より段々に備をし、辰の上刻に、一番備三千、本道筋を押上る。二番備は、左の尾崎を押上る。清正、旗本の者に申されしは、先手心元なし。自然一番敗軍せば、旗本勢は横筋かひに鑓を入るべしとて、自身八十騎計にて、一番備に乗込み押上らるゝ。案の如く彈正が、三百張の弓に射立てられ、一番備悉く敗軍し、上りも立ち得ず。清正、庄林隼人を使として觸れられしは、清正是にあり、棧敷の前の軍なり。臆病心なくして、押上れとの下知なれども、亂れ立ちたる敗軍の勢なれば、耳にも入れず散亂す。清正傍にある者は、庄林隼人、森本儀太夫・柏原藤五郎・池田甚四郎・和田竹丸・弓持の水谷安之丞・馬印持善吉・草履取乙若・大若・ひげ大工甚七なり。清正下知に曰く、先勢敗軍の體なり、追返し討取るべしと勇み、身を揉み給ふ。無右衛門申しけるは、先手の足輕、弓鐵炮の矢種玉藥盡きければ、雜兵退く體を見て、敵勝に乘り、大勢打つて出づる。寄手の雜兵共、一番二番備、一所になりて敗軍仕る。其中にも命を捨てゝ、武勇心懸の侍數多ありと雖も、大勢に押立てられ、踏も止まらず、旗本を跡にし、敗

軍力なしと申す。清正十騎計にて 馬印を押立て踏留まり、卅人計の一揆の中へ、十文字の鑓を持ち、四方八面に拂ひ給へば、二人驅倒さる。庄林も、敵一人突伏せ、息を入れず相戰ふ所に、左右より五六人弓を、清正の馬印のばれんを見て、御大將にてはなきか。木山彈正なり。一矢參らせんといふ。清正返答に、主計頭玆にあり。大將の出合に、飛つるぎ入るべきや。太刀打せんと、十文字の鑓をからりと捨てられて、彈正も心得たりと弓を捨つ。清正鑓を押取り、彈正が高股かけ落し投げ給へば、谷合へ轉び落つ。庄林・森本、彈正が手勢の者に突いて懸れば、彈正討死の上は、其勢に追立てられ敗軍するをも、清正・庄林・森本は、敗軍の者共盛返さんと、敵の中へ割込み、鑓を入合ひ戰ふ。此時清正の十文字、片鎌折れて、片鑓になる。然る所に、阿波の鳴門といふ者、武者執行して、小西を頼みありけるが、主計、彈正を突倒し、刎ねられける首を給はれと名乘りかけて、清正側に來る。清正返答に、鳴門とも覺えぬ者かな。主計相打なりとこそいふものなれ。依つて取れと怒り給へば、鳴門、彈正が首を取り、立上らんとせし所に、流矢に中りて討死す。清正難儀に

及び給ふを、旗本勢より見合ひて、横合に嚾と突いて入る。一番飯田角兵衞・新美藤藏・松下淸藏・奧田九右衞門鑓を入れ、續いて佐々平左衞門・近藤四郎右衞門・齋藤立本・山內甚三郎・堤權右衞門・舞野助兵衞、横筋かひに突いて懸れば、一揆の者共、悉く突立てられ敗北す。敵の數四百六十三討取り、淸正終に勝利を得給ふ。味方討死の侍九十一人・雜兵二百七十九人。天正十七年霜月五日辰の上刻より、午の下刻迄の合戰なり。行長は、淸正一戰心元なくして、手勢二百計にて出でられしが、淸正猛威を振はれ勝利を見て、本陣へ引退き給ふ。玆に此合戰に、義死を勸めしは、伊藤次郎右衞門といふ者なり。岡田善右衞門に仕へしが、生國尾張の者にて、淸正も存知の者なりしが、善右衞門八千石の身上にて、八百石遣し置きしに、淸正よりも、二百石宛行はれしが、善右衞門痛手を蒙りたるを、甥の小兵衞に相渡し、淸正自身鑓を入れ給ふ時、日頃の芳恩謝すべしとて敵を防ぎ、終に討死したりけり。天晴義士かなと、淸正も惜み給ふなり。さて木山彈正が首を始め、四百六十の首を、志岐の濱手へ梟けられければ、林專も、內々和平の便を申立て、淸正へ使を立て、城を渡

志岐城を陷る

し申すべき候、能きに賴むと申せしかば、下城あるべしと、小西相談し、城を行長受取り、林專は下城に及びける。志岐表へ、小西に人數加勢し、自身も渡海ありて、粉骨を盡し、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上げられければ、御感狀の御朱印二通迄下し給ふ。書に曰く、

書狀被加御披見候、志岐城爲成敗、小西働に付而、人數相遣し、自身又渡海之旨尤に候。然而爲後詰天草出候處、其方出手前追崩、悉切捨候由、手柄無比類候。遠路首不及差上候。重而志岐天草物主共申付次第、彼首共可持上候。猶以及行之義、涯分措手、無越度樣に、小西攝津守可相談候。侮り候て卒爾の働不可仕候。猶淺野彈正少弼・增田右衞門尉可申候也。

十一月廿一日　御朱印

加藤主計頭殿

志岐之城落去之樣子言上候。其方義碎手無比類之由、被聞召屆候。無油斷之義尤被思召候。次に天草表之義、是又無越度樣に可申付候。猶淺野彈正少弼

可レ申候也。

十二月五日　御朱印

加藤主計頭殿

續 肥後國天草合戰の事 本書に肥前國とあり誤れり

天草郡の志岐にての合戰の樣子は、本書の通り、小西加勢として出勢ありけれども、人數漸く半分程着船して、跡勢は未だ續かざるに、木山彈正といふ者を大將にして、人數押出したる由、淸正着陣ありし夜の九つ時分、物見の者註進致すに依つて、淸正宣ふは、跡勢を待つて、時刻を移すに於ては、敵、備を取固むべし。明拂曉に一戰して、凶徒悉く討取るべし。先づ軍法を定むべしとありて、一番備は、敵間少し遠く隔てゝ備へ、相圖を待つべし。予が指圖なき中に、必ず合戰始むべからずとなり。此時の一番備の大將は、加藤善右衛門尉。後に岡田將監といふ。二番の備は、未明に出勢して、敵陣の後へ、夜中に忍びて押廻し、夜の明くるを相圖に、鬨音(ときのこゑ)を擧ぐべし。其時旗本に

て、鬨の聲を合せ、前後より押挾んで討つならば、必ず周章騒ぎて、左右の谷へ、悉く崩れ落つべし。其時谷底にて、一人も漏らさず討捕れと、此の如く軍法定めらる。此時二番備の大將は加藤清兵衛（後本山豐前）、彼此軍法仰渡され、諸卒支度致す間に、五更の天になりけるに依り、二番備押出し旗を隱し、如何にも靜まり返つて、山間を押行く間に、早夜も明けゝるに依つて、一番備も押出し、敵陣と相向ひ、谷一つ隔てゝ備を立て、互に守り居たる所に、善右衛門内伊藤次郎右衛門といふ者、段々の一本しなひを差し手鑓提げ、拔駈に一人進み出でしを、大將見付け給ひて、何者なれば、差圖なきに鑓を始むる。あれ止めよと、善右衛門備へ、使番の者を追々に遣されけれども、早や向の山六七分程登りたる時、歩立の敵三人、刀を提げて出合ひて、次郎右衛門が鑓と支へて戰ふ所に、敵二三十人嚏と押寄せ、難なく次郎右衛門を討ちしを見て、一番備の者共、我先と進み、まばら薮に懸りけるに、敵は勝に乘つて勢ひ、然もかさより直下して進み來る。味方は法令を背いて、ばら／＼に懸りたる事なれば、坂中にて支へ防ぎ戰ひけれども、容易く突立てられ、旗本迄崩れ

懸る。清正は、牀机に腰をかけまし／＼けるが、此體を御覽じて、こは口惜しき事かな。清正玆にあり。惡し蓬し、返せ／＼と御身を揉み、齒嚙をして怒り給へども、一陣亂れて殘黨全からざれば、敗軍の勢悉く、左右の谷へ散亂す。斯時清正傍を離れず居たる者共は、本書に記したる計なり。其内の柏原藤五郎とあるは、後加藤平左衞門といひたる者なり。和田竹丸とあるは、備中事なり。右兩人は若年にして、小姓の時なり。馬印持善吉は、其時庄林善右衞門になされ、知行三百石下行あり。乙若とあるは、みやといふ者なり。大吉と兩人の草履取なり。是も知行二百石下行あり。右の侍共には、御感の加增知行下され候なり。

續 木山彈正を討ち給ふ事

右に記す通り、先手敗軍して、旗本迄崩れ懸つて、備を立て兼ねたる時、彈正、大身の鑓を持ちて眞先に進み、御大將と見及びたり。木山彈正と申す者なり。一鑓仕るべきと名乘懸け、いかにも靜々と歩み來る。清正は、牀机に腰をかけおはしま

して、士卒に下知をし給ふが、彈正を眈と睚睨て、推參なる事申すといひ乍ら、例の片鎌の鑓を追取りて立上り給ひ、手の下に彈正を突伏せ給ふを見て、續いて進み來る敵を二人突倒し、其儘討捨にし給ふなり。此時片鎌の鑓少しのりたるを、躑躅の木の切株に押當て丶、二つ三つ押直し給ひ、又足にて踏直し、係り來る敵を突退け給ひたる事なり。十文字の鑓が此時折れて、片鎌になりたると、本書にあるは誤なり。元來より片鎌なり。

一、木山彈正が弓持ちて、清正と一矢參らんといひたると、本書にあるは誤なり。又清正、彈正をひやうつて、鑓を捨てられたるとあるも誤なり。右に書記す通なり。

一、阿波鳴渡といふ者が、彈正が首を、清正に貫ひたるとあるも誤なり。又流矢に中つて死したるといふも相違なり。鳴渡は、朝鮮國へ渡り、大河の水に溺れて果てたるを見たる仁の物語、直に聞くなり。

續加藤善右衛門働の事

右に記す通り、先備の諸卒は、悉く敗軍致し候へども、善右衛門は少しも退かずして、いかにも堅固にして、進み來る敵を突拂ひ〳〵して、鑓疵蒙り候。善右衛門傍には、日來懇に目をかけたる小姓只一人、いかにも堅固にして働き、痛手二ヶ所負ひたれども、一足も退かず悿へたるに依つて、若年の身として、主の恩を忘れずして、死を輕んじたる志の程を、諸人感じたることなり。家名聞き候へども、失念故記さず。此時の合戰に、加藤善右衛門自身は、堅固に働き、加之鑓疵二ヶ所蒙り候へども、軍法を相違して一戰を始め、剩へ諸卒敗軍したること、是れ皆將たる者の越度なり。總じて一手の大將をいたす者は、自身の働を心にかけず、法令を守り備を堅固にして、勝利を得るをこそ、大將たる者、武勇とはいへと、仰せられたるなり。

二番備の者共、出勢の時刻少し遲かりけるに依り、中途にて夜も明けたる故、相圖相違して、一番備合戰を始めたるを見て、取つて戻し、加藤淸兵衛横鑓を入れ、敵を突退けたるなり。

本書に、一番備の頭は誰彼と、七人の名を書す。二番にも誰彼と、頭の名を四人書

きたり。相違なり。總じて先手三組の備に、頭只一人づつに定めたるなり。加藤喜右衛門・加藤清兵衛の外は、皆々兩人の組下なり。此合戰の時、淸正自身に、十騎計召連れ、一番備に乘込み押上られたると、本書にあるも僞なり。

諸卒穿鑿の事

右の合戰に、敗軍したる者共の、甲乙の僉議あること。一番備の中にても、左右の谷へ敗北したるが、乙の内の乙になりたり。谷へは落下らず、本道を靜に追立てられて來るは、乙の内にても甲なり。本道筋を、諸人より跡に退きて、取つて返したるが早き者は、あまりの乙にならず。旗本にても、一旦敗北したるも、返すこと早くして、敵に逢うて突返したるは、乙にならず。右の通り、其に諸卒の穿鑿ありたる樣子は、大方斯の如し。此外委しき事共聞き候へども、覺えず候。

南部無右衛門の事

右の出勢の時、淸正、道の端におはしまして、押行く軍兵共の樣子を見給ふ所に、南部無右衞門、眞先に進み來れり。淸正宣ふは、無右衞門が今日の合戰は大事なるぞ。一入精を出せとありける時、無右衞門申しけるは、別儀あるまじく候。只死ぬる迄よといひて通りたるを聞きて、餘り大きなる廣言なりと、諸人思ひけるに、言葉には似ずして、彈正が勢に追立てられ、旗本迄敗軍し來れり。さて一戰過ぎて後、諸勢の僉議ありたる時、無右衞門も側に居たるを、淸正見給ひ、其所に居たるは何者ぞとありける時、加藤淸兵衞申しけるは、南部無右衞門なりと答へ申しければ、いや〳〵無右衞門は、今茲へは來るまじ。若し又無右衞門ならば、定めて夫は幽靈にてあるべし。淸正家に、死人の幽靈となりたるを抱へ置く事は、忌々しきぞ。とうとう是より、地獄へなりとも極樂へなりとも、行き候へと宣ひ、其場より追拂ひ給ひしなり。其日の一戰には、敗軍の者數多ありけれども、無右衞門は、本書に記す如く、宵の廣言と朝の過言故に、一人右の仕合なり。誠に過言は、禍を招く大端なりといへり。されば古人の詞を、能々守るべき事なり、

續 木村又藏か事

本書にある木村又藏は、元歩行の者にてありけるに、清正熊本にて、城廻ありける時の供に、直の者の中へ、又內の供の者共、猥に入交へざる爲めの押へに、又藏を言付け置かれけるに、小身者の草履取中間など、自然に交りたるをば、見ぬ體にして、或時新美權左衛門といふ出頭人の若黨、直の者の中へ入りたるを咎めけるに、此者、主の出頭を笠に着て、常々萬事に奢りける故、口答しけるを、あやまたず討つて捨て、則ち淸正前へ行き、直に件の樣子申したり。淸正聞き給ひて宣ふは、何樣此者は丈夫なる者なり。今時尋常なる者は、主人の前、能く出頭する者には、權勢に恐れて、其者の法度を背きたるは、知らざる振して見逃し、時に合はざる者、又は小身なる者などの草履取鑓持などが、不作法をば見出して、主人へも聞かせ、又は法度にも行ふが、世以て人の常情なり。然るに權左衛門が從者を、討捨に仕りたるは、何樣役にも立つべき者なりと仰せられ、知行百石、其事となく下行ありて、馬廻

の與に入れられたり。其後高麗へ出陣の時、生篠を指物に致し度由を望みければ、番頭聞きて、夫は過ぎし頃、蟹の才藏といふ者、生笹を差して、笹野才藏と呼ばれ、世に隱れなき指物なれば、如何あるべきかといひければ、其才藏に、某少も劣り申すまじ。是非仰上げられ候樣にと申すに依り、件の旨申しければ、淸正聞き給ひて、兎角一曲ある者なり。達つて莅むならば、さゝせ候へと宣ひしかば、忝き旨申し、朝鮮國にて能き働致し、首を取りたる時に、二百石の加增下行あり。扨歸朝の後、知行の百姓と言分を致しけるに、又藏非分重々ありたる故、身を退き、行方知らずなりにけり。淸正殊の外立腹ありて、其者見合ひ次第に、討捨に仕れと宣ふにより、方々を隱れ步き、後は長門國の側なる海邊に、名を隱し、唯夫婦二人になり、漁人共を賴みて、我は網の手を引き、女房は鹽を汲みて、中々淺ましき體にて、漸々露の命を繼ぎて、年月を送りけり。然るに淸正逝去を聞きて、感淚を流して、我れ至愚たる故、君の厚恩を忘れ奉りて、させる御奉公をも致さず。剩へ重々非義なる事共仕りたる御罰當り、今此體に成下り候事、千悔萬悔なり。御存命の內、御定に背き候

へば、恐れ多くは御座あれども、あはれ今は御勘氣御免下さるやうにといひて、清正御影を畫して、茅屋に懸け置き、網の手を引き、又魚を賣りて錢を取れば一錢、米を取れば一掴みつゝ、我が取る度毎に、御影に手向けて拜みけるを、浦人共見て、此者は何者にてあるやらん、不審なる者かなと、取沙汰いたしけり。斯くの如く仕る事、十年に餘りける故、長州中に隱れなかりける故、後は國主、此事聞き及び給ひ、夫は只者にてはあるまじ。仔細を尋ね問へと、所の代官を以て聞き給ふに依り、始終の樣子、隱す事なく申しければ、さても／＼近世には珍らしきものなり。主人の恩も、年長けぬれば忘るゝものなり。されば朱熹が曰く、遠者人之所易忘也云々。又我身落ぶるれば、却て主に怨をいひ、我身の非を思はざるものなるに、主君の恩を忘れずして、我身の非を知り、其上一旦は、善根をも行ふ事もあれども、遂げてはなり難きものぞかし。既に十年に餘り、今に懈怠なく左樣に仕るは、奇特千萬なる侍なりとて、國主へ召出され、本知下行ありて、鹽垂衣脫ぎ捨てゝ、再び武の家に立歸りて、箕裘の業を勤めけり。誠に有陰德者陽報之といへるは、此又藏が事な

るべし。

續撰清正記　卷第一終

續撰清正記 巻第二

第一 本渡落城の事

一、志岐の城より五里奥に、本渡といふ城あり。此城を攻むべきと、霜月廿日、清正・行長・有馬・五島・大村・平戸勢一つになりて、押寄せたり。本渡の城と申すは、三方は嶮しき難所なり。一方は山へ續きたる所あり。之を大事に思ひ、堀を掘り塀柵をつく。二方は清正請取り、一方は小西、一方は四頭衆請取り、廿一日より廿四日迄、竹束を以て、晝夜の境もなく攻寄するに依つて、廿四日の晩、堀際二三間迄、清正人數押寄せ、互に鐵炮矢戰始まり、清正家來に、瀧野讃岐・名手長左衛門・下村勝介、場を去らず討死す。其外手負數人あり。庄林隼人も二ヶ所手負ひ、互に相戰ひ、敵卅人討取る。清正より、行長其外四頭衆へ使を遣し、明廿五日辰の刻、此城を乘取るべ

しとあり。家中別して粉骨を抽んづべしと、總軍兵召寄せ、淸正立ちて舞はれしは、人は一代名は末代、天晴武士の心かなと、三遍押返しく、大手を打つて舞ひ、酒を軍兵共に强ひられける。明朝敵を討取り申す事、手の内にありと勢ひつゝ、下知を待ちし所に、淸正楼櫓に上り、貝を吹立てさせ、懸れくと下知せらるゝ。一番に柏原左馬助・森本義太夫・鵜平次・奥田九右衞門・飯田角兵衞・新美藤藏・久保田吉藏・久保吉右衞門・太田牛左衞門・榊原次右衞門・有賀太郎介・齋藤與三右衞門・木村又藏、塀へひたひたと附き、乘上らんとする所を、柏原左馬助は、うちより鑓にて突倒す。其外の者共、鐵炮を打たせ乘入る。續いて淸正乘込まるれば、早二の丸は乘取りぬ。淸正下知して曰く、此勢を拔かすべからず。直に本丸を乘取るべしと、曳々聲を上げられければ、詞の下より小關平助・赤星太郎兵衞・齋藤傳右衞門・加藤淸兵衞・加藤與左衞門・加藤傳藏乘込むを見て、敵防ぎ戰ふと雖も、相叶はず、一人も漏らさず落城す。淸正へ討取る首數七百卅餘、手の者討死、侍百廿九人・雜兵共に五百七八人なり。城主天草伊豆守、妻子等刺殺し、切腹して、霜月廿五日落去せしめ畢ぬ。柏原左馬

本渡城を陷る

助といふ者に、十六歳より、清正傍にて、懇に勤仕するに依つて、川尻より出精なり難き人數を、三隅といふ所より押渡り、人數を連越し候へとの事なれば、左馬之介、志岐下城の翌日到着し、合戰に合はざる事を無念に思ひ、清正常々懇の芳恩を、志岐にて謝せざりし事、口惜しといひしが、果して討死したりけり。無慙なりし事共なり。

一、右の段々、秀吉公へ言上ありしかば、御感狀の御朱印を下し給ふ。書に曰く、

天草伊豆守居所本渡之城、去月廿五日乘崩し、一人も不レ洩、首七百卅餘討二捕之一。清正手前無二比類一段、書中被レ加二上覽一候。粉骨之至に候。彌無二越度一殘黨成敗之儀、小西攝津守相談可二申付一候。猶淺野彈正少輔可レ申候也。

極月十九日　御朱印

加藤主計頭殿

一、小西行長へ、清正使を遣し、志岐・本渡落去せしめ、祝着の至なり。御仕置あるべしと言遣られければ、行長、清正陣所へ參られ、此中の御粉骨、申入るゝに及ばずと、

一禮に及び歸られける。さて又本渡にて、討取りし首を櫃に入れ、熊本へ持參し町中を渡し、白川近邊にかけられ、軍功を抽んでたる侍共へ感狀を遣し、夫々に領知を下行し給ふ。

續 本渡城より鳥獸夜出づる事

本渡の城の堀際迄押詰め、竹束を附け攻めけるに、霜月廿四日の夜半に、俄に物の音夥しく鳴騷ぎて、竹束際へ來るを聞きて、すは城中より夜討が來るとて、味方周章て騷いで、物具取つて着るもあり、或は鑓を取て出づるもあり、敗北したる者も少々ありけり。偖堅固に取靜まりて見ければ、人にてはなくて、城山に住みたる狐・狸、或は城にありたる犬・雞の如き禽獸共が、幾百ともなく落ち來れるなり。諸人不思議の思をなし、則ち註進致しければ、清正聞き給ひて、一段と能き相なり。落城する事疑なし。明早朝より攻寄せ、卽時に城を乘取るべし。此旨諸勢に急度仰渡さるゝに依つて、士卒勇みに勇みて、夜の明くるを遲しと待つ。卯の刻より攻懸つ

て、難なく落城す。其時の様子は、本書の如くなり。倩此事を思ふに、城中より鳥獣の落ち來る事、不思議なり。清正落城の相と仰せられし其詞を、少しも疑はず。明日は必定落城と、諸軍勢が無二に思入りたるは、大將の大きに有德の徵(しるし)なり。

續 本渡落城の時女人働の事

本渡の城の本丸迄攻入りたる時、敵卅人程、具足甲を着て、鑓長刀を持ちて、憧と切つて出でたるを、追取包みて、一人も洩らさず討捕りて見ければ、男は一人もなくて、皆女人なりける故に、首を取らず斬捨てける。此時手疵負ひたる者五七人ありけるを、傍にて申しけるは、如何に働くとも、女人に斬られ突かれたるは、弱きやうに取沙汰しけるを、清正聞召し、定めて是は、不吟味なる若輩者共の申分なるべし。女人は遁れ難き所にても、命を惜むが、世以て習なるに、死を輕んじ、思切つて出でたる心中は、却て男子より堅固なるべし。手疵負ひたる事も越度ならず。さり乍ら、働、男程あるまじき事なれば、高名にはなり難し。然りと雖も、一人も洩らさす

討捨てたるは、一段と氣味能きと仰せられたるなり。

續 金延付の刀脇指の鞘切られたる事

本渡の城を乘取りたる時、或若武者、刀脇指の鞘を、金延付にて差したるが、城の塀に手を懸け、乘越すべきとする所に、何者やらん二人來りて、後より尻を押上ぐるに、此者は、我を助け侍る味方と思ひ、如何にも喜び、則ち城中へ乘込み、落城の後、小屋へ歸りて見ければ、刀脇指の鞘の延付の金を、半分過切廻して取られたり。是を諸人の沙汰しけるは、腰に指したる刀脇指の鞘を、切つて取らるゝを知らざるは、不覺なる由圁れり。清正聞き給ひて、是猶以て愚なる申分なり。此者の城内へ乘入るべきと思ふ志深き故に、後を顧みざるは、一段と能き働なり。古語にも、鹿を逐ふ獵師は山を見ずとあり。さり乍ら陣中に、金延付の刀脇指差したるは若輩故なり。軍功入りたらば、勇士になるべき者なりと、仰ありけるを聞きて、諸人感じたる事なり。

第二　志岐・本渡落城の樣子、秀吉公へ清正御物語の事

一、清正は、十二月二日熊本を立ち、大坂上着、領分拜領の御禮申上ぐべき爲め、淺野彈正を以て、御太刀國光・御脇差國村・銀子百枚進上。秀吉公、主計頭を召させられ、今度天草に於て、一揆退治せし始終を御尋なされ、合戰の體、逐一々々言上申されければ、秀吉公大に御感ありて、御腰に差させられたる左文字の御脇差遣され、御暇下され、仰には、肥後國は一揆の地なり。殊に九州に、御身になるべき者なし。又是れ高麗へ、御人數遣さるゝ儀も之あるべし。人數船の積をも、仕り候へと、仰含められ、清正、大坂出船あつて、鶴崎へ下着し、熊本に歸陣し給ひける。

第三　秀吉公、小田原攻め給ふ事

一、秀吉公、關東小田原北條左京大夫氏政父子御誅伐として、御進發の刻、清正へ御

朱印六通を下し給ふ。書にいふ、

兼而染レ筆候。中納言山中の城へ、今廿九日に取掛、則午刻に乘崩し、城主の事は不レ及レ申、首千餘討捕、其外追討不レ知レ數候。然者明朔日、箱根峠へ爲二陣取一至二小田原面一可二手遣一候之條、落去不レ可レ有レ程候。猶追々吉左右可二申聞一候也。

三月廿九日　御朱印

加藤主計頭殿

此表之樣子爲レ可二聞屆一、飛脚附置之由、尤悅思召候。先書に如下被二仰遣一候上、去月廿七日至二三枚橋一被レ成二御着座一、翌日山中韮山體被レ及二御覽一、廿九日山中城中納言に被二仰付一、卽時被二責崩一、城主松田兵衛太夫を始め千餘被二討捕一候。依レ之箱根・足柄其外所々出城數十ヶ所退散候條、附入に小田原へ押寄せ、五町十町取卷候。一方は海手警固舟を寄詰候。三方以二多人數一取廻、則堀土手塀柵已下被二仰付一半に、北條首可レ刎事、不レ可レ有二幾程一候。於二樣子一不レ可二氣遣一候。次韮山儀も、附城堀塀柵出來候。是又可レ被二干殺一候。委細長束大藏大輔可レ申候也。

四月八日　御朱印

加藤主計頭殿へ

一、去月廿一日之書狀幷唐織之袴裁付、今月十二日、於二相州小田原一到來、遠路志悅に思召候。仍此表之義、先書如レ被二仰遣一候、山中之城專に相拵、丈夫に令二覺悟一、人數四五千入置候所に、去月廿九日、中納言に被二仰付一候へば責崩、爲レ始二城主一松田兵衞太夫士卒悉討二捕之一、則附入に致し、小田原二町三町之間取卷、堀を掘り塀柵を相付け、二重三重に取籠め、諸卒番所陣屋等、無二透間一町作被二仰付一、海上の儀者、警固舟數千艘浮べ置き、誠に鳥之通も無レ之、付而城中無二正體一、去八日之夜も、下野國皆川山城守侍以下百餘人引具して走り入り、命を助くる樣にと御詫言申上候。是者先手御馬太刀をも被レ納候者の義に候間、無二是非一御助被成、家康公へ被レ遣候。此以後者縱ひ北條首を刎ね候而持來候共、一人も御助有間敷と被二思召一候。關東八州之物主共、不レ殘相籠候間、一城にて關東一篇に被二討果一事候。落去雖レ不レ可レ有レ程候、長陣被レ成、城内の奴原悉干殺に被二仰付一、

出羽・奥州・日本之果迄も相改め、仕置等堅可レ被ニ仰付一候。猶淺野彈正少弼可レ申也。

卯月十二日　御朱印

加藤主計頭殿へ

爲ニ端午之祝義一、生絹の帷子五帶二筋、遠路到來悅思召候。仍關八州諸城共、或責崩或開渡、悉被レ任ニ御存分一、出羽・奥州迄一篇相濟候。北條一類、小田原一城に取籠候條、早速乘崩し、雖レ可レ刎ニ北條首一候。御人數之內一人成共、手負死人有レ之者如何と被レ加ニ御思惟一、卽取ニ卷塀柵堀土居等一。丈夫に被ニ仰付一、幷海上之警固舟數千艘浮置候。依レ之自ニ城中一鳥之通も無レ之樣に候。可ニ干殺一候間、小田原落去一途に候間、可レ被レ爲ニ御座居一御覺悟候。猶增田右衞門尉可レ申候也。

五月十三日　御朱印

加藤主計頭殿へ

去月六日之書狀、十三日に被レ加ニ御披見一候。仍小田原之儀、彌丈夫に仕寄等被ニ仰

付候。依之城中晝夜日及難堪、缺落之儀有之、於其場被加御成敗、又被追返候間、上下被為干殺を相待つ迄に候、昨夜和田家來之者百餘、家康公へ相理り、小屋に火を懸け走出候。雖可被成誅罰候、家康公へ兼而心合之由候條、被助置之候。次に東八州之義、城々悉相渡候。其内岩付・鉢形・八王寺・忍付并、何れも命を被相助候様にと、北條安房守御詫言申上候へ共、不被聞召入。右之内武州岩付は、北條十郎城に候。八州にて要害堅固之由被聞召及、可然所より、先可責干旨被仰遣、則木村常陸介・淺野彈正少弼・山崎・岡本・家康内本田・鳥井・平岩以下二萬餘、岩付へ押寄せ、即時に外構共乘破り、千餘討捕之、本城一之門へ相着候。然共城中可然者、大略討死候而、殘者町人百姓、其外妻子類迄に候。十郎は小田原在之間、命之義被為助様にと申上候條、城請取義被仰出候。十郎妻子を初め、悉被召籠置候。死殘り候長敷者、同前に候。八州城々、小田原に籠城之妻子共、何れも右の分に候。其趣小田原へ相聞え、彌介難義無正體旨、缺落之者申候。安房守儀、不打置被成御助候様にと歎き申候。既に鉢形へは、越後宰相中將・加賀宰相・淺野・木

村を始めとして五萬餘、被差向候。忍へは石田治部少輔に、佐竹・宇都宮・結城・多賀谷・水谷・佐野・天德寺被相添、以二萬餘可被卷旨、雖被仰出候、眼に仕候岩付城、被加御成敗上者、命計相助け。城可請取旨被仰遣候。奥兩國の面々、不殘參陣候。其内伊達參上候。彼手前之義、此頃押領之地可返上仕旨、堅被仰出、御請申候。彌相究可被成御對面候。將又韮山之義、端城五つ乘取之候。日々夜々仕寄無油斷被仰付候間、落去不可有程候。猶山中橘內可申也。

一　六月七日　御朱印

加藤主計頭殿へ

急度被仰遣候。昨日十一、北條氏政・同陸奥守刎首、卽刻京都へ差上之候。氏直事は、家康依爲緣者、助一命候。然者奥州出羽御置目爲可被仰付、來十七日至會津被移御座候。頓而可有御歸洛候條、可遂參上候。猶山中橘內可申也。

七月十二日　御朱印

加藤主計頭殿へ

一、北條氏政御誅伐あつて、會津迄御動座御歸陣に及び、主計頭罷上るべき旨、本書到來に付きて、淸正は熊本を立ち、大坂に着き、三州岡崎迄、御迎の爲め罷出でらる。則主計頭を召出され、今度關東奧州迄、悉く御手に入れ、御武勇の由々しき事共御語なされ、主計頭御請に、御武勇天が下を掌の內に御收めなされ、御歸陣あるに、尾州中村に在所ぞかし。あはれ御一宿遊ばし候はゞ、日本の外聞にて候と、申上げられしかば、秀吉公御機嫌宜しく、能くも申上げし、御一宿なさるべき旨仰出さる。主計頭、內用意として、中村に黃金遣し置きしかば、萬垣・杉垣一日に結構せしかば、秀吉公、御滿悅大方ならず。道すがら主計を御乘物の右に召し、御挨拶申上げしかば、岡崎より中村迄九里の所を、步にて供奉なり。さて中村に一宿遊ばされ、在所の者に、永代千石の領知下し給ふなり。

第四　秀吉公、主計頭に、朝鮮御陣仰付けらるゝ事

一、天正廿年正月五日、秀吉公、高麗國征伐の爲め、人數差渡さるゝ。先手一日替り

に仕るべしと。加藤主計頭清正に、鍋島加賀守・相良宮内大輔を相添へ、一手と定め、小西攝津守行長に、宗對馬守・松浦法印・有馬修理大夫・大村新八郎・宇久大和守を相添へ、一手と定め、加藤・小西召出され、加藤には、高麗國にての制札並に軍書一卷に、南無妙法蓮華經の御旗を下し給ふ。此御旗は、秀吉公の播磨國拜領の時、信長公より許し給ふ吉例に任せ、下し給はるなり。小西には、制札並に軍書一卷に、日本無雙の大黑の御馬を下し給ふ。主計頭、秀吉へ申上げられしは、朝鮮國にて、此御旗を以て猛威を振ひ、御影にて高名を異國へ顯さん事、死しても謝し難しと申上げ退出す。御次の間にて、攝津守へ申されしは、御邊の旗は、如何やうに仕らるべきや。小西返事に、紙の袋に、朱の丸附けて仕るべきといひ捨て、互に退出して、大坂出船あつて、熊本に至り歸城。

一、秀吉公より下し給ふ制札に曰く、

禁　制　高麗國

一、軍勢甲乙人等亂妨狼藉之事。

一、放火の事。

一、對二地下百姓等一非分之儀申懸くる事。

右條々堅被二停止之一訖。若違犯之輩於レ有レ之者、速可レ被レ處二嚴科一者也。

天正二十年正月　御朱印

定

一、軍勢出二味方地一亂妨狼藉輩、可レ爲二一錢切一事。

一、於二陣中一火を出す族在レ之者、其者を搦捕可レ出レ之。自然逐電せしめば、其主人可レ爲二曲言一事。

一、薪・糠・藁・ざうし以下、亭主に斷り可レ取事。

右條々、若於二違犯輩有一レ之者、忽可レ被レ處二嚴科一者也。

天正二十年正月　御朱印

一、秀吉公、清正に下し給ふ軍書に曰く、

汝大將の機あるに依つて、今高麗國の先將として遣す。かるが故に、兵法廿五ヶ

條を書きて之を授く。

太公望　周武王

是は唐土の事なり。

秀吉　淸正

是は日本の事なり。

一、尊といふ事。　一、武といふ事。　一、兵といふ事。
一、松朴といふ事。　一、大に飛驒、小に卜といふ事。
一、一より十の足手形といふ事。　一、夏草といふ事。
一、息といふ事。　一、天地の目といふ事。　一、割といふ事。
一、手の內といふ事。　一、稻妻といふ事。　一、各別といふ事。
一、きりんといふ事。　一、とかげといふ事。　一、船軍といふ事。
一、太見といふ事。　一、先後といふ事。　一、紅葉といふ事。
一、あらなわといふ事。　一、山海といふ事。　一、かつらといふ事。

一、破石虎といふ事。　一、つちといふ事。　一、卜といふ事。

右の軍書の利、吉村左近といふ者に、淸正相傳なり。左近、予が愚父に相傳ふ。此故に殘らず予相傳ふる者なり。此利を得ては、家ある者は、一郡を掌にし、一郡を持つ者は、一國を治め、國ある者は、我心の儘にする所なり。

右の軍書の事、代々相傳ふとあれば、定めて僞にてはあるまじき事なれども、終に聞及ばざる事なり。

第五　主計頭、釜山浦に着き給ふ事
附秀吉公より御書遣さるゝ事

一、三月朔日、小西攝津守一手の衆出船。加藤主計頭は、肥前名護屋御城の綱張等見廻り、能きに沙汰し、高麗國へ参るべきとの儀たるに依つて、二日遅く出船。小西行長一手の衆、釜山浦へ上り放火し、主計遅しと待ちし所に、主計頭、釜山浦へ着陣し、小西と對談して、釜山浦より都への道二筋あり。やくさん海道へは小西、と

くねき海道へは加藤、人數を押させらるゝ。釜山浦より十三里奥に、けぐしうといふ所へ着陣し、則ち放火し、一千五百五十八討取る。朝鮮人は、元より弱き國やらん、一戰に及ばず。清正無慙の次第なりとて一笑し、此段言上すべきとて、庄林喜左衛門といふ者、使に申付け、委曲申上げられしかば、御朱印なされ下さる。書に曰く、

三月七日之書狀、被加上覽候。けぐしうに至つて令放火、一千百五十討取之由、神妙に候。朝鮮國微弱の國たるに依つて、不及一戰之由、書中之通、高麗國手に入る事、程あるまじく候。誠以心地能被思召候。彌可被入精事專一に候。猶淺野彈正少弼可申也。

四月廿九日　御朱印

加藤主計頭殿へ

續 釜山浦にて牛に乘る事

釜山浦へ着船あると、頓てとくねぎ海道へ出勢ありけるに、日本よりの馬船、未だ着岸致さずして、馬に乗らざる侍共五十人餘ありて、跡舟を待つべきか、又駑馬なりとも尋ね求めて、乗入るべきかと評議せしむるの所に、風波悪しく候により、五日も十日も、船共湊を出すまじき旨、船頭共いひ侍るに依り、在々に入りて、馬を取乗るべきとすれども、敵共が或は乗り、又は荷をも付けて退出したると見えて、馬は一疋もなし。歩にて供はなり難き者共が、牛のありけるを奪ひ取りて乗りけるなり。然るを若き溢者共、時の興に申しけるは、方々は騎馬とはいひ難し。騎牛衆と申すべし。何時も馬乗より遲かるべしと、ざれ言をいひけるを、始の程は、互に打笑ひて居たるが、度々申すにより、後には腹を立て、借は各は、誠に笑ふと見えたり。然らば牛に乗りたる者が遲きか、馬に乗りたる者が何程早き、勝負致すべしといひて、已に一戰に及びけるを、家老共之を聞付けて色々扱ひ、悪口いひたる若輩者共詫言致し、漸々無事になりにけり。

續 釜山浦へ着船の時毒酒飲む事

釜山浦へ、日本勢着きたる時、敵の退出したる空家毎に、大なる甕に、酒卓散に、湛々としてありけるに、何者が言出すともなく、此酒共には、日本人をたばからんが爲に、毒を入れ置きたるぞ。一口も飲むべからずといふに依り、諸人恐懼れて、酒瓶の側へ、寄付く者一人もなかりしなり。然る所に、或者申出しけるは、此儀、誰が言出すともなければ、實不實分明ならず。若し虛說にてありたる時は、朝鮮の酒を、實もなき說に怯ぢて、一滴も飲まずして捨てたると、後の世迄も嘲哢せられん事、口惜しき事なるべし。若し又毒を入れ置きたるが必定にて、自然飲みて一人も死したらば、是猶以て恥辱たるべし。譬へば、知らざる國へ行きて、大河の瀨踏みをし、諸軍勢を渡すも、此毒酒を飲みて、實不實を諸人に知らしめて、飢を助くるも同じ理なり。されば何事にても、我一命を捨てゝ、萬人を助くるが、武士たる者の本意なり。日本を出でし時、捨てたる命なれば、露塵程も惜しからず。我れ此酒を飲みて、諸

人の疑ひを晴らし申さんといひて、大盃を以て引受け〳〵、三盃飲みけるに、何の恙もなく、其味甘露の如くなり。故に高麗陣中諸軍勢、澤山に酒を飲みたり。是ぞ誠に世俗のいふ、毒の試にてありけり。されば吳子云、必生則死、必死則生云々。何れの道にも、命を惜しみては、諸人に抽んずる事は、あるまじきと見えたり。

第六　主計頭ちく州に着陣の事、主計と小西口論の事

一、けぐ州より、ちく州といふ所へ着陣し、所の者生捕り、是より先へ、日本人通りつるやと相尋ねけれども、一人も通らざる由申すに付きて、ちく州に二日逗留ある所へ、小西一手の乘亂妨を致し、布木綿の類を大分取り、牛馬に付け來るに付きて、路次の捗行かず。清正、行長へ對面し申されけるは、都へ上着に於ては、卷物の類滿々たるべし。斯様の物は、何の役に立つべきぞ。此所にて放火せしめ、身輕くしてはいかゞと申されければ、行長尤と同じて、亂妨者共、悉く放捨す。行長、清正へ

申越されしは、明日忠州の廣野にて參り會ふべし。忠州より都へ兩道あり。鬮取あつて發向すべきの由、申來るに付きて、主計・鍋島・相良同道せしめ、廣野にて參會に及ぶ。小西申されしは、是より都へ兩道あり。東大門口は、南大門口より十里遠し。南大門口は、十里近し。されども大河あり、鬮取に致し、其上にて相定むべきと申さる。主計返答に、某、大門口へ參るべしと申さる。行長腹立し、我儘なる仕方なりと申さる。清正嘲笑ひて、天草にて一揆に立てられし事は、今に覺えずやと、言葉を放つて申されければ、爰にて天草いるべきやと、行長、刀に手を懸けられければ、清正申されしは、小西笑しき樣子かな。其規式を、何として天草にては出さゞるやと笑ひ、互に言葉高になりければ、鍋島中へ入り、扨も〱斯くの如くの儀、日本秀吉公の御外聞を失ひ、爰にて御討果あらば、秀吉公斯程の思召立、無になるべしと、色色申されければ、兩人尤なりと和睦し、南大門口へは、清正一手の衆押し候なり。都への案內者を、對馬守所へ申遣されければ、德右衞門といふ通詞一人差越す。對馬守と小西は緣者故、彼德右衞門と申す通詞は、未だ都へも行きたる事なく、而も

吃を、對馬守遣ひ申さるゝなり。小西攝津守は、主計頭過言を無念に思ひ、木戸作右衞門・日比左近右衞門兩人に申付け、若者共召され、主計が押して行く道筋の舟悉く切流すべしと申付けらるゝに依り、作右衞門自身行き、大河の舟を殘らず切流し、心よげに閑道(わきみち)して、小西が陣所へ歸る。此儀、主計頭は夢にも知らず。三月十九日ちく州を立ち、都へ〳〵と押されける。清正先手加藤清兵衞・庄林隼人方より、幅三町に及ぶ大河あり、舟一艘もなし。是に依りて渡り越すべき便なしと、註進致すに依つて、清正自身行き見廻り、若き者共百人程泳がせ、向にある舟を殘らず乘越し、さのみ手間も入らず、渡越に及び、百人の若者の中に、曾根孫六、いかにも川を自由に得たれば、諸人に向ひて、斯くこそ若者はあるべけれと褒美し、刀一腰下行せられける。

南大門道にて大河を渡る事

本書には、小西內木戸作右衞門といふ者を遣し、舟共切流したると計りありて、川

を越えたる様子なし。本書に記す通り、清正、河端へ自身往きて見給ふには、川向ひには、舟共多く懸置き、陸には敵大勢備を立て、並居けると見えて、白き旗、川風に隨ひて翩翻せり。之を見て諸卒氣を屈し、船にて渡さんと欲すれども、求むるに所なし。馬にて越さんと望めども、水深うして而も大河なり。如何すべきと、諸人途に迷ふ所に、清正少しも動顚なく、良久しく守り居給へば、川上より水鳥二つ三つ泳ぎ連れて、向の川岸を、いかにも靜に通りけるを見給ひて、少しも苦しからざるぞ。敵と見ゆるは、いかさま作り物にてあるべきぞ。川心得たらん者共泳ぎ越えて、向ひに見ゆる船共に乘り來れと宣へば、御言葉の下より、曾根孫六、川へ飛入りたるを見て、川だちの若き者共、ひた〳〵と飛入り泳ぎ越し、繋ぎ置きたる船共、悉く取りて打乘り來るに、軍勢取乘り、難なく此川を越えたり。清正さげすみ給ふに少しも違はず。皆藁人形に物具させ、旗は紙にて繼ぎ、立て置きたり。水鳥の游ぐにて、敵の謀計を知る事、上古より申置きたる事なれども、其時に當つては、名將ならでは、行ひ難き事なり。

加藤主計頭一手大河を越し、都へ〳〵と押す程に、淸正先備庄林隼人・加藤淸兵衞御所より、註進申しけるは、是より巽の方に向つて、家數夥し。通詞も、都たるべしと申す。艮の遠山に、小西が旗相見え候條、早々都への一番入、然るべき旨申越す。淸正返事に、兩人申越す所謂れなし。都と見るに於ては、押詰め放火せよとの事なれば、則ち押詰め火箭を射かけ、一塵の煙と燒立つると雖も、朝鮮の帝王は、十日以前御退出あつて、敵一人もなし。かるが故に合戰に及ばず、其旨註進に及ぶ。

則ち下さるゝ御朱印に曰く、

四月十一日之書狀、及二上覽一候。都一番入放火候得共、帝王退散、軍士一人も無レ之故、不レ及二一戰一之由聞屆候。近日帝王捕へ可レ申之由、氣味能被二思召一候。彌無二油斷一可レ抽二戰功一候。猶淺野彈正少弼・木下半助可レ申也。

五月朔日　御朱印

加藤主計頭殿へ

第七　清正、朝鮮の都に着き給ふ事

王子兄弟生捕の事

一、加藤・小西、朝鮮國の都へ押詰め、跡勢を待つべきと評定し、逗留の內、秀吉公御名代宇喜多宰相秀家並に石田治部少輔・增田右衞門尉・大谷刑部少輔、其外日本勢着陣す。加藤・小西、秀家へ參候し、帝王捕へ申すべき人數の、手分を伺ひ申さる。秀家並に三奉行衆申されけるは、高麗の帝王を生捕る手段なれば、道筋手分仕るべきと相定めらるゝ。平安道へは、小西攝津守一手、はんはい道へは、黑田甲斐守一手、かせんほへは、小早川左衞門一手、ゑあん道へは、加藤主計頭一手、かあむ道へは、毛利壹岐守一手、其外日本勢は、釜山浦と都迄の間、傳ひ〳〵の城へ籠置かる。主計頭はゑあん道、東艮を指して、押させらるゝ。都を出でて十三日と申すに、ゑあん道の差口、あんへんといふ所に着陣し、彼所にて、鍋島を待合すとして十日逗留し。五月十六日、清正も鍋島も諸勢共に、あんへんを立ち、三日行き、長橋といふ所

に着陣す。然る所に金官といふ朝鮮人、高札を立置く。意趣は、帝王李昭は、大明國へ御退出、王子御兄弟共に、是より奥へ御通りある由、委細に書す。清正、美濃部金太夫といふものに讀ませ、喜悦をなし、王子捕へ申すべきとて勢ひ、笑を含まれしに、鍋島申されけるは、異國の習、斯様に遠路切所へおびき込み、此方の者を惱かし、討取り候はんとの方便なるべし。誠ごと御心得ありて遠過さなば、不覺御取あるべし。第一我等者共は、都より十六日路、此炎天に、人馬の切所を押し候へば、草臥十方なく候。當所は米・大豆卓散なる所なり。逗留ありて、都へ御註進候て、一左右次第に、都へ御引取然るべきの由申さる。清正返答に、此札を朝鮮人の立てたると、加州は存ぜられ候や。全く其儀にあらず。天照太神宮・八幡宮の、御立てなされたる札なり。神慮に任せ押詰め、王子を生捕り申すべし。加州は此所に御待ち候へ、とて、金官を先へ押立て、清正手勢八千、先へ〳〵と押詰め、長橋より、明けても暮れても、東艮を指して押す程に、都を立ちて六十八日、鍋島に分れて五十二日と申すに、おらんかいの境なる、はいれくといふ所に着陣す。王子は、はいれくの城に入

れ置く。此ほいれくといふ所は、日本にては、八丈が島・硫黄が島などの如くなる流罪人の居所なり。朝鮮國の內なり。三里四方に野あり、其中に山あるを、石垣を築き、城のやうに家を作り、都よりの流罪人を籠め置き、廻の野を開き、粟稗を作り、渡世を送り候。然る所に、其城に之ある代々の流罪人共一味して、王子は、我々の爲めには敵なり。此時王子をたばかり、日本人へ渡し、日頃の欝憤を散じ、我々榮花に奢らんと謀り、悉く御所へ呼入れ奉る。御兄弟、兄をばいもはい君と申し、御弟は、しゆの君と申し、左大臣を、ほゝくんといひ、右大臣を、はんしんさうといふ。其外月卿雲客十二人の后、次々の女官迄、已上二百餘人籠め置き、清正へ、金官を以て註進に及ぶ。清正夜もすがら、總軍兵へ觸れられしは、明日段々の備にも構はず、一騎駈に、ほいれく指して來るべしと觸廻し、夜も明方になりければ、清正祕藏の、はね月毛といふ、くついらずの馬に乘り、眞先に駈けられけり。一二旗本の軍勢入亂れ、思々に駈寄する。清正、金太夫を呼び書を書かせ、王子を渡すべしとの事を言遣られければ、城中より返答に、王子を捕へ置き候城中の者共、一々安堵の領知を

を下行し給ふに於ては、城中にて渡すべしと申越す。清正返書に、兎も角も申す如くにすべしと、言遣られければ、城中の者共喜悦し、門を開き、清正共に四十五人、城へ入り給ふ。彼城の流罪人、元より内通の事なれば、手向ひにも及ばず、王子の供を勤めし二百人餘の者共、生害に遭ふと心得て、半弓に矢をはげ、一度に放さんとす。清正、巾着より印判を取出し押して渡す故に、半弓を持ちたる者共判を取りて、一度に弓を捨つ。異國の人は、難に及び命を助くる時、印判を見ざる内には誠にせず。内々此儀を、清正聞置かれける。武道に達せしに依り、早く出し合せ、急難を遁れ給ふ。王子御兄弟官人、共に殘らず請取り、鏡の城に籠め置き、隨分馳走をなし奉るべき旨、寺田久太夫・前野助兵衛を申付け、歩行の侍の内に、辯舌の達者なる者を、五人選み出し、飛脚に申付け、淺野彈正所迄註進に及ぶ。狀に曰く、

朝鮮の王子を虜にす

謹而致言上候。去る五月十六日都を立ち、ゑあん道並寅を指して、六十八日押詰め、王子御兄弟並官人都合二百餘人生捕り申候。帝王は、大明國へ御退出之由、王子被仰候。二六時中、帝王を生捕り可申と心懸候に付而、神慮に叶ひ御威光

を以て、如レ斯御座候。朝鮮國微弱之國故、今迄不レ及二一戰一候。因レ茲仰にては無二御座一候へ共、おらんかい程近く候間、彼面へ罷越し、日本太閤樣御弓矢之風義見せ可レ申と存じ、明日發向仕候。彌可レ抽二忠戰一候。王子官人之書付、別帋に差上候。右之趣宜レ預二御披露一候。恐々謹言。

七月廿五日　加藤主計頭清正

淺野彈正少弼殿

一、右の飛脚名護屋へ到着す。折節秀吉公御前に、家康卿・利家卿其外滿座して、歷歷御咄申上げらるゝ所へ、右註進の狀、彈正差上げらる。秀吉公御披見なされ、御手を打たれ、何れも此狀見られ候へ。朝鮮國の王子を、主計生捕りたるとの書狀なり。さてもく手柄此上あるまじきと仰せらる。家康卿・利家卿申上げられしは、さすが御先手を仰付けられたる者程御座候由申上げらる。太閤一入御機嫌宜しく、御感狀を下さるゝ。書に曰く、

七月廿五日之書狀被レ加二御披見一候。高麗國之王子兄弟並官人等二百餘人生捕之

由、無油斷御故と被思食候。都を打立ち六十八日、炎天を不指除押詰むる事、可爲武門棟梁。おらんかい國へ罷越し、殿下之御弓矢之風義見せ可申之由、無越度樣に可申付候。仍爲褒美吉光之脇差並黄金五百兩遣之候。歸朝之上、一樣領知方可被爲拜領候。猶淺野・長束可申候也。

十一月十四日　御朱印

加藤主計頭殿へ

一、秀吉公御前の樣子は、淺野彈正所より、委細申來るに付きて、爰に書付け候なり。

續 王子御兄弟を追ひ奉り咸鏡道押行く時の事

王子御兄弟の跡を、追ひ奉りて行きける時、晝夜百日餘り、具足を脱がずして、長路を押行きければ、老人は申すに及ばず、年若き者も、身瘦せ細りて、胴に合ひたる具足なれども、殊の外廣くなりて、着惡くなりて、諸人迷惑致したり。常々少し狹くして、一寸も一寸五分も、脇板の合はざるが、後は合ふものなり。殊に長の高き

は、一人着惡き物なるとて、清正家にては、少し狹く短き具足を、用ひ居たる事なり。具足の請筒指蜘手の壺金、幼稚なるは惡し。右の長陣の時、切々雨に濡れ風に𩘶れてくさりたりしが、大きなるしなひ差したる者、横風に、壺金を一戰前に吹折られ、殊の外迷惑したる者ありたる故、是より清正家にては、蜘手の壺金を、片方に二つ宛、兩方に四つ打ち申候。萬づ武道具は、長陣に損ねざる心得が第一なり。

同長路押行きけるに、或時糠のなき所に陣取りたる事ありければ、馬に飼ふべき糠なくして、如何すべきと迷惑しける所に、藁を細にすさの如くに切りて柔にして、大豆に合せて飼へと、清正仰せられて、馬共に飼ひけるに、いかにもよく喰ひ侍る者なり。

陣押の道中にて、相陣にて、或は父子、又は兄弟、其外にも、近き親類を一所に組せて、陣屋を張り申され候なり。此故は、互に氣遣ありて、不作法致さゞる物なりとの事なり。

右同咸鏡道押行きける時に、或野の原にて、人馬の息を休め、晝の破籠を取出し喰

ひけるに、十六七になりける小姓、破籠を持たす。故に諸人の喰ひぬるを、守り居ければ、其者の伯父が見兼ねて、我が持ちたる燒飯を一つ與へけるを、清正御覽ありて、小姓の伽車だても、時に依り所に依る事なり。今此時に、華奢風流は不都合なり。總じて老若に依らず、其時其事に隨ひて、一つ守る事を忘れざるが、武士の嗜といふ者なりと仰せられ、今日破籠持たざるは、不嗜の志輕からず、過代として、馬召上げられたり。又、燒飯與れたる伯父も同罪なり。甥が若輩なる故、軍中の樣子知らずば、萬づ指南して、心懸あるやうにこそ、致すべき事なるに、今清正が見る前にて、破籠與るゝ事、一入不屆なりと仰せられ、同罪に、馬取上なされ候なり。此後は、父子兄弟も、互に破籠與るゝ事致さゞる故、老若上下、腰辨當を絶やさず持つとなり。

王子御兄弟生捕の事

本書の通り、ほいれくといふ所へ押詰めける時、城中より、書翰を以て申越しける

は、王子御兄弟、此城の中におはしますなり。諸卒の命助けられ、安堵の領知下行し給ふに於ては、相違なく王子渡し奉るべき旨、申越しける時、清正斜ならず喜び給ひて、則ち返書を、本書の通り認め遣しければ、又重ねて申越すは、明朝王子渡し奉るべし。さり乍ら城内へ、多勢入れ申す儀はなり難く候。清正に對面し、直に相渡し申すべく候間、上下十人に過ぎず、小勢にて御入あるべし。然るに城中糧盡きて、王子二三日、何にても聞食さず候間、朝餉を御支度候て、上げらるべき旨申越すに依り、其旨急度支度致すべし、明くる卯刻に、いかにも小勢にて、城内へ入るべきと仰出されし時、家老共申しけるは、是は勿體もなき儀なり。敵、大將をたばかり入れて、討ち奉るべき質(てだて)にてやあるらん。若し又さなきにして、案内をも知らざる大國の城中へ、小勢になりて、うか〳〵と入らん事、深淵に望みて、薄氷を踏むよりも猶危し。唯御大將を、敵の見知る事に候はねば、誰にても御名代に仰付けられ、御馬印渡され、恐れ乍ら清正なりと名乘りて、王子を請取り申すべしと、頻に諫め申しければ、清正仰せられけるは、尤汝等が止むる所も一理あれど、我家來の者を、僞りて清正

と名乗らせ、大國の王子を請取り奉るべき事、本意にあらざれば、天罰遁れ難し。日本を出でし日より、我命をば、朝鮮國の苔に埋むべきと思ひ定めたるは、此王子を討取り奉るべき爲め計なりしに、今此所に於て追付きし事は、我が弓箭の、冥加に叶ひたる故なり。然るに今身命を惜み、若し王子を取逃し奉りて、他人の手に渡すならば、此度粉骨を盡したる事、皆空しくなるべし。時至而疑道之所レ止也とあり。若し又敵たばかつて、我を討たんとするとも、容易くは討たるゝ事あるまじ。縦ひ運命盡きて討たるゝ程ならば、王子御兄弟をば、遁し申すまじきぞ。清正が一命を捨てゝ、此國の王子御兄弟を討捕るに於ては、弓矢取る身の面目、之に過ぎたる本望あるべからず。昔が今に至る迄、將不レ勇則不レ銳といふ事を、知らざるやと宣ひ、朝飧の支度出來候と、究竟の勇士共に、或は辨當を持たせ、又は樽肴など持たせて、色々の役者に仕立て、五十餘人、卯の上刻に、城中へ入りたる事なり。王子御兄弟請取り奉りし事は、本書の如くなれば、誌すに及ばざるなり。

第八　清正、おらんかい表の働の事

ゑんたん落城の事

一、清正は、おらんかいの樣子を、ほひれく人に、通詞を以て尋ねらるゝに、おらんかいと申すは、弓の上手にて、心も甲斐々々しき國の由申す。清正手を打ち、日本人の弓矢の風を、おらんかい人へ見せん。道はいか程ありや。是より四里半程行けば在家あり。夫より一里行けば城あり。猶一日行き候へば、おらんかいの都の由申しける。さらばほいれくの者、案内者を仕るべし。彼所へ押寄すべしとて、味方討なき印に、ほいれく人五百に、南無妙法蓮花經の文字を書き、笠に付けさせ先へ押立て、おらんかいの内ゑんたんといふ城に押詰め、人馬の息を入れ、明くる早天に、ゑんたんの城へ押寄せ、鬨を噇と作りかけ、鐵炮を放し懸く。異國の習に、前は堅固に圍ふと雖も、後は深山高石垣を賴み、防手(ふせぎて)は之なき故に、ほいれく人へ、日本人を交へ押詰め、清正は手勢六百にて、後の山へ上り、五十人卅人持の石を、鐵挺(かなてこ)に

て掘崩し、山上より下へ落し懸け〳〵、大鐵炮を打入れけるに依つて、大將るんでん相叶はず退散し、城を開渡し、降人に出づる。爰に森本義太夫・貴田孫兵衛といふ者、おらんかいへ取懸けらるべきとの評定の夜、不慮に口論す。仔細は、清正申されけるは、ゑんたんの城にて一番乘は、誰たるべきと申されければ、義太夫申すは、誰々と候とも、某仕るべきと申す。孫兵衛申しけるは、御前に人もなきやうに、物を申す勢虚者かなと申し、兩人既に討果さんとしけるを、清正中へ入られ、さすがの武士共かな。今夜の命を、某に吳れ候へ。明日の事に仕るべしとあれば、畏り入ると申し、兩人共に、我陣屋へ歸りける。義太夫は、罷歸ると飯を食ひ、腰兵糧を調へ、夜の内に、ゑんたんの城へ押詰め居たり。夜明方に、孫兵衛も、諸人に先立ち押詰めたり。義太夫申しけるは、今來りたるほれ者は孫兵衛か。返答に、尤なり、互に仕るべきと申す。義太夫言葉の下より、ゑんたんの城の大手の門へ駈入り、おらんかい人と組合ひけるが、終に首を取りける。孫兵衛も、續いて駈込みしが、大の男、背八尺計もあるらんと見えし者と組合ひしが、終におらんかい人の劍に突かれ討

ゑんたん城を陷る

死す。おらんかい人七百卅打取り、味方討死七人、雜兵共に廿七人、落城の後、右の段々義太夫申上げしかば、清正申されしは、さすが義太夫なり。孫兵衞不便の次第なりとて、義太夫には、五百石の加恩あり。孫兵衞は、子なき者なれば、兄弟なりともあらば尋ぬべしとありて、歸朝の後、弟を呼出し、孫兵衞跡式を下行せられける。

第九　清正陣所へ、おらんかい人夜討、則ち唐人等敗北の事。附清正內裏へ押詰め火を懸くる、帝王都を落ち給ふ事

一、清正は、ゑんたんの城乘崩し、其夜は川上に野陣を張り、總軍勢へ觸れられしは、おらんかいの都程近し。定めて夜討を仕かくべし。少しも油斷仕るまじと、手堅く觸廻されける。案の如く其夜半時分に、おらんかい人、三千計にて取かけ候。清正方にも篝火を焚き、鐵炮を段々に備へ、油斷なき所へ、おらんかい人、太皷を打ち、半弓を射懸け候に付きて、三宅角左衞門・坂川忠兵衞・小關平助・赤星太郎兵衞突いて出

て、鐵炮を打たせ相戰ふに付きて、二百卌一人打取る。おらんかい人は、朝鮮人よりすくやかなる國とは申せども、中々日本勢の戰とは、三分一にもと見えたり。偖清正下知せられしは、人數の多少を、敵に見透されてはなるまじとて、追付此方より逆寄にせんとて、清正打立ち、夜中に二三里程押詰め、明くる早天に、おらんかいの都へ着陣し、山上より、おらんかいの都を見下せば、日本の都二つ程もあるやらんと見えし。中々夥し。清正下知に、五百挺の鐵炮を、山上より揃打に、大貝を吹立て〳〵、曳々聲を上ぐべしとの事なれば、軍勢勢ひ、大鐵炮を打ち貝を吹き、鬨を噇と揚げしかば、微弱の國の習にて、則ち帝王、内裏を開けて迯れける。庄林罷出で、附き申さんと申しければ、清正返答に、小人數にて、從ふといふ事あるべしや。後勢も續かず、一旦の勢迄に押詰め、日本の弓矢の風を見せん爲めなり。追討も無用なり。唯放火すべしとて、一番に内裏へ火を懸け、方々へ手を分け、火箭を射懸け燒立て、一塵の煙と燃上る。清正、軍兵共に觸れられけるは、おらんかいの都放火せし此利に乘り、朝鮮の地へ歸陣すべしと、おらんかいより五里引取り、山陣を構

へらるゝ所に、おらんかい人三萬餘、淸正陣所へ寄せ懸くる。彼國の軍兵と見えて、半弓五千張程、先へ押立て、太鼓を打ち半弓を射懸け、狼の鳴きけるやうなる聲を立てゝ懸り來る。淸正申されしは、ほいれく人は叶ふまじ。總軍勢眞丸に三段に備へ、敵に取合はざるやうにと乘廻し、自身ばれんを振り、時分はよきぞ懸れ、首を取るまじ、鑓を入れよ〱と下知せられしかば、詞の下より、和田備中・井上大九郞・大木土佐、一番と名乘り、鐵炮放つと同じく、鑓を入れしかば、おらんかい人押立てられ、一度に噇と敗北す。然りと雖も敵は大軍なり、後陣の軍兵入替らんとせしに、頃は九月十二日、寒國の事なれば、山上より、霰交りの雨降懸り、山下へ吹かくれば、叶ひ難くや思ひけん、敵軍段々に、操引に退散す。淸正申されしは、我れ山上を陣取りし故に、今日の急難を遁れしぞかし。附けな從ふなと觸廻し、おらんかい人の死骸を算へければ、九百七十三人討取る。味方討死侍九人・雜兵七十九人。其夜は野陣を張り、篝火を燒き、翌日朝鮮國へ歸陣せんと用意せし所に、又おらんかい人一萬程にて、太鼓を打ち半弓を射懸け、一文字に懸り來る由、遠見の者より註進に

及ぶ。清正備を立て、今日の殿（しつぱらひ）は大事なり。某殿して退くべしと、二百挺の鐵炮を備へ、左右に步立の侍二百人、鑓を持たせ折敷かせ、靜に繰引に引かせらるゝ。おらんかいの先將れんめんといふ者、清正の出立を見、半弓を六七百張、段々に押立て矢を放つ。清正少しも騷がず、敵間卅間程、間近く引寄せ、百挺づつ鐵炮を放させ、時分はよきぞ、鑓を入れよと下知せらるれば、阿波伊兵衛・出田宮内・森本儀太夫、一番と名乘り、瞳と突入りしかば、おらんかい人追立てられ、一度に瞳と敗北す。亂れ立ちたる大軍故、東西南北へ逃げ散る。清正之を幸ひと、朝鮮の內きせくといふ所迄歸陣し、きせくに十日逗留し、人馬の足を休めつゝ、軍功の者共に感狀を遣し、きせくより五日東へ行き、せいしうといふ所に着陣す。此所に、せるとうす將軍、人數を集め居住の由申すに付、所の者に案內者を申付け、先へ押立て、せるとうす屋敷が前に着陣し、鵤（いかるが）平次・井上大九郎・小代下總此三人、鐵炮二百挺相添へ、せるとうす屋敷が前のかさ、ゐんきんといふ所へ差向ふ。清正自身は、百挺の鐵炮を先へ押立て、侍分に鑓を持たせ、二百人步にて召され、殘る勢は、ゐんきんの二方を取

卷かせ、一度に鬨を作り懸け、鐵炮を放し懸くれば、せるとうすも、鐵炮を打たせければども、中々をかしき鐵炮にて、思ふやうに中らざり。清正下知をなし、堀を二三間踏破り押込まるれば、相叶はず、ゐんきんの前へ逃げんとせしを、小代下總・鵜平次・井上大九郎下し合せ、せるとうすを生捕る。せるとうす將軍、年は五十四、背は六尺五寸あり。かすをひげにて大の男なり。此所にて後藤といふ通詞を一人生捕る。此後藤といふ者は、日本松前の者なり。獵船に乘り風に放され、せいしうへ着きて、廿年彼所に居住するに依つて、おらんかい口をも、朝鮮口をも、日本口をも、自由に使ひ、能き通詞故に、清正重寶せられ、則ち次郎と名を付け、彼方此方へ、案内者を申付けられし。せい州より天氣能き時は、日本の富士山、殊の外近く見え候。彼の所よりは北なり。せい州にも、昆布にて家を葺き、人民居住す。おらんかい・高麗境にての事は、是迄なり。

第十　清正、鏡の城へ歸陣。おらんかい人狼藉糺明の事

一、清正申されしは、おらんかいにて合戰に勝利を得、都は放火しつ。せるとうす將軍は生捕り、最早思置く事なし。王子を籠め置きし鏡の城へ歸陣すべしとて、後藤に尋ねられしは、是より鏡の城へは、最前押詰めし如く行くや、又近道はなきやと尋ねられしかば、鏡の城へは、是より五日路なり。最前の如く御歸陣あれば、九日路なり。近路が能く存じたると申すに付き、せい州より三里跡へ戻り、横道に歸陣せられしに、河向のおらんかいの内に、家五百計もあらんと思ふ在家に、三百人程罷出で、其中より三人、清正を招き、尻を捲り叩き笑ふ。其時清正怒をなし、惡き奴原が仕方かな。鐵炮を放し懸けよと下知なれば、一度に鐵炮を、つるべ放しに打懸くると雖も、程遠き故中らず。清正、後藤に申されしは、此川の淺瀬はなきか。則ち此一町下渡瀬と申すに付きて、總勢打入り、向へ渡り上るを見て、悉く逃込み一人も居ず。後藤を以て、彼所の者にいひやられしは、此おらんかいといふ國は、日本にて、ゆめ〳〵知らざる國なり。朝鮮にて聞及びしなり。おらんかいは弓の上手、武勇も達したると聞きし故、日本の弓矢の風を見せん爲め、是迄押詰め來り、都

を放火し、ゑんたんの城を攻崩し、數度の合戰に、勝利を得しぞかし。日本の帝王の敕定にてもなし。其方などへ宿意もなし。今日當所の向ふを通りしに、おらんかい人數百人、此所に出向ひ、清正に尻を叩き見せ、猥藉の次第言語に及ばず。中にも頭立ちし者三人あり。彼者を搦め、此方へ出で渡さずば、是より十日も廿日も發向し、おらんかい人中、悉く黑土になすべしといひやられしかば、おらんかい人返答に、清正の御所存至極せり。彼者搦め差出すべきと申し、三人捕へ、清正の前へ引出し、首をあてに据ゑ、劔を之にあて、槌にて打つと、則ち首は、一間計り先へ飛落つ。三人の首を斬り、清正へ託言すに付、清正も、和平をなさるゝ禮として、羊の皮百枚持參し、一禮を申す故、清正も心よげに又川を越し、元の如く朝鮮の地へ歸陣し、鏡城に着陣し、王子兄弟へ一禮を申し、通詞を以て、王子へ申されしは、おらんかい面の働、委細に申さしめ、せるとうす將軍を捕へ、搦め置く段申上げ、則ち清正、王子の前へ罷出でらるゝ。王子は、高間におはします。其次にほう君、其次に清正居らる。せるとうすを呼出し、王子叡覽なさる。せるとうす、緣迄も上り得ず、白洲に平伏し、

首を地に付け涙を流し愁歎す。暫くあつて、首を砂にきつく打付くる故、額より血流れ出づる。清正、後藤を以て、自害すべきと存ずるやと尋ねらるゝに、涙を抑へ申すは、我は其昔、小身なる者なりしを、此王子の御父御目利を以て、國を下し給はり、武官を授け、都より南、京畿道・忠清道・慶尚道・全羅道、此四道の武者大將は牧使判官、江原道・咸鏡道・黄海道・平安道、此四海道の武者大將はせるとうすと、定め置かれしを、其甲斐もなく、一合戰もせず、斯くの如く王子を、日本清正へ生捕られし事、屍の上の恥辱、是非に及ばず。日本人今少し緩々と追詰むるに於ては、國々へ觸遣はし、人數を集め、一戰せんと思ひしに、其儀に任せず、王子を生捕られ、我等も斯くの如く囚人になりし事、生々世々迄も、口惜しき次第かな。いかで二度龍顔に對せし事、何の面目かあるべき。せめて死したらば、斯樣に悲しき目には合ふまじきを、警固嚴しく自害もならず、力に任せぬ浮世、兎角申すに及ばずと泣き悲しむ。

王子を始め清正も、せるとうす申分至極せりと、落涙に及ぶ。

第十一　清正、王子官人等召具し吉州へ歸陣。梅天と軍の事

一、清正鏡城にて越年し、王子並に官人等召具し、谷峯大河を越え、都の方、吉州といふ所へ歸陣し、蓮下といふ所に宿陣す。然る所に、かくなみ人梅天といふ者二萬計にて、梁養山といふ山上に陣を取る。清正歸陣の道に、人數一萬計陣を張る。是に依つて清正も、其樣子を見屆け下知せられしは、かくなみ人、我と一戰と定めたる樣子なり。明朝の合戰には、我れ先をすべし。横鑓を吉村吉左衛門・出田宮內・森本儀太夫。二番、加藤清兵衛・庄林隼人・山口與三右衛門・加藤美作・片岡右馬允・長尾安右衛門。三番、小代下總・佐々平左衛門と、段々に定めらるゝ。吉村吉左衛門進み出で申すは、明日の御先、御自身なさるべきとの儀、御尤には存候へども、大將のあらごなし、承りたる事も御座なく候。先手の内に御加はりなされ、御下知はなさるべし。明日の先手、某に仰付けられず候はゞ、八幡大菩薩、只今切腹仕るべきと申すに付き

て、然る上は是非に及ばず、吉村先を仕候へと、其儀に任さる。吉村跡に、山岡肥前を加へらるゝ。夜中にしたゝめの用意を仕濟まし、辰の一天に、梁嚢山の道筋吉州へ人數を押させらるゝ。かくなみ人は、待設けたる事なれば、大將武伯、一萬の人數を三手に分け、山上の二萬の人數は、梅天、下知をなし、一萬山下へ押下げ、助勢の體なり。武伯先將にかゝり旗を振り、半弓を千張程二度に射懸け馬を入る。清正先手吉村一備、何れも馬より下立ちて、鑓を持ち折敷き、鐵炮ひた〳〵と打たせらる。武伯鐵炮に打立てられ、引色に見えし所を、清正、吉村備に居られけるが、團振り自身馬を入れ、鑓を入れよ〳〵と下知をなす。大將吉村一備、而も振らず眞丸になり、鑓を入るゝに付きて、かくなみ人追立てられ敗北す。吉村は、かくなみ人山春といふ者と、馬上より組合ひ落ち、所を、阿波伊兵衛落合ひ首を取る。かくなみ二番備、太鼓を打ち懸り來る所を、横鑓二番の人數、鐵炮を打たせ鑓を入るゝに付きて、相叶はず山上へ引取る。之を幸と、清正總勢眞丸に備へ、吉州へ備を入れらる。鍋島加賀守・相良宮内少輔は、長橋と申す所に在陣故、迎として自身も出でられ、

吉州に出丸を構へ置き候。是へ清正御居城なさるゝやうにとの用意仕る由、加賀守申されければ、清正喜悅し、さらば入城仕らんと、出丸に移り加州を呼び、王子を拜しさせ、おらんかい表の働、昨日かくなみ人に手を碎きし物語を致され、扨吉州は所がら、都に劣らざる自由よき地なり。吉州より安平迄十三日路は、清正持分として、年貢を收納すべし。其外は大分の事なれば用捨すべしと、所々の人數を定めらるゝ。吉州には、加藤清兵衞・片岡右馬允・加藤傳藏・永野三郎右衞門・原田五郎右衞門・天野助左衞門・山口與三右衞門、以上七人を將として、千五百籠め置き、さうとうには、近藤四郎右衞門・岡田善右衞門・佐々平左衞門を將として五百、たんせんには、加藤與左衞門・九鬼四郎兵衞・出田宮内・井上大九郎を將として五百、りせくには、小代下總・大膳次郎左衞門・長尾安右衞門を將として五百、ほくせんには、吉村吉左衞門・堤權左衞門を將として五百、はんかには、多川茂左衞門・並河金右衞門を將として五百、はつかいには、坂川忠兵衞・和田備中・大木土佐を將とし五百籠め置き、清正は、安平といふ所に居住すべし。加州の人數は、今迄の如くたるべしと相談し、

加州は歸宅に及び、さて清正に、あんへんへ行き、城普請經營し、移徙ありて、數日の苦勞を、少し休息せられし所に、鍋島近邊の者共一揆起り、苦々しき體註進に及ぶ。清正一通の狀を送らるゝ。書に曰く、

其面一揆發り候由、書中之通承屆候。如何にも丈夫に被討果ㇾ可ㇾ然候。其方之人數にて難ㇾ成候はゞ、無御隔心可ㇾ被ㇾ仰越候。左樣之事遲々候て、唐人め、內甲を見候はゞ、隣鄕隣郡へも移可ㇾ申候間、可ㇾ有御心得候。最前紙面にも如ㇾ令ㇾ申、唐人との武篇は、ためらひしては、流矢の一つも被ㇾ射當候て悪しく候。萬人の中へも、只一騎乘込み候へば、中々手にたまる事にて無ㇾ之候。其段下々へ可ㇾ被ㇾ仰聞候。貴所御わかやき御尤に候。恐々謹言。

十一月十七日　　加主清正

鍋島加賀守殿御陣所

右の本に書く所の人の名・時分相違あるなり。三宅角左衞門、此時は三宅喜藏と申すなり。和田備中、此時分、勝兵衞、大木土佐、此時織部、加藤美作、此時近藤作右衞

門と申しゝなり。本書の名は後に付きしなり。

續撰清正記卷第二終

續撰清正記 卷第三

第一 大明勅使に清正對面、大王よりの勅書披見の事。附返書并美女殺害の事

一、重ねて鍋島所より註進に、一揆殘らず退治の由告げ來る。清正心よげに鹿狩など興行し、休息の所に、遠見の者方より註進に、大明人、あんへんを指して參上仕る由申越す。清正返事に、朝鮮人ならば、能く見屆くべし、大明人ならば合戰に及ぶべし。大明にても小勢ならば、此方への使たるべし。其旨重ねて申越すべきとの儀なり。重ねて註進に、大明國の官人勅使なり。上下卅人・馬上の上官二人と申越す。勅使、程なく清正陣所へ參着し、通詞を以て申すは、大明國北京大王よりの勅使なり。大將清正に、對面すべきと申すに付、陣屋の掃除等申付けられ、種々の饗應(もてなし)を

す。淸正其時の裝束には、火威の具足を着し、銀の梨打甲を着、とひやう靭を腰に付け、太刀刀を差し、重藤の弓を持ち座に着き、扨勅使淸正に一禮し、大王よりの敕書を渡し、通詞を以て、叡慮の通を申す。意趣は、日本は、昔中華帝王の下にて、七つの一覇王なり。百王の約束をなし、王號を許し、毎年貢物を納め來りし。近代は、左樣の事をも取失ひ、剩へ今又日本小國の王の權臣太閤秀吉、人數を差渡し、朝鮮へ發向し、狼藉の段、叡慮穩ならず。是に依つて日本勢誅伐の爲め、四十萬の人數を差向け、れうとう境迄差出す所に、一戰に及ばず、小西行長を始め、日本勢悉く武具を捨てゝ逃げ退く。朝鮮の都迄追詰め、都に之ある宇喜多秀家を先として、何れも討取り、釜山浦を限り、朝鮮國の内に、日本人といふ者一人も之なし。淸正計なり。さり乍ら淸正は、法度を能くし、科なき者を斬らず、慈悲深き者の由、兼ねて叡聞に達す。朝鮮國王子並に朝鮮第一の美女を、淸正手へ生捕りし由。右の面々此方へ相渡すべし。然るに於ては、數千艘の船を北京より仰付けられ、淸正異議なく歸朝させらるべきとの敕使なりと申す。淸正、敕定の意趣を承聞し、四百餘州の大王

の御綸旨を、秀吉が家老として拜見仕る段、生前の大幸なりと頂戴し、勅使をも馳走あつて、引出物として、日本小袖一宛兩使へ出さる。勅使も此様子を見、喜悦をなし、五日逗留に及ぶ。其間に鍋島陣所の長橋へ使を遣し、美女を差越さるべき旨申遣す。鍋島返答に、此美女は、太閤へ差上ぐべきとの所存なれど、何篇も清正の下知に從ふべしとの仰なれば、如何様にも清正次第とて、侍一兩人美女に相添へ、あんへんへ差出す。美女參着せしかば、王子兄弟並に美女をも勅使に見すれば、紛なき此王子此美女の事なりといふ。其時勅答を相調へらる。意趣は、朝鮮國王子の儀は、太閤に問はずして、其方へ相渡す事ならず。美女は勅使の前に置く。平安道へ働く小西行長は、日本の堺の浦の町人なり。宗對馬守縁者故、朝鮮・大明への案内者に付、彼道へ差向ふ。日本太閤が本の武將といふは、加藤清正なり。四十一萬の人數を差越さるべし。幸ひ能き所に居住す。此太山を能く越すとも、一日に一萬ならでは越えまじ。一日に一萬づつ、四十日の内に輙く討果し、直に北京へ押込み、宮殿樓閣悉く燒崩し、大王をも生捕り、朝鮮王の如くにし、日本へ渡すべしと認め、

豐臣朝臣清正と書判をするゑ、敕使に相渡し、扨美女を外にて渡すべしとて、はたもの木にあげ、穗長の鑓にて、自身竿刺に突通すを、敕使見屆け、舌を震ひ怯ぢ恐れ歸國して、鬼上官と、大明國迄も風說す。

續朝鮮國の美女殺害相違の事

鍋島加賀守家來の者の取りたる朝鮮第一の美女を、清正自身鑓にて突殺して、大明國の敕使に見せられたると、本書にあり。是れ虛說なり。終に此物語致したる者なし。此儀、僞の仔細を、能く鑑みらるべし。初卷に記す如く、佐々陸奥守、武道のみにして、文道を知らざる故に、肥後國治まらざる事を、能く清正見及び、文道の端をも行ひ、慈悲を以て治めば、治まらずといふ事あるまじきと窺ひ知りて、前篇に記す如く、一戰もせずして、肥後國治められたる故、今高麗國退治の兩大將の其一人に選ばれ給ふ人が、謀になりとも、君子の道をこそ行ひて見せ給ふべきに、匹夫の勇を學び、美女を自ら殺害致さるべき理なし。第一此美女に咎なし。古語にも、

剛刀雖レ利不レ斬レ無レ罪とあり、又生而勿レ殺といふは、無レ罪而討則殺レ之とこそあれ。清正若年の時、肥後一國を治むるにさへ、大人の道の端を學びて、無爲に治められたる人が、大國退治の其武將に備はりたるに、罪なき女人を、輕々しく自身鎗にて突く事、思も寄らざる事なり。其上朝鮮人なりと、あるまじき事なるに、況や大明國の勅使が、此小勇を見て恐るべき事、曾て以てこれあるべからずと、却て笑はれ、誠に本朝の恥辱たるべき事なり。

第二　清正おらんかい・朝鮮人等軍の事
并唐人敗軍、都靜謐の事

一、宇喜多宰相並に三奉行連判にて申し來るは、都表一揆起り、釜山浦への往還自由を得ず、早々引返し、都を守護し然るべき旨、飛脚到來す。清正書狀披見し返答に、早々引取り、都を守護すべきと雖も、吉州方に人數を籠め置く間、呼集め罷上るべき旨申遣す。然る所に、吉州に籠め置かるゝ七人の者共方より申越すは、朝鮮・お

らんかい人、猛勢にて城を攻め候由申來る。淸正書狀披見し、後詰の爲とてあんゐんを打立ち、長橋へ着陣し、鍋島へ、右の段々語られしかば、鍋島返答に、吉州迄飛脚を立て、切拂ひ來るべしと仰遣さるべし。我々持分も、是より三日路四日あり。同名の者を始め、召置き候へども、自然斯樣の儀申來るに於ては、捨にすべしと申さる。淸正返答に、加州は左樣に候とも、我等家來の侍、難儀に及ぶを見捨つる儀仕るまじ。以來迄の爲めにてもあり、淸正迎に參り、難儀に及び候はゞ、淸正一所に討死すべし。さらば王子を預け申さんとて、王子並せゐとうす迄鍋島に預け、吉州へ着陣し、順覽あれば、おらんかい人・朝鮮人、一二萬もあるらんと見えしが、城を打圍み攻めにけり。淸正下知せられしは、大將の備を見定め、鐵炮を一度に放し、鑓を入れよと下知をなし、敵陣東の山の尾崎に、五色の旗見えたり。庄林隼人・鴾平次・小關平介申しけるは、旗のある所大將なり。あれへ懸り申さんと、妙法の旗を押立て、一度に鐵炮を放し懸け、噇と突懸りしかば、敵陣颯と引退く。城中より之を見て、門を開き突いて出で、一時計の戰に、城中城外に、首三千二十討取り、勝鬨を

上ぐ。山口與三右衞門は、敗軍の敵を深追して、中途を敵大軍に切取られ、手勢共に卅七人討死す。味方討死の侍七十五人・雜兵二百十一人なり。清正鐙に、半弓の矢三ヶ所中ると雖も、小疵にて、頓て平癒す。扨軍功を抽んでたる者共に、感狀褒美を遣し、討死の者共の死骸等、灰になすべしと、庄林隼人・齋藤立本に申付け、能きに計らひ、人數を集め、段々に備へ、心靜に陣拂して、都地指して押させらるゝ。清正は、鍋島陣所の長橋へ出で、預け置かれし王子並に官人せるとうす請取り、清正手勢鍋島・相良勢も、都に着陣し、大家を請取り、王子を籠置かる。然る所に秀家並に三奉行衆より申來るは、朝鮮一揆の奴原、傳奏館に楯籠り、狼藉仕る條、彼表へ押詰め退治あるべしと、使者來るに依つて、傳奏館東口へ清正、南口へ鍋島、西口へ相良勢に、清正家來吉村吉左衞門・加藤美作を加へ押向ふ。清正は、件のはね月毛といふ客いらずの馬に乘り、先勢の中に入り、下知せられし時、館中より半弓を射立て、突いて出づる。此方よりも鐵炮を放し懸け合戰す。一番飯田角兵衞・赤星太郎兵衞・新美藤藏鑓を入れ、散々に戰ひし所に、森本儀太夫・三宅角左衞門、二陣より只二騎驅出

し、飯田・赤星・新美に劣らじと、敵の中へ割込むを見て、一番二番の軍兵、一度に突いて懸れば、叶ひ難くや思ひけん、悉く館中へ火をかけ、火中へ飛入り〳〵、自害して死にけり。清正手に打取る首三百九十、味方討死侍廿一人・雜兵七十一人。則ち勝鬨を上げ、軍功を抽んでたる者共に、賞を宛行ひ歸陣せしかば、洛中穩になりにけり。扨又去る十二月七日より、せるとうす將軍を、津田三四郎といふ者に預け置かれしに、如何したりけん、清正都へ着陣の夜、せるとうすを取逃し、三四郎餘りに迷惑し、切腹すべきと申すと雖も、三四郎儀は、信長公へ續き清正内にて、五千石の身上の者なる故、赦免に及び、彼缺落のせるとうす將軍、程なくかせんほ川合戰の刻、討捕るなり。

第三　清正諸大將と問答の事并かせんほ川の陣所へ夜討の事

一、南大門の外清正陣所へ、宰相秀家を始め、三奉行・五奉行、其外大名衆參會し、永々

在陣にて、高麗・おらんかいの合戰に手を碎かれ、御手柄させられ、其上朝鮮國王子兄弟・官人等生捕られ、都へ歸り休息なく、傳奏館の一揆御退治候事、比類なき御手柄、御忠義名譽の至なりと申さる。中にも石田治部申さるゝは、此都に、永々籠城あつて各在陣、馬の草藁・ざうしなども、手づまらしき體なり。是より五里之あるかせんほ川の此方に、かくなみ勢十一萬、河の向に卅萬にて陣を張る。夫故方々の通路不自由なり。其上洛中兵粮も切れつ、釜山浦へ引取り、海邊に城普請あつて、日本より兵粮をも取越すやうに之なくば、中々長陣叶ふまじ。爰にて大明人に靜められんよりは、釜山浦に出で城を構へ、王子を籠め奉らば、都は籠の中の鳥に異ならずと申さる。清正返答に、我等は左樣に存ぜず。此都を手を碎き我物にし、今更大明人と一戰もなくて落退く事、無念の次第たるべし。秀吉公へ一左右申上げ、其上の儀にならば、兎も角もあるべし。其上樣子に依り、太閤是迄御馬を出され、異國の都御覽あるべきとある儀も候べし。さある時は、如何と申さる。重ねて治部申さるゝは、いかにしても、都にては兵粮盡きて、人馬の糧(かて)之なし。如何あらん

や。太閤へ申上げ、御朱印頂戴の其上にて、兎も角も之あるべく候やと申さるゝ時、加藤遠江守申さるゝは、御朱印頂戴迄は、砂を喰ひても、堪忍宜しからんと、治部少輔へ挨拶なり。清正又申さるゝは、かぐなみ人十萬の人數河を渡り、日本人を仕詰むるに於ては、此中何として追散らしては見られぬぞ。我れおらんかいへ發向し、手勢八千にて數度戰ひしに、敵は二萬三萬なれど、勝利を得ずといふ事なしと申さる。治部少輔申さるゝは。左様に容易く候はゞ、主計參られ、追散らされ候へ。清正はゐだけ高になり、某に追散らせとや。摩利支天も御照覽あれ、追散らして見せ申すべきと、則ち座を立たれければ、各歸宅に及び、さて清正は、王子の番に、新美藤藏・寺田笹之助に、人數五百附置き、其外は何れも食をたべ、打立つべしと觸廻し、自身も早六具を堅め、軍勢遲しと下知し、時は何時ぞやと尋ねらるゝ。三月晦日夜半計なり。清正一番貝を吹立てさせ、早打立たるれば、家來の軍兵共、我も我もと出立ち、其夜五里半之あるかぐなみ勢の陣所へ押詰め候へば、まだ夜は明けず、七つ時分なり。敵陣寢入り物音もなし。折節小雨交りの風吹きければ、敵前後を

忘れ起きもせず、清正下知に、一段能き時分なり。時雨降る事、天の與へ是なり。日本歸朝の後、國を大分に給はるべしと、秀吉公の仰なれば、一廉褒美すべし。轡の音せざるやうに、手拭にて卷くべしといひ捨て、清正は、敵の本陣の方へ、馬を靜に乘込み、大將の陣屋と覺しき所に、蠟燭爰彼に點し、前後も覺えず寢入りたる所へ、清正駈込み、大將と見えし者を切殺し、大將を清正討捕りたるぞと、大音聲にて呼ばはらるれば、其勢に軍兵攻入るを見て、かくなみ人取る物も取敢ず、東西南北へ逃げ廻る。清正下知に、首を取る事なかれ、鐵炮を放ち懸け、火箭を射よとの事なれば、本陣に火箭を射懸け、鐵炮を放し懸け、一番に鑓を入るゝ者共、加藤美作・小關平介・並河金右衛門・長尾安右衛門・坂川忠兵衛・鶴平次・小代下總・三宅角左衛門・飯田角兵衛・森本儀太夫・庄林隼人・阿波伊兵衛・大膳次郎左衛門・赤星太郎兵衛・榊原次右衛門・吉村吉左衛門・現權右衛門・池田甚九郎・有賀太郎助・久保田吉藏・松下清藏・久保吉右衛門・井上大九郎・大田半左衛門・齋藤與三右衛門・齋田傳右衛門・大木土佐・木村又藏、面も振らず突いて懸れば、かくなみ大軍兵、赤裸にて駈出で、河向の味方を

賴み、かせんほ川へ飛つかる。都に在滯の諸大名相談には、主計頭情のこはき者にて、一身敵陣へ赴きし。定めて追崩さるべし。何れも人數を、五百三百づつ續くべしと、清正跡へ人數を押詰む。加勢の人數、遲ればせに川端迄着陣し、川につかる半死半生の者を引上げ、一人して、二人三人宛首を取り、高名仕たる體にて、何れも川端に首をすゑ置き罷在る體を、清正見及び、右筆並に手を能く書き候者數十人呼出し、感狀を調へ、文章に、

今度かせんほ川の邊にて、かくなみ人十萬の大將麻貴將軍を、清正自身討捕り、其勢を以て追討の刻、其方事、河中にて組討被仕手を碎き、頸いくつ討捕り手柄之段、無比類候。武士は不知者なり。自然牢人被仕候之者、此狀を我等所へ可有持參候。雖爲清正小身證人に罷成、何れなり共、身上可相濟。仍感悅之狀如件。

加藤主計頭清正判

右の通何十枚も相調へ、さて首を取り申さるゝ衆は、銘々前に置き、相待たれ候へ。清正只今實検に參り候と申遣され候に付きて、何れも川端に首をすゑ相待つ所へ、

清正發足し、此首は何某所より參りたる何と申す者、討取る由申すに付きて、名譽の御働比類なく候と申され、卽ち右の感狀に、月日首數宛所計の書付け相渡さる。何れも感狀を頂戴し、以來迄の御文章、方々以て忝しと一禮に及ぶ、何れも歸陣仕るべきと申す。清正返答に、各是へ參らるべし。此上の大藏には米・大豆澤山にあり。藏を破り、あの牛馬に米・豆を付け、歸らるべしと申さるゝに依つて、一人して五疋十疋宛請取り、都迄引きも切らず、牛馬に續き運送す。さありて右の感狀取る者共、主人々々へ、清正より斯くの如くの證文給はり候と申すに付、諸大名衆褒美あつて、主計は名譽の大將、軍神の化身なるべしと、稱美せざるはなかりけり。

第四　朝鮮王子歸京の事、王子より主計頭へ禮書

一、宰相秀家並に三奉行・五奉行衆は、清正かせんほへ發向せし跡にて相談し、都を開け、釜山浦迄引取り然るべきの旨詮議に及ぶ。其儀に任すべき旨、秀吉公より御朱印なされ下さる。元より主計と秀家・三奉行・五奉行中惡しかりければ、主計が王

子を生捕りし大功を無にせん爲めに、遊擊を呼寄せ相談せしめ、太閤へは、王子を返し下され候はゞ、朝鮮四道を差上げ、秀吉公を大明國大王の聟になし參らすきべと、色々僞り申上ぐるに付、太閤喜悅なされ、二人の王子並に官人等、宰相秀家・三奉行迄、渡し返し遣すべしと、主計に仰下さるに付きて、其儀に及び、王子歸京の時、主計頭へ一札の禮書を送らるゝ。書に曰く、

兩王子臨海君・順和君・兩府夫人・陪官長溪君・上洛君・行護軍大將南兵使等、自ニ壬辰年七月廿四日一、被レ擄ニ日本大將軍主計頭清正一、入レ城相見、卽加ニ禮遇一、一行下人並給ニ衣糧一、撫控頗至、又稟ニ于關白殿下一、到ニ釜山浦一、還許ニ放還京城一。其慈悲如レ佛。眞箇日本中好人也。況素聞關白殿下、雄傑無レ雙、四隣皆畏レ之。且善ニ放分別一待ニ隣國一、王子諸官稍存ニ舊意一、慇ニ其渡海一、使レ復ニ于京一、其恩厚與ニ北海一俱深。一行之人其敢忒レ忘ニ後日一。若對ニ日本及主計頭一、復發ニ雜談一、少有ニ背負之意一、非ニ人情一也。天地鬼神共知レ之矣。修レ好之日通レ書寄ニ情事一。

順和君書判　行護軍書判

萬暦廿一年六月初二日　南兵使書判

臨海君書判　長溪君書判

第五　晋州落城附森本・飯田・後藤・堀、先陣後陣爭ひの事

一、小西攝津守は、秀家並に奉行衆相談し、大明朝鮮と和平を司り、和睦相濟む段申上げけれども、太閤仰には、長谷川藤五郎・木村常陸・加藤遠江守等に敗軍させし牧使が居城晋州を攻め落し、其上にて和平相濟むべしと仰下さる。清正は、小西口儀を僞りて調へ、粉骨を盡して生捕りし王子二人を送り返す事、安からず思ひ、晋州攻落し、和平を破らんと進み、陣拂して都を出で、十三日と申すには、釜山浦より三里奥へ着陣し、清正繩張して、やくさん・こもかいに城を取り、總軍兵として普請に及び五月仲旬、やくさんを立ち、牧使が城晋州に着陣す。總軍勢着陣し、晋州の城を取卷き竹束を附け、晝夜十五日の間攻寄する。城中より火箭を射出し、様々手段を

盡す故、攻め倦んで見ゆ。大手の門丑寅の攻口、左は加藤主計頭、右は黑田甲斐守なり。主計頭は、此城を一番に攻落し、和平を破らんとの所存なれば、數百疋の牛を殺し、毛を内になし、龜の甲を作らせ、其内に足輕を入れ、自由を振舞ふに依つて、火箭も中らず、石垣の隅の大石を撥外し、七八間崩る。一番、森、儀太夫乘込む。鐵炮にて向脛を打たれ流落す。二番、黑田内後藤又兵衞・堀久七乘上る。三番、主計内飯田角兵衞乘込み、三人寄合頭に行き合ひける。角兵衞、又兵衞が具足、上帶を取り、御邊一番乘と申すべきやといひ捨て、妙法の旗を差上げ、加藤主計頭内飯田角兵衞一番乘と名乘る。又兵衞腹立し、一番乘は後藤又兵衞・堀久七ぞと名乘る。角兵衞は、早敵を一人切殺し、首を取る。二番に、加藤清兵衞・柏原藤五郎・吉村吉左衞門・赤星太郎兵衞・小代下總・三宅角左衞門乘込む。主計・甲斐守も、乘入られける所へ、甲州へ、飯田取りし首を見せ、一番乘一番首取るといふは、角兵衞なりと申捨て、總軍勢乘込み落城す。牧使は痛手を負うて、石垣の隅に隠れ居たるを、秀家内岡本權之丞といふ者、頸を取る。さて秀家陣所に、諸大將參會に及ぶ。秀家申されしは、

晉州の城落去の旨、太閤へ註進申上ぐべし。一番乘、加藤・黑田兩所の內なるべし、如何とある。主計申さるゝは、我等甲斐守、攻口同前なり。然れども僞の甲を仕出し、石垣を撥崩し、一番に乘込みしも森本儀太夫・飯田角兵衞と申す者なり。甲斐守、申分あるまじと申さる。甲斐守返答に、主計頭申さるゝ如く、一番に石垣を撥崩したるは御邊なり。然れども我等內後藤又兵衞・堀久七、一番に乘込み候と申さる。主計返答に、幸ひ森本・飯田を召連れ候間、御邊も兩人の者を呼出し、對決宜しからんとあり。諸將尤なりと申さる。黑田も兩人召されられしかば、四人呼出し、一番乘は誰やらんと問ふ。森本は痛手を負ひ、膝をも立て得ずしてありけるが、晉州の城石垣撥崩し、一番に乘込みしは、主計頭內此森本儀太夫なり。然れども向膝を鐵炮にて打たれ、城より流落する所へ、又兵衞・久七・角兵衞も、來りしぞかしといふ。又兵衞・久七も、森本申上ぐる通なりと申す。飯田申すは、森本申す如く、某・後藤・堀三人、寄合頭に乘上り候。後藤は某より一足早く上り候を、具足の上帶引すゑ、妙法の旗を投入れ、加藤主計頭內飯田角兵衞一番乘と名乘る。然る所に後藤・堀も名乘り、旗

某は敵を一人斬伏せ、首を取り候所へ、主計頭も甲州も乘込み候に行合ひ、一番乘一番首と名乘り候。斯く仕りたる角兵衞を座中に於て、諍爭ふ者あるべく候やといふ。後藤・堀も、角兵衞申上ぐる通なりと申すに付きて、註進狀に、主計頭晉州の一番乘、殊に石垣一番に撥崩し候。一番乘の次第書付に曰く、

一番に乘入候へ共、鐵炮に中り流落す　加藤主計頭內　森本儀太夫

森本に續き乘申候。然れども名乘不申候　黑田甲斐守內　後藤又兵衞

後藤と同斷　右同人內　堀　久七

後藤・堀に一足遲く乘上り候へども、後藤が上帶を引すゑ、妙法の旗を差上げ名乘り、其上一番首取り申候　加藤主計頭內　飯田角兵衞

斯くの如く書付、註進に及び候なり。

一、淸正は陣所へ歸り、森本・飯田を召寄せ、扨も〳〵兩人の粉骨比類なし。飯田能くも仕りたり。日本一の手柄たるべしとて、飯田に、三千石の加增をし、森本に、二千石の加恩、二番に乘上りし者共にも加恩あり。石垣撥崩したる足輕卅人に、二百

石宛知行を下行せられける。扨晋州の城一番乘仕り、比類なき忠義の旨、太閤より御感狀を下され候。書に云、

今度牧使が居城晋州、總軍勢を以て攻崩候刻、其方事名譽の龜の甲仕出し、石垣掇崩し一番乘仕る段、粉骨之至に被思召候。其上家來森本儀太夫・飯田角兵衞無比類働、不可勝計候。則爲褒美正宗之刀被遣候。總而主計頭事、おらんかい・與高麗・傳奏館・かせんほにての働、無油斷入精候。歸朝之上、可被加御恩地候。儀太夫之儀字、角兵衞之覺字、可爲右之文字。能々可抽戰忠候。猶淺野・長束可申候也。

七月三日　秀吉御書判

加藤主計頭殿へ

晋州の城の斥候(ものみ)の事

晋州の城近く押寄せたるに、誰がいふともなく、晋州の城を開け、軍勢は殘らず退

出したると風聞ありけるに依り、諸大將、手廻りの者共召連れ、城の向の山へ忍びて上り見給へば、城內に人と思しき者、曾て以て見えず。いかにも靜まり返つて、煙の立ちたる跡もなし。誠に開城と見えたる時、ある大將の宣ふは、敵、城を開きたる事疑なし。いざ此人數計にて行きて、城內を見給ふべきやとありけれども、兎角の挨拶なき時、淸正聞きて宣ひしは、少し不審に思ふ事もあれば、暫く見給ふべし。誠に開けたるに於ては、見ても益なし。若又日本人を謀りて見べき爲め、伏隱れて居る所へ、此小勢にて卒爾に行きて、不覺を取るに於ては、本朝の恥辱不可過之。日入酉迄待ち給ふべし。大國の者の根器厚くとも、大きに變る事はあるべからずと宣ふ時、諸大將尤とありて、良久しく守り居給へば、案の如く酉の刻過よりも、爰彼處より伏隱れたる者共、皆起立ちて、敵見るが內に、雲霞の如く城中に滿てり。此時卒爾に城へ入りたらば、一人も殘らず討捕らるべしとて、淸正智慮の程を、感ぜぬ者なかりしなり。總じて朝鮮人は、伏隱るゝ事が、及び難き上手なり。淸正宣ひしは、日中に伏したる者は日入酉に見え、夜中に伏したる者は、平旦寅に顯るゝ

者なり。此儀心得べき事なり。

續晉州の城攻の時龜甲作る事

晉州の城、いかにも堅固に見えたる故、淸正見計らひ、諸勢の手賦し給ひ、晝夜の境もなく攻めけるに、城中に、敵大勢楯籠りたると見ゆれども、少しも騷がず靜まり返つて、高櫓の上より、大石を投懸け〳〵、楯の板を微塵に打碎き、漂ふ所を半弓を以て、差詰め〳〵射ける事、雨の降る如くなり。さらば夜中に攻めんとて、數萬騎の勢共、城の四方を、稻麻竹葦の如く打圍みて、尺寸の地も餘さず充滿たり。旌旗の風に翻つて靡く氣色は、秋の野の尾花が末よりも繁く、劍戟の月に映じて耀ける有樣は、枯野に布ける霜の如くなり。大軍の近づく所には、山勢是が爲に動き、鬨の聲の震ふ中には、坤軸須臾に碎けたり。此勢にも恐れず、いかにも靜に、夜もすがら塀のさま毎に、明松をひしと出し、朝迄一つも消ゆる所なし。火の大小もなく、同じ大さに見えけり。續松一丁にて、明日迄ありけるか、又點し替へ〳〵けるか、剎

那も消えたる事を見ず。不思議希代なる事なりと、諸大將舌を卷き給ひしなり。塀際へ攻寄すれば、火矢を射懸け、明松に火を付け、夥しく投懸け、手を替へ品を替へ防ぎ戰ひける間、軍勢是に攻め倦んで、只徒に、數日城を打圍みて、守り居たる計なり。時に清正、龜の甲といふ物を巧み出し給ふ。其龜の甲といふ物は、乘物の様にして、足に車を四つ付け、乘手が金手子にて、そろ〳〵押寄する事なり。夫に長き細引を付け、跡へも自由に引戻すやうに拵へ、抛續松の火の付かざる爲めには、本書の如く牛の皮を剝ぎ、生肉の付きたる方を上にして包みたるなり。牛數百疋とあるは相違なり、龜の甲三つなり。足輕三十人とあるも詐なり。三人なり。其時の様子は、清正、足輕共に向ひて宣ひけるは、誰か我に先立ちて命を輕んじ、此龜の甲に乘つて押寄せ、石垣の角石を一つ二つ撥ねたらば、難なく崩れ倒るべし。其時城中へ乘入るべし。此時第一寄せ難き所を請取りたるに、清正が手より乘取るに於ては、日本第一の手柄なり。併ら其者は石に打たれ、助かる事はあるまじきなれば、國にある妻子共に、恩賞を與ふべし。若又命恙なき事ならば、當座に知行下行

あるべきと宣へば、御言葉の下より、足輕三人罷出でて申しけるは、我等式が命を捨て、此城の一番乘遊ばされ、諸軍勢に勝れて、御手柄を取らさせられ候はんに、身命を捨つる事、之に過ぎたる幸なし。石垣撥崩す事は、御心安く思召さるべく候。石に打たれ助かる事は、百に一もあり難き事なれば、日本に殘し置きたる悴共、御歸朝目出度遊ばされて後、御恩賞に預かるに於ては、忝かるべしと申上げ、則ち龜の甲に打乘りて、勇みに勇み押寄する。城中に之を見て、半弓を射懸け、石を以て打懸け、明松に火を付け、投懸け〳〵防ぎけれども、思切つたる者共なれば、少しも怯まず押寄せて、龜の甲より飛んで出で、金手子を以て、石垣の角石を、ゑいたう聲にて撥ねければ、流石小石にて、築重ねたる石垣故、樕々と崩れける。諸軍勢、之より嗔と乘入りたる事なり。一番二番乘の次第は本書の如し。右の足輕共は石に當り、疵は負ひけれども、命は恙なく助かりけり。則ち三百石宛知行被下、馬廻組に入置かれたるなり。誠に大死の底の人、却て活するとは、此足輕共の事なるべし。

續 秀吉公より御感狀に、角兵衞・儀太夫名字不審ある事

晉州の城一番乘仕り、比類なき忠功とありて、秀吉公より、御感狀被下たる末の文に、義太夫の義の字、角兵衞の覺の字、右の字たるべしと本書にあり。此儀終に承らざる事なり。但其御感狀見たる仁が、記したるが不審に候。仔細は、角兵衞、後迄此角の字、自他共に書かるゝ。此覺の字、書きたる事なし。同晉州の城に乘入り候時、矢木八右衞門と申す者、具足の綿上に矢を射付けられけるを、取つて引拔きければ、矢柄計拔けて、根は止まりけれども、事急なる時故、其儘城へ乘入り、偖其夜に入りて陣屋へ歸り、矢の根を拔くに、骨肉に喰しめ、一圓拔けざる故、手負を足にて踏付け、鐵鋏を以て矢の根を挾み、漸々拔きたり。此時老功の者いひしは、何時も當座に拔かねば、肉喰しめ、後は拔けぬ物とぞ。

第六　小西行長、秀吉公へ、清正を讒言する事

一、主計頭は、晋州落城已後、安康へ働き、猛威を振ひ引拂ひ、せつかいといふ所に在陣す。小西は、やくさんといふ所に在陣す。小西攝津守、虛言の和平を、太閤へ申上げ、王子を返し、北京大王へは、古の如く大明國へ、日本より貢を運送し、北京の下として、永く仰ぎ申すべき由申遣すに付、大明勢も引退き、日本勢も、釜山浦迄引退く。是に依つて、日本へ一の傳奏二の傳奏とて、勅使來朝す。一の傳奏、金銀珠玉を持ち、結構なる體にて來るを、清正内三宅角左衛門・鶴平次といふ、鐵炮頭の足輕共、追剝仕るに依り、二の傳奏來朝す。治部少輔と清正、元より中惡しかりけるに依り、主計を何卒して、遠流すべきとの企をなす。小西とは、水魚の交なれば、色々太閤へ讒言申上げらる。其箇條に、主計頭事、今度朝鮮國にて、數度の手柄を仕るよし雖も、一方の大將仰付けらるゝ小西攝津守を、日本堺の浦の商人と申し、我身は御許しなきに、豊臣清正と、北京大王への敕答を相國へ、剩へ異國本朝の御

行長、清正を秀吉に讒す

和平、小西才覺を以て相調へ、大明國より、日本へ和を乞ひ候敕使其一の傳奏を、足輕に申付け追剝仕り狼藉の段、前代未聞に候よし、色々申上るに付きて、太閤御立腹なされ、扨々惡き主計が所存かな。日本の外聞といひ、太閤を蔑にする事、一方ならぬ曲事、是非に及ばず候なり。小西和平を相調へ候上は、主計頭も歸朝すべし。科の輕重を、御聞なさるべきと仰遣さる。

第七　清正歸朝、御勘氣蒙らるゝ事

一、大明朝鮮の傳奏來朝の旨、小西治部少輔を以て申上ぐるに付きて、太閤も兼てより、馳走なさるべきとの儀にて、奔走に及ぶ。傳奏登城、太閤は上壇に御着座、傳奏は次の間に置かれ候を、傳奏、通詞を以て申上げけるは、日本太閤秀吉、大明國へ和を乞ひ申さるゝ上は、我等共とは傍輩なり。第一此冠を、太閤へ御免なされ候敕使なれば、太閤無禮なる仕方なり。太閤次の間へ下り、大王より御免なされ候敕書・冠を頂戴あるべしといふ。其旨太閤聞召され、殊の外怒り給ひ、小西表裏を申上げつ

ると思召し、此冠捨つべしと仰せられ、廣庭へ御捨てなされ、扨敕書を、台長老・折長老に讀ませ、御聞き候へば、小西申上げし旨と相違して、敕使申上ぐる通なり。太閤彌御機嫌惡しく、秀吉を大明國王の婿になし、朝鮮四道を差上ぐべしと、段々小西申す故、人數をも釜山浦迄引取り、王子をも返し候事、千悔盡し難し。小西を呼び候へと御前へ召され、首を刎ぬべしと怒り給ふ。色々御詫言申上げ、治部少輔達つて取成し申上ぐるに依り、當座の難を逃れぬ。是に依つて異國本朝の手切とぞなりにける。

一、主計頭清正は、太閤の御勘氣を蒙り、日本へ召さるゝをも悔みなく、仕懸かりし城普請等、夜を日に繼ぎ成就の上、鍋島へ相渡し歸朝し、伏見に參着し、日頃增田右衛門尉と挨拶能きに付きて、太閤へ御詫の談合として、右衛門尉宅へ直に參らる。折節台長老など咄半なり。奏者谷市介罷出づる。清正對面して、高麗より歸朝の通を、申入れられ候へとの事なれば、其段市介申せしかば、御通り候へとの事なり。清正着座して申されけるは、我等只今高麗より、直に貴殿へ參る事、餘の儀にあら

す。御存じの様に、治部少輔と中悪しきに依り、色々様々我等を支へ申すに付、太閤誠に思召し、切腹仕候へとの急使あるに依り、歸朝仕る。治部少輔と我等中悪しき段、上にも内々御存知なり。其上數年、高麗陣中に忠を盡し候の間、勳功にこそ預かるべきを、讒言を誠に思召され、斯くの如くの儀、是非に及ばずと申さる。右衞門尉返答に、數年の御忠義は、天下に隱れなし。さり乍ら上への御斷の儀は、治部少輔と中を御直りなくば、事濟むまじ。誰か今の世に於て、治部めなどと申す者、日本中にあるべしや。治部と中を御直りあるべきとの儀ならば、明日にも我等治部少輔へ申し、相濟ますべし。さなくば御理の談合はなり申すまじと申さる。清正返事に、八幡も御照覽あれ、治部めと、一世中、仲直り仕るまじ。其故は、朝鮮國にて數ヶ度の合戰に、一度も手に合はず、人の影事のみ申廻り、讒言を構へ人を倒し候はんとの企仕る汚き奴原𪜈中直りて何にかはせん。縱ひ太閤の御前直らず、此儘切腹仰付けらるゝとも、治部めと中直り仕るまじ。貴殿も聞えざる仕方なり。誠に朝鮮在陣中、晝夜苦勞して、只今清正直(すぐ)に參りたる上は、日頃の好といひ、せめて

玄關迄こそなくとも、次の間迄出でられ、久しく懐しなどとは申さるべき事なるを、居ながら首計り捻り廻しての挨拶は、過分にもなし。所詮貴殿などの樣なる、禮儀をも知らざる人と、いひ談じても何かせん。向後申通ずまじと、座敷を立ち歸られける。其時右衛門尉立送り、其儀にてはなし。今少し御話候へと申されけれども、聞きも入れず歸宅なり。清正家來の者共悔みには、扨々物狂はしき人かな。斯樣の讒言は、昔も今もある習ぞかし。清正を、三奉行・五奉行衆惡み中惡しき内に、右衛門尉一人入魂なりしに、斯くの如くなる違ひ、扨も〳〵、是非に及ばぬ次第なり。定めて御斷もするどに立つまじ、切腹あるべきやと、何れも悔まぬ者はなかりけり。

第八　大地震の事、清正登城の事

一、慶長元年七月十二日の夜、大地震ゆる事、二百年三百年にも、斯る例(ためし)を聞及ばず。日を越えて止まず。洛中・洛外・伏見・大坂は申すに及ばず、五畿内押並べて地震、京中其外在々所々に至る迄、一字も殘らず倒れ、押に打たれ死する者、數を知らず。

地震ゆると、則ち清正起上り、二百人の足輕に梃を持たせ、侍共召連れ、伏見の御城へ馳行きて、太閤御座候邊迄參らる。早太閤も、御居間を出座ありて、大庭へ出御なされ、御敷物を敷き、幕屛風にて圍ひ、大挑燈を點させ御座なさるゝ所へ、主計頭、つゝと參られ候へば、太閤は、女の御裝束にて、政所樣・松の丸殿・高藏主、其外上﨟衆の中に交り、御座なされ候。然れども清正御聲を聞知り、早御出なされたると喜び、高藏主々々々と、主計頭申され候。たうと答へ候時、加藤主計頭是迄參りたり。大地震夥しく候の條、上樣を始め押に打たれ、御座なるべきと存奉り、撥外さん爲め、二百人の足輕に、梃を持たせ參り候通り、太閤樣・政所樣へ仰上げられ候へと申されければ、其聲を、太閤樣・政所樣聞召され、扨々早く參りたる者かな。氣の利いたる者かなと、太閤仰せらるゝ、政所樣は、主計頭を御懇になさるゝに依り、樣々の御挨拶なり。其時主計頭申上げらるゝは、高藏主能く聞召して、上樣へ仰上げらるべし。主計事、此五六年朝鮮國へ遣され、數ケ度の合戰に大利を得、都への一番入仕り、王子兄弟官人等、悉く生捕り、おらんかい迄押詰め、猛威を振ひ、吉州表にて手を碎き、

かせんほにて、かくなみ十萬の大將麻貴將軍を、主計自身討取り、總勢川へ追はめ、悉く討捕り、傳奏舘にて手を碎き、晋州の城一番乘をし、安康へ働き、骨を碎きし忠義には、少しも思召されざる分、小西攝津守、數千の陣に後れを取り、表裏を申上げ、和平の段申上ぐるをば、ゆめ〳〵御存じなされず。私、治部めと中惡しきに付、種種讒言仕候を、誠と思召され、今又切腹すべきと、高麗國より召寄せられ候と雖も、私、誤之なく候へば、天道の加護之あるべしと歸朝仕候。治部め、支へ申すに付、腹を切らせられんとの儀、只今迄三度なり。誤なきに依つて、申開かん爲め、今迄永らへ申す。今度の次第も、能々聞召され候はゞ、越度なき段は、頓て知れ申すべきと、いかにも高聲に申されしを、太閤具に聞召し、主計事、五六年此方朝鮮にて、炎天寒天ともいはず、晝夜辛苦仕る故、日に燒け色黑く、痩せ衰へたる姿を、太閤御覽なされ、無慙と思召しけん、御涙を流され候。其時主計、高藏主へ申されしは、夜中そばつらなる體に候條、中門には、我等者を附置き申すべきと申さる。高藏主、御前へ申上げらるゝと雖も、未だ物も仰せられず、御うなづきなさるゝに依り、主計

頭内加藤傳藏・加藤與左衞門・和田備中・大木土佐・小代下總・出田宮内を附置き、主計に申斷らざる中は、誰をも通し申すまじき旨、堅く申付け、其後治部少輔其外奉行衆登城、中門にて止め申す時、治部なり、苦しくもなし、通し候へと申さる。主計者共申すやう、何、治部少輔などといふ者が、今迄遲く參る者か、通すまじといふ。治部申さるゝは、誰か天下に於て、此治部少輔を知らざる。門番は何者ぞといふ。加藤主計頭なりといふ。其時治部申されしは、主計は、御前を御許しなされまじき者なるに、斯く振舞ふ仔細は、如何にと申すを、太閤聞召され、治部少輔通し候へと、仰せらるゝに依つて、主計申すやうには、彼背の小さきわんざん者めが、通し候へと申さるゝに付、門を開き、治部少輔、内へ通られ候なり。其後何れも大名小名登城に付、廣庭も狹くなる。其時太閤樣も政所樣も、松の丸殿を始め、各石垣の後築地犬走へ提燈を御上げなされ、其時太閤御諚には、未だ御前をも御許しなき者が、御前を取持ち候間、石垣より上には無用と仰せらるゝと雖も、主計は夫にも構はず、がんぎの下に立居られ候。其時迄も、何とも御詞もかけ給はず。然れども何と思

召しけん、提燈をともし上げ、主計をさい／＼御覽なされ御落涙。政所樣・松の丸殿よりも、御上﨟衆を遣され、御前は大方事濟みしぞかし。さい／＼御落涙なされ候間、少しも氣遣仕るまじと仰下さる。又内々、治部少輔を何とも思はず、主計頭に心寄せの衆は、主計が科なくて、治部少輔に支へられ、難儀仕候を不便に存せられ、此樣子を見、主計頭際へ寄られ、心安く存せられ候へ。誤なき段は顯れ、斯く御懇に候上は、日本は神國なり、扨々目出度事なりと、詞を放つて悦を申さるゝ衆多し。やうやう夜も明方に及びければ、何れも下城すべしとの仰に付、主計頭も退出なり。

續 大地震の時の事

本書にある大地震の夜、清正は、夜咄常の如くいたされ、亥の刻過に閨へ入り給ふに、何時も次の座敷に、近習の小姓共寢ねけるが、緣の雨戸を一枚立てずして、皆寢ねけるが、或者之を見て、誰か用所に行きて、跡の戸をしめずして寢たるぞ。開けたる仁、起きて立てられよといふに、我は先に出たり、誰が跡に出たると、互に云合ふ間

に、皆寢入りける時、大地震俄にゆり出で、中々夥しき事にて、戸障子の開けらるゝ事にてなかりけるに、件の立てずして置きたる雨戸の口より、清正も小姓共も、一度に大庭へ走り出づると、則ち其家ひしと潰れけり。常の如く、宵より立しめて置くならば、中々開ける事なるまじき故、殘らず打詰めらるゝにてあるべきに、鬼の角のといひて、戸を立てざるは、清正常に鬼神を敬ひ、社稷の神を祭り給ふに依つて、天神地祇の擁護の眸（まもり）を廻らし、御守り給ふ故なるべしと、冥感肝に銘じ給ふ事なり。偖伏見の御城へ馳行き、清正は城内へ入り給ふ。供の侍共は、皆城外の堀端に並居けるに、何者の申すともなく、秀吉公も、押に打たれさせ給ひて、御他界ありたると、ひそめき合へる時、七つの太皷を、いかにも押靜めて、常々の如く打ちけるを聞きて、扨は秀吉公は、何事も御座なきとて、諸人嗟と悦びける事なり。此時歲廿二三程に見えたる若黨一人、清正者共の居たる所へ來り、我等は、增田右衞門尉者にて候が、用の儀申付けられ、使に、城中より罷出で候ひけるが、返事申すべき爲め、色々斷り申候へども、ふつと御門を入不ㇾ申候。大事の用にて候により、返事申さで

は、叶はざる事にて候間、あの崩れたる石垣の上に登り呼ばはり、城内より人を呼出し可申通候が、石垣の上に登りたる者をば、内より礫にて打つと見え申候へ共、申さで叶はざる用にて御座候儘、上り申候。礫にて打たれ申候とも、越度にはなるまじきかと存候。各へ斷の爲にといひけるを聞きて、扨々若き御方の、一段と能き念なり。縦ひ礫中り申候共、少しも恥辱になるまじき儀なり。後々に於て、兎角申す者ありとも、清正内誰彼といふ者共、苦しからざる證據に立申すべしといひて、彼仁、石垣の上へ登り呼ばはりて、内より人出合ひて、返事いひ通じたる事なり。是は他家の者の事なれども、心得にもなるべき事なりと思ひ、誌すなり。此地震の時、日本へ歸られたるを、清正家にては、中歸朝といふなり。此節は、總人數は、朝鮮國に殘し置きて、近習の侍小姓共計り、供に來る事なり。

續 梅木田民部といふ者、本渡の城取りしを、策を以て取返す事

高麗出陣の時分は、天草の郡を、清正預かり給ふ故、中歸朝前に、本渡の城の番に、酒井善右衞門と理右衞門名字は失念といふ者兩人に、足輕少々相添へ殘し置きけるに、或時兩人の者を、所の町人振舞ひける故、町屋へ出でて、終日居ける留守に、梅木田民部大夫、與風思立ちて一揆を發し、我手に從ひたる百姓共を少々引連れて、どろどろと押懸けしに、此城落城已後は、はかばかしき普請も之なきに依り、四方の圍も露破になり、其上何の覺悟もなくて居たる折なれば、門番の足輕共を追散らし、易易と城へ入り、門々をひたひたと打ちて、我手の者共に、所々の番をさせ、難なく城を取りしなり。此梅木田民部大夫といふ者は、天草の地下の侍なり。偖兩人の者、町屋にて、此由を聞きけれども、少身者共の事なれば、人數は持たず、城を取返すべき方便はなし。十方に暮れて居たりけるが、善右衞門心を靜め、暫く思案していひけるは、扨々是非に及ばざる仕合なり。何の面目ありて、熊本へは歸るべき。是よりも何方へ行きたりとも、誰か一夜の宿を借すべき。又今爰にて自害をして死なんも、餘り口惜しき事なり。最早此上は恥を捨てゝ降參をして、梅木田が家臣にな

るより外の分別はあるまじきと申しければ、理右衛門聞きて興冷し、是は思ひ寄らざる分別かな。其方は狂亂していふか。我等に於ては、只今爰にて居乍ら、首を刎ねられ候とも、降參をして、民部が家來の者になる事はあるまじきぞ。只疾々自害して然るべきといひければ、善右衛門聞きて、斯くいへばとて、命を惜しむにあらねども、能々思案して見給ふべし。只今自害をして死する事は、いかにも安き事なり。さり乍ら何の益もなき犬死なり。活きて泥中に尾をひく龜も、一度蓬萊に逢ふといふ事もあるぞかし。曲げて降參し給へかし。若又承引致さずんば、其時汝と某と刺違ひて死すべきと、據なくいひければ、理右衛門是非なく一同して、則ち町人を頼み申しけるは、今度の御手柄の段、兎角申すべき樣なし。我等共、大きなる油斷者と罷成候上は、熊本へ、何の面目候て歸り申すべき。又何方へ參りたりとも、油斷者と聞くならば、誰かは扶持し申すべき。自害をも致さんと存候へども、流石に又妻子共が不便に御座候に依り、罷不成候なり。哀れ〳〵召抱へ下され候へかし。若又御扶持なき物ならば、餓死仕るにてあるべくと存候へば、御慈悲を加へら

れ候に於ては、生々世々忝るべき旨、無二の志の通り、再三いひければ、梅木田、飽迄不敵なる者故、安々と同心していふやうは、誠に彼等は大きに油斷者なり。其上妻子共の餓死せん事を歎きて、自害をも得せぬ程の不覺者共なれば、別の仔細もあるまじ。縱ひ野心を存ずるとも、何程の事かあるべき。我れ今扶持せずんば、餓死する事必定たるべし。誠に不便なる事なり。達つて降參するならば、扶持し抱ふべし。此情を過分に思ひ、野心を存せず奉公たせといひて、相違なく抱へけり。兩人の者、忝き由申上げ、二心なき體に、いかにも忠功振をして勤めけり。然るに此梅木田、比類なき大上戶にてありければ、或時酒宴を始め、夜陰に至つて、下人共を呼出し、盃を差して謳うつ舞うつ飮みけるが、醉狂の餘にや、兩人の者を呼出しいひけるは、我れ數年の莅を達し、今此城主になりたる事、一生の幸、是に過ぎたる悅なし。汝等も、向後は忠功を盡すべし。一廉恩賞を與へんぞ。二心なきに於ては、上戶にても下戶にても、三盃飮めといひて盃を差しければ、善右衞門罷出で、盃を取りて三度戴き、扨も〳〵忝き仕合なりといひて引請け〳〵、大土器を以て、三盃續け

て飲みければ、先も、氣味よき飲み樣なり、さらば肴を出すべしといひける時、つかつかと傍へねり寄りけれども、醉ひ亂れたる故なれば、何の氣遣もなく見えて、大根の淺漬を挾み、汝是より後は、大剛者になれよと戲れて、も一つとて强ひたりける。忝しといふ儘に、又たぶ〳〵と請けしを見て、偕々手際な請樣とて、手を打ちて笑ひ、彌興に乘じたる體を見すまひて、持ちたる土器の酒を、民部が面にさつと打懸け、脇差を拔いて飛懸つて、眞甲を斬りければ、心得たりといふ儘に、腰の刀に手を懸けしが、大酒に醉ひつる事なれば、難なく二刀に切伏せたり。其座にありたる者共、是は狼藉なりといひつゝ、善右衞門に討つて懸りける所を、理右衞門刀を拔いで切拂ひければ、流石一揆の奴原なれば、蜘蛛の子を散らすが如く逃去りけり。善右衞門、矢倉の上へ駈上り大音上げ、一揆の大將梅木田をば、事故なく討ちたるぞ。早早出合へと呼ばはりける時、方々に居たる足輕並町人共出合ひ、噇と城へ押込みて、一揆の者共、方々へ追散らし、卽時に城を取返しけり。此節秀吉公、名護屋に御在城たる故、兩人の者を召寄せられ、今度の樣子神妙の至り、比類なき手柄仕りたる

と仰せられ、御前へ召出され、御盃を被下、知行二千石の御朱印、善右衛門に下行あり。理右衛門も同じく御盃被下、御朱印頂戴致したり。知行の高は失念仕候。兩人の者、面目を施し、前々の通り、清正家に罷在りて、逝去以後迄、奉公勤めたる事なり。

續撰清正記卷第三終

續撰清正記 巻第四

第一　清正勘氣御赦免の事、行長讒言露顯の事

一、御政所・松之丸殿より、主計所へ御使あり。主計頭御勘氣の儀、早相濟み候なり。さり乍ら主計程の者の御勘當を、御うら傳ひにて免し直さるゝ事は、世間の批判もいかゞに思召され、御表向にて、家康・利家など取成を以て、召直され候はんとの儀にて、只今御廣間へ出御なさるゝ間、定めて頓て召出さるべく候條、左樣に心得候て、進物など何にても上げ候はんと存ぜらるゝものを書立て、御臺所へ、主計者を差上ぐべしとの御使なり。然る所に、家康・利家より使として、榊原式部大輔參られ候。只今太閤、御廣間へ出御なされ、主計事仰出さるゝに依り、御取合ひ申上候へば、夜前早速罷出づる段、神妙に思召され、御前御免なされ候。委しくは治部少輔

右衞門尉・德善院より、申來るべきとの儀なり。案の如く三人より三使來り、口上に、主計頭、數ヶ度不屆の儀之ありと雖も、夜前早速登城神妙に思召し、御勘氣を御許しなさるゝ條、早々登城致すべしとの上意の旨なり。次に三人、內證にて申候。上樣、未だ筑前守殿にて、主計頭虎之介と申し、御腰本にて召使はれ候時の如くに、何事を仰せられ候とも、口答仕られまじ。今は天下の主太閤迄に、御昇進ましく候。古の如くに存ぜられず、何やうの儀を仰せらるゝとも、謹んで承畏して、然るべきの由申し候。委細其意得奉るとの返事にて、早速登城なり。

一、主計頭登城進物には、虎の皮五枚・三間續きの猩々皮、折につみ、御廣間の緣迄持出でらる。治部少輔披露なり。太閤御諚には、此進物は、高麗にての亂妨物か、主計、御前近く參り候へと仰せられ、さてく其方は無分別者かな。古、小身にてありし時も、今又大身の時も、少しも變らず傍せりを仕り、小西程の者を、堺の浦の町人といひ、其方は御許しもなき豐臣朝臣などと、北京大王への勅答に書く事、是非に及ばず、委細申上げよとの上意なり。主計頭謹んで、家康・利家の方へ向き、能く聞

召し上げられ下され候へ。勅答を調へ申すは、某あんへんといふ所に在陣仕候内、北京大王より勅使參り、申すやうは、往古は中華四百餘州の總帝、日本の王へ王號を許し、御貢を納め來る。近代は左樣の儀をも捨果て、剩へ今又太閤秀吉、人數を差渡し、高麗國へ發向し、大明境迄人數押詰むるに依り、大明より、四十萬の人數を、遼東境へ差出す。其勢に怯ち、一戰にも及ばず、日本勢武道具を捨て、小西攝津守逃散るに付きて、高麗の都迄追詰め、南大門にて、散々に合戰を遂げ、太閤名代の者を先として、一人も殘らず逃退き、夫より釜山浦迄、傳々の城に居候者迄、殘らず討捕り、朝鮮國の内に、日本人といふ者一人もなし。主計頭計りなり。主計は諸事仕置に申付くる段、叡聞に達す。朝鮮王子並に高麗第一の美女を、清正手へ生捕るの由、此王子此女を、早々返し遣すに於ては、一命を助け、北京より數千艘の船を仰付けられ、日本へ送り屆くべし。さなきに於ては、あんへんへも、四十萬の大軍兵を差越し、一人も殘らず誅伐あるべきとの勅定なりと申す。彼美女は、鍋島生捕の由承るに付、呼寄せ、王子兄弟並に女を、勅使に見せ候へば、紛れなき此王子此女と

申すに付、大王へ返事を調へ候。意趣は、王子は、太閤へ伺はずして返す儀、なり難し。美女は敕使の前に置き、大明口へ發向する小西行長は、日本堺の浦の町人なり。本大將にてはなし。宗對馬守縁者たるに依つて、大明への案内者故差遣す。逃げたるも道理なり。又豐臣と書き申す事、我等は四つや五つの頃より、親に離れ候へば、氏を存ぜざる故、相調へ申候。扨日本太閤が本武將といふは、此清正なり。是へ四十萬の人數を越され候へ。幸能き所に在陣す。悉く切崩し、其勢に押詰め、大明國迄攻め入り放火し、北京大王をも、朝鮮王子の如くに捕へ、日本へ渡し、中華四百餘州燒拂ひ、灰燼となすべしと、日本を飾り、小西を惡しく申すなり。さて美女を、敕使の前にて、はたものに上げ芋刺に突き見せ申す時、敕使並に下々迄之を見、恐れをなし、舌を振ひ逃げ散らす。夫より主計鬼上官と申候と、辯舌は達しつゝ、一つも殘らず申上げらるゝ時、太閤御淚を流され、扨々太閤に、能く似たる者かな。彼が後紐の時より、膝の上にて育ち、某が謀み能く見置き、其儘似せたるものかな。我等爲めには近き親類なり。されども餘りの荒者にて、人がらかひを、小さき時より

仕るに付いて、親子名乘を致さすと、家康・利家に仰聞かされ、次に豊臣氏に改むべしと上意なり。右の如く太閤、主計頭を褒美ありて、小西事表裏を申し、彼方此方と致す事、是非に及ばず。殊に王子を返しつる事、千悔盡し難し。成敗仰付けらるべく候へども、先づ差延べられ候なり。今度高麗引口の樣子により、仰付けらるべしと、又先手兩將に仰付けられ、小西も御前へ召出され、右の段々仰聞けらるべく候なり。

一、主計頭には、御刀一腰（光國）下され候。猶歸朝の上、大身に仰付けらるべきとの上意にて、御暇下され、歸國に及び候なり。

再び朝鮮に渡る

第二　梁山・南原落城の事

一、主計頭は御暇下され、伏見を立ち、肥後國熊本に歸城し、今度無實の讒言に遭ふと雖も、科なき段直に申開き、豊臣氏を下され、重ねて先將を仰付けらるゝ事、大慶此上あるまじと、侍共休息させ、振舞をなし、對馬へ渡海し、高麗國に着陣し、竹島

に殘し置かれける軍兵を集め、梁山を攻め崩すべしと、軍兵ひた〳〵と、梁山の城に竹束を突寄せ、攻め寄する。小代下總・坂川忠兵衞・出田宮内諸人に先立ち、一度に鐵炮を放させ、大筒打入れけるに依つて、梁山の城主、平春城を開け渡し申すべき條、命を助け給はれと和を乞ひける故、平春を追出し、土民一人も殺さず安堵させ、城主として、加藤美作を籠置き、直に西生浦に着陣す。

一、南原の城を攻めんとて、加藤主計頭清正・毛利宰相秀元・黑田甲斐守長政・淺野左京大夫幸長相談し、南原へ押詰め、四將として四方を取卷く。東は清正請取り、軍兵一度に竹束を以て押寄せ、大筒を放しかけ矢を放つ故、内よりも防ぎ戰ふと雖も、竹束塀裏へ押詰めたり。然る所に城主陳愚寃、東の門を開き、半弓三百張程、一度に放し合ひ戰ふ。清正先備加藤清兵衞・庄林隼人が備の者共、鐵炮にて打立てし所を、吉村が備より、城内へ横鑓に切入れば、叶ひ難くして、やう〳〵門を打ち、城主陳愚寃、和平を乞ひけるに依つて、城を追出し、籠城の土民に安堵させ、城を宰相へ渡し、四將相談あつて、是より全義館を攻めんとて、段々に人數を押させらるゝ。

全義館を陷る

元より清正は先将なれば、一番に人數を出し、全義館の右脇に、庭といふ所迄着陣せし所に、解生といふ者、三千の軍兵を引連れ、全義館へ入らんとせしが、清正に行逢ひたり。清正先勢清兵衛・隼人、一備の者共驅合せ、鐵炮を放させ、隼人一番に鑓を入るれば、解生が軍兵、悉く敗軍して、方々へ逃げ散りしを追詰め、七十三人打取りぬ。此勢に、全義館の者共恐をなし、四方に逃げ散り、城を開け候故、合戰に及ばず、清正、清兵衛・隼人を呼び、今日の働、擧げて數ふべからずと、兩人の者共に褒美し、先備の者共、手を碎きし軍兵に、夫々に加恩をし、蔚山へ人數を打入れらる。

第三　大明人・朝鮮人、百萬の人數催す事

一、大明・朝鮮の軍兵、日本勢を防がん爲め、百萬にて押向ふ由、註進に及ぶ。是に依つて小西攝津守行長は、松島といふ所に在陣。是れ船手にて、順天へ持續けたり。清正は、蔚山といふ所に在陣。此所は要害の地なれば、さして氣遣に及ばずとて、諸大將相談し、順天に大軍を入置き、蔚山・順天の道筋、心安く往還せん爲め、順天・

蔚山の道筋に城を構へ、大軍を入れ置き、方々城を拾つ。總大將清正なり。清正は、船手の城共修造せん爲め、自身は西生浦へ行き、夫より機張に歸り、蔚山には、家來の加藤清兵衞・小代下總・佐々平左衞門・齋藤立本に、人數三千籠置き、毛利家の者に、筑紫衆を加へ、普請最中なり。清正繩張して、日本の軍勢普請の城々は、釜山浦・安康・加德・竹島・西生浦・松島・機張・泗州・蔚山・順天、右の所々へ、大明・朝鮮兩國より、人數を手分し押をし、先づ蔚山を攻め落さんと評議して、蔚山へ大軍押詰むる。

第四　清正居城蔚山へ、楊鎬 吳惟忠、百萬騎にて押寄する事

一、主計頭清正、蔚山に籠城の由、大明・朝鮮人聞及び、軍兵百萬、總大將楊鎬といふ者、十二月四日大軍を集め、墳に上り天地を祭り、數萬張の弓鐵炮を、一度に放つ音、天地も動く計なり。城中には、清正家來加藤清兵衞・小代下總・佐々平左衞門・齋藤立本、毛利家の者に、筑紫衆にて固めたり。敵押への當番として出でし淺野左京大夫・

太田飛騨守・毛利家來宍戸備前、明日は蔚山へ入らんとて、彥湯といふ所に陣を張り、一里跡に河ある所に、物見の者二百人殘し置き、三里五里の間に陣を取る。大明の大將吳惟忠といふ者、之を見て、曉方に忍び入り、三千人にて取包み、二百人の者共、一人も殘らず討取りぬ。左京大夫之を聞き、今日蔚山へ打入るべき筈なれども、二百人の者を討たせ、敵と一戰せずして、入城する事やある。跡山の陰に、敵の備はあるらん。押詰め一戰せんと身を採まる。宍戸申すやう、左京殿の仰らるゝ所、尤に候へども、大明・朝鮮人百萬にて押詰むる由、沙汰に及ぶ。急ぎ蔚山へ御入り然るべき由申しゝかども、左京大夫耳にも入れず、勇氣勝れたる人なれば、吳惟忠が備へし所へ押入り手を碎き、一番に左京大夫鑓を入れらるゝに依つて、城内よりも、清兵衛・下總・平左衛門・立本組、共に門を開き突いて出づる。依つて吳惟忠が軍兵追立てられ、三百八十九人討取り、快げに弔合戰して、左京大夫、蔚山へ軍兵を取入れらる。此旨清正へ告ぐべしと、左京大夫より、木村頼母といふ者を使に申付け、西生浦へ遣し、委細申されければ、清正書狀披見し、頼母口上聞くと等しく六具を固

め、早船を拵へよ、一騎なりとも乘出すべし。日本を出でし時に、彈正我に、左京大夫を賴むとの約をなせり。左京討たせては、生きて日本へ歸り、何の面目ありて彈正に見えんや。とても死なん命を、左京一所に果つべし。若又行着かぬ内に討たれなば、大明人と戰ひ討死し、日本の約を、冥土迄合すべしと進めば、手元にある軍兵、我も〳〵と打立ちける。加藤美作・片岡左馬允を大將として、人數千五百、西生浦に殘し置き、釜山浦の大將達へ、急ぎ蔚山へ後詰あるべしと申遣し、船に取乘られける。大明勢は、蔚山へ取懸け、日夜手痛く攻めけれども、鐵炮に打立てられ自由を得ず。明日大攻をすべしとて、拵へける所に、廿六日早天に、清正手勢廿艘計にて、妙法の旗を押立て、例の銀の長帽子の甲を着し、長刀を脇に挾み、六尺豐に延上り、船の艫に立上り、供船共に下知をなし、城中へ乘入りける。寄手の番船數百艘共、清正を遮り止めんとする所へ、眞一筋に乘込み、鐵炮を放させける。森本儀太夫・飯田覺兵衞猛威を振ひ、番船二艘乘取り薙捨てける。其勢に番船共、怯ぢおののき、蜘蛛の子を散らす如く、方々へ漕戻す。清正急難を遁れ、蔚山へ打入らる。城中

には、清正籠城に力を得、大明數萬の軍兵攻むれども、鐵炮にて打倒し、物ともせず。清正下知に、我等籠りし驗に、夜打せんとて、東門を開き、庄林隼人・森本儀太夫・飯田覺兵衛・吉村吉左衛門を將として、鐵炮三百挺先へ押立て、侍三百人にて押出し、鐵炮ひた〳〵と打たせ、一番飯田覺兵衛・森本儀太夫・近藤四郎右衛門・古橋清介・相田權六郎鑓を入れ、敵七百二十打取りければ、大明勢追立てられ、しどろもどろになりし所を、敵大軍なれば篝火燒き、やう〳〵備を堅めける。味方の軍兵、快げに一夜討して打入りぬ。然れども城中兵糧盡き、水の手を敵に取られ、牛馬を殺しなどして、漸々飢を助け、十死一生の有樣なり。清正籠城衆へ申されしは、斯く兵糧盡き、飢死せん事口惜しき次第なり。突いて出で討死すべしとなれば、左京大夫・飛驒守返事に、近日後詰あるべきと、種々諫をなすに依つて、先づ其議に任せらる。斯くて大明勢は、水の手は取りぬ。彌〻急に攻むべしと支度せし所に、釜山浦より後詰として、毛利宰相・黑田甲斐守・金吾中納言の軍兵三萬、水の手より乘上る。其外順天より、四國勢二萬押詰むるに依り、大明・朝鮮の軍兵恐をなし、正月四日、百萬の

楊鎬吳惟忠等を破る

軍士、殘らず引退きける。大明勢まばらになりし所に、後詰の軍兵押付け突懸る。清正・左京之に力を得、門を開いて鐵炮にて打立て、其崩口を見、鑓を入れよ〳〵と下知なれば、森本儀太夫・庄林隼人・赤星太郎兵衞・鴫平次・古橋清介一番に鑓を入れ、二千三百七十討取り、清正下知せられしは、長追すまじとて、人數を乘廻し、眞丸にして城中へ打入らる。毛利宰相の備より、とんぼうのやうなる引兩の馬印の大將、眞先に乘入ると、則ち朝鮮の備、曈と崩る。毛利家の陣所の奧に、古城へ朝鮮人引取る。又引兩の馬印眞先へ乘込み、前を切取るを見て、後詰の日本勢、一度に鐵炮を放し懸け、鑓を入るゝに付きて相叶はず、悉く敗北す。清正後に中國衆の馬印を尋ねらるゝに、吉川藏人廣家といふ。清正・廣家參會の刻、比類なき働感じ入り候。馬印少しく候故見え兼ね候。御改めあるべしと申さる。藏人申すは、然るに於ては、色を變へ申すべく候間、清正のばれんぐしを、拜受ありたきと申さる。清正所存に相叶ひ、大悅之に過ぐべからずと、ばれんぐしを出さる。藏人の馬印は、赤きばれんなり。大明人二年の間に、七十萬の軍兵を催し、四海の力を盡し、朝鮮國の軍兵

共に百萬、蔚山の城攻め落し得ず。散々に引退き、笑を遠國迄殘せし事、末代迄の恥辱なり。右の段々、秀吉公聞召され、御感狀二通を下し給ふ。書に云、

今度蔚山西へ、大明人取出候處、懸入城中堅固に相抱へ、數千人捨討に付而、敵令敗北之由、神妙之働に候。然者兵糧五千石、最前被遣候へ共、重而五千石被遣候。都合壹萬石被下候間、寺澤志摩守手前より可請取候。就其、蔚山・西生浦兩城雖抱之由被聞召候。則毛利壹岐守同一手之者共、西生浦に可在城之由被仰出候間、成其意可相渡候。猶歸朝之者共罷戾、樣子被聞召候而、重而可被仰出候也。

正月廿二日　御朱印

加藤主計頭殿へ

今度蔚山へ敵取詰候處に、其方懸入候故、城中堅固に相抱候段、神妙に被思召候。然者兵糧之儀、先書如被仰遣候、於朝鮮一萬石被下候間、寺澤志摩守手前より可請取候。歸朝之已後、一稜可被加御褒美候。西生浦之儀、毛利壹岐守可令在番之由被仰付候也。

正月廿五日　御朱印

加藤主計頭殿へ

續 蔚山へ大明人寄せんとする時、西生浦より、清正、蔚山へ籠らるゝ事

大明國より、百萬の人數にて、蔚山へ押寄せたる由、清正聞き給ひて、卽時に蔚山の城へ籠るべきとて、人數分を致され候時、家老の者共申しけるは、御勢三分一は蔚山にあり、今又此勢を半分當城に殘し置かれば、漸々三分一の御供致す事なれば、敵は百萬有餘の人數と承る。味方は小勢の事なれば、士卒悉く討たれ候て後、若し御大將討死遊ばすものならば、大きなる御不覺なるべく候。暫く御支度ありて、諸方の御勢を待請けなされ、大軍を以て後詰遊ばされ候はゝ然るべきと、頻に止め申候時、清正聞召して、諫むる所尤理なきにはあらねども、心を靜めて能く聞き候へ。此蔚山の事に、我持分の城なれば、家來の者共籠置きけるに、此一左右を聞きなが

ら、敵の大勢を聞懼にして、諸勢を待ちぬる内に、若し落城するならば、清正が恥辱は、一命より重し。殊に諸大將の居城は遠し、我居城は近きに、遠路の勢を待つべき理なし。是一つ。敵、遠國より押寄せ來りて、未だ陣取堅めまじ。是れ討つべき節なり。是二つ。勢の多少を計りて時刻を延し、敵に備を設けさする事、大きなる味方の弱味なり。是三つ。敵は大勢を頼みにして、日本人の小勢をあなづり油斷あるべし。是こそ第一突破るに好き節なり。彼といひ是といひ、諸勢を待ちて、延引致すべき理一つもなし。總じて敵の多少を計らずして、討つべき時か、討つまじき時か、其節を能く鑑みて、討つべき理至極ならば、無二に押寄せて討つが戰の法なり。敵幾萬人ありて、防ぎ遮るとも、二つに突破つて、城内へ入るべき事は、身命を顧みず、清正が下知にさへ從ふものならば、蔚山の城内への大道は、諸卒の心中にあるべしと、大音聲にて宣ふを聞きて、誠に此大將の御下知にては、假令大明國の勢共が、何百萬騎ありとも、眞中を突破つて通らんは、平地を行くより易かるべきとて、士卒勇みゝして進み行きける故、敵、防ぎ戰ひけれども、事ともせず眞中を切崩

つて、事故なく城中へぞ入りたりける。

蔚山城に籠る

續蔚山城の內へ入る時の軍令の事

西生浦出勢の時、諸卒に仰渡されけるは、今日は餘の一戰とは別なり。敵射るとも突くとも、左右を顧みるべからず。眞丸になりて馬の首を並べ、甲の錏を傾け、一文字に城へ入るべし。若向つて遮る敵あらば、切捨て突捨て、首を取るべからず。一足も早く城へ乘込むべし。扨又此籠城は、俄の事なれば、糧乏しかるべき事、案の內なり。成程米と鹽を腰に付くべし。定めて諸卒油斷はあるまじき事なれども、自然は若輩なる者は、城際にて討死したる時、兵糧澤山持ちたるが、屍の上の恥辱なるべきかと、思ふ事もあるべし。夫は軍術の至理を知らざる故なり。或は城中より切つて出でたる時、又は野合の一戰の時はさもあるべきか。縱令其時なりとも、食物を持たずしては、働く事なり難き物なれば、今日の心入は、又格別の事なるぞ。陣中を突割つて城中へ入り、堅固に城を持つべき心懸が專一なれば、少しも多く兵

糧を持ちたるこそ、却て志深き驗なるべしと宣ひし故、老若共に、力の及ぶ程、兵糧を腰に付けたり。斯樣に諸人が、御一言にて合點致すやうに下知は、中々愚將のなり難き事と申したる事なりける。本書には、十二月廿六日に、蔚山の城へ入るとあり。相違なり。十二月六日の申の刻の事なり。

蔚山籠城の事

蔚山普請半に、思寄らず大明人寄せ來りて、俄に楯籠りたるに依つて、兵糧乏しく、其上水の手を敵より止められたる故、諸卒飢渴に及びたり。腰に付けたる米は、漸う五七日の糧にこそなりたれ。後は馬を殺し、飢を助けたるといふ事必定なり。適雨降りたる時は、器に請けて、主人は用ひ給へども、下々は器なきに依つて、寒氣を忍び、布子羽織如きの物に雨を請けて、天氣上りたる時に絞りて、漸う口中を潤ふしたり。第一鹽を喰はざるにて、諸人弱りたり。少しづつも鹽を喰へば、怺へる物なりとの物語、聞き侍るなり。心得べき事共なり。此時清正、諸大將衆に申されし

は、とても餓死せんよりは突いて出で、討死すべきと宣ふを、何れも御留めなされたる故、止みたると本書にあり。是れ沙汰もなき事なり。又東門を開きて、三百挺の鐵炮を持たせ、夜討を致したるとあるも、沙汰なき事なり。右の兩條は詐なるべし。

續 加藤淸兵衞、蔚山の城へ入りたる時の事

蔚山の城普請最中なる故、諸軍勢城外の近邊に、ひしと小屋をかけて居候て、普請を仕りたる事なり。鍋島加賀守小屋は、淸兵衞陣所より、十二三町程手先なりけるに、近所に大きなる沼水のありけるに、白鳥共、彼沼に何程ともなくひたり居て、夜明方になれば、五十三十づつ群れて、鍋島陣所の上を、いかにも低く通る所ありけるを、足輕共鐵炮二三十挺、一度につるべて放し懸くれば、一つ二つ自然に中りて、白鳥を打落したる故、毎朝右の通りに白鳥を打ちしなり。然るに十二月三日の夜、七つ時分にてもあるべきかと思ふ頃、鍋島加賀守陣所に、鐵炮の音しければ、諸人聞きて、いつもの如く白鳥を打つにてあるべきとて、驚く者もなかりけるに、又鐵

炮の音、先のより多く聞えければ、是はいつものより時刻も早し。其上鳴音も、何とやらん違ひたるぞ。何樣不審なりとて、起きる者もあり、又いや〳〵何事にてもあるまじく、今朝は、鳥其澤山に通るに依り、大勢出でて打つ物にてあるべきといひて、騷がずして寢て居る者もありけるが、今度は夥しく鐵炮の音しける故、扨は敵が寄せ來るか、若し又謀叛人が出來たるかとて騷ぎて、物具取つて着る者もあり、漸う起きて帶をしめる者もあり、せざるもありける所に、鍋島軍勢悉く敗軍し來るを、追縋つて、大明人雲霞の如く競ひ來り、指を吹鳴らし、半弓を射かくる事、天地も須臾に崩るかと震し。然る故取る物も取敢ず、城へ入らんとしけるを、敵道を遮つて、半弓にて射る事、雨の降る如し。殊に十二月三日の未明の事なれば、敵の鋒先に行當るも知らざる程、暗かりける故、敵も味方も、見分け難くして十方に迷ひ、周章てける。然るに加藤清兵衛は、具足を取つて、若鑓を持ちて、進る敵を突拂ひ突拂ひして、城へ入らんとしけれども、敵大勢に取籠められ、既に討たれんとしたる所に、手勢十一騎ありけるが、清兵衛を取包みて、眞丸になりて退きけるに、城と小

屋の間、僅一町計りありける所にて、九人枕を並べて討たれ、殘る二人が、前後に付きて働きたるに依り、恙なく城中へ馳入りけり。扨歸朝ありて後、肥後國の中南關の城を、清兵衞に預け置かれしに、城の向の山に、右の討死したる九人の者共の廟を立置きて、忌日には、毎月參詣して燒香したるを、諸人聞きて感じ侍りける。九人の者共討死して、清兵衞一命を助かりたるは、重き忠功なれども、年長け時移れば、忘れ易きものなるに、此の如くはなり難き事共なり。

續大明人、謀に引退く事

蔚山を取圍みたる大明人共、或夜の明方より、篝火を燒捨て、楯の板を、火を付け捨置きて、總軍勢一度に引退きけるを見て、すは敵が退くと見えたり。いざ追懸けて討取るべきとて、諸卒犇きける時、清正暫く見給ひて、敵方便りて退くと見及びたり。一人も出づべからずと宣ふ故、城中騷がず、靜まり返つて守り居たれば、案の如く酉の刻過より、彼の木の陰、彼方の岩の下に、伏隱れ居たる敵共が、皆起き立ちて、

見る中に元の如く城を取巻きたる時、清正宣ひしは、扨こそ斯くあるべきと見えたれ。誠に退くならば、跡に押の備を殘し、先勢繰引にこそ退くべけれ。其上篝を燒捨て、篝に火を付け退くと知らせて、夜明方より退きしは、城内の者を引出し、討捕るべき行なり。卒爾に追懸けて、人數を討たせるに於ては、大きなる越度たるべし。敵の謀略を鑑み知るが、大將たる上の第一なりと宣ふなり。

卅 漢南人共の、城を攻めたる樣子の事

漢南の軍勢、城攻めけるは、毎朝辰の刻に、總人數代りけるに、一備々の大將と見えて、或は淺黄或は黑きしなひの七八尺計あるを差したる武者二騎づつ、先立ちて押寄せ、總軍勢の備立置き、我は城へ向つて馬の首を並べ、二騎がきつと馬上に居て、明くる辰の刻迄、下馬する事もなく、馬の首を左右へ廻しもせずして居て、下知をなし、攻めけるを見て、是は人にてはあるべからず。木か藁にて作りたる人形を、馬に乘せたるべきと、諸人いひたる事なりける。十二月の事なれば、寒氣の強き事は、

我朝の北國などより甚しきに、扨々大乘の根器共、中々いふべきやうもなき事なり。日本人などの及ぶ根器にてはなきと、其時見たる老翁の物語なり。右の通り寄せ來る人數、毎朝入替るに、城の向にある山の尾崎を通るが、能く見えたる所あり。或時老功の者共に、若輩なる者共が問ひけるは、各は永祿此方、數度の合戰に合はれたる仁なれば、武道の功者達にておはしますなれば、定めて人數の積能く、鍛練あるべきと存ずるなり。此往還人數何程あるべき、積聞きたしと申しければ、老人共申しけるは、我々共の積は、何の時、誰の備は何程ありしが、夫より此人數は多ければ、何程あるべし。又此備は、何の所にて、誰の備より少なく見ゆるに依り、何程にてあるべきと積る。別に見樣存ぜず候なり。此樣なる大軍の勢を、日本にて見たる事は不及申、終に古き物語に聞きたる事もなき事と、何れも申したるなり。

續漢南人楯の板を取る事并戰中働の事

城へ押寄する時は、楯の板に連尺を付け、背負うて後へ歩み寄る。其跡より、指を

曲げて吹鳴らし、半弓を持ち、歩行立になりて押來るを、間近く引付け、鐵炮にて嚴しく打立つれば、楯の板をば其所に置き、颯と引退いて、又來つて、楯の板にある書付を見て、我名のあるを取つて歸る。何程鐵炮にて打殺され、矢に中つて死ぬれども、他人の楯をば取らず。爰を以て鑑みれば、末世たりと雖も、大明國の者は、大きに守る所あると見えたり。漢南人・朝鮮人の、野合にての働は、馬上に半弓を持つての勝負なり。馬を乘る事の達者なる事は、中々及べる事にてなし。嶮しき山坂を、上りにも下りにも横樣にも自由に駈けて、半弓を射る事なり。殊にふしん弓と申して、長さ八寸ある矢を、竹の筒の中に入れ、其筒を引きて矢を射出す事なり。中の細かなる事は、本朝の射手などの、矢尻に似る事にてもなし。漢南人、殊に勝れて上手なり。馬に乘りたる程の者は、具足を着て鋒をはくなり。歩立の者は、皆徒肌なり。鐵炮打つ事は、其頃迄は下手なり。同蔚山籠城の運を開きたる事は、釜山浦癩天其外方々に御座したる大將衆の、後詰の人數を見て、大明の勢恐懼して、百萬の軍兵共、殘らず引退きたると、本書にあり。此後詰に、色々の僉議ありて、後詰

の大將衆と横目衆と、口論出來て、既に大事あらんと致しける。後詰ありし方々の宣ふは、誰々後詰致し候に依つて、漢南の軍勢退散致し、籠城仕りたる諸卒、恙なく運を開きたるとの書札を認め、秀吉公へ註進の狀に、各連判致され、横目衆にも、加判あれと申され候時、家名は失念仕候兩人の横目申されしは、漢南人退散は、各後詰故と存ぜず、仔細有之故、加判なるまじきとの事なるを、清正、樣々扱ひ申されて無事になる。其書札に、横目衆加判ありて、秀吉公へ註進ありたり。具なる仔細共、ありたる物語、聞き候へども、失念致し申候なり。先づ此通にてあり。能く知りたる人、重ねて之を記さるべきなり。

續 蔚山の城にて不思議共ある事

清正、西生浦より蔚山へ出勢なされ候時刻少過ぎて、跡に不思議なる事あり。城際に、横白間程の大河ありけるに、鵜何萬ともなく來りて、三町程の間に、水の色も見えぬ程、浮び居けるを見て、此儀吉凶いかゞ知り難きとて、諸人怪しみたるに、恙

なく蔚山の城中へ入りて、剩へ運を開き給ふ故、吉の相にてありけると、後に思ひ當りけり。

蔚山運開きて後、漢南人共の寄せ來りて、陣取りたる跡を見廻るに、糞したる跡一所もなし。百萬有餘の大軍勢が、卅日の間、晝夜寸地も殘らず取卷きて居たる跡なれば、一度も糞をせぬといふ事はあるまじき事なれば、穴を掘りて、埋みてもあるかとて、色々尋ね見けれども、見出したる者なし。長陣といひ大軍といひ、旁以て狼藉なるべきに、其跡を穢す事なく、奇麗にして引退きし事、不思議なりける事共なりとて、諸大將皆舌を卷いて感じなされたり。日本人の、十日とも陣取りぬる跡は、中中足の踏立つる所もなき程むさき物なると、數度事に逢ひたる老人共申しゝなり。

同城運開きて、亦普請ありけるに、少し水の付きたる草原の澁ある所を、掘に掘りけるに、長さ七八十間横三間程の内に、二尺三尺計なる蛇共が、何程とも積りもなく、底へも八九尺程の間、皆蛇なり。掘出し持篭に入れて、川へ何程ともなく運び捨てたり。奇特不思議なりとも、いふべきやうもなきと、諸人申しければ、何者が

いふともなく風説には、漢南人が藥を蒔きて、此の如しといひ習はしけれども、何の益もなき事なれば、藥撒くべき仔細もなし。又敵の陣取りたる所なれば、漢南人も、定めて蛇の居る上に陣取る事、好むまじき事なり。然も大寒の中なる故、大きに不審なる事なり。右三ヶ條、慥に見たる仁共の物語、數度直に聞きたる故、之を記し候なり。

續高麗にて働に甲乙次第の事

高麗陣中の働に、甲乙の次第ある事なり。始め釜山浦へ着船時分の朝鮮人の働は、純柔にして、純弱なり。兀良蛤人の働は、弱兵たりと雖も、又強在あり。漢南人の働は、強くして少弱なり。故に後は、日本勢數度手を取りたる事あり。故に此書を見るに、能く心を付けて鑑ふべき者なり。

續馬草刈を漢南人追ひ來る時出合ひて働の事

漢南人出張しては、馬の草刈に出でたる者共、ある時は追立てられて、陣屋迄敗來りて、働きたる事あり。或は草刈共殘らず討取られたる時もありける故、後は侍五騎七騎に、足輕廿人卅人宛添へて、草刈を出したる事なり。此時數度敵に逢ひて、一戰ありて、手柄を致したる者もあり。又後れを取りたる事もあり。朝鮮國古都にて、或時草刈出でけるを、漢南人出張して討捕らんとするを、足輕共防ぎ戰ひけれども、事ともせず半弓を射かけ、大勢出重なりける故、叶ひ難くして、草刈を連れて出でたる五六騎の者、足輕共に追立てられ、陣所近く迄敗北し來るを聞付け、和田備中・加藤大助、眞先へ進み出でけるを見て、相續いて加藤滿助(後丹後といふ)・加悅助六(後平馬といふ)馳出づる。漢南人も、暫く戰ひけれども、右四人の者、甲の錣を傾け、突いて懸りけるに、相續いて大勢出來るを見て、叶はじとや思ひけん、引退く所を、切伏せ突伏せ首を取る。備中は向脚を、半弓にて射貫かれけれども、馬より飛んで下り、敵の甲の眞甲を切りければ、太刀眞中より折れける故、押込みて組臥せ、首を取りて立上らんとしけれども、痛手故、足自由ならずして、暫く休み居たる所に、飯田角兵衛・鷹平

次來りて、矢柄を拔いて捨て、角兵衞、備中を馬に抱き乘せ、兩人して、引圍みて退きたり。加藤大助（後に山本河内といふ）も首を取る。此兩人眞先へ出で、敵を突崩し、加之、首を取りたる條、御感ありて、和田備中には長光の刀、大助には月毛馬、褒美として下し給ふ。此外の者共にも、御感の由仰せられ候なり。

續　枯木を旗と見て敗軍致す事

右に記す如く、大明人出張して、數度日本人越度を取り候に依り、諸勢少し恐懼の心出來たる時分、或山道を夜更に押行きけるに、夜明方に、先手の勢敗北し來りて申しけるは、押行く向の山に、漢南人と見えて、旗共夥しく立置き、人數何萬とも知らず、谷にも峯にも見え候。此小勢にて通る事は、思も寄らずといひける故、然るに於ては、先づ老功の者を遣し、敵の樣子を見定めて、合戰あるべきとて、總軍勢をば、其所に備を立置き、物慣れたる老武者を二騎遣し、夜明けて能々見ければ、白き旗と見しは、枯木のしやれたるなり。又は紅葉したる木葉なり。人數と見えしも、

皆木石などにて、人は一人もなし。尤夜明方の事なれば、物の色、定かに見定め難き時分の事なれども、是程には周章てまじき事なれども、併ら上古平氏の軍兵が、富士川にて、水鳥の羽音に驚きて逃げたると聞きければ、あるまじき事にてもなし。其時の平氏の侍、皆臆病にもあるまじきと思ふは、齋藤眞盛は、奇異の曲者といはれしが其中にあり。今此敗軍の勢の中に、數度手柄を仕りたる勇士もあり。斯樣の事は、深き吟味之あるべきと思ひ、之を記し侍るなり。

朝鮮國の道の一里は、日本の關東道の法なり。一里木と名付けて、一里塚の上に削りたる木を立て、其次の鄕何といふ所迄は、何里何町ありと、具に書付けて置きけるなり。

朝鮮國の名に、赤い國青い國とて、五色の名ありと、世以ていひたる事なり。知らざる者の申す事なり。朝鮮の繪圖を書きたる時、國々を色々に彩色しけるに、或は赤く或は青く色彩る故に依り、其國の名を覺え難き故、其色に付きて、いひ習はしたる事なり。假令ば日本の繪圖に、國の分を知らせん爲めに、上野をば赤く繪どり、

信濃をば青くだみたるを、上野を赤國、信濃を青國と、いひ能き儘に、他國の者のいふ如くなり。國の名にてはなし。

高麗國の年貢は、皆白米にして納むるなり。夏蟲にならぬ爲めに、石灰を混ぜて置くを知らずして、始には常の如く炊きて食にたき、食して食傷する者多かりしなり。後は之を知りて、幾度も水に立て、石灰を流して食にして喰ひしなり。始め一二年の間は、兵糧を日本より渡して、總軍勢の糧にしたり。後は所の町人百姓を歸し、前々の如く年貢を納めさせけるなり。町には、後々は日本人渡海し來りて、小屋を懸け居て、商いたしたるに依り、清正の居城西生浦には、高麗町・日本町といひて、分けて住しけり。

高麗國の寺々は、在家を離れて、山中に引籠つてあり。一ヶ寺も市中にはなし。乞食にならでは、常に僧の市中へ出づる事なし。此故に道中にて僧に行合ひば、町人百姓は下馬致し、殊の外崇敬するなり。寺々は申すに及ばず、武家にも、書籍の二駄三駄程づつなき家はなし。町屋在郷にも、少し宜しき家には書籍多し。之を以

て鑑みれば、朝鮮は夷狄の國なれども、今に文道の沙汰はあると見えたり。

續撰淸正記 巻第四終

續撰淸正記 卷第五

第一 左馬介幸明、順天の城守る事

一、日本人朝鮮より、中歸朝あつて、重ねて朝鮮在陣の大將、四方を下知する。城三所に結構す。蔚山を東路として、主計頭淸正在陣。順天を西路として、攝津守行長在陣。泗州を中路として、甲斐守長政在陣す。蔚山は、別しての要害の地なり。重ねて敵の大軍に攻められては惡しかりなんと、淸正諸將相談し、毛利宰相に、筑紫衆を加へて、正月十日より普請始まり、成就の上、淸正へ渡さんとせし時分、諸大將小西を始め、順天の城をあけ、釜山浦近邊につぼまんと評定す。故を如何にといへば、順天は北、蔚山は南、其間百里に及べり。大明人百萬にて、今度は順天へ取懸くる由、頻に風聞あるに依つて、取卷かれては惡しかりなんと、中路と南方と、二筋

を持堅むべしとある時、加藤左馬助幸明一人、進み出でて申されけるは、敵の面をも見ずして、此城を開退く事、武士のすべき業にあらず。各は兎も角も候へ。左馬助に於ては、一人なりとも、此城に止まり申すべしと申さる。此由左馬助、清正へ申越されしかば、清正・秀元相談し、安國寺を使に申付け、順天へ申遣されしは、順天を明けられん事は、能々諸將御相談あつて、御分別あるべし。左馬助申分に過ぎまじき由、申遣さるゝ故、諸將も其儀に任せ、さて右の旨、秀吉公へ言上申されしかば、太閤御感あつて、左馬助・主計、宰相へ申分尤なりと、御感の御朱印を下さるゝ。書にいはく、

先書に如被仰遣、其方事、今度蔚山表へ早々懸入に付而、異國之大軍兵引退候事無油斷故、右之通感被思召候。次に順天へ、安國寺遣候事、武之吟味不可勝計候。仍光忠之御腰物被遣候。猶淺野彈正少弼可申候也。

三月廿三日　御朱印

加藤主計頭殿へ

第二 大明梅栢、蔚山の城へ押詰むる事

一、大明の大將梅栢、六萬の人數を催し、蔚山へ重ねて押寄する、淸正下知せられしは、先非を悔えて押寄せたると覺えたり。今度は城普請兵糧人數も成就し、一つとして乏しき事なし。今夜一夜討せんと、加藤淸兵衞・庄林隼人を呼び、若者共召連れ、夜討すべしとあり。鴟平次・井上大九郎申しけるは、夜討は、鐵炮頭の役にて御座候間、兩人は後詰然るべしと、望み申すに付きて、さあらば淸兵衞・隼人は、兩人鐵炮にてこなし候跡へ、一備働くべしとの事なれば、二人の鐵炮頭、門を開き、鐵炮を一度に放し懸くる故、梅栢が先手千五百人、討取られ引退く。然る所に梅栢、太鼓を打つて押詰むる。柵際迄引付け、鐵炮にて打立て、其崩れ口を見合せ、淸正、麾を振り、門を開きて切つて出でよと下知なれば、榊平馬・和田備中・堤權右衞門、一番に鑓を入れ拂ひたるに依つて、相叶はず引退く。其の後色々武略を仕ると雖も、力に及ばず引拂ひ、羽柴兵庫頭在陣。泗州へ取詰むる人數の內に備をなし、攻め寄する

と聞えし。

第三　秀吉公御他界、朝鮮在陣衆歸朝の事

秀吉薨去

一、慶長三年戊戌の年夏の頃より、太閤秀吉公、御不例の御心あつて、八月十八日薨逝し給ふ。御遺言に、朝鮮在陣の軍勢、殘らず引取るべしと、委細家康卿・利家卿に仰置かれしかば、藤堂佐渡守・石田治部少輔・淺野彈正少弼を朝鮮へ遣し、此旨申觸るべしと仰聞かるゝに付きて、三人博多迄渡海し、此旨朝鮮へ觸れられしかば、主計頭・左京大夫・加賀守・壹岐守・甲斐守相談し、持の城々放火し陣拂をして、順風に帆を揚げ、日本對馬へ渡海す。朝鮮の番船共恐をなし、船軍もなくて歸朝せられ畢ぬ。

朝鮮出征軍歸陣

朝鮮在陣の諸大名博多に下り、治部少輔に參會す。淸正は彈正名島にあれば、彈正に會はんとて、名島に至り一宿し、彈正同道し、博多へ來る。彈正・治部少輔、諸大將を呼集め、朝鮮在陣の苦勞を感じ、太閤御遺言を申渡し、御遺物銘々に配分す。何れも頂戴し悲歎に及び、暫くありて、治部、涙を抑へ申されけるは、各是より伏見へ

御上りあつて、秀賴公へ一禮申され、扨面々の國へ下向し、數年の窮屈御述あるべし、中にも治部申されけるは、來秋の頃は、又々上洛あるべし。さあらんに於ては、茶會遊宴を始め、各〻慰め申さんとの挨拶なり。淸正は、元より治部少と中惡しかりければ進み出で、治部少の御茶を給はるべし。某は七年朝鮮·おらんかい在陣し手を碎き、兵糧一粒もなく、茶酒も持たざれば、稗粥にて饗應申さんと、大聲にて申されける。治部、少し心に障りけれども、返答にも及ばず、諸將伏見へ上着し、秀賴公へ一禮申上げ、主計頭も禮を申し、御暇下され歸國に及ぶ。

第四　朝鮮在陣衆と石田治部少輔不和の事

一、朝鮮在陣中、石田治部少輔三成、太閤殿下へ恣に支を申すに付きて、治部少輔に從はざる者は、讒言申す。是に依つて治部少輔不和の大名は、折を得、打果すべきとの所存なり。就中加藤主計頭·福島左衞門大夫·細川越中守·加藤左馬助·黑田甲斐守·淺野左京大夫·池田三左衞門、此七人と不和なるに依り、七人評定あつて、秀賴公

御代始に、治部少輔を討果すべきとの企ありと雖、治部少輔も、大身小身に、何十人となく、入魂の衆之あるに依つて、所存に任せず。小西攝津守行長は、寺澤志摩守と相談し、朝鮮在陣中、越度を取りたるとの沙汰之あるに付き、申開きの爲め書物を認め、家康卿・利家卿・輝元卿・景勝卿・秀家卿五人の衆へ差上ぐる。右の書物に、主計頭・甲斐守・加賀守・壹岐守、此四人の儀を申すに付きて、書物の寫、四人の所へ來る。四將參會し、小西・寺澤越度を取りての上、斯樣の書物、言語に及ばずと相談し、小西越度を箇條に書立て、五人の御家老中へ差上げらるゝ。書に云、

高麗前後之儀、東目衆中申上條々。

連判四人申分。

第五　小西、朝鮮陣中の悪事、在陣衆中より秀頼公へ申上げらるゝ事

一、今度御無事の取扱(とりあつかひ)に付きて、此方の衆中、釜山浦陣拂仕候に依り、其手筈相違ひ、

むざ〳〵と罷成るの由言上の所、何れも僞に候。其仔細は、此數條の内に、證跡相見え申すべく候。其の上先年御無事相濟まさるゝの由候て、遊擊並に官人等渡海の時、太閤樣へは、大明より御詫言申上ぐとて、言上候へども、大明より申分は、太閤樣御懇望に付きて、大明より位を許し、則ち日本の王になし參らせ候由、書物進上候。彼書物取出され、御改めなされ候て、御覽あるべく候。斯くの如くの上、御不審に候はゞ、主計頭所に、大明よりの證文共之ある事に候。太閤樣御存生の御時、小西數年僞申上候段、聞召屆けらるゝに依り、大明との御無事の扱、主計に取扱ふべきの由仰出され候。小西事は、向後彼扱任るに於ては、曲事の旨仰出され候。則ち御成敗なさるべく候へども、高麗引口の樣子に依り、仰出さるべきの旨に候。然る間御詫に任せ、大明人へ御無事の儀、主計方より申遣し候へども、主計口にては、正直に申遣す故、同心之なく候。小西表裏迄を申扱ふに付きて、大明人も其趣を存候て、度々ぬき申候段、眼前に候。今度引口の樣子共、能々御分別なされ、御法度の事候間、仰付けらるべき儀、專一に候事。

壹岐守申分

一、釜山浦の番、寺澤志摩守仕られ候。加勢として、壹岐守仰付けられ候。然る所に、十一月十六日、丸山打明け西目へ越さるゝの由承り候間、同名九左衛門を以て、丸山明けられ候儀、如何之あるべき儀に候や。さやうに候はゞ、拙者一人相殘るべき儀にあらざるの間、同前に打明け、相働くべきやと申遣し候處に、志摩守儀は、小西同前に、最前より無事の扱を仕候間、罷越すの由申され候。然りと雖も、早此面へも、敵物見相見え、殊に順天籠城の上は、御無事の儀は事なるまじく候間、主計頭・甲斐守、明日は越さるべく候間、待付けられ、相談を以て、後卷の儀、丈夫に然るべきと申候へども、無事に相濟むべきの由申され、西目へ越され候間、此上にも、御無事相濟むに於ては、日本御外聞に候間、其方次第と申遣候。斯くの如くの時分、何れの道にも相抱へ候へば、御忠節と存じ、彼丸山も請取り、南城御番仕候。其身へ御預けなされ候城を、開渡すのみならず、剰へ無事をも相濟まさず、結句小西、善惡をも見屆けず、番船には追散らされ、南海の城を明退き、五里十里ならず、卅里餘

り其日に逃退き候事は、前代未聞かと存候。其上釜山浦へ各打入り、一兩日も逗留の内に、御兵糧之あらば、上様の御船三百艘渡海候間、積み來らるべき儀に候。其刻は、釜山浦一國一城に罷成る様子に候。御爲をも存せず候はゞ、縱ひ其身御無事の扱に越され候とも、外に之ある兵糧をも、丸山の城に入置かるべき儀に候所に、結句城中に之ある御兵糧さへ、悉く舟に積み申され候間、御上米の儀一粒も、拙者は存ぜず候。次に釜山浦引取る刻、放火候儀は、四人談合せしめ、各西目衆へも相談の使を遣し候處に、何れも舟に乘浮べられ、此方の使にも對面なく候間、此上は陣拂然るべきと申談じ、放火仕り、歸朝せしめ候事。

連判中申分

一、小西攝津守、御無事仕る由候て、九月十九日に、大明人對面の爲め罷出候處に、ぬき公事にあひ、其儘追立て、其身の居城へ取入り兼ね、軍兵をも數多討取られ、剩へ對面所に附置き候雜兵已下をも捨殺し、沙汰の限なる仕合にて籠城仕候。然る所に、同廿一日、蔚山へ敵人數を押寄せ候。同日夜討申付け、先手一陣打崩し候に付

きて、翌日廿二日、城際の陣を、其身用心に、陣所の廻に、土手・柵をつけ、明廿三日辰の刻より、總勢を以て、總構へ押寄せ候條、柵際迄引付け、鐵炮にて打立て、其崩口を見合せ諸口より切出で、首數千討捕り候。其外手負死人其數知らず候。然る間、敵矢手を元の陣へ引入れ、在陣仕り、色々武略いたし候へども、別の行(てだて)もなく、同廿九日、諸陣を放火せしめ、五里程の間へ引入れ、毎日足輕武者物見を出し之ある體に候。同廿七日、羽柴兵庫頭抱、泗州の出城へ敵押寄せ、彼出城取入る刻、敵勝利を得、夫に付き敵利に乘り、泗州の城へ、十月朔日に押寄せ候處に、羽柴兵庫頭衆、切出で追崩され候。斯くの如く、敵を所々に於て打果し候故、順天を取卷く海陸の敵も、十月十日に引取り候事。

連判衆申分

一、右の如く敵引取り候上は、主計存候は、兎角太閤樣御薨逝なされ候由、有増(あらまし)相聞え候間、朝鮮而越度なく引取り候へば、日本の御爲に候間、引取り候ても然るべきかと、甲斐守迄相談せしめ候へば、尤に存ぜられ候間、御使德永法印・宮城長次迄留

の內に、談合せしむべきと甲斐守申候て、くちやんに於て出合ひ、志摩守談合候所、尤に候間、西目衆中へ申渡すべきの由候て、御註進狀以下、志摩守指圖を以て、西東同前に仕候へと、甲斐守堅く申合せ候て、其註進狀の文言も、申合す筋目に相違候故、表裏の段、御使衆御存知の前に候。然る所に、御無事重ねて取扱申すの由、小西申越すの旨、寺澤觸狀、十月廿五日の日付にて申越され候。又々ぬき公事たるべく候へども、各分別次第と返事仕候。さ候て霜月十二日の日付にて、又々小西ぬかれ候て、入城せしめ候條、其見次仕るべきの由候て、羽柴兵庫・羽柴左京居城引拂ひ、註進狀寺澤方より差越し候。斯くの如くの上は、諸城引拂ひ、釜山浦へ差出でられ、相談あるべきの由申越され候。主計頭・甲斐守返事仕候は、十五日夜半の儀に候へば、翌日引拂ひ候儀、罷成らず候間、十七日に引拂ひ、釜山浦へ罷出で、書中に任せ、談合せしむべきと申遣し候。右の首尾に罷出候處に、主計・甲斐守をも相待たず、釜山浦の丸山打明け出船の由候。然るに依つて、同十八日、西目てだてに及ぶべきと存じ出船候。加德鍋島に於て相談せしめ候內に、十九日の曉、彼西目衆出船の手、敗

筆の由、其聞え候に付きて、早船を以て相尋ね候處に、唐島瀬戸口迄引入り候。左候時は、順天善惡如何候や。順天相果つるに於ては、各早々加徳邊迄も打入らるべく候はんか。若し又小西善惡をも聞屆けられず候はゞ、是迄後詰として差出し候間、善惡を承屆くべきの旨、羽柴兵庫・羽柴左京・寺澤志摩守方へ、十九日に申遣し候處に、早々唐島に至り、差越し候へ。談合せしめ、小西善惡を承屆けたきの由、寺澤志摩守方より申越し候。羽柴兵庫・羽柴左京返事に、委曲寺澤志摩守方より、申さるべきと之ある儀に候。斯くの如くの所に、小西廿日の晩、南海の南の浦を廻り、唐島瀬戸口に至りて、相着かるゝの由、寺澤志摩守註進候。斯くの如くに候へば、此衆中油斷のやうに申上げらるゝ所も、御穿鑿を遂げられ候はゞ、油斷なき通り、畢付御座候。然者小西善惡承るべき爲めにこそ、行(てだて)に及ぶべきとは存寄り候へども、此上は早々釜山浦に打入られ、然るべきの由申遣し、此方衆中は、釜山浦一國一城の儀に候。其上東日の敵、悉く差向ふの由相聞え候。さ候へば、一日も心元なく候間、さきざきまで相越すの由申遣し、霜月廿二日に、釜山浦に至りて差越し候。翌日廿

三日、西目の衆中、釜山浦の瀬戸迄相着かれ候。同日の晩に、相談あるべきの由、志摩守申越し候。夫に付き廿四日の朝、相談とある儀に候。いかやうの儀たるべく候や、内々承り度の由、志摩守所迄申遣し候處に、一つには、しいの木島瀬戸口に、番船の押として、あだけを懸置き候はんや。二つには、唐人西目に於て、質出し候。此取納めやう、日本へ遣さるべく候や、又は成敗も之あるべく候や、大明へ送り遣すべきや、樣子如何たるべきやと、寺澤内三井角右衞門を以て申越し候。此趣は、此方衆中分別に能はず候。番船押のあだけは、番船待付け候て、いらざる事に候間、此談合に及ばず候や、人質片付けられ候事は、其方分別に任せらるゝ儀に候條、此方相談に及ばず候旨、返事申候。兎角程遠く候ては、談合なり難く候間、丸山へ打寄り然るべきと存じ、志摩守所へ、小西・羽柴兵庫・羽柴左京打寄られ候はゞ、夫へ參るべきと申遣し候へば、打寄るに及ばず候間、使を以て申承るべきと返事に候。其上にて、彼方より相談の儀は、此御朱印にて、分別仕候へとて、德長法印・宮城長次渡海の時、差渡さるゝ御朱印、最前は雙方へ隱密せしめ、彼時相越し候。其返事、此方

より申候様子、此御朱印は、御無事相濟む上を以ての御仕置と相聞え候、左候へば入らず候かと申遣し候。只今の御仕置は、博多より、淺野彈正・石田治部少輔差越され候書中の趣か、又は伏見より、内府公・大納言殿より仰下され候筋目か、此兩條の内に然るべきと、存候由申遣し候。然る時に彼方より返事に、右の兩條の内に分別候へば、相談は入らず候由小西申候。重ねて申遣し候は、釜山浦の城請取られたきの由は、御無事の筋目も候や。自然釜山浦に於て、各御自分の御隙入る儀も候やと申遣し候へば、小西申され候は、いはれぬ人の心中を、搜り候やと申候。然る處に、此方の使者の者共申候は、さやうに仰せられ候へば、御談合にては之なく候や。有無の返事も之なきに付、別に仰せられ分も之なきかと、再三使の者共、故實申し候處に、志摩守申分には、今一往御朱印を能々頂戴ありて然るべきの旨申すの由、右の使の者共罷歸り、申聞候に付きて、重ねて御朱印取りに遣し、種々樣々拜見仕候上を以て、談合せしめ候へども、右の趣に替る樣子、分別致さず候間、其通申遣し、御朱印返進候の處に、早、寺澤・小西・羽柴左京、舟に乘られ候由候て、御朱印を請取

手も之なき様子に候ひつる。左候間、寺澤內梶原六兵衞と申す者に尋ね合ひ、右の御朱印相渡候旨、使の者共申候に付きて、此上は各出船致すべく候條、城中の儀は、陣拂然るべき旨談合せしめ、其上を以て放火仕候事。

加賀守申分

一、順天面、番船差出に付きて、談合申すべく條、早船にて急度罷出づべきの由、寺澤志摩守申越され候間、九月廿五日、固城へ罷出で候處に、翌日寺澤志摩守、南海より參られ、様子承り候へば、番船いかにも手弱き體に申され、急ぎ行に及ばるべきの由申され候。某存候は、大明・朝鮮相催し、海陸取詰めたる事に候間、日本衆後巻も之あるべきと、敵覺悟致すべきと推量せしめ候。殊に小西、城堅固に相拘へられ候由申越され候間、然る時は聊爾に仕懸けられ、自然越度も候へば、結句小西難儀に及ばるべく候。公儀の御爲も然るべからず候間、諸城各相談の上を以て、丈夫に支度候て、仕懸られ候はゞ然るべきの旨、申せしめ候と雖も、同心なく、先づ取懸けられ、難儀に於ては、引取らるべきの由申され候。左候へば、敗軍たるべき體に候間、

届かざる儀とは存じ乍ら、是非に及ばず、拙者も罷出づべきの由申候。然者日限を承り候て、竹島に置き候船人數、召寄すべきと申候へば、二三日相待たるべきの由に候。左候ても順天・竹島の間、凡そ海路片道さへ、五六日にて候間、今少し差延べられ候へと、重々斷り申候へども、承引なく候。然る時は、見懸けなき所に、早船二三艘の體にて罷出でんも、御用に罷立つ儀之なく候間、自身の儀は罷出でず、親類の者三人、鐵炮相添へ差出し候へども、最前急がれ候旨に相違し、差延べらるゝの由、二三日過ぎ候て承付候間、手前に於ても、兩城相抱へ候條、猶以て我等者共、差延ぶるに於ては、差戻さるべきの由申遣し候。させる儀なく候處に、色々物がましく申上げられ候儀、是非に及ばず候。申上度儀候へども、先以て是式に候。猶聞召上げられ候はゞ、可=申上-候事。

甲斐守申分

一、小西朝鮮中、粉骨仕候由、書上の旨に候。各御存知たるべく候へども申上候。先年平安道へ相働き、河端に陣取り候處に、小西先手へ、敵朝鮮仕り、先手の者共、追

立て候へども、其身すけをも仕らず候處に、甲斐守駈合せ、大明人悉く打取り候。此等も彼仁手柄にて御座あるべく候や。又晉州を攻め候刻も、小西は、何れもより遲く候て、攻落し申す日參り候て、片桐市正家來の者取り候て、鼻を搔棄て置候首を拾ひ、大將の首を打取るの由申候て出し、剩へ一番乘仕り、手柄を致したるやうに言上の段、珍らしき儀に存候事。

甲斐守申分

一、小西平安敗軍之刻、大友城への傳に、甲斐守家來小河傳右衞門と申者入置き候しよほんの城迄、正月九日の晩に逃げ來り候を、彼城主甲斐守所迄、註進せしめ候に付きて、甲斐守迎に參り、小西召連れ罷越し、五六日も足を休めさせ候內に、都に御座候備前宰相殿・石田治部少輔・增田右衞門尉・大谷刑部少輔迄、此面に於て相抱へらるべきやと、註進せしめ候處に、かせんほと甲斐守間の傳の城をも、無届に引拂ひ、かせんほをも引入れらるべきに相定まり候。第一かせんほと都の間に大河御座候。氷解け候てよりは、人數引取り候事ならず候間、兎角早々打入るべき旨返事

に候、其上大谷刑部少輔迎として、かせんは迄罷越され候間、此上はいらざる儀と存じ、小西並に大友召連れ、都へ罷出で候。寒天の時分に御座候ひつるに、逃來り候を、着る物已下其外遣し、肌迄隱させ、都へ召連れ候を、結句あしざまのやうに、名護屋に於て申上ぐるの由候。斯樣の儀、幸御座候間、御穿鑿なされ候て下さるべく候。何れも墨付之あり候事。

主計頭申分

一、小西事、平安面無事以下、矢手に付きて、重ねて都に於て、御無事の取扱を仕り、敵方へ懇望せしめ、王子をも、都に至つて返し遣すべきの由候て、遊撃を呼越し、其まゝ遊撃に、釜山浦の城を相渡すべきとて、僞り候て召連れ、太閤樣へは、此王子御返し候はゞ、忝存じ奉り、高麗の儀は申すに及ばず、大明迄も隨いたすべき由申上ぐるに付きて、僞とは思召されず、王子を返し遣され候。斯くの如く僞申上げ、太閤樣御外聞惡く仕成し、剩へ王子返し候儀、主計頭も人數に仕候て、大明人の方へ申合せ、證文唐人方に之ある事に候。然れば重ねて御無事の儀仰出され候。王子

を日本へ差渡し候事、第一に仰下さるの由、小西書上げらるゝの由、左樣に候へば、左程王子一人さへ、日本へ渡したく思召され候に、王子兄弟並に王子の女房・王の舅、其外高官人等、數多生捕り候を、色々僞を申上げ返し遣す事、如何御座あるべく候や。其上又々御無事取曖ふ時も、日本へ樣々僞申上げ、唐人にはぬかれ、數度越度を取り、日本御外聞惡しく仕成す事、前代未聞に候。又此度御無事取扱ひ候由にてぬかれ、之を初め度々の儀に候。申すに及ばず、今度の引足には、羽柴兵庫・羽柴左京を餌にかひ、其身は其間に、南海の南の沖へ廻り逃げ來り、手柄のやうに申分、不審に存候事。

壹岐守申分

一、南門の城、八月十三日に押寄せ、十四日取巻き候て、仕寄の樣子談合の爲め、蜂須賀阿波守所へ、各打寄りあるの內に、其晩小西使として、太田飛驒・猶村監物を以て、城中に之ある大明人共、先手以來御無事の取扱仕る者共に候。此度打果され候へば、御無事手切れ仕る儀に候間、御助け候やうにと申越され候。太閤樣より、諸手

へ御朱印を以て、向後大明と、御無事の取扱仕る者、曲事たるべき旨御觸に候。然れども小西、大明との御無事、御内意を得らるゝ事候はゞ、諸手へ一礼をも出され、其意に任せ、助け置かれ候へと返事申され候。さ候へば、是非に及ばざる旨に候て、城中助け置かるゝ儀に候て、止められ候。御朱印御觸を相背き、斯くの如くの段、越度たるべく候事。

甲斐守申分

一、去々年甲斐守、殿守より先へ相働き、則ち唐人ちくさん郡に同勢之ありて、てんなん郡へ罷出で相抱へ候を追崩し、則ち同勢居候ちくさんの館を追拂ひ、數多打取り候。其外都より遊撃使を出し、都迄押入られ候へば、其身相果て候。小西と堅く申合せ、仔細あるの由候て、使者を相越し候。然るに返事仕らず、跡へ相詰め候はんかと註進致し候間、逗留中に、又遊撃兩使を差遣し、小西かちさし物並に遊撃方への書狀相越し候。然れば主計頭・甲斐守迄にて、都迄押し候事如何の旨、御目付衆申さるゝに付きて、其意に任せ、遊撃兩度の使を召連れ、主計頭一手に罷成り、夫よ

り小西指物並に書狀の寫仕り、兩度に、三人の唐人に使者を相添へ、小西方へ遣し候處に、使の唐人をば留置き、甲斐守方への返事は之なく候。右の如く御朱印を相背き、重々恣に之ある段、如何御座あるべく候事。

連判中申分

一、羽柴兵庫父子・羽柴左京・同一組衆、並に對馬守・志摩守、今度番船に於て、似合はざる見合にて、日本の御外聞失はれ候事は、如何に候。其上順天つなぎの南海へさへ、取籠らず。剰へ卅里餘南海へ引拂ひ、相遁れ候事、各御分別にも御座あるべく候と雖も、申上候。先年大友事、小西敗軍に付きて、歷々諸侍逃げ來り、小西相果て候由、再三申すに付きて、陣所を開退き候。其儀所存ならずと仰出され、國を召上げられ、日本一の臆病者と、御勘當の御朱印を下され、關東へ召失はれ候。斯くの如くの御法度之ある事に候。此旨能々聞召屆けらるべく候事。

右條々、能々御吟味を遂げらるべく候。朝鮮在陣中、表裏迄を申扱ひ、越度を取り、日本の御外聞失ひ候樣に仕成し候事、誠に前代未聞に候。秀賴樣御法度初めたるべ

く候間、速に御紀明なされ、仰付けられ下さるべく候。恐惶謹言。

加藤主計頭在判
鍋島加賀守在判
毛利壹岐守在判
黒田甲斐守在判

三月廿二日

家康公
利家卿
景勝卿
輝元卿
秀家卿

御奏者御中

斯くの如く返札なれば、小西彌面目を失ひ、太閤御前への取成は、石田治部少輔たるに依り、治部少・行長立腹し、一度天下を覆し、掌の内に入れんと、二六時中謀を運

らしけり。

一、主計頭淸正は、家康公に屬し、御馳走申されければ、家康公仰せられけるは、淸正には妻女なし。我々娘を參らせんとて、水野和泉守息女を御養子なされ、遣され候なり。

第六　石田治部少輔謀叛の事

石田三成謀叛

一、太閤仰置かるゝには、加賀大納言利家は、大坂在城あつて、秀賴公を守護し、江戸内府家康公、伏見に在城ありて、萬事利家相談の上、天下の仕置等、宜しきやうにあるべしとの儀なり。石田治部少輔三成は、天下に一度旗を立てんと、謀略を運らす。三成に組する大名は、長尾景勝・毛利輝元・宇喜多秀家・島津義久・小西行長・鍋島加賀守、其外數十人に及べり。治部少輔謀りけるは、景勝謀叛と稱すべし。然るに於ては討手として、家康公發向あるべし。其留守を窺ひ、洛中に旗を擧ぐべし。さあらんに於ては、岐阜の城に取手を構へ、美濃國關ヶ原にて、一合戰すべしと評定

清正、家康に與す

し、景勝謀叛の色を立つ。案の如く家康公は、景勝退治として、關東へ發向あるべしとの儀にて、備定あり。加藤主計頭清正は、元より三成と不和なりければ、家康公へ屬し、折節伏見に住居せられ、山岡道阿彌を以て申されけるは、今度關東への御發向、始終いはれなし。如何となれば、家康公、內大臣の官旨を蒙らせ給ふ御身にて、自ら手を碎き、合戰し給はん事無用の至なり。今幸ひ人數を召され參上候。先づ某並に細川・福島・加藤・黑田・池田を遣さるべし。若し覺束なく思召すに於ては、隣國の事なれば、伊達正宗を加へらるべし。猶も心元なく思召し候はゞ、其時御進發宜しからん。其理如何となれば、治部少輔並に奉行共、景勝を讒言し、謀叛と稱し餌にかひ、家康公を釣出し東國へ下し、跡にてゆる〳〵と計るべしとの巧、鏡にうつらふ如くなりと申上げらるれば、家康公御返答に、委細の懇志、祝着之に過ぎず候。去乍ら我れ弓箭の家に生れ、斯樣の所を忽にせば、武門の名を穢すぞかし。清正は、武勇といひ智謀といひ、天下に隱れなし。其上我に對し內緣の間なれば、帝都を守護の爲め、伏見に留めたくは候へ共、九州の內、心許なく候。急ぎ歸城あつ

熊本に歸城

て、能きに計らひ給ふべしとの事なれば、伏見を立ち大坂へ着し、利家へ參候し、秀頼公へ御目見あつて、御暇を下され、大坂より乘船し、隈本に至り、歸城し給ひけり。

一、豐後國杵築城主細川越中守家老松井佐渡守所より、飛脚到着す。大友義統、治部少輔に組し、牢人の身として、本國なれば下向し、民百姓を賴み、杵築の城を攻めんとの用意なり。是に依つて鐵炮の御加勢なされ下され候やうにと申來る。清正は、内々武具馬具の吟味、晝夜を分たざる折柄なり。三宅角左衞門といふ鐵炮頭に、百挺相添へ、加勢あるべきとの儀なり。角左衞門申せしは、近日何方へぞ御働あるべき。然るに於ては某儀は、御取立の者に候へば、御傍にて忠義を仕るべきと申す。清正怒をなされ、獨り働くも然るべきと思ひしに、沙汰の限りなる申樣、此上は奉公もなるまじと、知行を取上げ、牢人の身となさるゝ。扨杵築へは、坂川忠兵衞・日下部與助兩人に申付け、鐵炮百挺差向けらるゝ。然れども黑田如水、謀略をなし、大友を虜にし、事濟みたるとの註進に依つて、兩人隈本へ歸城いたしける。

拔清正内儀、人質として大坂に置きけるを盗み出す事

石田治部少輔謀叛企つる時分の事は、本書の如し。其時清正内儀は、人質として大坂の屋敷にありしを、治部少輔分別を以て、大坂の城内へ取入れ、固く番を附置くべきとの内談ある由風聞す。依之清正思はれけるは、今度は、無二に家康公の御味方致すべし。然るに於ては、人質を城内へ取入れては、無念の次第なるべし。何卒計略致し、屋敷に居る内に盗み取るべきとて、大坂に置かれたる大木土佐守と、船本行の梶川才兵衛と兩人の者に、斯事を密談し置きて、肥後國へ下國ありたり。右兩人の者共談合極め、梶川才兵衛は、大坂でんぽ口に居けるが、毎日二度づつ屋敷へ通ひけるに、老人といひ病中といひ、方々以て行歩不自由の斷、番所々々に申し、乘物に乘り、大綿帽子を冠り、大夜着を後に打懸けて、乘物の左右の戸を開き、往來しけるを、始の程は、一度々々に、乘物の内を改め見けるが、後は番所の者共見知りて、

いつもの病人ならば苦しからずといひて、改むる事もなく通しける。斯様に廿日餘して後、番の者共の油斷したる體を疾くと見付け、扨御前を乘物に乘せ申し、彼大夜着を打懸け、我後に押付きて、きつと凭れ懸つて、大綿帽子を冠り、いつもの如く、乘物の左右の戶をくはつと押開き、土佐守を歩にて連れ、若し怪しみ、乘物を改めんといはゞ、過たず取つて押へよ。其間には御前を刺殺して、他人の手には渡し申すまじきと、兩人が心、金石より堅固に言合せて、いかにも靜に通りければ、番所にて、いつもの病人ならば苦しからずといひて、難なく通り、扨舟には、大きなる水溜桶を三つ据ゑ、其中に一つ中底を入れて、何れにも水を汲み入れ、其下に御前を入置きて、舟を押出しけるに、湊口にて、船番所の者改め見けれども、其頃長雨の降りたる故、濁り水を湛へける故、水底見え兼ねて、中底のあるを見付けずして通り過ぎて、恙なく隈本へ着城あり。誠に鰐の口は逃るゝとも、此難は遁れ難き番所共を、易々と通り給ふ事は、偏に梶川才兵衞が、勇智謀の故なりとて、清正感悅斜ならずして、才兵衞に加增知行給はりたり。扨土佐守は、湊口より屋敷へ歸りければ

ば、老若の女房達、御前のおはしまさぬを惜しみ、泣きさめくを、一度は威し、色々樣々にして靜め、下女はした共に知らせず、取靜めて屋敷に居たりし處に、長岡越中守の御前を、城内へ入るべきとの使を立てければ、其儀に隨はずして、家に火をかけ自害ありたる故、諸大名の人質、何れも斯の如くあるならば、却て大きなる禍なるべきとて、此儀止みたるに依つて、何の構もなかりし故、土佐も恙なく、屋敷に居住したるなり。土佐守此忠功淺からずとて、御感に預かりける。此事を倩思ふに、夫爲レ國之道、恃賢與レ民、信レ賢如二腹心一。使二民如二四支一、則策無レ遺。所レ適如二支體相隨骨節相救一。天道自然とあれば、清正慈悲ありて情深き大將たる故、義を重んじ命を輕んずる臣ありたる者か。

續石田治部少輔と一戰に及ぶ由、家康公より飛脚到來の事

治部少輔謀叛愈顯れ、一戰あるべきに定めたる由、家康公より申來る。翌日清正、

家臣の者共に向つて宣ふは、九州の大名小名、殘らず治部に組す。中國・四國も、皆謀叛の色を見せたるとなれば、淸正一人、家康公の御味方致すにより、近國の敵共、當城へ押寄せ攻むべき事は、案の內なり。急度籠城の支度致すべき旨申渡さる。則ち家老の者共申すは、逢坂より西は、殘らず治部少輔に組致され、近國敵になりたるに、此勢計にて、熊本一城に楯籠るとも、御運開かるゝ事は、十に一つもあり難く存ずる旨、憚る所もなく一同に申しければ、淸正宣ふは、汝等がいふ所も、尤の樣なれども、心を靜めて聞き候へ。我れ秀吉公の御取立なされたる御恩は、淺からざる事なれば、今秀賴公への非義をいたし、不忠の樣に存ずべけれども、さにはあらず。是は石田治部少輔等が、私の致す謀叛なり。加之我れ高麗陣中七ヶ年の間、粉骨を盡して、朝鮮の王子を生捕り奉り、兀良蛤の都を燒拂ひ、其上蔚山の城へ、大明國より百萬の人數にて、取圍みて攻めけるを、恙なく運を開き、本朝の名を上げしは、淸正一人が武勇を以てしたる忠功を、治部少輔一人の讒に依つて、秀吉公の勘氣を蒙りたるの遺恨、山よりも高く海よりも深し。治部少輔に組すべき理、曾て以てなし。

扨又家康公の重恩に、忍び難き事數多あり。故に今度家康公の味方になり、九州の軍勢を引請け合戰をし、若し運の極ならば、一命を當城に於て捨てんこそ、清正が本望なり。總て至理に當り、必死に極りたる時、命を遁んとて、兎の角のと諸人を集め、談合を區々にして、月日を延さば、大將の威輕くなりて、諸卒疑心出で來て、軍法堅固ならず。士卒和合せざるは、皆是れ大將の心弱なるより起る事なりと、無二の御志にて宣ふ故、家來の者共の心も、金石の如くに堅まつて、斯君の下にて一命を捨てん事は、露塵程も惜しからじと思ひ定めたるは、清正の方寸の內より出でたる事なり。六韜曰、將者人之司命、三軍與之俱治、與之俱亂。得賢將者兵強國昌とは、斯の事なるべし。

續 家康公への使、四國にて自害致す事

此時家康公の御味方致し、無二の志の通書札を認め、家康公の使に、明石加兵衞といふ小姓立の侍を申付け遣されけるに、早國々の敵共蜂起して、容易く關東迄通り

難かるべしと、諸人いひける故に、加兵衞我れ一人、商人の體に眞似び、商船に乘りて行くに、四國の內に舟を懸けて、潮時を待ち居たるに、何の浦とやらん申し候所の名失念致候。浦人共、いかゞして見付けたるやらん、加兵衞に向つて、其方は何樣怪しき人と見及びたり。名乘らずば通すまじきといふに依り、舟より下り、色々陳じけれども、浦人共寄合ひ、是非此者を生捕りて上方へ上せ、忠功に致し、恩賞に預かるべしと、談合したる事なれば、次第に大勢集まり、遁れ難きを見付け、兎の角のといひて、浦人共が少し油斷せし透間を見て走り出し、二三町計行きて、寺のありけるに走り込みて見ければ、幸ひ爐中にくわつと火を燒きて、茶を煎る僧の一人居りけるに、則ち爐邊へ行き、肌に付けし文を火にくべ、忽ち煙にして、僧に向つていひけるは、我は加藤主計頭の者なるが、私用の仔細ありて、上方へ上り候を、浦人共利欲の爲めに非義を申懸け、生害に及び候故、斯く仕りたると、後日に若し尋ぬる者あらば仰せられ給へといふ所に、浦人共、寺の門前へ追々に來るを見て、雜人原が手に懸らんよりは自害仕り、骸をば御結緣を賴み奉るといひ捨てゝ、腹掻切つて死に

けり。誠に比類なき勇士なりとて、譽めぬ者はなかりけり。上古駿河次郎清重が、鎌倉にて、義經の廻文を燒きて捨て、數人を亡して、其名を上げしには劣るまじき事なれば、上代とても賢ならず、末代とても愚ならずと、古人のいひし詞の驗(しるし)か。

第七　清正、宇土の城攻めらるゝ事

一、家康公と治部少輔と鉾楯に及び、合戰に及ぶべきとの儀に定まりたる由、家康公より飛脚到着す。小西攝津守行長は、元より治部少輔一味の事なれば、朝鮮歸城より人數を召され、大坂に住す。是に依つて清正は、宇土の城を攻干べきとの用意し、隈本を打立ち、木山越に、豐後國へ人數を押詰むると觸廻し、木山峠にて、總軍兵へ觸れられしは、宇土の城攻めらるべきとの儀なり。木山より宇土の城迄、三里の間なれば、程なく先勢、宇土の城總曲輪迄、ひた〳〵と押詰む。清正旗本は、大うす山に陣を据ゑられ、竹束を以て、晝夜の境もなく仕寄を付けらるゝ。城中には僅の事なれば、小勢にてはあり、中々持堅むべきやうも覺えず、南條元宅といふ者に、

小西城を預け置く。南條、元より老剛の者、軍慣れたる武者にて、侍の妻子等、やうやう城へ取入りける。三宅角左衞門、牢人の身となり、飯田覺兵衞を賴み、宇土へも在陣したりしが、鹽田口へ、元宅張り出で、妻子等堅固に取入れける所へ、大身の鑓を持ち、元宅が口の外れ左の頰耳の外れ迄、突きはづしけるを、元宅、角左衞門が鑓に取付くを、元宅手の者取廻し、角左衞門を切らんとす。敵は大勢我は一人、叶ふまじと鑓を捨て引退く。扨清正、晝夜ともなく仕寄を申付けらるゝに依つて、三の丸の堀を悉く埋め、塀際へ竹束を、難なく附け寄せたり。清正手勢の者共は、儀太夫を始め、早乘込みあるべしと、强ひて申すと雖も、存ずる旨あるぞかし、人數損はで此城を取るべし。心安く思ふべしとの儀なり。然る所に薩摩より、本郷能登といふ者、步者三百人召連れ、八代・宇土の者共に力を添へんとて、八代へ出張りし、小川面の町屋を放火し、自由を振舞ふ由告げ來るに付きて、吉村吉左衞門・庄林隼人二組、小川表へ押向けらる。小川に着陣し、吉左衞門・隼人備をなし、能登が手の者切懸る。相田權六郎、本郷が乘りたる馬の太腹を、鐵炮にて打通す。能登、馬より下り立ち

宇土の城を陷る

て退く所を、二刀にて斬止むる。大將討死の上は、手の者敗北して、薩摩の方へ逃げ行くを、追討に卅八人打取り、宇土に至りて歸陣す。然る所に、家康公より飛脚到着す。九月十五日、關ヶ原に於て一戰を遂げ、勝利を得、治部少輔・小西を始め生捕り落去の由、委細告げ來る。小西方よりも城を渡し、侍共命を助かるべきといひ來るに依つて、城を明け、小西家來の侍下城す。勿論八代の城も明渡し、城代小西若狹守下城に及び、小西が侍共、南條を始めて、抱へ置かるゝなり。

一、宇土表にて、伊藤新五左衞門・坂川忠兵衞・佐久間角介・井村彥右衞門・田中兵助・日下部與助、右の者共少々働きしに依つて加恩あり。相田權六郎は、比類なき働故、別して感をなし、內匠と名を替ふべしとあり。三宅角左衞門事、南條を突きし事を褒美あつて、本知を加恩せらる。

一、宇土の城には、加藤與左衞門・並川金右衞門を入置かるゝ。八代には、吉村吉左衞門・堤權右衞門を、城代に入置かるゝ。

續 宇土城攻の時、石の瀬の町破る事

本書に記す如く、豐後國への働とて、熊本を出勢ありて、木山にて宣ふは、今宵宇土へ押寄せ、明日拂曉より、宇土の總曲輪の町を攻破るべきと、總軍中へ仰出さるゝに依つて、木山より宇土へ、先手押寄せたるに、此儀何かは隱あるべき。敵、町口へ人數を張出し、宵より篝を燒きて待懸けたるに依り、味方も町口迄押寄せ、少し間を隔て篝を燒き、夜の明くるを、互に待ちて守り居たるに、石の瀨の町口へは、吉村橘左衞門大將にて、三番備の軍勢押寄せたるが、拂曉より合戰始むべきとの軍令なりけれども、逸り立ちて、丑刻より弓鐵炮を射懸け、鬨の聲を上げ攻懸りけるに、敵も待請けたる事なれば、鬨の聲を合せ、町口の木戸を閉ぢて、鐵炮を打たせ弓を射懸け、暫く支へて防ぎ戰ひけれども、味方甲の錏を傾け、頻に攻めける故、叶ひ難くや思ひけん、町二町破られ、三町目の木戸迄引退き、島津又助といふ老功の者、足輕共に下知しけるは、夜中に町屋を寄せ來る敵をば、左右の見世棚を目當に、鐵炮を放

せとて、雨の降る如くに打ちけるに、味方の士卒、家の檐下に付きて、戸障子簾などを楯にして、寄せたる者共、將棊倒しをする如く、ひた〳〵と打倒されけれども、事ともせず、手負死人を乘越え跳越え攻めける時、後陣に控へたる味方共、跡の町へ火を懸けゝるに依り、後は明に見え、敵方は彌暗くなりたる故、仇矢もなく打倒さるゝ。加之跡より味方の打つ鐵炮にも中り、殘り少なになるを見て、和田備中、前野助兵衞に向つていひけるは、士卒足を立て兼ぬると見えたり。斯に支へてあるならば、前後の弓鐵炮に中りて、一人も殘るまじ。いざ一圖に木戸を突破らんと申しければ、尤然るべしといふ。和田備中・前野助兵衞尉兩人、一番鑓と名乘りて、眞先に進み出づるを見て、葦野九太夫石田鶴右衞門、追續ぎて進みけるを、木戸際六七間迄引付け打ちける鐵炮、和田備中の眞向に中り、うつぶきに倒れけるを、郎等の和田宇右衞門走り寄りて、備中を取つて引立て、肩に打懸け退くを見て、助兵衞・九太夫鶴右衞門三人の足輕大將共も、手負を圍みて引退きし故、跡に控へたる同勢、其夜は町口に備を立て居、翌日に町を破り、城の堀際迄押寄せ、竹束をこそ付け

たりけれ。

續　三宅角左衞門、南條伯耆守と鑓合の事

宇土の町鹽田口へは、加藤百助大將にて、一番備の軍勢寄せけるに、南條伯耆守元宅、福西九郎左衞門といふ者一人連れ、主從只二人、物見の爲めに出でたるを見て、三宅角左衞門一人進み出で、承り及びたる南條と見及びたり、三宅角左衞門と申す者なり。一鑓致すべきと名乘懸け、暫く戰ひけるが、南條主從は、大力の老功の者なれば、事ともせず、角左衞門が鑓を叩き落しける故、力なく角左衞門少し引退きける所に、飯田角兵衞、身近く遣ひける小姓一人連れ、主從二人進み出で來るを見て、角左衞門取つて返し、三人して、南條主從を、難なく城內へ突退けたり。敵味方、互に勝負はあらざれども、諸人に逸つて、一人進み出でたる志神妙なりとて、角左衞門擲氣を許し、感狀を下し給ふ。又飯田角兵衞鑓を合せ、角左衞門を助け、敵を城中へ追込みたる手柄、比類なき働仕りたると、感狀下さるゝ。此一戰を、世俗は、

南條と角左衛門と組みたるといふ事も僞なり。右に記す所は、飯田角兵衛直(なほ)の物語、聞き申候なり。

續 宇土城より忍びて出でたる飛脚捕へ候事

或夜の丑刻時分に、城中より仕寄の竹束際へ、何者とも知れず、そろ〳〵と忍び來るを聞付け、足輕共出でて、組伏せて見ければ、年四十餘の男、丸腰にて、何も道具も持たざる下人なり。則ち搦め、何者ぞと、事の仔細を問ひければ、宇土の町に居たる商人なるが、[illegible]風(ふと)籠城致しけるが、堪忍し難きに依り、今夜忍びて、城より落ち來ると計りいひて、此外は何と問へども、一言もいはず。如何樣怪しき者なる故、本陣へ引きて行きければ、清正宣ふは、此者は自然杖は突き來らざるかと、御尋あるに付きて、捕へたる足輕共が、今存當り候。組伏せ候に、何やらん投捨てたるやうに覺え申候といひて、捕へたる所へ行き、火を燃(とぼ)して見ければ、竹の杖を見出して來れり。其杖を割りて見給へば、案の如く杖の中に、八代への文ありけるを、拔き

見給へば、いつの何時人數を出し、後詰あるべし、城内よりも切つて出づべしとの、相圖の文なり。清正斜ならず喜悅ありて、其文を元の如くいかにも能く封じ、地下の者に金銀を下され、城中よりの飛脚にして、謀つて八代へ遣しけるに、宇土城代小西隼人、判形紛れ之なきに依り、八代より後詰の出勢の日限を定めたる返事、則ち認め出しけるを、彼者持參致しけるに依り、飛脚には、彌褒美下行ありて、八代より出勢の押に、吉村左近を、其日の大將に定め、相田六左衞門を、武者奉行仰付けられ、出勢いたしたるに、本書に記す如く、小川といふ所にて、八代より出したる勢に、ひしと行逢ふと等しく、鐵炮を打懸けゝれば、八代勢、右の謀を、努にも知らざる事なれば、周章て騷いで、弓鐵炮を少々打ちて防ぎ戰ひけれども、難なく追立てられ、八代へ漸う引退く。味方も、敵少々討捕り、颯と引上げたるに、北川監物といふ者、未だ軍慣れざる若年の時なるに、敵味方入亂れ一戰して、兩方へ颯と引きける時、味方の指物、何れも白練の切割きたる一本しなひなる故、指物に目を付け、二町計引退きて見ければ、件の指物差したる者二三騎ありて、何れもは、思々の指物なる故、

怪しく思ひ、能々見ければ皆敵なり。扨は見損じて、敵方へ退き來れり。爰は心を靜め謀りて、退くべきと思ひ、左右の者にいひけるは、敵利を得て引退くを追懸けて、一人なりとも討取りたるこそ、けやけき働たるべし。いざ〳〵各は、追懸け給ふまじきかといひて、其儘馬を乘出したる跡にて見付け、やれ敵にてありけるに、たばかられぬるぞ、遁すな餘すなとて、犇き合ひて追懸けぬれども、難なく遁れ、味方の陣へ驅込みけり。右小川合戰に、八代勢を引出し、勝利を得給ふ事は、誠に敵の策を以て、味方の策にするを良將とすといふは、此合戰の事なるべし。

相田權六郎働の事

相田權六郎は、小川の一戰に遲く來り、手に合はざるを無念に存じ、八代勢の引退くを慕ひて行きけるに、武者一騎、後殿をして退行くに追付き、穢くも後を見せ給ふものかな、引返し勝負あれと詞を懸けられ、敵取つて返し、權六郎と太刀二つ三つして押並べ、馬上にて引組んで落ちけるが、權六郎力や勝れけん、取つて押へ首

を取りたる故、比類なき働致したるとの御感狀を給ひぬ。

右の小川合戰の樣子、相田權六郎働は、本書に記したると、大に相違仕候が、其合戰に合ひたる者の物語聞置きしは、斯の如く候へば、何れをか是とせん。又本書に、吉村橘左衛門・庄林隼人二組、小川へ押向ふとあり。是は相違なり。吉村橘左衛門は、三番備の大將仕り、石の瀨の攻口を請取り、城を攻めさせ仕寄を付けさせ、組下の者に下知をして居たる故に、小川の押に行く者にてなし。庄林隼人は、一番備の武者奉行致し、加藤百助組下に付きて居たる故、隼人組といふ者は之なく候。此儀は、具に存じ申したる事なり。

續宇土の城より夜討出でたるを突返したる事

斯りける所に、或夜雨風烈しく吹降して、城中より夜討出でたる時に、日下與助、一番に出合ひ鑓を合せ、手疵を負ひ、續いて坂川忠兵衛・伊藤新五右衛門・佐久間角助・井村彥右衛門・田中兵助、一度に嚾と出でて、敵を城内へ突返して、左右の備の知ら

ざる事、神妙なる働なりとて、何れも感状を下し給ふなり。

田中兵助、手疵改め給ふ事

右の夜討の時、出合ひて働きたる者共、清正前に呼出し、其様子を尋ね給ひける時、田中兵助、右の肩先に鑓疵負ひけるを、則ち見付け給ひて、兵助手疵には不審ありと宣ひ、僉議ありければ、兵助は、左鑓の由申すに依つて、常々筑州にても、鑓の稽古致したる者共申しけるは、元来兵助、左鑓の證據正しくありけるに依り、向ふよりの鑓疵に定まり、御感状下されたるなり。斯程の事は、誰も見知るべき事なれども、事急なる時節、一覽に早見咎むる事、愚意の及び難き事なり。

宇土城際の沼田に懼ちたる事

宇土の城際に、大きなる沼田のありしに、此田は、如何にも淤泥（どろ）深くして、底の限りなし。人馬の足の及ぶ事にてあらず。卒爾に入りたるに於ては、犬死する事必定な

りと、諸人いふに依り、其田の端迄仕寄り、竹束を付けて守り居たり。扨城を請取りて後に見ければ、如何にも淤泥淺くして、漸う一尺計足入りて、人馬の往來自由なり。熊本と宇土は三里隔て、諸人往き通ひて、常々能く知りたる所なれども、敵地になれば、人々の目も心も替るものか。其時は、いかにも深き泥田の樣に、諸人の目に見えたるなり。近き所さへ斯くの如くなれば、泥や遠國より來る敵には、色色の行あるべき事なり。故に敵人の境に入りては、必ず地の形勢を察せよと、古人のいひ置きし事共尤なり。

續宇土の城請取る事

去程に九月十五日に、關原の合戰、家康公勝利を得給ふ。石田治部少輔生捕られ、落去の註進ある故に、宇土の城開渡しありて然るべき旨、小西隼人方へ仰入れられけれども、謀に言越すかと疑ひて、合點致さゞる處に、小西攝津守身近く使ひたる小姓、關原より落人となりて下りしを、能く見知りたる者ありて召捕りて、此小姓

を城の塀際へ寄せ、此口を開き給ふべき由いひ入れければ、城中より二三人出向ひ、治部少輔合戰の次第、小西仕合具に聞きて、扨は關原の合戰、負になりし事疑なし。此上は力なし。城を渡すべし。さり乍ら宇土・八代兩城に籠りたる士卒落人となり、方々へ離散して、妻子以下迄、見苦しき目を見するに於ては、一命助けたる甲斐あるまじ。殘らず抱へ置かれて、攝津守所に違はず、本知下行あるに於ては、宇土・八代の兩城代小西隼人・同若狹切腹致し、兩城渡すべし。さなきに於ては、城を枕にして討死すべき旨、兩城代より申越されければ、清正聞召し、一段と尤なる御申分なり。兩城代切腹致され、城を開渡さるゝに於ては、家來の者共扶持せしめ候事、少しも相違あるまじき旨返答ありければ、大に悅びて、小西隼人・同若狹兩人切腹致し、城共に開渡す。清正兩城を請取り給ひて、小西家來の者殘らず、約束の如く抱へ置かれけり。然るに斯者共望み申上げけるは、今度一命を御助け、召抱へられ候御厚恩は、山よりも高く海よりも深し。何を以て報謝仕らん。幸ひ明朝柳川へ御出勢の先手へ、哀れ加へ下され候はゞ、是非今度立花殿の勢と牒じ合せ、敵の爲に身命を

抛つて、御恩志を努計りも報じ奉り度旨、申上ぐるに依り、南條伯耆を始め、大身なる者をば、先手三備の組に割入れ、小身なる侍共は、十騎十五騎づつ、與騎に仰付けられたり。然る所に小姓組・馬廻組の者共、訴訟致すは、先手三組の者は、町を破りたる時、又は夜討入りたる節、當城に於て兩度迄、何れも手に合ひたる事なれば、明日柳川表への御働には、我等共に、先手を仰付けられ候樣にと、達つて申すに依り、此旨、先手備の者共に宣ふは、今度柳川表へは、小姓・馬廻の兩組の、若輩者共の望に依り、遣されたく思召すが、如何あるべきとの御斷ありければ、先手の者共申上げけるは、斯儀存も寄らざる事共なり。先づ一二三と、常々の事にさへ、次第定まりたる法を、今度新法を仰出され、小姓・馬廻の兩組に先手をさせ、我々共が、御家始めて更になき後陣に控へ申す事、ふつと罷成るまじきとの御請仕るに依り、達つて仰付けられ難きは、前々より定め置かれたる軍法なるに依つて、小姓・馬廻の者共の志の程は、御感ありけれども、右の通なる故に、小姓・馬廻は、前々の如く次第を定め給ふ。右の僉議彼是とある中に、早五更の天になりける故、一番備の人數出勢致し、

二番三番と次第に押出し、筑後國井手の橋といふ所に、諸勢着陣ありけるなり。

第八　清正、西國筋方々働の事

一、立花飛驒守統虎に、治部少に與し、大津の城を攻め落しけるが、關ヶ原に於て、治部少輔勝利を失ふの由聞及び、己が在所筑後國柳川へ立歸り籠城す。鍋島加賀守、是も治部少輔に賴まれ、伏見の城を攻め崩しける。元より手垂の鍋島なれば、家康公へ申上げけるは、今度治部に賴まれ、伏見へ罷向ひし事、千悔之に過ぎず。さり乍ら此科を御免なさるゝに付きては、立花を攻め崩し、忠義致すべき旨申上げしかば、家康公、其儀に任すべしと御返事故、肥後國へ下着し、筑後國はちのゐんといふ所へ、二萬の人數にて押詰むる。清正は、宇土の仕置等申付け、柳川表へ詰めらる。豐前國より、黑田如水押詰むる。飛驒守方より、清正へ使を以て申越されしは、內內清正とは入魂の事なり。治部に賴まれ斯くの如し。城を、清正へ渡し申すべし。侍分の者御助けなされ、賴み入り候。家康公へ、能きに仰せられ給はれと申越され

しかば、急ぎ下城あるべし。清正能きに計らひ申すべきとの返答にて、飛驒守、清正陣所へ下城。清正、城を請取り、和田備中といふ者を、城代として入置かる。飛驒守、南の關に屋敷を構へ、馳走まし〳〵、立花が侍共、一人も殘らず預かり置き、立花疎意なき段、家康公へ申上げられしかば、立花は老强の武士なり。先づ上洛あるべしとて、一萬石の領知を下行し給ひ、家康公近習に勤をなせりしが、程なく本領を返し下されけり。

一、家康公より此度無二の忠義淺からざる由にて、一通の御書を送り給ふ。書に云、雖_レ今度上方鋒楯候_一、御方々之儀別條無_レ之儀、祝着の至に候。然者肥後・筑後兩國進じ置くの間、成次第可_レ被_二申付_一候。此節に候條、隨分無_二油斷_一樣に專一に候。猶津田小平次・佐々淡路守可_レ申候間、令_二省略_一候。恐々謹言。

八月十二日　家康公御書判

加藤主計頭殿進之候

續立花左近（後に飛騨守と申すなり）內小野和泉、鍋島と合戰の事

立花左近統虎は、本書に記す通り、大津より柳川へ歸り、籠城致すに依り、鍋島加賀守・黒田如水・清正、三方より押寄せける時、立花內小野和泉といふ者を大將にして、一千有餘の人數、山伏の結袈裟を纛にて作り、總軍勢の笠符とし、肥前衆と一合戰して、名を後代迄殘さんとて、勇みに勇んで出で、加賀守備へ、而も損らず突いて懸る。加賀守者は、待懸けたる事なれば、爰を専途と防ぎ戰ひ、互に討ちつ討たれつ、辰の刻より巳の刻迄戰ひけれども、肥前人數は、大軍の事なれば、新手を入替へ〳〵防ぎ戰ひける故、柳川勢、殘り少なに討なされ、流石老功の和泉なれども、叶ひ難くや思ひけん、城中を指して引退く。爰に左近內に、立花三太夫といふ若き者ありけるが、常々申候ひしは、何事もあれかし、諸人に逸りて一働して、名を後代迄殘すべしと廣言しけるが、如何してありけん、今度伏見・大津の兩城攻めける時、させる働もなかりける故、諸人嘲を申しけるは、若き者は、事に合はざる先には、舌長き言は

いふまじき事なり。三太夫が常々の口程ならば、今度比類なき働して、敵味方の耳目を驚かすべきかと思ひしに、伏見にても大津にても、敵と出合ひたる沙汰も聞かざれば、三太夫は、只兎兵法の上手なりとて、諸人笑ふを聞きて、こは口惜しき事かな。如何してか、此恥を雪ぐべきと、肝に徹りて思ふ處に、今此合戰ある事を悦び、其夜の未明に、大將の御前へ伺公して申しけるは、某常々存じけるは、自然の事も候はゞ、御馬の先にて一命を捨て、數年の御恩を報じ奉るべきと、心懸け候へども、武運盡き申したるか、伏見・大津の兩城にて、能き敵に合はざれば、何たる働も仕らざるを、諸人嘲ると承る。誠に恥辱身に餘りて存ずるなり。哀れ天道捨て給はずば、此恥を一度雪がせて給はるやうにと、神佛に祈りけるに、明日の一戰に逢ふ事、是ぞ諸神の擁護と存ずるなり。然れば存じ定めたる事御座あれば、君の御目に、二度懸るまじく候なり。只今こそ、今生の御暇乞と申し乍ら、涙をはら〳〵と流し、大將の御前を立ちて、諸軍勢と打連れ、勇みに勇みて出でたりける。然るに肥前勢、十二段に備を立て、爰を專途と待懸けたり。柳川勢も、喚き叫んで押寄せたり。敵

間近くなりけると、馬よりひた／＼と下立ちて、鯨波を作り、互に睨み合ふ計にて、未だ鑓をば始めざる所に、柳川勢の中より、只一人進み出で、大音を上げて名乘りけるは、我は立花三太夫といふ者なり。今日の合戰の、一番鑓を始むるぞ。我と思はん敵あらば、進み來つて、此三太夫が首を討取りて、名を後代に殘せやといふ儘に、大長刀を水車に廻しけるが、辰の上刻の事なれば、朝日の光と、長刀の刄の光輝きて、さながら電光の水に映るが如くなり。敵も味方も之を見て、天晴勇士なるかなと、心に感じて見る所に、名乘りける詞の下より過たず、敵の備へ只一人、少しも擬議せず走り懸る。其勢ことがら、誠に勇逸たり。十二段に備立てたる軍勢ども、此勢に備易して、先手二段の備、二つに切割られ、中を開けてぞ通しける。然れども大軍の事なれば、三段目の備にて取圍まれ、狂ひ死にぞ死んだりける。之を見彼を聞きて、惜まぬ者はなかりけり。斯くて一戰過ぎて、翌日討死したる者共の死骸を見ける所に、三太夫が腰に、燒飯三つ付けたるを見て、諸人評判しけるは、無二に討死と極めたる者が、糧儲を持ちたるは心得難し。必死に極りたるにてはあるま

じきかといひければ、又或老武者のいひけるは、いやくさにてなし、必死に極めて、破籠を持ちたるこそ、一入强き志なり。誰も斯くこそありたき事なれと、感じたる者もあり。右の合戰の次第、具に見たる老翁の語られけるは斯の如し。併ら他家の事なれば、伏見・大津にての樣子、大將の前にての申分などは、定めて相違もあるべけれども、夫はさもあらばあれ、畢竟は討死と極りたる者が、破籠を持ちたるが是か非かの僉議に、深き意味あるべき事なれば、清正家の事ならざれども、後の爲めにもなりなんかと思ひ、具に之を記すなり。

續 柳川の城開渡す事

斯くて柳川の勢、右の一戰に討負けたるに依り、士卒機を失ひたる體を見て、左近將監、清正方へ、城相渡すべきとの內所ありし仔細は、本書の如し。清正方よりも、籠城仕りたる士卒の心を鑑みて、立花左近將監へ、無事の手を入れられ、兩將の心啐啄して、相違なく柳川の城請取り、加藤美作を、城代に入置かるゝなり。本書に

は、和田備中を、城代にして入置くとあり。相違なり。同國の内久留目の侍共も、立花左近と一所に、大津より下着致されけるが、是も柳川と同時に、城を渡され候に依り、清正請取り、和田備中を、久留目の城代に入置かれたるなり。

一 立花左近將監下城の時、清正陣屋に火事出來の事

右の通立花左近下城ありて、近習の小姓共四五人供致し、清正陣所へ來り給ひ、互に、禮ありて、未だ言も物は言はざる所に、陣屋に火事出來して、陣中騒ぎ出でたる折節、柳川の城内に殘り居たる者共、心元なく思ひ、屏際へ上り、清正陣屋の體を眺り見居たる時節なる故、斯事を見て、彼は謀り出して、左近を討ちたると見えたり。こは口惜しき事なり。いざ押寄せて討死して、主君の御供致すべきといひて、騒ぎ、既に打つて出でんとひしめきける所に、良將は必ず敵の心を察するといふ事、寔に道理なるかな、清正、火事といふ聲を聞くと等しく、早速、城中の氣色、必

[illegible]

様いひ知らせ然るべきとありければ、左近將監聞き給ひて、いかにも尤にて候。我等も左様に存ずる處に、扨も早く御氣を付けられたると感じ、其詞の下より、小姓二人城へ返し、火事なり、心元なき事はなし。少しも騷ぐべからずとありし故、城中の諸卒靜まりけり。古語云、事後るゝ則ば、反て其殃を受くといふ事を、用ひ給ふものか。扨程なく火事を取消し、城を請取り、家來の者殘らず召抱へ、何れも柳川にての本領知行下行ありて、柳川組と名付けて遣されしなり。左近は則ち法體ありて、道伯と申して、南關に居給ふなり。

同國の內、山下の城主筑紫上野介廣門居城山下をも、同時に請取り、城代（名失念申す）を入置き、上野介も法體ありて、夢庵といひて、八代にて、三百人扶持合力いたされて置き給ふ。家來の者も過半抱へ、本知下行して、五騎十騎づつ分けて、與騎に付けて遣されけり。清正逝去の後、上野介息筑紫主水正を、寛永二年の頃、家康公御前へ召出されたるなり。

續撰清正記　巻第五終

續撰清正記 卷第六

第一　清正・如水兩將、薩州働として出勢の事

一、清正・如水一談し、薩摩へ働くべしとて、肥後と薩摩の堺、泉といふ所まで押詰め、其旨家康公へ註進に及ぶ。島津は細川父子を頼み、家康公へ内通あるに依つて、島津事、御免なされ候條、早々人數を打入れらるべき旨、申來るに付きて、二將相談し、面々の城へ人數を入れらる。

一、家康公より申來るは、小西が領分肥後一式、殘らず加藤主計頭領せらるべき旨、仰下さる。筑後國は、田中兵部大輔、治部少を生捕り、彼是の忠勤に依つて、彼國を下行せらるゝの由、筑前國は、黑田甲斐守に下さる。豐前國は、細川越中守に遣さるる旨、申來るに付きて、筑後の城を、田中兵部大輔に相渡し、肥後一國の仕置等申付

け、熊本といふ所に、九州第一の城を構へらる。

第二 清正、家康公へ御目見えの事

清正、家康に對面

一、清正は、慶長八年三月六日、熊本を立ち大坂に上着、秀頼公の御目見えをし、利家へ參候し、夫より家康公へ御見舞として、淺野左京大夫同道せしめ、關東へ赴かる。家康公、殊の外馳走ましく、江戶の城普請仕るべし。さも候はゞ、兩所をも御賴あるべきとの儀にて、清正幸長、繩張等御相談ある。然るに家康公仰せられけるは、兩所乍ら息女あるの由承り及ぶ。右兵衞督を、左京殿の聟に、常陸介を、主計殿聟にとの御望なり。兩人達つて辭退申さるゝと雖も、御腹立故、御請申上げられしかば、家康公御祝著あつて、御振舞等あり。二十日滯留し、上京に及ぶなり。

續秀吉公他界の後、利家北國へ、家康公息を證人に取りて行かるゝ事

秀吉公御他界の後、加州大納言利家と家康公と、不和の様に見え、自然鉾楯にも及ぶべきかと、世以て申合へるに依り、諸大名衆中御取持にて、兩人の御和睦ありて、利家加州へ歸國ある時に、家康公の息男黄門御若年の時、證人に取りて、北國へ同道ありける時、若しは道中にて恙もあるべきかと、諸人も存じ、家康も殊に心元なきと思召され候旨、清正聞及び、和田備中に、侍廿騎・足輕五十人付けて、道中見送りの爲めに遣されけるが、利家いかゞ思はれけるやらん、一日路同道致し、黄門を返し申され候故、清正者共も、事故なく伏見へ歸宅仕り候。此儀を、家康公斜ならず悅び思召しけるに、今度又御味方致し、小西居城並八代の城攻取り、加之筑後の國中の城共、事故なく請取る。彼是以て一方ならざるを、忠功致さるゝに依り、本書に記す通の書簡、家康公より清正へ下されたる故、筑後・肥後兩國を所領致し、明くる丑の年、筑後國は、田中兵部大輔へ相渡すべき旨仰あるに依り、二月に、柳川・久留米・山下・江浦の城共、兵部大輔方へ相渡し、扨又豐後國の内鶴崎といふ船着より、熊本迄の海道を拜領ありたり。知行高は左に誌す。

續肥後國拜領の郡共の高の事

七萬四百廿九石六升四合七勺は　熊本城あり　飽田郡府
二萬五千六百七十六石四斗三升八合は　山本郡
十一萬四千二百一石一斗七升九合七勺五才は　玉名郡
四萬八千五百五石二斗九合二勺は　合志郡
二萬六千五百八十四石八合六勺六才は　菊池郡
二萬八千四百八十三石九升四合五勺は　託摩郡
三萬五千四百五石三升四合三勺は　山鹿郡
六萬三千四十六石六斗一升九勺五才は　阿蘇郡
十八萬千五十石七斗九升二合八勺五才は　益城郡
三萬四千九十六石九斗九升八合二勺は　宇土郡
六萬千七百七十七石八斗二升八合四勺六才は　八代郡

一萬九千三百八十三石三斗四升三合一勺五才は　葦北郡

合高七十萬八千七百三十四石四斗一升三合二勺

外豐後國の內にて高

二萬三千六百石五斗四升八合六勺九才

都合七十三萬千八百四十石九斗六升一合八勺九才

右の內二十萬石は役なし。殘りての軍役なり。

熊本城新に取立て給ふ事

城を茶磨山に築く

斯くて清正公、慶長六辛丑年、年頭の御禮として、江戸へ伺公あつて、暮春に御暇下され、肥後へ下國あり、熊本の城廻りをつく〴〵と見給ひ、四方の要害宜しからずして、國主の居るべき城ならずとて、東に當つて茶磨山といひて、少し小高き山を新に取立て、自身繩張ありて、八月仲旬より鍬始ありて、比類なき城取立てられ候。世の常の城に違ひたる取樣多し。第一天守の立所、廣間の玄關、入口の樣子、金藏の

有所、大きに類なき城の取様なり。予若年の時、肥後國退出致し、其後見ざるに依り、失念致したる所數多ある故、委しく記さず候。今恙なき城たるに依り、能く知りたる仁あるべく候。具なる事は、尋ね聞かるべき者なり。

續 京都本國寺に於て萬部の經讀誦の事

慶長十年五月、淸正老母の一十七年の忌月に相當りて、本國寺にて、法華經一萬部讀誦興行在之、奉行を中川周防に仰付けられ、本國寺の御堂に、三方に廂をかけ、緣を張出し、佛前に於て香花燈燭茶菓珍膳を營辦して、善盡し美盡し、一千二百人の尊衆を請じて、一日に二度づつ、大衆御堂へ出でて、妙經四卷づつ讀誦致しぬ。此時洛中に、日蓮宗の僧足らずして、洛外より僧衆を呼集めたるを、京童部の申しゝは、洛中に物の足らずして、洛外より借用したるは、是ぞ珍らしきといへり。今時こそ日光山と江戶增上寺に於て、切々萬部の讀經之あるなり。其頃迄は、終になき事なれば、洛中・洛外・伏見・大坂・堺はいふに及ばず、遠國より聞及びて、老若男女參

詣致し、貴賤群をなす事夥し。清正毎日佛前に詣でて、燒香ありて、諸人の中を押分けて、往來ありしかば、參詣の貴賤申しけるは、扨も〳〵果報目出度大名かな。虎之助と呼ばれたる人の、前代未聞の大善根、誠に御孝行の至り、兎角人間にてはましますまじきとて、清正の足跡に手を付けて、老翁共が戴きけるとなん。中川周防物語に承り候。扨萬部の經結願ありて、上人への布施として、銀子二百枚、總大衆への施物銀子三千枚を、三間臺に附紙をして、本堂の座敷に居ゑ並べて出し給ふを見て、扨も〳〵夥しき事なりとて、諸人目を驚かしける。

第三　名護屋普請に、清正歌舞伎興行の事

一、慶長十年、中納言秀忠公、征夷大將軍にならせ給ふ。此節清正も、從五位上侍從に任せらるゝなり。

一、家康公、尾張國名護屋城普請ありて、薩摩守へ遣さるべきとの儀にて、諸大名へ普請御賴みなさる。清正も宿陣として、女三百人召連れ、日夜歌舞伎を興行し、天

下の大名に目を覺まさせ、九月中旬普請成就、大坂へ罷越し、秀頼公へ御目見えをなし、大坂・伏見にて光陰を送らる。

續 尾州名護屋普請の時、大石引く事

名護屋普請致しゝ時、清正は、萬松寺といふ曹洞下の禪寺を借りて居給ひけるに、或時宮より大きなる角石を、五六千の人數にて引き給ふに、其大石を毛氈にて包み、青き大綱にてからげ、石の上に片鎌の鑓を立て、又何れも齡二八計なる小々姓の、容貌美麗にして、繪に書くとも筆にも及び難き程なるが、綾羅錦繡の粧を身に飾り、桃顏の媚を含みて、石上に並居たり。自身も石の上に登り、大音聲にてきやりをし給ふに依り、家來の老若、殘らず花麗なる出立にて、本綱に手を付け引きける。然るに依り名護屋淸洲より、酒肴・餅・豆腐・菓子等に至る迄、種々の賣物を持運び、商人共幾百人といふ數を知らず。宮より名護屋迄の道端に、市を立てゝぞ居たりける。然るに夫々の賣物、並に其器物ふご・樽・荷棒迄の直段を、少しも値切らずして、いひ

かけ次第の代物を呉れ、其賣物を道路に拋散らし、諸人に倍取に取らせ、酒は何者なりとも、飲み次第に飲ませければ、商人も見物人も、綱に取付きて浮にういて手拍子を打ち、愛宕參りの小歌を謠ひ、知るも知らぬもゑいやら聲にて、唯一時程に名護屋へ引付け、大踊をしたりける。此時ならず數度大石を引きけるに、美しき小姓共、普請場の供に連れて出で給ふに、小袖羽織をいかにもだてに染めさせて、金翠の粧をなし給へば、楊柳の風に靡き、且つ咲く花の、匂深きが如し。されば其頃の小歌に、及びなけれど萬松寺の花を折りて、一枝ほしうござると作りて、貴賤男女諷ひたるは、萬松寺の庭に、大木の櫻のありて、花の盛の頃なるによそへ、予小姓共の美なるを譽めて作りたる興の小歌なり。萬松寺其時は、今名護屋の櫻風呂といふ錢湯のある町なり。又女童共が杵歌にも、昔に聞えし名護屋の城を、踏みやならいた肥後の衆がと諷ふも、此時の事なり。斯樣の事共を、能く知らざる者が、女三百人連れて、日夜歌舞伎興行し給ふと、本書に記したる者か。

續與次兵衞が歌舞伎の座にて、足輕喧嘩致す事

同普請の時、與次兵衞といふ者、京都より女共數多連れて下り、尾州宮の町外れに棧敷を打ち、鼠戸を立て、勸進の歌舞伎興行しけるに、淸正足輕二人用ありて、宮へ使に行きけるが、其邊を通るとて、芝居を圍みたる蕪莚の隙間より覗きけるを、與次兵衞が下人之を見て、詞荒く咎めける故、足輕も、荒らかなる返答いたしけるを、棒にて內より、足輕の面を突きけるを、いかにも神妙に申し、何の構もなく其所を退き、錢を出して、鼠戸の口より見物の者と連れて入り、舞臺の際へそろ〳〵寄りて、時分を見計らひて切つて廻り、狂言師一人・女人二人切倒して樂屋へ入り、與次兵衞を彼方此方へ追廻して、頰先を切りけるを見て、樂屋の奴原も、蛛の子を散らしたる如く、方々へ退きたるに依り、足輕は、行方もなく缺落致しける。彼與次兵衞、辛うじて助かり、件の樣子を具に申達しけるを、淸正聞召して、與次兵衞がいかにも道理至極なり。然れば堪忍致すべし。足輕は見合次第に、急度成敗致すべし。

女の儀は、莅む程調へて與へぬべし。又舞臺棧敷の破損は、本の如く普請申付くべし。其方が誠の養生を致す金子は、下さるべしと宣へば、與次兵衛承り、是は過分至極の御諚共なり。何様にも然るべき様にと申すに依り、萬事望みたるよりも結構に仰付けられ、女も元のより勝れたるを求めて下されたる故、與次兵衛は、罷出來て却て德付きたりける。毒藥變じて藥となるとは、斯様の事たるべきと、世擧つて申しけり。此時分は、人の賣買の法度無之故に、歌舞伎女を二人買取りて、京より下されけり。此事仔細聞かざる仁の、本書は述作なるべし。

(續)尾州熱田大明神の門造營の事

清正、熱田大明神へ參詣いたし、大宮司神主を呼出し宣ふは、當國は我生國の事なれば、當社に於て、大破に及びたる所あらば、造營ありたしとありければ、社家の者承り、御志の程、有難き旨申し、然らば西の門大破致し候と申上ぐるに依り、則ち馬場左京といふ神主に、銀子廿貫目渡し置き、下國ありけり。左京則ち奉行致し、程

なく造營出來にけり。今に肥後殿建立の門と、所の者共申すなり。其年月は、何の頃にてありしか、失念致候なり。此の如くの事を思へば、信心も深く御座したるか。鬼神を敬ふには、祖の國を始めて祭るといひ置きし古人の心に叶ひ給ふ故、清正一世は、武運目出度かりけるなり。

續八幡の國といふ歌舞伎女、肥後國へ下りたる事

慶長十四年の仲秋の頃、肥後へ歸國ありける時、攝津國兵庫の浦に舟懸りし給ふ折節、隈なき月海上に浮んで、風光もいと靜なりければ、鳳金丸といふあだか船の二階に登り給ひ、夜すがら月御覽ありし時、御身近き家臣一兩人、傍近く召しての夜話に、去る春の頃、奥州の正宗が、團介といふ遊女を下し、歌舞伎を興行致したるが、家康公の御氣色に相應したると、仄に聞きたり。仔細は、石田治部少輔等が謀叛を、事故なく退治ありて、今は天下、御掌の内に入りたる事なれば、正宗如き國主を始め、太刀も刀もいらぬ太平の世と思ひ、歌舞遊興のみにて日月を暮せば、心元なき

事なしと思召さるゝとなり。今又西國にては、清正などは、秀吉公の御取立といひ、其上秀賴公、大坂在城の事なれば、世間の者も疑はしく思ひ、家康公も、自然は心元なく思召す事もあるべきか。さり乍ら我は、家康公の厚恩に、忘れ難き事あり。加之肥後一國の主となり、殊に常陸介殿を聟に仰付けらるゝ事、旁以て當家の御恩深ければ、努々二心なき事なれば、彌々御心安く思召す様に、正宗が如く帯紐を解いて老身を慰め、遊人となり、世間の沙汰にも、清正は年寄りたれば、武の道は泰平の世たる故、忘れて年月を送ると聞けば、早や氣遣の仁にては毛頭なきといはるゝが、第一能き分別にてあるべきと宣へば、老臣共、御意尤とぞ感じける、其頃八幡の國といふ奴を下し、熊本の鹽屋町三丁目の武者溜にて、勸進能を致し、其能の跡に歌舞伎をして、家來の諸侍は、銀子一枚宛出し、棧敷を打つて見物し、地下町人は八木を持來りて、鼠戸の口より入りて、芝居にて之を見る。此國が、歌舞伎の始なりければ、西國方の者は、聞及びたる事もなき頃なる故、貴賤上下の老若男女、鼠戸の前に市をなし、押合ひ〳〵見物したり。又其後京都に、又市といふ者の抱へ置きたる遊

女に、兵助・長介といひて、其頃名を得たる歌舞伎の太夫にてありけると、淸十郎・金作といふ脇太夫と、已上四人を召下して歌舞伎をさせ、家來の者共並に下々の者にも、見物いたさせられたるなり。右に記す通り、此儀は、少し心得あつて致されたる事なり。尾州名護屋普請の後の事なり。本書に女三百人とあるは、積りも知らざる虚說なり。

續 踊に狸の腹鼓打ちし事

又其頃可笑しき事ありけり。同年の盂蘭盆に、家來の者共が踊興行致し、御目に懸けんと申しければ、尤なりとありける故に、一組々々に分りて、異類異形の事を巧み、美を盡して踊りけるに、子小姓組の先踊に、山を餝り車に載せて、其山の內に、狸の出立にて、若黨共を三十人籠め置きて、扨狩人が弓に矢をはげ持ちて來り、狸狩を致し、古狸を一疋追出し射んとする時、此狸手を合せ、詫事致しゝは、我れ子共孫共多く持ちたり。今爰にて殺し給はゞ、子共孫共迷惑すべき事が、不便に存ずれ

ば、平に御慈悲を以て、偏に御助あらば、子共孫共迄、有難く存ずべきと申す時、狩人も流石岩木ならねば、誠に畜類も、我子を思ふ事は、人間に變りなきと見えたり。我も子共持ちたる事なれば、一命を助けるなり。然らば此禮に、子共孫共を殘なく呼出し、腹鼓を打たせよといひし時、彼古狸感涙を流し申しけるは、扨々有難き御情にて候物哉。何かな御禮をも可申上と存ずる處に、子共の腹鼓打たする樣にとの御事は、何より安き事なりとて、山の穴の中より、多くの狸共這出で、歌を謠ひ拍子を踏み、鼓太鼓三味線にのせて、腹鼓を打つ事を支度せり。然るに此催成就して、七月十日の卯刻より出立作り、山の内に込入り、城の追手の門際へ引付けて、先々の踊の濟むを待ちけるに、一番組二番三番大小姓組の踊の過ぎて、未の刻に、子小姓組の踊入れよとありければ、扨先踊の山を、廣間の庭へきやりにて引込み、御目通にもなりければ、件の通の事共を言終りて、さらば子狸共を呼出して、腹鼓を打たせ、御目に懸くべきといひて、山の内の狸共を呼びけるに、此者共の出立は、狸の皮、或は兎・犬などの毛皮を、縫集めて着し、狸の面を被り、早朝より八時まで、狭き

作り山の內にこぞり合ひて居たりければ、炎天の日に照付けられたる故に、悉く霍亂を仕り、漸う這出でけれども、中々腹鼓打つ事は思ひも寄らず、或は吐逆をし、又はえもいはれぬ様なる不仕付のみを致しければ、見物の老若、之を見て申しけるは、子小姓組の踊は、餘組に變り、いかさま伽車風流なる事共ありて、諸人の耳目を驚かす物見あるべきと、內々思ひしに、さはなくて、これは〳〵大きなる尾籠かなとて、各嘩と笑ひければ、淸正之を見給ひて宣ふは、踊子共が、腹鼓は打たずして、見物人が腹を抱へたるとて、一入興に入らせ給へば、御近所に罷在りける御咄の者、一首の狂歌を取敢ず、

腹鼓うたん狸はさもなくて見る人いたき腹の皮かな

となん仕りければ、當意卽妙なりと仰せられ、彌〻笑を含ませ給ひけり。

第四　秀頼公・家康公御對面の事

一、家康公、淸正・幸長を、二條の御城にて御振舞なされ宣ひしは、秀頼公、御成人日

を追つて遊ばす由承り、珍重之に過ぐべからず。さり乍ら家康は、種々疑を得候者なれば、近年御目に懸らず候。御成人をも見申度候間、兩所賴入り候條、御上洛候樣に、御計らひあるべし。さあるに於ては、二條の城にて御目に懸らん。御母公氣遣に思召されん。方々は右兵衞・常陸と一所の事なれば、兩人を兩所へ渡し申す條、大坂同道あつて、秀賴公御上洛候樣に、賴入ると仰せらる。兩人返答に、夫迄も候はじ、兩人罷下り、申成し候はゞ、御上洛疑候まじと申さる。家康公御滿悅し給ひ、さらば御下り候へと仰せられ、退出あつて、兩人乍ら伏見を立ち、大坂に着し、利家へ相談あれば、兩人申す上は、御母公も異儀あるべきにあらずとて、三人同道ありて、右の段々申上げられしかば、主計頭・左京、申上げらるゝ上は、いかやうにもと仰せらるゝ。主計頭申上げられけるは、日本の神も御照覽あれ、秀賴樣の御身の上に、氣遣なる儀候はゞ、私・左京永らへ申すまじと、賴もしく申上げられければ、さらば上洛あるべしと、秀賴公大坂御立なされ、河舟にて御上洛。淸正用意には、淀川左右の陸路、一方は淸正人數、一方は左京人數を備へ、河中を御上洛ある。伏見へ御

家康秀頼對面

着き、清正河舟にて御膳を上げ、いろ〳〵様々の御馳走申上げられけり。家康公よりも、道すがら細々御使者を遣され、色々進上あり。清正申されけるは、秀頼公御成人の程、京童部拜み申すべき爲に候間、御乘物の左右をくつろげ、兩の戶を開き、清正裼の肩衣袴を着し、伏見より二條迄三里の所を、歩にて供奉。さて二條の御城玄關迄、家康公御出迎ひ、互に御禮あり。秀頼公御傍を、清正少しも離れず居らる。さて御振舞出で、清正も御相伴申され、互に御盃あつて、座も宜しき時分、清正申されけるは、さぞや大坂には、御逢ひなされたく思召さん、早や御立なされ候へと申上げられければ、家康公も、尤なり、さても〳〵御成人目出たしとて、色々進上ある。秀頼公御立なされ、家康公も、玄關迄御送りなされ候。御駕に召され、清正又歩にて供奉し、伏見にて御膳を上げ、御舟に召され、大坂に至り御歸城。左京大夫幸長は、持病差起るの由にて、秀頼公伏見御上着の刻も、伏見の屋敷に居られ候。洛中は申すに及ばず、日本國にて、清正、今度家康公・秀頼公御對面の儀を調へ忠義を盡し、始終まで首尾調へたる武士なりと感じ合へり。扨秀頼公・家康公、清正へ御暇遣

さるゝに付きて、歸國に及ぶ。

廿 家康公と秀賴公御對面の時御進物の事

慶長十六年三月廿八日に、家康公と秀賴公と、御對面ありし樣子は、本書に記したる如し。其時互になされたる御進物の事。

家康公へ、秀賴公よりの御進物

御太刀　實守　御腰物　一文字　御脇指　鯰尾藤四郎

金子　三百枚　純子　二十卷　錦　十卷

猩々緋　三卷（巾十五間づつ）　御馬　一疋

右兵衞佐殿へ、秀賴公より、

御太刀　光忠　御馬代金子　百枚

常陸介殿へ、秀賴公より、

御太刀　守家　御馬代金子　百枚

已上。

金子三十枚　御あちや　同斷　御あめ　同斷　御かつ

金子三百枚　奥にて御女房達中へ

金子三十枚　本田上野守　同斷　大久保石見守　同斷　板倉伊賀守

金子二十枚　成瀬隼人　同斷　櫃戸清右衞門　同斷　安藤帶刀

同斷　村越茂介　同斷　永井右近　銀子百枚　榊原伊豆守

同　城野和泉守　同　秋本但馬守　同　大津少將

同　西尾丹後守　銀子五十枚　後藤庄三郎　同　永忍

同　御馬屋別當諏訪邊宇右衞門　銀子三十枚　御鷹匠三人へ

同　御馬取三十人へ　銀子二百枚　大工大和守へ

已上。

秀頼公へ、家康公より御引出物

御太刀　大左文字　御脇指　なべ通し正宗　御馬　十疋

御鷹　三居（内小鷂とり 内小鷹とり）

已上。

家康公御名代として、右兵衛殿・常陸介殿、大坂へ御下りの時、

秀頼公へ、家康公より御進物

銀子　千枚

上様へ、家康公より

銀子　一百枚　綿　三百把

御姫様へ、家康公より

銀子　二百枚　綿　二百把　銀子五十枚　大藏卿

同　二位殿　銀子卅枚　あいば殿　同　右京大夫

同　宮内卿　同　三位殿　同　上々好御方

同　御あこ御方　同　御姫様御乳人　同　正永殿

同　御いちや

銀子二百枚　綿五百把　御女房衆中へ
銀子百枚　綿三百把　御姫樣御女房衆中へ
已上。
秀賴公へ、右兵衞佐殿より御進物
御太刀　一文字　御馬　一疋　銀子　二百枚
秀賴公へ、常陸介殿より御進物
御太刀　友成　御馬　一疋　銀子　二百枚
上樣へ、右兵衞殿・常陸介殿より御進物
銀子　百枚宛　綿　百把宛　紅　三百斤宛
姫君樣へ、右兩人より御進物
銀子　百枚宛　綿　百把宛　紅　三百斤宛
已上。
銀子廿枚宛　綿五十把宛　大藏卿　銀子十枚宛　綿五十把宛　あいば殿

銀子十枚宛　綿五十把宛　右京大夫

同　上々好御方　同　二位殿　同　おあこ御方

同　三位殿　同　宮内卿殿　同　正永殿

同　御姫様御乳人　銀百枚右の御兩人より　御女房衆中へ

同　御姫様御女房衆中へ　同　織田有樂　同　片桐市正

銀子五十枚　片桐主膳　同　織田民部　銀子三十枚　大野修理

同二十枚　渡邊筑後守

秀頼公より、右兵衞殿へ御引出物

御太刀　まくら信國　御脇指　吉光　純子　百卷

小鼓かりた　一丁

秀頼公より、常陸介殿へ

御太刀　二字國俊　御脇指　高木貞宗　緞子　百卷

御能衣裝　狩衣十小袖十

秀頼公より、御兩人供の衆中へ

長光刀　正木長門守　助眞刀　安藤帯刀　一文字刀　水野對馬守

信國刀　清水甲斐守　左文字刀　成瀬内匠頭　信國刀　竹越山城守

已上。

續秀頼公大坂へ御歸の時、於伏見清正御膳被上候事

秀頼公、大坂へ御歸城の時、清正、伏見の屋敷へ入御ある事は延慮ありとて、屋敷の前の川中に御船をかけ、船中にて御膳上げられ候なり。屋敷の前の橋を、今に肥後殿橋といふ。橋の上より、川下へ三町、左右を竹にて虎落を結ひ、金屛風を透間もなく圍ひ、御供の衆中下々迄、殘らず馳走をし、則ち大坂迄御供致し下られ候なり。其頃、都に、梅春といふ料理仕る者ありけるを下して、御供の衆中下々迄の引物に、蒲鉾を、獻立に書出でたるを見て、大人數の事なれば、蒲鉾をする事も、又板に付け

て炙る事も、なり難かるべきやうに、諸人思ひけるに、魚共を取寄せ、大勢よりてひたひたと下し、骨を去りて、大きなる臼を二つ三つ立並べて、下したる魚の肉を入れ、杵を以て舂きければ、即時に蒲鉾になりけるを、板に付け、庭の中を長く掘り、炭の火を卓散に起し、疊を左右に立並べ、蒲鉾を段々にさして炙りて、少しも滞りなく出しけるを見て、扨も／＼能き才覺仕りたるとて、其頃は、大坂・伏見にての一咄にいたしける。今時は、物事に大きになりにける。慶長年中の頃迄は、斯様の事は珍らしき事に申しけり。

補熊本在城の時、年頭の作法其外常の仕置の事

正月元日には、加藤右馬丞奏者致し、長袴にて太刀折紙を以て、加藤美作初禮を致し、借城を預かり置きたる近き一門の者共、次に禮を仕り、其後一二三の備頭、禮をいたし、其跡二人特分といひて、先手三備の組々に入りたる者共禮をいたす次第帳を、祐筆持ちて出で、中座して讀み申候。何れも禮仕舞ひ候て、跡に右馬丞は、太刀

折紙を持參して禮申候。馬代は、銀子一枚づつなり。

新參の者、又馬廻組・大小の小姓組の者共は、半袴にて、禮錢を、或は一貫或は五百・三百づつ、身體に應じて自ら提げて、我々の名の書札を付け、總が一度に、次の間へ噇と出で、淸正御前へ禮錢をくわら〳〵と投げて、颯と御禮申し歸り候。佳例たる故此の如し。扨右に太刀折紙にて禮いたしたる者共、總押込の禮ある間は、立退きて甘ぎ居て、皆の禮濟み候て後、又本座へ着き、羹吸物給べ候て、一人宛罷出で、淸正御土器頂戴申候。鷹師共は鷹を居ゑて、廣間の緣に伺公し、並居て目見えいたし候なり。

右の禮共は、巳の刻に過ぎ申候。午の刻に、本妙寺へ參詣いたされ、先祖の位牌に燒香仕られ候。

二日には、櫻の馬場といひて、山崎に四筋ありける追廻の馬場へ出でて、自身馬を乘り始めありて、日隱の內に、着座あると等しく、家來の者共も、自身馬乘り候て、御目に懸けて、馬共乘り仕舞ひ候と、馬末の的場へ行き給ひて、自身弓を一立射初

められ、日隱へ入り着座あると、弓の者預かりたる頭共罷出でて、二立宛射、其次に、鐵炮の者預かりたる頭罷出でて、鐵炮二放宛打ちて、中りたる物頭には、清正前へ呼出し、弓頭には弓一張、鐵炮頭には鐵炮一丁づつ、手づから下し給ふなり。

同十六日の早朝には、元日に太刀折紙にて禮仕りたる者共、長袴にて、右の次第に着座し、清正出でられ候時、鷹の鶴を俎板に居ゑ昇出で、座の左に置く時、庖丁人、長袴にて罷出で、作法の如く、鶴を切りて仕去ると、又前の如く、右座へ鶴を持ちて出し置く時、又餘の庖丁人、右の通に庖丁仕舞ひ候時、清正は立ちて內へ入り給ひて後、則ち鶴の料理出で、何れも喰ひ候て、酒三獻過ぎて膳を取ると、又清正出でられ、着座あると、廣間の前に、定舞臺ありける故、則ち大文字屋といふ狂言師、面箱持出で、せんざいふりを舞ひ、翁は佳例にて、傳藏といふ町の本座の太夫あて、三番三過ぎ候て、能は七番宛あり。 諸侍は、望み次第罷出でて見物いたしけり。 芝居には、下々の者町人共入りて、見物仕り申候。

毎年冬の內に、鶴を十二三程づつ、大鷹を以て、自身の拳にて取り申され候に、鷹場

より直(ちき)に持たせ、使者を申付け、家康公・秀忠公兩御所へ差上げ申し、江戶・駿河に於て、首尾能く上りたる返事聞かざる前は、何程鶴が取れ候ても、喰ひ申されず候。兩御所へ差上げたるの一左右聞き候て料理いたし、自身も喰ひ、家臣共にも給はりけるなり。

上巳・端午・七夕・重陽には、樽肴にて、人持以上の者禮致したるに、其樽に酒は出さず、樽代を出しけり。大樽・小樽といひて、二色に定め置き、大身なる者は大樽、小身なる者は小樽を出しけり。大樽代は鍬三具、小樽代は鍬二具づつ出したるを取り置きて、陣普請之ある時取出し、入次第に、卓散に使ひけるなり。

續 常に定め置かるゝ軍法の事

淸正の軍法

先手三備・左備・右備・旗本・跡備、以上七備なり。一番二番三番の三備は、一備に大將一人・武者奉行一人・旗奉行・鑓奉行・鐵炮頭・弓頭・使番、其組々にて常に定め置かる。家來にて大身なる者は、人持分といひて、右の三組の内へ入りたり。組下に付きた

る人持の内にも、與騎十騎十五騎・足輕五十、或は三十二十人宛預りたる者數多あり。庄林隼人は、與騎十三人・足輕五十人預かりて、一番備の組下に付き、武者奉行なり。森本儀太夫も、與騎十人・足輕五十人預かり、二番備の組下に付き、武者奉行いたす。平野五郎左衛門は、與騎十騎・足輕三十人預かり、三番備の組下に付き、武者奉行いたし候。此外與力同心付きたる者數多あり。左右の備は、大小姓組といふが六組あり。一組に頭一人宛ありて、三組宛、左右へ分けて備へたるなり。小姓の外、弓鐵炮頭、左右へ、其時に當りて加はりけり。跡備は、常に定めたる頭なし。其時に當りて、言付け給ふなり。組外れの者共、又は半人分の者共が、跡備はいたしたり。常々旅行の時の宿札も、右次第なり。旗本には、手小姓組二組に、頭二人あり。馬廻組は十二組あり。頭一組に一人宛にて、十二人あり。此者共が旗本なり。旗本の旗奉行二人・鑓奉行二人・右鐵炮頭あり。使番の者卅人あり。之に大母衣・小母衣といひて、二色ありしなり。大母衣の者といふは、一度も二度も、手柄仕りたる者なり。白きしいらの縨なり。小母衣といふは、一度も手柄は之なき者なれども、役

にも立つべきとの御見立の者、又は數度手柄ありたる者の子共なり。是はしやらの緦の內を、黑く一布染めて入れしなり。此小緦の者、能き働一度致したる時、黑き布を取りて白緦にして、大母衣の者といはれたる事なり。是は宇土の一戰迄、斯くの如し。此後肥後の國主になり給ひて、慶長六辛丑年より、先手三組の備大將も變りたる時に、大小の武羅も止みて、長九尺の淺黃練を切割にして、雌羽雄羽に、二布合せたる一本しなひを、三十人の使番の者差したるなり。右三十人は、軍陣の使番なり。常の使番は、別にありけるなり。

大小の小姓組・馬廻組・總の番指物は、右の如くなる切割しなひを、白練にて仕候なり。

先手三組の備大將は、再拜御免ありて、馬印を持たせ、其組々の旗番指物なり。右三人の外は、再拜持たざるなり。

續清正鎧の事

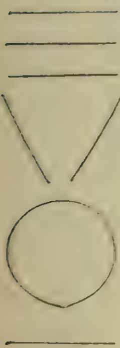
具足は、佛の胴を黒きなめし革にて包み、前後に金の蛇の目あり。
甲は、銀の梨打烏帽子に、左右に朱の丸あり。
刀脇指は、虎の皮の寸袋なり。
片鎌の鎗は、熊の皮の寸袋にて、横手は黒き羅紗の袋なり。柄は總青貝なり。不断居間にありて、出行の時鑓を渡し、請取るにも、役人定めてあり。鑓持も、不断の者といひて、二人定めありて、其外の者、終に見たる者なき故、此鑓に、色々異説ある事なり。旗は白き練に、南無妙法蓮華經のはね題目を、旗半分より上に書き、其下に、丸の内に黒き桔梗の紋二つあり。御纏は、初は唐の頭にて致されけるが、後は紙にてしたる再拝なり。
御馬印は、金のばれんなり。
幕は白き布にて、黒き輪の中に桔梗、又は輪の内に、墨のすりさしもあり。船幕も同前なり。
出陣の時、六具なされて、腰に白米一升・焼飯・鹽(やきしほ)、少しうちがひに入れて、定まりて付

けられけり。

足輕共は、具足は着ずして、甲計り冠り候。甲の脇立に、長二尺に、白き練一幅の小しなひを、雨に二本立てゝ、指物はなし。清正常々宣ふは、他家の足輕は、皮具足を着せ、甲は冠らずして、なめし皮の笠、又は百重張の笠を冠ると見えたるが、身に皮具足着ても、頭に何も冠らねば、こたへ難き物なり。甲を着れば、具足は着ずしても、こたへ能き物なりとて、右の通なり。

大小身共に、馬乘分の者は、一尺三寸或は一尺五寸の鐵炮を馬上に持ちて、鐙前には、はた〳〵と打ちて、鐙を始めたる事なり。老人衆の物語に、馬上に、火繩が、何とも持ち難き物にてありしとなり。

所には依りけれども、七備の圖、大形斯くの如くなり。



右備立には、口傳之ある事なり。

續 旅行の時の事

旅行の節、馬上の時は申すに及ばず、輿に乘り給ふ時も、裁着を着、草鞋を履いて乘り、何時なりとも、心の向き次第、五里三里宛、歩にて道を行き申さるゝに依り、供の者子小姓共も、裁着を着、草鞋を穿いて馬に乘り、淸正歩まるゝ程、老若共に、歩行の供仕り申候なり。

金錢一貫・銀錢一貫宛、紅の糸指に貫き、中間が頸にかけ、一人宛、左右の馬の先へ歩ませ、道中にて、何者なりとも、差當りたる奉公いたしける者に、五文十文宛、當座の褒美に下行し給ふ。　或時東山道を上り給ふ時、美濃國の大井といふ所を行過ぎて、道に盲目の女、乞食しけるが、大名の御通を聞きて、淸正の馬の先にて、歩行の者に向ひ錢を乞ひけるを、馬上にて見給ひ、物申すは何者ぞと御尋ありけるに依つて、乞食則ち申上げけるは、年寄りたる親を、一人育み申す由いひければ、扨も不便

なる事なり。盲目の女の身として、年寄りたる親を養ふは奇特なり。さり乍ら僞も知り難し。具に尋ねよとありて、畑を打つて居ける百姓に尋ね問ひければ、乞食のいひ候通り、僞なき由申しければ、金銀の錢少々與へ給ひ、何れも供の者も、少々與へよと宣へば、則ち錢を百文二百文づつ、殘らず與へける程に、夥しく集まりて見えけるを、御覽ありて、否々此錢を、あの盲目に渡すならば、徒者共かばひ取りて、却て仇になるべしとて、所の名主を召出ありて、盜人に取られざるやうにして、乞食を介抱いたせと、直に仰せられ、名主に錢を渡し下されけり。誠に慈悲深き御大名にて、孝行を感ぜられ、乞食非人迄に御情深き事、古今希なる大將かなとて、尊卑老若感じ合へり。

尾州の中村は、清正出生の在所たる故、江戸より上り下りの時は、百姓共、新しき桶に餅を入れて、人々の前に置き、老若共に海道端に罷出で、並び居ければ、老人には、扨々達者にて能き事と宣ひ、若輩なる百姓には、是は誰が子、彼は誰が孫ぞと、夫々に詞をかけ給ひて、祖父姥如きの者にも、懇に仰せられ、銀子一枚宛、毎度佳例とし

て下し給ひければ、百姓共、感涙を流して歸り申しける。

續上州くつといふ所にて、馬の靈になり、庄屋を取殺し候事

上州館林の城主榊原遠江守は、淸正聟たる故、或時見舞に行き給ひ、江戸へ歸り給ふ道に、くつといふ所にて、高麗より乘り來れる葦毛の馬、俄に煩付き候故、其在所の名主を召出し、直に宣ふは、此馬、高麗陣中乘りたる馬なり。俄に此の如く煩ひ出し、引かんとするに、一足も進まず。隨分不便に思へども、途中の事なれば詮方なし。此馬、汝に預け置くなり。然るべき伯樂を呼び、養生をいたすべし。若し又死したらば、薪を求めて燒きて捨てよ。畜生なりと雖も、數度用に立ちたる馬なれば、野外に捨てゝ、長吏の手に渡す事、努々あるべからずと宣ひて、銀子二枚名主に渡し、馬取二人相添へ置き、則ち江戸へ御通り候跡にて、はかぐ\しく養生もせず、未だ片息のある内に、原中に打捨て、馬取と密談して、銀子を分けて取り、馬取計り

江戸へ罷歸り、色々養生致し候へども、能く之なくて、終に死し候間、薪を調へ、煙に仕りたると申すに依り、件の樣子は知らず、其通にてありけるに、未だ一ヶ月も過ぎざるに、此馬、靈となり、彼名主に取付き、口走りけるには、我君の御恩淺からずして、莫大の銀子を下され、養生を仰付けらるゝ所に、藥の一貼も與へざるさへあるに、剩へ野原に捨て、穢多の手に渡す事、遺恨山々なり。子共一人も殘らず取殺し、後には名主夫婦をも、嬲殺しにせんずるぞといふ詞の下より、子共煩ひ付き、ひたひたと死ぬるを見て、一鄕の者共集まりて、禰宜神子を賴み、色々樣々祈れども、中々冷笑つていふは、名主一家取殺して後は、此鄕中の者共迄に、此遺恨を遂げんといひて、首を振つて、高聲に嘶きけり。之を見聞く村老野翁、身の毛を立て恐れ慄ひて、寄付く者更になし。此分にては、鄕中の者共迄も、取殺されん事疑なしとて、近隣より貴僧を數多迎へ、法華普門品を千卷讀誦して、馬頭觀音に祠ひ、堂を立て、鄕中より田地を付け、堂守を置き、樣々の供養を致しけるに依り、怨靈靜まりけり。種々諸惡趣地獄鬼畜生生老病死苦以漸悉令滅の金文、末世と雖も空しか

らす。畜類の業を出離して、今にくつの馬頭觀音といはれし事は、偏に清正の御慈悲淺からざる故なり。誠に恩澤昆虫に及ぶとは、斯樣の事をや申すべきなり。

熊本より江戸へ參勤ある時は、五畿内中の博勞共、清正着船を待ちて、大坂・伏見へ賣る馬共、引懸けたる事なり。馬數寄故、馬の目利も、大形上手にてあり。數多の馬共を見て、氣に入りたる馬十疋も、或は十五疋も引退け、此馬押込みて、何程と直段極めて、一度に買取り給ふ故、何れの馬が何程、此駒が如何程といふ直段知らざるに依り、買損ひの馬も知られざる事なり。或時伏見にて、馬を十八疋、馬苦勞三人して引き來るを、九つ氣に入りて、買取られたるに、一人の馬苦勞が、七つ引き來る中を、六疋取り給ふ時、此者申しけるは、今日上げ候馬共の中にて、我等馬六つ、御意に入り御取り候故、跡に一疋殘り申候が、七疋牽きて御目に懸けし中にて、一疋は御意に入らずして、牽きて歸りたるとあれば、我等外聞惡しく存申候。何商にも、添と申す事御座候間、此馬をば、添に上げ申すといひて、馬屋へ入れて歸りけるを、珍らしき商の添なりと、其頃京童共の、口すさみなりき。

上州くつといふ所にて馬の靈になり庄屋を取殺し候事

續石川玄蕃頭より、馬申請けられ候事

江戸より、東山道を歸國ある時、信州の松本の城主石川玄蕃頭へ、見舞として立寄り給ふに、玄蕃頭、色々樣々の馳走ありて、淸正歸らるゝ朝に、駒を二疋引出して、玄蕃頭仰せられけるは、此駒、我等目利にて調へ置きたるが、當所に於て、近年になき出來物なり。御目利ありて、此中にて一疋御取り候へと宣へば、淸正宣ふは、扨御志の程、過分至極に候。然らば御目利を以て、取立てられたる駒を、我等目利にて申請くるは、見苦き事あり。仔細は、若し劣りたる駒を申請くれば、我等目利が、下手になり申すべく候。又勝れたるを取り申せば、何とやらん、よりくずを殘し置くに似候て、大事の駒に疵が付き申候。兎角選り申す事は、なり難き事なり。斯樣に候て、申請けねば、御志が破り候て、大きなる慮外なり。只二疋乍ら申請くるが、目利の仕樣にてあるべきとて、二つ乍ら取りて下られ候を、諸人聞きて、扨も扨も、是程能き御客振はあるまじと、褒め申候なり、

稻留一夢鐵炮の弟子に、家來の者共なる事

東海道を上り給ふ時、勢州桑名に、一日逗留ありける所に、尾州より稻留一夢齋、御見舞として來るを、其の日止め給ひて、家來の者共の内にて、後々は一役を言付くべきと思はるゝ者を五人、一夢弟子になされ、則ち鐵炮の構へやう一つ二つ指南して、一夢は尾州に歸る。清正も、翌日桑名を立ちて歸國あり。弟子になりし者共は、禮の爲めとて、銀子一枚・帷子單物を持たせ、使を尾州迄遣し、清正供致し、國へ歸りけるなり。後は遠國故に、二度一夢に合はざれば、一色も稽古致したる事なき間、一夢弟子になりたる甲斐もなきやうに思ひ、或時の夜話に、咄の者、此事を申出しけるを、聞召して宣ふは、汝等が合點なき事なり。一夢如き藝ある者は、名聞の爲めに、何れの家中に、何といふ者は、我等が弟子なりといひて、弟子中間、又所々にて觸るゝものなり。國持の下にて、少しも大身なる者、數多弟子に持ちては、其身の藝彌〻上手になる故、師が、右の如く能き弟子といへば、其者の名も尊くなりて、世

間にて、人皆知るものなり。鐵炮は、逸きて油斷なく打てば、自ら上手になるものなり。自然籠城いたし、又は仕寄場にても、何々といひて、一夢弟子の鐵炮の名人が幾人、此城には籠りて居ると聞けば、敵方にて恐るゝものなりと宣ふを聞きて、誠に深き御心入なりとて感じけり。

續 美須の彌次右衛門奉公いたす事

山城國伏見近き在鄕美須といふ所に、彌次右衛門といふ百姓ありけるが、常に心懸深き者にて、閨の窓の子の竹を一本、自由に拔差するやうにして置きけるに、或時盜人九人、表口の戶を明けて、內へ忍入るを聞付けて、件の窓の子の竹を拔き忍びて出で、表口の戶脇に、刀を拔きて待ち居て、相圖を定め、能き時分に、閨の內にて、女房に聲を立てさせければ、盜人共、面口より退き出でぬるを待ち請けて、召出しに、三人切伏するを見、殘る六人の盜賊共、一度に𠵅と出で、彌次右衛門一人を取廻して切合ひけるが、爰に押寄せ彼處に押詰め、五人切伏せたり。此時漸う近隣より

聞付け、大勢駈合せ、殘る一人は仕留めたり。彌次右衛門、十七ヶ所手疵負ひけれども、命恙なくして、疵皆平癒致しける時、諸大名聞召し、前代未聞の百姓の手柄なりとて、或は千石又八百石の知行下行あるべきとて、方々より御呼ありけるを、七百石にて抱ゆべきと申され候に、彌次右衛門聞きて、餘方へ千石にて參らんより、何程にてなりともと申し、七百石の知行にて、清正所へ參り、奉公仕りたり。如何樣諸人の思付く德のありたる大將と存じける。

家中への知行割の事

喩へば、千石にても五百石にても、其者に相當りたる鄕の高を、代官より書出させ、物成の多少、地の上下を隱して、高計り御覽ありて、夫々に下行ありたり。恰度千石五百石ある鄕はなき故、或は千十二石何斗、或は四百九十何石何斗と、高より餘るもあり、又少し不足もありたるを、有餘も不足も、鄕切に下行ありし故、譬へば千石と定めし者が、千三十五石と、折紙に下されたるもあり。又九百三十何石と不足して、

千石の知行に渡りたるもありしなり。餘は之に准ふ。扱役は、知行請取りて後に、物成の帳を渡し、地の高下に隨ひて、軍役致したるなり。積は、五つ五分の物成のある知行なれば、千石に十人出し、二月二日より十一月晦日迄、普請役致し候なり。若し未進あれば、一人に付米五升づつ、極月に出し申候なり。

續撰淸正記　卷第六終

續撰清正記　巻第七

第一　清正家中へ申出さるゝ七箇條

大小身に依らず侍共覺悟すべき條々

一、奉公の道油斷すべからず。朝、寅の刻に起き候て、兵法を使ひ、飯を食ひ、弓を射、鐵炮を打ち、馬を乗るべく候。武士の嗜能き者は、別して加増を遣すべく候事。

一、慰に出づべく候はゞ、鷹野・鹿狩・相撲、斯樣の儀にて遊山すべき事。

一、衣類の事、木綿紬の間たるべし。衣類に金銀を費し、手前成らざる旨申す者、可ㇾ爲ニ曲言一候。不斷身上相應に武具を嗜む人を可ニ扶持一。軍用之時は、金銀可ㇾ遣候事。

一、平生傍輩附合、客一人亭主の外咄し申すまじく候。食は黑飯たるべし。但武藝執行の時は、多人數可ニ出合一事。

一、軍禮法、侍の可二存知一事。不レ入事美麗を好む者、可レ爲二曲言一事。
一、亂舞方一圓停止たり。太刀を取れば、人を切らんと思ふ。然る上者、萬事は一心の置所より生るものにて候間、武藝の外、亂舞稽古の輩、可レ加二切腹一事。
一、學文の事、可レ入レ精。兵書を讀み、忠孝の心懸專用たるべし。詩·聯句·歌を讀む事停止たり。心に、香車風流なる手弱き事を、存知候へば、いかにも女のやうになるものにて候。武士の家に生れてよりは、太刀·刀を取つて、死する道本意なり。常々武士道の吟味をせざれば、潔き死は仕にくき物にて候間、能々心を武にきざむ事、肝要に候事。
右之條々、晝夜可二相守一。若右の箇條難レ勤と存輩於レ有レ之者、暇を可レ申。速遂二吟味一、男道ならざる者のしるしを付け、可二追放一事あり。疑あるべからず。仍如レ件。

加藤主計頭清正在判

侍中

續七箇條の法度相違の事

清正家中へ七ヶ條、大小身に寄らず、侍共覺悟すべきの條々とて、法度本書にあり。皆大きなる僞なり。自然高麗陣中にての事かと思ひ、中川周防へ聞き候ふが、陣中にても無之由、慥に申來候。僞の證據共、具に左に之を記すなり。

法度書の條々

第一、朝寅の刻に起きて、兵法を使ひ、飯を喰ひ、弓を射、鐵炮を打ち馬を乘れと云々。

右に申す如く、陣中にては、如此もなるべきか。常に寅の刻に毎朝起きて、食を喰ひたる者なし。出陣旅立の朝、又鷹野・鹿狩は格別の事なり。出家・山伏はさもあるべきか。夫も一夏の中、又は別行の時ならでは、なり難き事なり。

第二、慰に出でば、鷹野・鹿狩・相撲、斯樣の事にて遊ぶべしとあり。

右は、尤の樣なる事なれども、是も僞なり。清正、鷹逸(たかすき)にてありし故、家中も、鷹逸は大形致しけれども、相撲ははやり不申候。其頃は諸大名方、相撲取御抱へ置

かれけれども、淸正は、一人も持たれ不ㇾ申候。扨又諸侍、慰に出づるには、中春の頃は、龍田と申す所に、豐國大明神を勸請致し、宮を立て、五町餘の馬場の左右に樹ゑし雙木の櫻花、紅葉の色を交へて錦の如し。されば吉野・初瀨にも劣る間敷とて、袖を連ね裳を飜して、酒肴を携へ行き、彼の木陰斯の花の下に立寄れば、香風四方に散じて、人皆浮香世界の中にあるが如し。幔を引き屛風を立て、諷うつ舞うつ、老若男女貴賤となく、遊舞を催す者引きも切らず。此外淨導寺・知平寺などといふ所へも、花見に往來したるに、誰も出事に逢ひたる者一人も無ㇾ之。

第三、衣類は木綿紬の間たるべしとあり。又身上に相應に武具を嗜む人を、扶持すべしとあり。

右の身上相應に武具を嗜む人、扶持すべきとあるは、尤なり。衣類に、木綿紬との間とあるは、不相應なる事なり。一萬石・五千石・三千石取りたる身上の侍が、木綿紬計りが可ㇾ被ㇾ着事か。大身小身共とあるにて、彌僞なり。小身なる者は、着たるも不ㇾ存候。五十年以前の事なれども、大身なる者共の、木綿・布子・紬計り着た

るを、終に不見申候。

第四、平生傍輩づきあひに、客一人・亭主の外、喘し申すまじく、食は黒飯たるべしと云々。

右は中々不及云事なれども、七十萬石有餘の國主の家中にて、客と亭主計り出合ひて、なる者にてある事か。清正の仕置には、君臣・父子・兄弟・朋友和合して、人我の隔なきやうにとこそありたるに、客一人の外無用との法度無之。古語にも、天の時は、地の利に如かず。地の利は、人の和には如かずとこそあるに、傍輩共出合はぬ樣に、かたづまりたる家にては、大國が治まる事にては無之候。食は黒米たるべしとあるは、中間百姓共への事か、鄕中への仕置を取違へて、爰に書きたるか。乍去武藝修行の時は、多人數出合ふべしとあるなれば、鄕中への仕置とも、申し難きなり。

第五個條の法度書は尤なり。如斯之あるべき事なり。

第六、亂舞一圓停止たりと云々。

右大きなる僞なり。仔細は、藝者共數多抱へ置きて、正月十六日に、本丸の定舞臺にて、每年能ありて、諸人見物仕りけり。家中へも振舞の節は、役者呼び候て、何方にても、五番三番宛ははやし有ㇾ之しなり。其證據には、靭負と申す太夫、信佐といふ太夫兩人扶持し置き、小皷打に、庄田與右衞門といひて、天下に名を得たる上手あり。稻邊伊右衞門といふ脇、宇野宇右衞門といふ太皷打、此等は世間に沙汰ありたる者共なる故に、名を記す。此外藝者共大勢抱へ置きけるに、高三千石知行出し給ふ事なり。又町に、本座・新座といひて、太夫役者共に分けて兩座ありて、六月祇園會・八月放生會に、每年兩太夫、能五番宛致し候に、數度見物に被ㇾ出候。又溝尾九郎兵衞といふ侍に、比類なき諷の上手、家來の者にありて、諸侍共、大形溝尾が弟子になり、諷うたるなり。又本書に、太刀を取れば、人を切らんと思ふ。然らば萬事は、一心の置所より生るゝものにて候間、武藝の外、亂舞稽古の雜、切腹を加ふべき事とあり。淸正、斯樣の法度申す仁にて曾て以てなし。右の記す通り、亂舞致したる侍の切腹仕りたる事、終に不ㇾ承候。第一、慈悲深き

大將にておはしたり。事長々しけれども、本書の相違を言延べんが爲めに、書記すなり。關ヶ原合戰の明くる年、八代の城普請仕る時、自身八代へ行き、普請申付けられ候内に、用ありて熊本へ歸城ありし跡に、殘し置かれたる子小姓、年十二と十三になる者喧嘩をして、雙方少しづつ手疵負ひける所へ、人々出合ひ、押分け候へども、兩人が手負ひたる故、下にて濟し難きに依り、熊本へ申來りけるを、悴共なれども、我が留守といひ、殊に雙方手を負ひたる事なれば、法の如く申付けよと宣ひて、一人の檢使には庄林隼人、一人の檢使には森本儀太夫を云付けて、八代へ遣しけるに、兩人行きて、翌朝切腹致させ、首を取りて歸りたり。其後一兩年も過ぎて、或夜舞まひが來りて、多田滿仲を舞ひけるを聞召して、四方山の御咄ありて宣ふは、總じて歲に足らざる少人、又はいかにも輕き者を切腹させるは、檢使に似合はず。大身なる者、又は重き役義致す老人などを言付くるは、心得ある事なり。主人は、諸人への仕置なれば、助けたく思へども、急度言付けねば叶はぬものなり。流石の老人共も、斯樣の事は、氣が付かぬものなるに、扨

も中務は名譽の侍なると宣ひ、落涙なされたり。總じて清正は、舞・淨瑠璃又は昔物語にも、哀れなる事を聞きては、涙脆き仁にてありたり。是は右の八代にて切腹致したる小姓を、何卒助けやうもあるべきをと思召したるよと、後に知りたる事なり。隼人・儀太夫兩人が、一代の過と、皆人取沙汰し候なり。此外重罪の者が、輕罪に仰付けられて、一命助かりたる者數多有レ之。されば昔も、孟子見二梁襄王一、出語レ人云、望レ之不レ似二人君一、就レ之而不レ見レ所レ畏。卒然問云、天下惡乎定。吾對云、定二于一一。孰能一レ之。對云、不レ嗜レ殺レ人者能一レ之といへり。毎レ物有二經緯一、文道武道治道の經緯とは雖も、文道殊に樞要ならずや。亦云、矢人豈不二仁於函人一哉。矢人惟恐レ不レ傷レ人、函人惟恐レ傷レ人。巫匠亦然、故術不レ可レ不レ愼也とこそ、古人も言置きしに、人を切らん殺さんと思ふ心計り持てといふ仕置は、近頃珍しき事なり。自餘の事は不レ存。清正家には無レ之事なり。

第七、學文の事可レ入レ精。兵書を讀み、忠孝の心懸專用なり。詩・聯句・歌を讀む事停止たり。心に香車風流なる手弱き事を存候へば、いかにも女の樣になるものなりと

云々。

右學問といふは、兵書計りの事と心得たるか。君に忠を盡し、親に孝をする事は、兵書より出でたると思ひて、書きしと見えたり。三略に、軍讖云、柔能制ㇾ剛、弱能制ㇾ强。柔者德也、剛賊也と云々。又六韜云、仁之所ㇾ在、天下歸ㇾ之。免ㇾ人之死、解ㇾ人之難、救ㇾ人之患、濟ㇾ人之急ㇾ者德也とあり。然れば兵書にも、我が明德を明にして、仁に背かぬが第一なり。三略云、與ㇾ衆同ㇾ好靡ㇾ不ㇾ成。與ㇾ衆同ㇾ惡靡ㇾ不ㇾ傾。治ㇾ國安ㇾ家得ㇾ人也と云々。然るに右の法度書の如く、かたづまりたる仕置にては、近世、人を得て、諸人和合はなるべからざるか。仁と德といふ事を、一圓知らざる法度書なり。又詩・聯句・歌を詠む事、停止と書きたり。さもあるべき事かなれども、侍たる者の、人前にて卅一字の言の葉を、或は長く或は短くいひ、連歌・俳諧の上下も知らざるが、武士の道とも申されまじく候。言新しきやうなる申事なれども、上古源平兩家の公達に、歌を詠み詩を作りたる人、數多ありけれども、女の樣にもなり給はねばこそ、今に英雄の名殘りてあり。他の家の儀は不ㇾ存、淸正家に

ては、法度之なき印には、清韓長老後住二惠日山東福寺一は、清正家來の者の子たる故、初學問の時より、清正取立て給ひ、朝鮮國迄も同道致し、大明人との書翰の通詞をさせ給ひ、歸朝ありて、熊本に小庵を結び座します内に、詩・聯句の指南を得たる侍共、近習の小姓にも、外樣の者にも數多あり。」又和歌の道は、法橋紹巴の弟子もあり。又素丹と申して、九州に隱れもなき歌道を心得たる老翁、熊本にありしに賴りて、連歌の指南を請けて、月次の連歌の會、方々にありたり。又笠着といひて、傍の辻に、夜に入りて燈を立て、一間程に幕を張りて、其内に執筆一人居りて、發句一句して、出でて吟ずるに、何者なりとも、望み次第に編笠を着、顏を隱し行きて、出次第に附句仕候を、指合があれば則ち執筆返し、能句なれば、書留めて名を聞けば、作り聲にて、色々の作名書付けさせて、一句なりとも二句なりとも、又は初終なりとも、人々の心次第に居ゑて仕り、酉の刻の始子丑の刻時分には、百韵出來いたしけり。七月八月時分は、大方每夜ありたり。斯樣の儀も、國中平均に治まりたる故なるが、一度も笠着の場に、何事も出來ず。每度恙なく、百韵宛致し

たる事なり。事くどきやうなれども、金右衛門・齋藤立本此兩人、連歌若き時分より致し、後は上手になりしなり。庄林隼人も、年寄りて連歌進になり、素丹の指南を請け、後は能くせしなり。加藤右馬丞・中川周防・出田宮内、連歌進にて仕りしなり。此者は、本書に名を記したる故に書之。此外數多有之。大勢なる故、名を記さず。予が祖父も、紹巴の流を汲みたる故、愚親も、數ならざれども、歌の筵の末にも、連りたる事もあり。又香車風流なる事ありて、手弱き事も存ずれば、いかにも女の樣になるとあり。此事も相違の證據には、其頃は茶湯はやりて、古田織部、數寄の宗匠にて、道巴・覺甫とて兩人、織部弟子に名を得たる茶湯者ありけるを、京童共が、文殊・普賢と申したるなり。其道巴を、二百石知行下し置き、半年宛熊本に居て、家中の大身小身共に、侍共茶湯方稽古致し、數寄屋を立て、或は座敷に圍を付けて、夏は風爐の茶湯、冬は壺の口切の茶湯に、清正を申請じ、又傍輩中にも、毎年茶湯致したるなり。此頃小姓馬廻の若き者共を、茶湯にて呼び候へば、六づかしき事に思ひ、明朝は去り難き隙入り、或は精進にてあり、又は俄に蟲

氣になりたるなどといひて、行かざるといふ事を、清正聞きて、夜話に宣ふは、聞けば小姓共其外若き者を、數寄致す者共が、茶湯にて呼べば、彼の是のといひて行かざる樣に、粗聞き及びたり。近頃不心懸なり。今程は、世間共に數寄はやる折なれば、何方へも使者にやりたる時、清正へ馳走の爲めに、茶を呉れられん時、樣子能く呑込てこそ、我が爲めも然るべき事なるに、時宜作法散々取亂しては、清正迄の恥辱なるに、數寄致す者へは、此方より望みても折々行き、せめて人中にて、大恥かゝぬ樣に、呑效ふべき事と、咄の樣に宣ひてより、若輩なる者共迄、數寄稽古致したるなり。予は、其頃は若年なる故、委しく不存事なれども、香車風流を止めて、田夫野人にては、茶湯はなるまじきと思はれ候。其上城の本丸の內にも、數寄屋ありて、家來の者共、折々清正手前にて、茶を給はりたるなり。又山崎といふ所に、花畑と名を付け、色々の花を樹ゑ、泉水堀掘り山を築き、樣々の風流を盡し、數寄屋を立てたるが、今に殘りてあると聞及び候。斯樣の事共を知らずして、武道のみありし樣に聞及びて、何者か、私に書きたると見えたり。

誠に武道計り用ひて大國を治めんとは、車一輪にて廻し、鳥片羽にて飛ばんと思ふなるべし。清正、文道の端を學ばれたる證據は、笹屋といふ儒者に、江戸上り下りの船中にても、四書を讀ませて聞き給ひけるが、或時伏見にて、論語に手白朱引を致し給ふを、子飼の猿が常々傍に居て、つく〴〵と見けるが、清正用ありて立たれたる跡にて、此猿、筆に朱を付け、論語にめたと塗付けたるを見給ひて、上古より、猿は見る事を學ぶと見えたり。昔或僧あり、終南山に隱るゝ時に、袈裟を失す。猿之を盜み其身に着て、岩上に座禪す。群猿之に効ひて座禪す。此猿、戲に袈裟を懸け、人眞似に座禪したれども、其功德に依つて成佛したると聞けば、此猿も、わるさに論語に朱を付けたれども、少しは聖人の道に叶ふべきかと宣ひて、一笑し給ふといふ物語を、小耳に聞ける間、武勇一偏の大將にてはなき事必せり。然るに於ては、本書の如き法度書、出されまじきなり。

右之條々晝夜相守るべし。若右箇條難勤と存ずる輩於有之者、暇を可申。速遂吟味、男道ならざるしるしを付け、可有追放事不可有疑。仍如件。加藤主計頭在判

とあるを、能々鑑み給ふべし。先づ寅の刻に毎日起きずして、卯辰の時に起き、弓鐵炮を打たずして、碁雙六を打ち、鷹野・鹿狩には出でずして、花見月見に行き、木綿紬計りを着ずして、紗・綾・羽二重の小袖を着、黑米の食は喰はずして、朝夕白米の飯を喫し、相手懸けては咄さずして、五人七人出合ひて語り、無智不藝にはなくして、謠を諷ひ鼓を打ち、毎日人を殺すべき企はせずして、聖人の道を聞きて慈悲心あり。不束にはなくて、歌・連歌を吟じ詩を作り、田夫にはなくして身を嗜み、萬事に花車なる少人迄も、法度違背したる大科人になりて、永代男のならざる印を付けて、追放さるゝに於ては、淸正家に、心あらん武士は、一人も堪忍を致すまじくと被存候。肥後入國より淸正逝去迄、一千有餘居たる侍共を、此書一覽ありて、世間の人々の思召す所、近頃恥かしく候。併ら予が祖も親も、肥後へ入國の翌年より、逝去以後迄、奉公致して居候が、右の法度の條々勤め難きとて、暇を乞ひたる者も、又法度に背きたるとて、男道のならざる印付けて、退出したる者をも、一人も見も聞きもしられたる物語、一度も不承候。何頃か何者ぞ、我

心に任せて書置きたる反古を見出して、此書の作者若年なる故、眞かと思ひて、書記し候なるべし。倩思ふに、此法度書は、上古摩詰が、雪裏に芭蕉を畫きたるに似たり。又此所に記したるは、一人虚を傳ふれば、萬人實を傳ふといふ語に等し。上代異國にさへ、ありたる事なれば、今此作者の錯ともいふにはあらざる者か。

一、清正法度書に、世間に替りたる事一つあり。何事にても、法度の條數書きて、其奥のしめに、右條々於違背之輩者、速可被處嚴科者也。仍如件。但可依人者也と書かれたる事もあり。依怙の樣に見えけれども、仔細のありし事なり。譬へば何事に依らず、自然法度を背きたる者共、五人も三人もあるに、昨今抱へ置きて、何の奉公も致さゞる者もあり、又天草・高麗・宇土方々にて、粉骨を盡して忠功致したる者も、其中にあるを、同罪に行はゞ、先忠は、皆空しくなるなり。數度の忠功を致し、又は諸人に進んでたる奉公を仕りたる其者はいふに及ばず、子共孫共迄も、重科なりとも輕罪に行ひ、輕科ならば宥免あるべしと、兼ねてより定め置かれしに依り、舊功を致したる者は、扨々有難き御情かなといひて、感涙を流し、彌〻愼み、子孫

に至る迄、堅く言聞かせ、老若忠功を勤めたる故、法度を背く者鮮きなり。然れば又新參者、不足に思ふべきといへば、却てさはなくして、有難き君かな、先忠を思召し忘れずして、子孫迄に及ぶ御情は、兎角申すに及び難きなり。斯樣に賴もしき主君の下にて、一度忠功を致し、餘慶を子孫に殘さん事、之に過ぎたる幸なしとて、法令を重んじ一命を輕んじたる故、新參者、禮讓を以て古參に交り、舊參は、儉約を以て新參を伴ふ。故に君臣合道し朋友和合して、清正一代は國平に治まり、民安堵して、此君萬歲々々と祝ひたる事なり。

第二　清正逝去の事、家來中へ遺言の事

一、主計頭清正は、肥後國に至り、熊本に歸城。船中より熱病を憂ひ、煩はしくありけれども、家中の大小身共に、振舞歌舞伎を興行し、一興を催し、何れも侍共聞き候へ。今度秀頼公·家康公御對談の儀を調へ、天下に名を上げ歸國し、能く始終を勤めしぞかし。今病相極まり、命の終此時なり。十は十一相果つべし。虎藤丸を守立つ

べしとあれば、何れも悲歎に及ぶ。病氣次第々々に重くなり、六月廿三日には、早身も焦れ黑くなられける。家老の者共召寄せ、只今病死す。硯筆下川兵太夫を召寄せ、一通を殘し置かるゝ書にいふ。

清正事、病究り相果て無念に候。忰虎藤丸儀、可然樣に奉賴候。委曲家老之者共へ申置き候。恐惶謹言。

六月廿三日　　主計頭清正在判

家康公

利家公

一、清正家來の者共に、殘し置かるゝ一通に云。

態と遺置候。病究相果て候。肥後國虎藤へ可下給。於無左者、此判形侍共に戴かせ、籠城の上可遂一戰也。

六月廿三日　　清正判

家老中　侍中

清正逝去

右の如く書置き、家老共に相渡さる。

一、淸正病氣次第々々に弱り、慶長十六年辛亥六月廿四日丑の刻逝去。國中の士農工商、悲歎に及ぶ、

一、大木土佐守といひし者、佐々陸奥守に仕へしが、奥州逝去の後、清正に奉公し、三千石の身上にて勤めしが、數年淸正別して悃志なり。かるが故に、重恩謝し難し、冥途迄御供申さんとて切腹す。

一、金官といふ朝鮮人、日本へ連れ來し、形の如く愍し、米二百石づつ宛行はれし。清正に離れ、一日片時も永らふべきにあらず。御供申さんとて切腹す。

一、清正遺言に、我れ死せば、具足を着させ太刀、刀を佩かせ、棺に入れ納むべし。末世の軍神たらんとの殘詞なれば、其儀に任せ、中尾山といふ山に送葬す。京都より、本國寺日桓上人を招請し、淨池院殿日乘大居士と、戒名をなし参らせ、送禮に及ぶ。淸正廟所、中尾山本妙寺と號し、永代迄、代々上人の敕許の所なり。

一、淸正侍從に任じ、肥後守と改められし。其後は、方々の書狀などには、肥後守と

認められし。何ぞ後代迄も殘るべき物には、主計頭と書かれしが、果して遺言の書にも、主計頭と好んで書かれしなり。

清正病に付きて駿河へ使者差越す事

家康公と秀頼公の御對面の事、目出度相濟み、御暇被レ下、清正、同年五月下旬に、熊本へ下着ある。船中より氣色不例して、次第々々に病重り、熊本へ着城の二三日過ぎては、舌不自由にして、物いふ事曾てならず。脈も宜しからざるに依つて、治し難かるべき由、醫師共申すに依り、一門の者、城代致したる老臣共、相談致しけるは、清正本復あるべき事は、十に一つもあり難かるべしと見及びたり。未だ存生の内に、駿河迄使者を遣し、清正申すは、我れ病次第に重り、今度は助かり難く奉レ存候、相果て候に於ては、虎藤若年の事にて御座候間、御前の儀能き様に奉レ賴旨、本田上野守殿迄申遣しおきて可レ然といひければ、皆此儀に同じけり。さらば誰をか使者に遣すべきといふに、指圖仕難き仔細あり。若し本復なされたる時、誰が指圖にて

此者は遣りたると仰ある時、いかゞならんとありて、言出す者なきは、常々家老といふ名を附置かれたる者なければなり。近き一門共には、城共を預け置き、萬事の仕置は、自身言付けられたる故なり。然るに依り一門の者共、其外の城代致したる者共寄合ひ、入札を以て遣すべきに定め、扨入札を開き見ければ、和田備中・飯田角兵衞此兩人に、總入札に指したる故、則ち角兵衞には此旨申渡す。備中は、淺野左京幸長重病たる故に、見舞として、伏見より紀州へ差越し、若し幸長逝去あらば、逗留致し、葬禮に逢ひ候樣にとありて、紀州へ遣しけるに、早幸長は逝去ありて、高野山にて葬禮ある故、高野山へ參り、葬禮過ぎて、六月十七日の酉刻に、熊本へ罷歸り、則ち登城いたしたるに、右の通り、一門の者共申渡しければ、備中申しけるは、各の仰を背くにては無之候へども、長々在江戸仕り、直に紀州へ參り、只今罷歸り候なり。其上今度は、大事の御使の事なれば、方々以て御免ある樣にと、達つて辭し申しけれども、各入札にて、其方と角兵衞を差詰めたる上は、若し御本復ありたりとも、是非の仰あるまじき事なり。一刻も早く支度ありて、被出可然候。其方の

歸られ候を待ち兼ねたると、一門の者共一同に申すに依り、則ち支度仕り、同十八日の卯刻に、角兵衛同道して、清正閭へ伺公して、枕元近く寄り、件の使に參る通り申しける時、一言も物は不被仰、御目を少し開き、打頷かせ給ひて、御淚ぐみ給ふを見て、兩人の者も、是が長き別の御暇乞と存じ、袖を絞りて退出し、夜を日に續いで、駿河へ參りけるなり。

續 清正逝去の事

本書に、病中に熊本にて、家中の大小身者共を振舞ひ、歌舞伎を興行し、諸侍に直に言置きありたると記す。皆僞なり。右に予書記したる通なり。病日々に重りたる故、貴僧高僧集まり、數百部の法華經を讀誦し、慈救延命の法、種々の懸祈を致せども叶はず。醫師數を盡して參り集り、倉公・華佗が術を盡し、君臣佐使の藥を施しけれども、更に驗なくして、天なるか命なるか、春秋五十歳にて、本書の通り、六月廿四日に逝去なり。右に記す通り、病の初より、舌叶はずして、物言ふ事ならざるに

依り、公儀へも家中へも、遺言は無之候。まして祐筆の下川兵太夫に、一通の遺書を書かせたるとあるは、大きなる虚言なり。如斯覺え候へども、予其節は、幼少の事なれば、失念にてもあるかと、不審に存じ、態と書簡を認め、信州に遣し候て、中川周防入道に尋ね侍れば、御遺言又右の七ヶ條法度書共、跡方もなき僞の由、自筆にて、慥に申來り候なり。

續遺言相違の證據の事

御公儀への遺書に、家康公・利家公と書きたる事、大きに相違なり。家康公は征夷大將軍にて、駿府に御在城にて、大御所樣と申し奉りたる時なり。利家は大納言にて、加賀の國主たる故、江戶・駿河へ、諸大名と同じく參勤ありたるを、並べて一所に書くべき道理、曾て以てなきなり。

淸正家來の者共への一通の遺書の末に、此判形を、侍共に戴かせ、籠城の上、一戰を遂ぐべきなりとあり。斯樣の儀は、何者が私に作りて、虛言を書きたるか、兎角の

是非申し難き事なり。清正一生の行跡、常の志を以て、此書の始終を能々見て、詐實を鑑み給ふべきものなり。

續清正遺言に、軍神になり給はんと宣ふ言相違の事

本書に、清正遺言に、具足を着せ、太刀・刀を佩かせ、棺に入れ納むべし。末世の軍神たらんと云々。右に記す無言といふにて、申すに及ばざる事なれども、是れ猶僞の印は、和光同塵して、衆生濟度し給ふ垂跡の神は、格別の事なり。末世の衆生の身として、今此娑婆に輪廻して、軍神になりなんと念はゞ、却つて修羅道の苦みを脱かずして、永代成佛する事あるべからざる者なり。元より法華宗門の心は、此大乘妙典の功徳にて、六道四生を出離して、眞如寂光の淨土に往生ありて、必定成佛とこそ、本國寺日桓上人は引導し給ひて、淨池院殿日乘大居士と戒名を付け給ふにて、鑑みらるべきなり。

續追腹切りたる樣子の事

大木土佐、追腹切りたる事は、本書の如く、六月廿五日の辰刻に、私宅に於て切腹致し候ひし時、則ち家老共へ此旨申達し、何れも來りて樣子を見けるに、三宅角左衞門申しけるは、扨々武運に叶ひたる侍かな。異國本朝にて、數度忠功を致し、御厚恩を蒙り、今又黃泉迄の御供致す事、羨しき武士なりといひて、土佐が死骸より流れ出でたる血を取りて、我が手の上に置き、戴きて嘗めたり。此儀是非は計り難けれども、自餘にて聞かざる事なる故、之を誌すなり。

金官といふ朝鮮人は、同廿四日に、切腹せんと致すを、兩人の子供之を見、脇指を取り、色々敎訓して止め、脇指を隱して、丸腰にして置きたるに、十四五日も過ぎける故、思ひ止まりたると子供も思ひ、油斷したる時分、穢掛を呼入れ、古桶共の輪を懸けさせて見居たるが、人のなき時、穢掛の鉋を取りて、腹を十文字に掻切つて死したりけり。之を以て見れば、高麗人も、純柔純弱兵と計りは、又申し難き事なり。

清正逝去の時、家來の者共、駿河へ伺公致したる事

右に記す兩人の使者、駿州へ伺公致し、口上の旨、本田上野守殿迄、申達したる翌日、早清正逝去の由告げ來るに依つて、上野守殿より仰渡さるゝは、家來の侍共の家名知行高、諸役人まで具に書き立て、家老共に持參致すべき旨、肥後國へ申遣すやうにと、青木金兵衞といふ仁を以て宣ふ故、則ち熊本へ、此旨を、飛脚を以て申しけるに、右に記す通り、定めて家老と名付きたる者のなきに依り、一門の中、又役人の内にて五人、清正遺物、家來の者共、右の書立持ちて、駿河へ伺公致し候なり。名は左に記す。

清正遺物の事

秀忠公へ

御太刀　長光　　御脇指　來國光　　御茶入

家康公へ

御太刀　助眞　御脇指　正宗　圜悟墨跡
　右兵衞殿へ
御脇指　貞宗
　常陸介殿へ
御太刀　左文守　御脇指　來國俊　御茶入ほし
　上總寺殿へ
御脇指　延壽
以上。
當摩脇差　本田佐渡守　兼光脇指　本田上野守
右の遺物共差上、無二相違一何れも納めたる事なり。
家來の者共の書立の事
筑後堺南關城代　清正從弟聟加藤美作　豐後堺阿蘇城代　加藤清左衞門後右馬丞と號す
日向堺矢部城代　清正又從弟加藤萬兵衞後越後といふ　熊口堺佐敷城代　加藤與左衞門

（薩摩堺）水俣城代　（清正從弟聟）中村將監　宇土城代　（清正又いとこ）中川太郎平（後豐後といふ）

八代城　在番　（清正いとこ聟）田寺久太夫　（清正又いとこ其上いとこ聟）中川周防

熊本城留守居の者共　（清正いとこ）中川壽林　肥後國中知行方其外萬奉行

下川又左衛門　加藤平左衛門

先手三組の備大將

一番備頭　井川金右衛門（後に志摩といふ）　二番備頭　吉村橘左衛門

三番備頭　和田勝兵衛（後に備中といふ）

（清正內儀の妹聟但たれがはり）成田彌兵衛　（清正內義の妹聟但たれがはり）森本左近　庄林隼人　森本儀太夫

飯田角兵衛　三宅角左衛門

已上。

下川又左衛門

加藤與左衛門

慶長十六年七月晦日

加藤清左衞門
加藤美作守

青木金兵衞殿

右二十人の者共人質を出し、在江戸させ申すなり。右の外千四百廿一人、大小身共に、騎馬の侍之ありしは、別紙に書上げ申候。知行高足輕の數迄、記し上候へども、事長き故略之。

右の帳差上候を、家康公御覽ありて仰せられしは、思召より人數は多くありて、清正身代に應じて、高知行取りたる者なきとの御意ありたるといふ下說ありしなり。人數の多き仔細は、柳川者殘らず抱へ置き、又宇土籠城致したる小西者、筑紫家の者、三家中の者共が、慶長六年より加はりたる故、過分にありし事なり。又高知行取のなき故は、淸正常々宣ひしは、一萬石取一人持つよりは、五千石取二人持ちたるが、能き仔細ありとて、高知行取無之、殊に新參者に、高知行取りたる者を抱へ、

忠廣家督を嗣ぐ

舊參の者小身なれば、必ず其家不和にして、齊はざる仔細ありと、宣ひし故なり。

續清正跡相違なく、虎藤、肥後國拜領致し候事

清正跡相違なく、虎藤（此時十歳）拜領致し、入國仕る時、秀忠公の一字御免なされ、加藤肥後守忠廣になりて、御禮申上候。扨肥後より後伺公致したる五人の者、初めの使者に參りたる兩人、已上七人、家老に仰付けらるべきとの儀を、江戸に於て、本田佐渡守殿より、水野隼人殿を以て、内所ありけるに、和田備中・飯田角兵衛此兩人は、御免なされ候やうにと、隼人殿迄、兩人詫言致しける故、五人の者共計り、家老役仰付けられ、國中の仕置等・清正代に變らざるやうに申付くべき由上意ありて、則ち家老共に、起請文仰付けられ候なり。右の使者に參りたる兩人は、別紙に起請文書きたることなり。

起請文前書の事

一、虎藤幼少に御座候處に、無相違御國被仰付、誠に以て忝奉存候。兩御所樣御

厚恩、存忘申間敷事。

一、我等式事、奉對兩御所樣、自今以後表裏別心毛頭仕間敷事。

一、虎藤幼少に御座候とて、諸事我儘に仕間敷候。乍去虎藤爲に、可然儀御座候者、各致相談可申付事。

一、如何樣の知音、又者親子兄弟親類等といふとも、虎藤に存替り、贔屓偏頗之覺悟存申間敷事。

一、自然各分別相滯り、虎藤爲に不可然儀於在之者、前廉御奉行衆迄可申上候事。

以上。

八月　日

幷川金右衛門
下川又左衛門
加藤與左衛門
加藤清左衛門

加藤美作

右の通起請文致し、國中の仕置の樣子御渡され、五人の家老、兩人の使者、一度に家康公・秀忠公へ御禮申上、忠廣の供仕り、九月下旬に、熊本へ下着致候なり。

清正葬禮の事附廟所の事

葬禮は、十月十三日に、西光寺原に於て遂げ行ひ、京都本圀寺の住持日桓上人の引導なり。追腹切りたる大木土佐・金官が棺も、清正の跡に續いて輿かせ、同じく宮籠の内に、左右に雙べ置きて、同日桓上人の引導なり。廟所は、本書の通り、中尾山に建つるなり。右の兩人の者共の廟も、日乘大居士の廟の左右の脇に、列べて立置くなり。扨本妙寺は、元熊本にありたるを引きて、中尾山の麓に立てたるなり。

右廟の普請致す時、右の櫃を掘出したるに、其櫃に、清正房といふ名書付けありたり。清正は、昔清正房といひて、六十六部の經を、諸國に納めたりし僧の再誕なりと、肥後にても下說にいふ。又世間にても、今にいふ事なり。予其頃若年たる故、

虛實分明に覺えざるに依り、先年信州へ行きて、中川入道に尋ねければ、其時の廟所の普請奉行は、飯田角兵衞・三宅角左衞門致したるに、萬事の本〻を我れ仕りたる故、具に知りたる事なり。石の櫃掘出したる時も、右の兩人と同道して、行きて見たり。何やらん文字を彫付けてはありたれども、消えて字性見えざるなり。清正房といふ名ありたるといふは僞なり。縱ひ清正家來の者、誰が咄し候とも、虛說なりと申されしなり。

續 本妙寺法談の事

玄冬廿四日に、本妙寺に於て、千部の法華經讀誦の結願に、住持日延上人の法談の時、家來の者、殘らず聽聞しけるに、上人御出ありて、高座に登〻給ひ、法華經方便品を訓讀ありて、法讀は仕給はずして、先づ宣ふは、何れも御存知の事なれども、野僧は元高麗國の者なるを、八歲の時、文祿年中の亂により、父母の行方を知らず、孤となり、途に迷ひ居たりしを、高橋三左衞門といふ者に捕はれし故、定めて生害

に合ふべきと、幼心に思ひける所に、一命を助かり、剰へ清正の御介抱にて人となり、本朝へ召連れ給ひしに、文字の平仄をば辨せずと雖も、一連の句を、漫に綴る眞似をしければ、此童子をば出家になし、御父母の菩提弔はせ給ふべきと仰ありて、甲州身延山へ遣されたる故、關東を行脚して、大善知識の法筵の端に陪り、高祖日蓮大菩薩の流を汲み、忝くも金襴の伽梨を身に纏ひ、今此高座に上る事、偏に日乘大居士の厚恩なり。誠に以て忉利より高く、蒼海より深し。端的何を以てか、此恩を報ぜん。嗚呼哀なるかな、朝に紅顏ありて、世路に誇れども、暮には白骨となりて、郊原に朽ちぬといふ事、今更驚くべきにあらねども、大明百萬の軍兵を、蔚山に於て切退け、武名を朝鮮國に殘し、此國柳瀨表に於て、一番鑓を合せ、加之天草にて兩城を攻崩し、宇土・柳川の城を無爲に落し、名を日域に振ひ給ふ武將たりと雖も、無常の敵の來るをば、防ぐに其兵なきか、容花即ち萎みて墳際一掬の塵となる。命葉忽ち落ちて、暮天數片の煙と立上り給ふ事、惜しむに猶餘りあり。啼涙するに忍び難し。上古在原の中將の、昨日今日とは思はざりしをと、詠じ給ひし言の葉の末

迄も、思ひ出でられたると宣ひ、上人落涙し給ふを見て、滿座の聽衆、一度に嗵と泣きて、はら〱と座敷を立ち、寺外へ出でければ、上人も高座より下りて、すご〱と內陣へ入り給ひ畢。

續撰清正記卷第七大尾

此書の五巻に、梶川才兵衛と書出し申候は、實は梶原助兵衛景俊と申候。某共兄弟の爲め、祖父にて候助兵衛儀、高麗陣の刻、清正手の總船奉行被二申付一候。則自筆之判形、于レ今所持仕候。石田治部少輔謀叛の砌、諸大名の人質、大坂城中に可レ被レ入の沙汰有レ之由、熊本へ相聞え、清正、助兵衛に被二申付一候は、早く大坂へ罷越し、大木土佐と令二密談一妻女を盗出し可二罷下一由被二仰付一候に付、大坂へ上り候て、方便(てだて)に申候は、清正は、治部少輔方を仕候に付、様子見繕の爲め上り候と申なし、大坂衆と知人に罷成、折々參會仕候中に、土佐と申合せ虚病を構へ、醫師の所へ通ひ申す由にて、乘物に乘り、綿帽子を冠り、大夜着を着致し、毎日番所を通り申候。初の程は、度々に改め申候へども、後には、例の病人ならば通り申す様にと申すに付、廿日程も過ぎ、如二本書一盗み出し申候。其刻、土佐は乘物より少し引下り、爲二見送一慇に出候體に仕り、屋敷の侍共を召連れ、若し怪しめ申事候はゞ、喧嘩の様にて討果し申す覺悟にて、罷出候得共、無二異議一通り申故、土佐は屋敷へ歸り申候。扨川口に二ヶ所の番船御座候。私船に、水樽に二重底を仕り、下に内儀を入れ、上には其刻雨の後故、

幸ひ濁水をため船に乘り、助兵衞は番船に乘移り、本より番衆と知人にて候故、頃能くなり、只今罷下候と申し、酒を乞出し給ひ候て、潮時惡しくなり候樣にとの企にて、緩々と居申すに、船頭申候は、潮惡しくなり候間、早船に乘り候へと申すに付、私の船に乘り候へば、彌潮惡しくなり候故、助兵衞申候は、一刻も早く、爰元の樣子清正に申聞かせ、急ぎ上り申樣に可仕候。次の番船へは、爰元にて船中御改め候段、先へ被仰遣、御番船にて遲々不仕樣に通り申度由賴み候へば、尤と被申、次の番船へ、小早にて被申入候故、直に乘通り、豐前國仲津へ致着船、黑田如水老へ、大坂の首尾共、具に語り申候得ば、古今無比類働と、直に被感候。彼地より陸を參り候故、路次爲警固、如水より足輕五十人被差添、熊本へ着き申候。清正は、宇土への出陣も、大坂の左右を相待ち、延引候折節にて預感、一廉大身になり、河內と申す所に可被置と被申候。翌日清正は、小西攝津守居城へ出陣被仕候故、助兵衞も供仕り、於宇土討死を仕候。

助兵衞嫡子右門三郎と申候に千五百石、二男喜平次に三百石、三男藤六に二百石給

ひ候。右門三郎・藤六兩人は、早世仕候。私共新喜平次に、二百石加增、其後六百石加增にて、千百石に罷成候、兩代共、厚恩蒙り申候故、二君に仕へ申すまじき由申達し、配所庄内へも忍び參り申し、終に病死仕候。某共右の首尾にて、貞享三年迄、行年七十餘歳、牢人にて罷暮し申候。

大正五年五月十二日印刷
大正五年五月十五日發行

國史叢書
將軍記 二
續撰清正記 全

定價金一圓

不許複製

國史研究會之印

編者 黒川眞道

發行者 國史研究會

右代表者 小瀧淳
東京市本郷區駒込林町二二四番地

印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市本郷區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會